

令和5年第4回定例会会議録

令和5年第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期24日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月28日	火	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
11月29日	水	休 会	議案調査
11日30日	木	休 会	議案調査
12月 1日	金	休 会	議案調査
12月 2日	土	休 会	(市の休日)
12月 3日	日	休 会	(市の休日)
12月 4日	月	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
12月 5日	火	本会議	一般質問
12月 6日	水	本会議	一般質問
12月 7日	木	本会議	一般質問
12月 8日	金	休 会	議案調査
12月 9日	土	休 会	(市の休日)
12月10日	日	休 会	(市の休日)
12月11日	月	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月12日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月13日	水	休 会	議事整理
12月14日	木	休 会	議事整理
12月15日	金	休 会	議事整理
12月16日	土	休 会	(市の休日)
12月17日	日	休 会	(市の休日)
12月18日	月	委員会	予算決算常任委員会
12月19日	火	休 会	議事整理
12月20日	水	休 会	議事整理
12月21日	木	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和5年 第4回菊池市議会定例会会議録（目次）

11月28日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	19
2. 本日の会議に付した事件	22
3. 出席議員氏名	25
4. 欠席議員氏名	26
5. 説明のため出席した者の職氏名	26
6. 事務局職員出席者	27
7. 開 会	28
8. 開 議	28
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	28
10. 日程第2 会期の決定	28
11. 日程第3 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会・経済建設常任委員会 行政視察報告	29
・総務文教常任委員長報告	29
・福祉厚生常任委員長報告	33
・経済建設常任委員長報告	35
12. 日程第4 議案第77号及び議案第78号並びに議案第85号から 議案第89号まで一括上程・説明	38
休 憩	42
開 議	42
・質疑	42
荒木崇之議員質疑	42
○開田智浩総務部長答弁	42
荒木崇之議員質疑	42
○開田智浩総務部長答弁	42
・討論（議案第78号・議案第85号）	43
（1）東奈津子議員討論	43
（2）猿渡美智子議員討論	44
（3）荒木崇之議員討論	44
・採決	45
13. 日程第5 議案第79号から議案第82号、議案第84号、 議案第90号から議案第116号まで一括上程・説明	46

14. 日程第6	議案第117号から議案第120号まで一括上程・説明・質疑 ・討論・採決	53
15. 日程第7	議案第121号から議案第132号、議案第134号から 議案第137号、議案第139号まで一括上程・説明・質疑 ・討論・採決	55
16. 日程第8	議案第133号 上程・説明・質疑・討論・採決	60
17. 日程第9	議案第138号 上程・説明・質疑・討論・採決	61
18. 日程第10	報告第23号から報告第25号まで一括上程・報告・質疑	62
19. 日程第11	陳情第3号 上程	64
20. 日程通告	散会	64

11月29日(水曜日) 休会
11月30日(木曜日) 休会
12月1日(金曜日) 休会
12月2日(土曜日) 休会
12月3日(日曜日) 休会

12月4日(月曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第2号		67
2. 本日の会議に付した事件		67
3. 出席議員氏名		67
4. 欠席議員氏名		68
5. 説明のため出席した者の職氏名		68
6. 事務局職員出席者		68
7. 開議		69
	○山田哲二建設部長発言訂正	69
8. 日程第1 質疑		69
	平直樹議員質疑	69
	○村田義喜教育部長答弁	70
	平直樹議員質疑	70
	○村田義喜教育部長答弁	70
9. 日程第2 委員会付託		71
10. 日程通告	散会	73

12月4日(月曜日) 予算決算常任委員会

12月 5日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	77
2. 本日の会議に付した事件	77
3. 出席議員氏名	77
4. 欠席議員氏名	77
5. 説明のため出席した者の職氏名	78
6. 事務局職員出席者	78
7. 開 議	79
8. 日程第1 一般質問	79
(1) 泉田栄一朗議員質問	79
「手話言語条例について」	79
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	80
泉田栄一朗議員質問	81
○江頭実市長答弁	82
(2) 泉田栄一朗議員質問	82
「視覚障がい者の情報の取得について」	83
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	83
泉田栄一朗議員質問	83
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	85
(3) 泉田栄一朗議員質問	85
「外国人との共生社会について」	86
○宇野木浩二市民環境部長答弁	86
泉田栄一朗議員質問	87
○宇野木浩二市民環境部長答弁	89
泉田栄一朗議員質問	89
○宇野木浩二市民環境部長答弁	90
休 憩	90
開 議	90
(1) 稲継智康議員質問	91
「本市の中小企業振興対策について」	92
○開田智浩総務部長答弁	93
稲継智康議員質問	93
○開田智浩総務部長答弁	94

稻継智康議員質問	95
○開田智浩総務部長答弁	96
稻継智康議員質問	97
○開田智浩総務部長答弁	99
稻継智康議員質問	99
○江頭実市長答弁	100
(2) 稲継智康議員質問	100
「本市中学生のスポーツ・文化活動の現状と課題について」	100
○村田義喜教育部長答弁	101
稲継智康議員質問	102
○村田義喜教育部長答弁	103
稲継智康議員質問	103
○村田義喜教育部長答弁	104
稲継智康議員質問	105
○音光寺以章教育長答弁	105
昼食休憩	107
開議	107
(1) 島春代議員質問	107
「道の駅の新たな活用策について」	107
○三池克徳経済部長答弁	107
島春代議員質問	108
○三池克徳経済部長答弁	109
島春代議員質問	110
○山田哲二建設部長答弁	110
島春代議員質問	111
○山田哲二建設部長答弁	112
島春代議員質問	112
○江頭実市長答弁	113
(2) 島春代議員質問	113
「運転免許証自主返納者への支援について」	113
○開田智浩総務部長答弁	114
休憩	115
開議	116
(1) 荒木崇之議員質問	116

「竜門ダムの湖面利用について」	116
○村田義喜教育部長答弁	117
○江頭実市長答弁	118
荒木崇之議員質問	119
○江頭実市長答弁	120
荒木崇之議員質問	121
○江頭実市長答弁	122
荒木崇之議員質問	123
○江頭実市長答弁	124
荒木崇之議員質問	124
休 憩	125
開 議	125
○村田義喜教育部長答弁	125
(2) 荒木崇之議員質問	125
「角膜移植の推進について」	126
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	127
荒木崇之議員質問	128
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	129
9. 日程通告 散会	130
12月 6日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	133
2. 本日の会議に付した事件	133
3. 出席議員氏名	133
4. 欠席議員氏名	133
5. 説明のため出席した者の職氏名	134
6. 事務局職員出席者	134
7. 開 議	135
8. 日程第1 一般質問	135
(1) 福島英徳議員質問	135
「観光振興ビジョンにおける、観光戦略について」	135
○三池克徳経済部長答弁	136
福島英徳議員質問	137
○三池克徳経済部長答弁	137

福島英徳議員質問	138
○三池克徳経済部長答弁	138
福島英徳議員質問	139
○三池克徳経済部長答弁	139
福島英徳議員質問	140
○江頭実市長答弁	141
(2) 福島英徳議員質問	143
「G I G Aスクール構想について」	143
○村田義喜教育部長答弁	143
福島英徳議員質問	143
○村田義喜教育部長答弁	144
福島英徳議員質問	145
○村田義喜教育部長答弁	145
福島英徳議員質問	145
○村田義喜教育部長答弁	146
福島英徳議員質問	146
○音光寺以章教育長答弁	147
休 憩	149
開 議	149
(1) 猿渡美智子議員質問	149
「障がい者への情報提供について」	149
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	150
猿渡美智子議員質問	151
○古閑昭二郎選挙管理委員会委員長答弁	151
猿渡美智子議員質問	152
○古閑昭二郎選挙管理委員会委員長答弁	153
(2) 猿渡美智子議員質問	153
「里親制度について」	154
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	155
○村田義喜教育部長答弁	156
猿渡美智子議員質問	156
○村田義喜教育部長答弁	157
猿渡美智子議員質問	157
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	158

昼食休憩	158
開 議	158
(1) 安武睦夫議員質問	159
「独居高齢者等のごみ出しサポートについて」	159
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	159
安武睦夫議員質問	160
○江頭実市長答弁	161
(2) 安武睦夫議員質問	161
「施設維持のためのネーミング・ライツ事業（命名権）について」	162
○開田智浩総務部長答弁	163
安武睦夫議員質問	164
○江頭実市長答弁	164
(3) 安武睦夫議員質問	165
「農業における女性の活躍推進について」	165
○三池克徳経済部長答弁	166
安武睦夫議員質問	167
○江頭実市長答弁	168
(4) 安武睦夫議員質問	168
「T S M C 進出で減少する優良農地確保に向けた市の対応状況について」	169
○三池克徳経済部長答弁	170
安武睦夫議員質問	171
○三池克徳経済部長答弁	172
安武睦夫議員質問	172
○江頭実市長答弁	173
休 憩	174
開 議	174
(1) 本藤潔議員質問	174
「児童虐待防止について」	174
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	175
本藤潔議員質問	176
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	177
本藤潔議員質問	178
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	178
(2) 本藤潔議員質問	179

「市の業務と人員配置について」	179
○開田智浩総務部長答弁	179
本藤潔議員質問	180
○北島悠子政策企画部長答弁	181
本藤潔議員質問	181
○北島悠子政策企画部長答弁	181
本藤潔議員質問	182
○江頭実市長答弁	182
(3) 本藤潔議員質問	182
「竜門ダム送水管による用水の供給について」	183
○三池克徳経済部長答弁	183
本藤潔議員質問	184
○三池克徳経済部長答弁	184
(4) 本藤潔議員質問	184
「ドローンの利用について」	184
○山田哲二建設部長答弁	185
本藤潔議員質問	185
○山田哲二建設部長答弁	186
9. 日程通告 散会	187
12月 7日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	191
2. 本日の会議に付した事件	191
3. 出席議員氏名	191
4. 欠席議員氏名	192
5. 説明のため出席した者の職氏名	192
6. 事務局職員出席者	193
7. 開 議	194
8. 日程第1 一般質問	194
(1) 緒方哲郎議員質問	194
「健診(検診)受診率について」	194
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	196
緒方哲郎議員質問	196
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	198

緒方哲郎議員質問	198
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	199
緒方哲郎議員質問	200
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	200
緒方哲郎議員質問	201
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	201
(2) 緒方哲郎議員質問	202
「市道小野崎森北線について」	202
○山田哲二建設部長答弁	203
緒方哲郎議員質問	203
○山田哲二建設部長答弁	204
緒方哲郎議員質問	204
○山田哲二建設部長答弁	205
休 憩	205
開 議	205
(1) 東奈津子議員質問	206
「小中学校のトイレでの生理用品の配備について」	206
○村田義喜教育部長答弁	206
東奈津子議員質問	207
○村田義喜教育部長答弁	209
東奈津子議員質問	209
○音光寺以章教育長答弁	210
(2) 東奈津子議員質問	210
「介護保険制度について」	211
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	212
東奈津子議員質問	212
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	214
東奈津子議員質問	214
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	214
東奈津子議員質問	215
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	216
(3) 東奈津子議員質問	216
「産後ケア事業について」	217
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	217

東奈津子議員質問	218
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	219
東奈津子議員質問	219
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	220
東奈津子議員質問	220
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	221
昼食休憩	221
開 議	221
(1) 二ノ文伸元議員質問	222
「隈府中央線について」	222
○山田哲二建設部長答弁	222
二ノ文伸元議員質問	222
○山田哲二建設部長答弁	223
(2) 二ノ文伸元議員質問	223
「今村橋との連結について」	223
○山田哲二建設部長答弁	224
二ノ文伸元議員質問	224
○山田哲二建設部長答弁	225
二ノ文伸元議員質問	225
○山田哲二建設部長答弁	225
二ノ文伸元議員質問	226
○江頭実市長答弁	227
二ノ文伸元議員質問	227
○江頭実市長答弁	228
休 憩	228
開 議	228
(1) 木下雄二議員質問	228
「市営住宅の指定管理について」	228
○山田哲二建設部長答弁	229
木下雄二議員質問	229
○山田哲二建設部長答弁	230
(2) 木下雄二議員質問	231
「竜門ダムの未利用水のT SMC等の活用について」	232
○江頭実市長答弁	232

木下雄二議員質問	232
○江頭実市長答弁	233
(3) 木下雄二議員質問	233
「防災土育成事業について」	234
○開田智浩総務部長答弁	234
木下雄二議員質問	234
○開田智浩総務部長答弁	235
木下雄二議員質問	235
○開田智浩総務部長答弁	235
木下雄二議員質問	236
○江頭実市長答弁	236
(4) 木下雄二議員質問	237
「免許証返納者への支援について」	237
○江頭実市長答弁	238
(5) 木下雄二議員質問	238
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	238
○江頭実市長答弁	239
(6) 木下雄二議員質問	239
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	240
○宇野木浩二市民環境部長答弁	241
木下雄二議員質問	241
○江頭実市長答弁	242
9. 日程第2 議案第140号から議案第142号まで一括上程・説明	242
質疑	244
安武睦夫議員質疑	244
○三池克徳経済部長答弁	245
安武睦夫議員質疑	245
○三池克徳経済部長答弁	245
荒木崇之議員質疑	245
○三池克徳経済部長答弁	245
荒木崇之議員質疑	246
休 憩	246
開 議	246
荒木崇之議員質疑取消し	246

・委員会付託	246
10. 日程通告 散会	246
12月 8日(金曜日)	休 会
12月 9日(土曜日)	休 会
12月10日(日曜日)	休 会
12月11日(月曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月12日(火曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月13日(水曜日)	休 会
12月14日(木曜日)	休 会
12月15日(金曜日)	休 会
12月16日(土曜日)	休 会
12月17日(日曜日)	休 会
12月18日(月曜日)	予算決算常任委員会
12月19日(火曜日)	休 会
12月20日(水曜日)	休 会
12月21日(木曜日)	本会議
1. 議事日程第6号	249
2. 本日の会議に付した事件	249
3. 出席議員氏名	249
4. 欠席議員氏名	250
5. 説明のため出席した者の職氏名	250
6. 事務局職員出席者	251
7. 開 議	252
○山田哲二建設部長報告	252
8. 日程第1 各常任委員会報告	252
・総務文教常任委員長報告	252
・福祉厚生常任委員長報告	256
・経済建設常任委員長報告	259

・ 予算決算常任委員長報告	262
委員長報告に対する質疑	265
荒木崇之議員質疑	265
経済建設常任委員長答弁	266
討論（議案第79号）	266
（1）東奈津子議員討論	267
討論（議案第110号・議案第115号）	267
（1）福島英徳議員討論	268
（2）古田浩敏議員討論	268
（3）荒木崇之議員討論	269
（4）稲継智康議員討論	270
採決（議案第80号～議案第82号、議案第84号、 議案第90号から議案第109号、議案第111号から 議案第114号、議案第116号、議案第140号から 議案第142号、陳情第3号）	270
採決（議案第79号）	271
採決（議案第110号）	271
採決（議案第115号）	271
9. 日程第2 議案第143号 上程・説明	271
休憩	273
開議	273
質疑・討論・採決	273
10. 日程第3 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	274
11. 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	274
12. 閉会	276

第 1 号

1 1 月 2 8 日

令和5年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和5年11月28日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会・経済建設常任委員会行政視察報告
- 第4 議案第77号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第78号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第85号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
 - 議案第86号 令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第87号 令和5年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第88号 令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
 - 議案第89号 令和5年度菊池市下水道事業会計補正予算（第2号）
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第79号 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第80号 菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第81号 菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第82号 菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第84号 菊池市斑蛇口湖公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第91号 令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第92号 令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 93 号 令和5年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 94 号 令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第 95 号 令和5年度菊池市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第 96 号 公の施設の指定管理者の指定について
（きくちふるさと水源交流館）
- 議案第 97 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ）
- 議案第 98 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ）
- 議案第 99 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ）
- 議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市隈府小学校区児童育成クラブ）
- 議案第 101 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市花房小学校区児童育成クラブ）
- 議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市菊池老人福祉センター）
- 議案第 103 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城老人福祉センター）
- 議案第 104 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市旭志老人憩の家（太陽の家））
- 議案第 105 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城ふれあいプラザ）
- 議案第 106 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城高齢者能力活用センター）
- 議案第 107 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市泗水地域福祉センター）
- 議案第 108 号 公の施設の指定管理者の指定について
（きくち観光物産館）
- 議案第 109 号 公の施設の指定管理者の指定について
（旭志ふれあいセンターほたるの里）
- 議案第 110 号 公の施設の指定管理者の指定について
（七城町特産品センター）

- 議案第 1 1 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町特産物センター)
- 議案第 1 1 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町第二特産物センター)
- 議案第 1 1 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあい交流館)
- 議案第 1 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市有朋の里泗水孔子公園)
- 議案第 1 1 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市リバーサイドパーク)
- 議案第 1 1 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市竜門ダム広場)

まで一括上程・説明

- 第 6 議案第 1 1 7 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 1 1 8 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 1 1 9 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 1 2 0 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 7 議案第 1 2 1 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 2 2 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 2 3 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 2 4 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 2 5 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 2 6 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 2 7 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 2 8 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 2 9 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 3 0 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 3 1 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 3 2 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 3 4 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 3 5 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 3 6 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 3 7 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第 1 3 9 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 8 議案第 1 3 3 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 9 議案第 1 3 8 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 10 報告第 2 3 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第 2 4 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第 2 5 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
まで一括上程・報告・質疑
- 第 11 陳情第 3 号 防災無線戸別受信機（デジタル）の設置に関する陳情書
上程



本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会・経済建設常任委員会行政視察報告
- 日程第 4 議案第 7 7 号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 8 号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 5 号 令和 5 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 8 6 号 令和 5 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 7 号 令和 5 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 8 号 令和 5 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 9 号 令和 5 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第 7 9 号 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 0 号 菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 81 号 菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 82 号 菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 84 号 菊池市斑蛇口湖公園条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 90 号 令和 5 年度菊池市一般会計補正予算（第 10 号）
- 議案第 91 号 令和 5 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第
4 号）
- 議案第 92 号 令和 5 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 93 号 令和 5 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 94 号 令和 5 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 95 号 令和 5 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 96 号 公の施設の指定管理者の指定について
（きくちふるさと水源交流館）
- 議案第 97 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ）
- 議案第 98 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ）
- 議案第 99 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ）
- 議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市隈府小学校区児童育成クラブ）
- 議案第 101 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市花房小学校区児童育成クラブ）
- 議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市菊池老人福祉センター）
- 議案第 103 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城老人福祉センター）
- 議案第 104 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市旭志老人憩の家（太陽の家））
- 議案第 105 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城ふれあいプラザ）

- 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城高齢者能力活用センター)
- 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水地域福祉センター)
- 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について
(きくち観光物産館)
- 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について
(旭志ふれあいセンターほたるの里)
- 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について
(七城町特産品センター)
- 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町特産物センター)
- 議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町第二特産物センター)
- 議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあい交流館)
- 議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市有朋の里泗水孔子公園)
- 議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市リバーサイドパーク)
- 議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市竜門ダム広場)

まで一括上程・説明

- 日程第6 議案第117号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第118号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第119号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第120号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第7 議案第121号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第122号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第123号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第124号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第125号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第126号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第127号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第128号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第129号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第130号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第131号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第132号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第134号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第135号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第136号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第137号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第139号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 議案第133号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 議案第138号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

日程第10 報告第23号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第24号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第25号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

日程第11 陳情第3号 防災無線戸別受信機（デジタル）の設置に関する陳情書
上程



出席議員（20名）

- 1番 本 藤 潔
- 2番 安 武 睦 夫
- 3番 稲 継 智 康
- 4番 古 田 浩 敏
- 5番 島 春 代
- 6番 大 山 宝 治

7番	田中教之
8番	福島英徳
9番	緒方哲郎
10番	後藤英夫
11番	平直樹
12番	東奈津子
13番	水上隆光
14番	猿渡美智子
15番	荒木崇之
16番	工藤圭一郎
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	北島悠子
総務部長	開田智浩
市民環境部長	宇野木浩二
健康福祉部長	中尾孝浩
経済部長	三池克徳
建設部長	山田哲二
七城支所長	古田十咲
旭志支所長	竹村秀一
泗水支所長	高島英輔
財政課長	稲葉一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	中川敬三
教育長	音光寺以章

教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

午前10時00分 開会

○

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第4回菊池市議会定例会を開会します。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

10月10日に、第283回熊本県市議会議長会が山鹿市で開催されました。会務の報告及び九州市議会議長会提出議案に、「学校施設環境改善交付金の充実確保について」及び「中九州地域の交通網の整備促進について」の2議案が全会一致で採択されました。

また、11月13日には、全国過疎地域連盟第56回総会が東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から令和5年10月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の結果がっておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、平直樹議員及び東奈津子議員を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から12月21日までの24日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの24日間と決定しました。

○

日程第3 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会・経済建設常任委員会
行政視察報告

○水上隆光 議長 日程第3、総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会・経済建設常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

最初に、総務文教常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。総務文教常任委員会の行政視察について、ご報告申し上げます。

当委員会は、10月31日から11月2日の2泊3日の日程で、委員7名全員と事務局1名、執行部1名の計9名により、山口県美祢市の部活動の地域移行について、光市のペット同行避難所の試行実施について、また、周南市の公共施設再配置の取組について、及びスマートシティの推進について視察してまいりました。

まず、美祢市の部活動の地域移行について申し上げます。

美祢市では、中学校5校全校合わせて生徒数が430名程度と少子化の影響により10年余りで約半数に減少し、現在の各中学校では部活動の選択肢が2種目と少ない状況です。

しかし、生徒には多様なニーズがあり、また、教職員の働き方改革もあって、現行の部活動には限界がありました。その対応策として部活動の地域移行に取り組まれています。

地域移行によって、どの学校へ行っても10種目のクラブ活動の選択肢ができたようです。

ただし、現在は地域移行のクラブ活動は土曜日のみとなっており、令和7年度に学校部活動が終了した後には、平日の活動も2日を基本として、地域・保護者・学校による手伝い・見守りを行う予定とのことであります。

地域移行のメリットとしては、子どもたちにとって魅力ある学校づくりができることや技術的にも専門的な指導を受けることができ、また、教員の労力を本来業務に発揮できることや、地域指導者が入ることによって学校が開かれた場所になっていることなどが挙げられます。

課題としては、保護者の経済的負担をどう軽減するかで、現在は子どもたちの部活動送迎にスクールバスが活用されていますが、経費は市で負担されています。また、適切な運営団体や指導員の確保も課題となっており、指導員の育成として県主催の研修会への参加をあっせんされていて、市独自の研修会の開催も検討されているようです。

また、学校部活動以外のスポーツとして、市ではMチャレスポーツと呼んでいる1講座半日となる講座を立ち上げ、学校では体験できないようなボルタリング・ゴルフ・スケートボードなどを体験できるようにしています。文化関係でもMチャレカルチャーとして調理・手芸・華道などの講座を立ち上げられています。

美祿市では、生涯学習の視点による地域のスポーツ・文化活動の創出を行い、多様な受け皿を作られています。子どもたちの興味関心や多様なニーズに応じた活動機会を確保することにより自己実現を応援していくという姿勢は、大いに参考とすることができました。

次に、光市のペット同行避難所の試行実施について申し上げます。

光市では、ペットを飼っている市民がちゅうちょすることなく避難行動を取れるようにするとともに、ペットのいる避難者とそうでない避難者、双方が干渉し合うことのない避難所生活を送ることができるよう、ペット同行避難に対応できる専用の避難所を1か所開設されています。

令和3年より通常の避難所から独立したペット専用の避難所としてユニットハウス3棟を設置し、犬12匹、猫16匹、ハムスターなどの小動物20匹程度に対応できるようです。

ペットの飼育管理は原則として飼い主の責任で行い、ペットの健康管理ができていない場合やペットと一緒に避難したい場合は車中避難で対応されています。

市所有地に設置されているため土地購入費や賃貸料ではなく、設置工事費49万5千800円、水栓設置工事7万1,500円のほかに、エアコン、脱臭剤、ゴミ箱等を設置されています。

ペット同行避難所における動物の回診や健康相談等に関して、市内の動物病院（5医院）と協定を締結してありますが、これまでは短期避難のため、実績はないようです。

ペット同行避難の実績としては、令和4年台風14号では4世帯7名の避難で、ケージの利用は猫3匹、車中は犬1匹、令和3年8月12日からの大雨では2世帯4名の避難で、ケージの利用は犬と猫各1匹、令和3年11月21日の不発弾処理ではケージの利用は猫1匹となっています。

課題としては、ペットと一緒に場所に避難したいとの声があるものの、一般の方

とペットを連れた方が同じスペースで過ごすことは相互の理解が進まないといえないため、住民ニーズを踏まえて今後検討されるようです。

光市では、平成30年7月の豪雨災害後に市民の意見を求めたところ、ペットがいるので避難をちゅうちょしたとの意見があったことから、より多くの市民に安心して避難いただくために検討を始めて実施に至ったとのことです。ペットは家族の一員であるという意識が浸透する中、山口県内のペット同行避難所の設置は光市のみの実施だそうで、より市民に寄り添った先進的な取組が印象に残りました。

次に、周南市の公共施設再配置の取組について申し上げます。

周南市では、平成24年4月、行政改革推進室を設置され、10月に公共施設再配置計画（案）の公表を行ったところ、総論浸透の前に各論の議論に入ったため、パブコメの大半が総合支所廃止等に対して反対意見であったとのこと。議会からも再配置計画（案）の再考を求める要望議決が出され、一旦取下げとなっています。

その後、平成25年11月に公共施設白書を作成し、これは県内で初めてだそうです。平成26年3月に基本方針策定、8月に再配置計画を策定されました。

コスト削減としては、40年間で30%縮減を目標として取り組まれています。

アクションプランとして、施設分類別計画、地域別計画、長期修繕計画、長寿命化計画を策定してあります。

平成27年から再配置モデル事業として、長穂地域、和田地域で実施され、選定理由は、支所・公民館の老朽化と耐震性に問題があること、また、建物の一部が土砂災害特別警戒区域に位置していたためであります。長穂地域では新しい支所・市民センターを廃校の小学校グラウンドに整備し、和田地域では暫定措置として廃校の中学校を支所・市民センターとして活用しています。

モデル事業では、ワークショップを何度も実施されたようですが、白紙の状態から始めたためなのか、なかなか決まらず、市民より計画案を示してほしいとの意見があったとのこと。市の案をどの程度示し、市民参画を経るのかという進め方に反省点があったと総括されています。

令和3年12月に公共施設マネジメント基金を創設されており、財源はモーターボート事業からの繰入金3億円と土地売却・貸付収入1億円程度を積み立てられており、多額の経費を要する大規模改修や遊休施設の解体などに充てられています。

また、自主点検マニュアルを作成し、年1回の自主点検を定例化し、施設分類計画で点検結果の公表が行われています。

令和4年3月に再配置計画を改訂し、継続して取り組まれています。

課題としては、公共施設再配置は「総論賛成、各論反対」となってしまうため、

まずは総論の理解を得ることが大切であり、受益者の意見だけでなく、市民全体の意見を反映する必要があるとのことです。

また、計画を市民へ分かりやすく伝えるために漫画を活用されており、再配置を推進するには、施設別データと固定資産台帳データを集約化し、できるだけ市民へ公表していかなければならないと考えられています。

本市でも身の丈に合った施設保有量を実現し、持続可能なまちの未来を組み立てていくために、市民の理解と協力をお願いしていくことが重要であると感じました。

次に、同じく周南市のスマートシティ推進について申し上げます。

スマートシティ構想とは、総合計画を具体化するための個別計画を推進する手法の一つであるスマートシティ推進施策について、その体系と方向性を示す分野横断的な構想として位置づけたものであり、令和2年度末に策定されています。

市の主な取組としては、行政手続のオンライン化やRPAでの業務の自動化、またAI会議録作成、AI-OCRなどにより効率化を図られています。ほかにもリアルタイムのデータ分析に、分析ツールであるEBPMの活用も行われています。

令和3年度にモデル地区を設定して、ワークショップを開催し、民間力を含めて市民の困り感を聞きながら、スマートシティ化を進められています。

モデル地域2校（周陽小学校、遠石小学校）では、タブレットとGISを活用した安全安心マップづくりにも取り組まれています。

DX人材育成としては、RPAのシナリオ作成も大事ですが、技術を課題解決に結びつける力をつけることが大切であると考えられています。

そこで、若手職員を対象にDX概念研修を行う職員向けDXセミナーの開催や、講師がオンラインで参加してDXの基礎的な知識・マインドセットの習得を行うデジタル人材育成研修、プロジェクトリーダーとしてのスキルの習得を行うDX人材育成研修などの職員向け研修の実施に取り組んでおられます。

また、市民向けには、スマートシティ推進シンポジウムと題して、市民の理解を求めるためのパネルディスカッションやデジタルデバйд対策として、モデル地区内でワークショップを行い、高齢者の方に自分には関係ないという思いを払拭してもらい、デジタル化で何ができるかを知っていただく取組も行われています。

デジタル化が進み、どんなに便利な社会になっても、住民が取り残されることがあってはならず、行政だけでなく、住民や企業等で連携して丁寧に取り組んでいくことが大切であると感じました。

今回の視察は、各市での様々な施策が参考となり、有意義なものにすることができました。

以上、総務文教常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、総務文教常任委員会の行政視察報告を終わります。

次に、福祉厚生常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 おはようございます。福祉厚生常任委員会の行政視察について、ご報告を申し上げます。

当委員会は、10月17日から19日までの2泊3日の日程で、委員6名全員と事務局1名、執行部1名の計8名により、北海道旭川市及び留萌市で行政視察を行いました。

初めに、旭川市のがん検診受診率向上の取組について申し上げます。

がん検診の啓発活動として、商業施設のスペースを無料で借用したパネル展や、旭川がん検診センターと協力し、関係団体を含め3,000人の来場者がある「健康祭」を実施されていました。

また、協会けんぽや都市共済等の保険者を通じたがん検診を呼びかけるチラシの配布や、包括連携協定を結んでいる生命保険会社及び郵便局へ、検診の日時などの情報を周知し、顧客や社員に対し受診の勧奨を依頼されていました。

今後の取組としては、今までアプローチしてこなかった子育て世代への受診勧奨として、託児所付きの検診や、がんと共生という部分として抗がん剤によって髪が抜けてしまった方に対しウィッグの補助金の制度についても考えていると話されていました。

次に、国保特定健診受診率向上の取組について申し上げます。

特定健診未受診者への個別受診勧奨については、はがきで行っており、はがきの色などを変え、どのパターンの通知が受診に結びつくのかのデータ分析が行われ、勧奨のはがきを持参すれば受診ができるように医療機関への周知が行われていました。また、生活習慣病治療中の方は通院されており、特定健診は必要ないと考えている方が多くいるため、旭川医師会を通じて医療機関へPR文書を配布し、かかりつけの先生から受診を勧めてもらう取組も行われていました。

特定健診未受診者のデータと、生活習慣病などの治療の有無を国保のレセプトデータから抽出し突合せすることで、健診受診者、健診は受けていないが治療中の方、健診も医療機関も受診していない「健康状態未把握者」を抽出し、元気な方なのか、事情があって受診できない方なのか把握し、受診につなげる取組が行われていました。

次に、旭川市手話言語条例について申し上げます。

平成25年11月に「障がいを持たれる方が安心して暮らせるまちに」をテーマ

に、市民と旭川市議会との意見交換会が行われたことをきっかけに、旭川ろうあ協会より「手話言語法の制定を求める意見書」が提出され、採択されました。平成27年6月から、手話条例制定に向けた意見交換会を経て、旭川ろうあ協会など、手話に関する団体で構成された旭川市手話条例検討委員会が全8回開催され、手話条例の内容、手話の理解促進・普及のための取組について審議され、平成28年6月17日、旭川市議会において「旭川手話言語条例」が可決され、7月1日に施行されたとのことでした。

条例の概要としては、手話が言語であるとの認識に基づき、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としているとのことであり、市が推進する取組として聴覚障がい児の保護者等に対する支援や、手話を学ぶ機会の確保等、全部で10項目が挙げられています。

現在は、旭川市手話施策推進会議を年3回程度行い、施策の推進及び実施状況についての検証や、手話に関するリーフレットを作成し、全市民に向けて普及啓発が行われ、聴覚障がいのある子どもの保護者向けに、ろう児の成長過程の体験談、困ったときの相談先など、聞こえない子どもを育てることに対する情報提供を行うことを目的としたリーフレットの作成も行われていました。

条例制定により、普及啓発の予算の根拠となることや、手話出前講座について、制定後、大幅に依頼件数が増えたことから、条例制定による手話への認識が深まったと思われると話されておりました。

次に、留萌市の「るもい健康の駅」について申し上げます。

留萌市では健康都市宣言を行い、市民に、健康は自らが主体的に守ることの意識向上のため、また、予防医学の実践拠点として「るもい健康の駅」を設置されました。

健康の駅には、軽運動室や健康体験室などの設備があり、看護師をはじめとしたスタッフが常駐し健康相談等を実施されており、多くの市民が利用されているとのことでした。また、施設の管理運営はNPO法人へ指定管理されており、様々な取組が行われていました。

コホート研究とユートピアを組み合わせた「コホートピア構想」の取組について、留萌市は高齢化率が約39%で、人口の構成年齢が未来の日本の縮図として、調査研究のオープンフィールドとして注目され、旭川医科大学をはじめとした研究機関などと連携した研究が、健康の駅を拠点として行われていました。目のコホート研究事業では、40歳以上の市民1,700名の目の健診等を行い、病気の早期発見・早期治療と、因子を探る研究が行われていました。

また、医師による個別健康診断や、訪問によるよろず相談が行われ、体質に応じ

た健康予防をされていました。

さらに、地域公民館へ出向いてのオレンジカフェ留萌事業では、認知症の本人や家族との情報交換と相談の場として、地域コミュニティの創出のための取組が行われていました。

これらのほか、地域リスク介入事業では、独居高齢者の名簿を作成し、栄養状態について調査をされた結果、塩蔵品の摂食による腎臓へのダメージが多いことが判明したため、慢性腎臓病疾患の予防対策を実施することができたとのことでした。

また、健康診断を一人一人に年1回以上行い、健康状態等について把握することで、災害時における避難の優先順位や介助の有無などの管理を行われていました。

今回の視察では、主に市民の健康に対する取組についてでありましたが、必要となる要素は、関係機関との連携及び適切なデータの収集と分析結果の活用が重要であり、本市においても重要な課題であると考えました。

以上、福祉厚生常任委員会の行政視察の報告といたします。

○水上隆光 議長 以上で、福祉厚生常任委員会の行政視察報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 皆さん、おはようございます。経済建設常任委員会の行政視察について報告申し上げます。

当委員会は、11月14日から16日までの2泊3日の日程で、委員6名全員と事務局1名、執行部1名の計8名により、有害鳥獣の処理に関しては、千葉県館山市の館山ジビエセンター、及び館山市有害鳥獣焼却処理施設を、また、スマート農業に関しては、栃木県下野市にある株式会社誠和のアグリステーション、通称トマトパーク、及び東京都千代田区にある大和ハウス工業株式会社本社内にあるミニ植物工場を視察しました。

初めに、有害鳥獣の処理に関して、館山市の館山ジビエセンター、及び館山市有害鳥獣焼却処理施設について申し上げます。

館山市は、増え続けるイノシシの被害に悩まされており、捕獲頭数は令和元年度899頭、令和2年度2,357頭、令和3年度1,233頭、令和4年度1,138頭と、特に令和2年度は、令和元年度の台風災害による影響で2.6倍にも増加していました。この4年間の状況は本市の約1.6倍となっています。

ジビエセンターは、ZOZOの前社長である前澤氏から台風被害のお見舞いとして寄附を頂いた20億円の基金から1,200万円分をジビエセンターの建設に充て、令和3年12月にオープンしたとのことでした。

また、有害鳥獣焼却処理施設は、令和2年度に計画の実施決定がなされ、令和3年度に減溶化方式を焼却と決定し、施設の設計を行い、令和4年度に国庫補助に採択され着工し、整備費用約9,800万円の財源内訳は、国が約3,900万円、県が850万円、市が約5,050万円となっており、令和5年3月末に完成し、4月から運用が開始されました。

ジビエセンターについては、施設自体は旧ごみ収集管理センターの建屋の一部を改修し、運営は元地域おこし協力隊の方が運営する合同会社アルコに15年間の指定管理として長期継続契約してありました。年間の指定管理料は125万円、年間の営業利益実績の20%を納入金として納めることになっています。

捕獲した有害鳥獣は、捕獲現場での「止めさし」「放血」を行い、1時間以内に施設に搬入する必要があります。搬入個体は、館山市内の捕獲従事者が館山市内で捕獲した個体に限られています。捕獲した個体の解体は、捕獲した方が使用料金を払えば施設を使って自ら行うこともできますが、これまでの利用実績はないとのこと。肉の買取り額は、鳥獣の種類や、イノシシの場合は脂の厚み、歩留まりに応じて設定されていました。

ジビエのプロモーションには積極的に力を入れられており、地域の飲食店向け、大都市の飲食店向けと戦略を分けて展開されていました。このほか、資源循環の取組として、竹チップコンポストによる解体残渣の減容、及び皮加工品、ペットフード、猪骨だし等の制作も行われており、ジビエ肉、及び加工用の皮の取引は、軌道に乗るとまではいっていないものの、人口規模の大きい大消費地に近いことから、まずまずの成果が出ているとのことでした。

また、有害鳥獣焼却処理施設については、100平方メートル程度の小さな施設で、焼却炉は約5平方メートル、冷凍保管庫は約10平方メートルのコンパクトなもので、管理運営方式は市の直営でした。焼却能力は、年間で約50トンとのことであり、令和4年度の捕獲実績からすると2割程度は余裕があるとのことでした。

館山市は、歴史的な背景からくる市民感情が、焼却よりも埋却のほうに厳しく、焼却施設の建設に当たっては、比較的スムーズに進めることができたとのことでした。

次に、スマート農業に関して、株式会社誠和のトマトパークについて申し上げます。

トマトパークは、施設園芸の最先端を行く国内では最高峰のトマト栽培施設と言われており、敷地面積1.8ヘクタールの広大なスペースを活用した最先端の施設園芸を体験できるトマト栽培施設において、世界最先端の「試験・研究」、様々な情報公開する「視察・見学」、次世代の農家を育てる「教育・研修」の三つを軸と

した事業を行い、「日本の施設園芸に新しい風を」、そして「魅力ある農業、夢が描ける農業を実現する施設園芸」を創業以来、追求されています。

施設では、高生産実現に必要な植物生理に基づく理論的な栽培管理、施設を使いこなす環境制御技術を実践し、トマトの大玉日本品種の目標収量は、一般的に10アール当たり15トンとされていますが、ここでは70トンとのことであり、約4.7倍となっています。

ここでは、大きなハウスを区分けして部屋ごとに、トマトの大玉日本品種のほか、高糖度トマト、ミニトマト、キュウリ、ナス、パプリカ等が栽培され、さらに品種ごとに数列ずつ植えることで、高収量に適した品種や栽培方法を見極める栽培試験が行われていました。

高収量を実現するためには、作物にできるだけ多くの光を当てることが重要であり、温度、湿度、CO₂濃度を光の濃度に合わせて最適化し、光合成を最大化するよう統合環境制御が行われていました。こうした環境データとともに、作物の成育調査をデータ化され、生育の変化に応じて、温度、湿度、給液管理等を調整したり、逆に環境の変化に応じて、葉の面積指数であるLAIや、株の密度、果実数等を調整されたりしています。

こうした生育、環境、管理の各データは、インターネット上にある誠和のデータ活用サービスであるプログレディを使って比較検討することができるそうです。

トマトパークの施設、設備は、高生産を実現するための重要なアイテムですが、それだけでなく、様々なデータに基づき、管理の方針をチームで検討・決定しておられ、そこで積み上げられた栽培技術が、欠かすことのできない重要な要素であると感じました。

次に、大和ハウス工業株式会社のミニ植物工場について申し上げます。

富山県高岡市にある施設が改修中でありましたので、東京の本社ビルにあるコンテナ型のミニ施設を視察しました。

大和ハウス工業株式会社では、戸建て住宅のほか、新型植物工場システム「agriculture ID」について、自社の強みである建築・建設、また国内各地で施工できるネットワーク力に加え、三協立山株式会社の栽培技術・サポート力と組み合わせた事業提案を行っておられます。

こうした植物工場で生産される野菜は、安定生産・安定品質・安定価格だけではなく、徹底した衛生管理による農薬の不使用、歩留まりが高い、付着する菌が少ない、異物混入リスクが低減する等のメリットが考えられると感じました。

今回の視察は、有害鳥獣の加工処理施設、及び焼却処理施設、スマート農業に関する施設園芸、及び植物工場と、様々な取組を学ぶことができましたが、参考となる点が

多々あり、有意義なものとすることができました。

以上、経済建設常任委員会の視察研修の報告とします。

○水上隆光 議長 以上で、経済建設常任委員会の行政視察報告を終わります。

○

日程第4 議案第77号及び議案第78号並びに議案第85号から議案第89号まで
一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第4、議案第77号及び議案第78号並びに議案第85号から議案第89号までの7案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月21日までの24日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

10月20日、文化庁の附属機関であります文化審議会から、文部科学大臣に対して、「菊池氏遺跡」を国史跡に指定するよう答申がありました。

菊池氏遺跡は、室町時代以前の時代に菊池氏の本拠が置かれた深川・北宮地区に位置しており、「北宮阿蘇神社」、「北宮館跡」及び水軍に関連した「菊之池B遺跡」からなる遺跡群であります。

この遺跡からは、中世武士団の領地の経営手法を知ることができるほか、鎌倉、南北朝、室町のそれぞれの時代において、発展してきた九州の中世史を体現する菊池氏の隆盛の過程を示す貴重な遺跡であるとして、高い評価をしていただいたものでございます。

本市としましては、この貴重な菊池氏遺跡の適切な保存を図り、次世代へ継承していくとともに、菊池氏遺跡を活用したまちづくりや、まちなかの活性化に努めてまいり所存でございます。

次に、江戸時代から続く、歴史的建造物であります「菊池松囃子能場」におきまして、芸術の秋にふさわしい三つの舞台が披露され、訪れた観客の皆様を楽しませてくれました。

一つ目は、10月8日に行われました民間劇団によるシェークスピア劇の一つ、ハムレットの上演、二つ目は、10月13日に行われました国の重要無形民俗文化財に指定されている御松囃子御能の奉納、三つ目は、11月12日に行われました菊池市と菊池川流域日本遺産の伝統芸能が一堂に会しての多彩な舞台でありました。

松囃子能場は、歴史的な価値に加えまして、その舞台の持つ独特のたたずまいや雰囲気は、唯一無二の魅力的な空間であります。

市では、能場が多くの文化ファン・菊池ファンが集い、交流する拠点となることで、菊池の食・温泉・歴史文化を歩いて楽しむことができるまち、いわゆる「ウォークアブルシティ」を目指しております。今後、さらに能場及び歴史の活用によるまちなかの活性化に取り組んでまいります。

最後にご報告いたしますのは、11月12日に開催いたしました「みんなのSDGs フェスティバルきくち」についてであります。

今回、このフェスティバルは、昨年8月に開催された子ども議会での子ども議員の提案が発端であります。

「SDGs 未来都市に選定されたことをきっかけにSDGs フェスティバルを開催してはどうか」、「市民広場を活用して、地域が一体となって創り上げ、自立発展し続ける、まちの象徴となるようなイベントを計画してはどうか」、このような子ども議員の提案を受けまして、多くの皆様のご協力をいただき実現したものであります。

市内の小中学校6校や、菊池高校・菊池農業高校・菊池女子高校の市内3高校の皆さんが、SDGsの趣旨に賛同され、各学校の取組事例や、様々なステージイベントや体験ブースで、来場者の皆様を楽しませてくれました。このほかにも多くの企業や団体も参加され、大変にぎわいました。

今回、子ども議会の提案が形となり実現したことで、自信や郷土愛を育み、本市の持続可能なまちづくりを担う人材を育成することができたのではないかとこのように考えております。

今後も、このような市民参加型の施策を通して、市民の皆様一人ひとりが、SDGsやまちづくりを身近に自分事として感じていただけるような取組を進めてまいります。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第77号は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正、議案第78号は、本市一般職の職員の給与改定に伴う、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

次に、議案第85号、令和5年度一般会計補正予算（第9号）から、議案第89号、令和5年度下水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案につきましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく給与等の増額を、それぞれの会計において行うものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案をいたします議案第77号及び議案第78号、並びに議案第85号から議案第89号までにつきまして、ご説明をいたします。

議案書7ページをお願いいたします。

画面には、議案第77号の表示がされておりますでしょうか。

議案第77号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、8ページから13ページまでが改正する条例案で、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、関係条例を改正するもので、公布の日から施行し、次年度適用分については、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第78号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、16ページが改正する条例案で、本市一般職の職員の給与改定に伴い、本市特別職の職員の給与を改定するため、関係条例を改正するもので、公布の日から施行し、次年度適用分については、令和6年4月1日から施行することとしております。

33ページをお願いいたします。

議案第85号、令和5年度一般会計補正予算（第9号）でございます。

35ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に5,351万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ280億6,368万1,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告の内容に準じて、本市一般職及び特別職の給与等の増額を行うものでございます。

67ページをお願いいたします。

議案第86号、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

68ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に8万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,204万9,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、一般会計と同様の理由により、職員の手当等の増額を行うものでございます。

75ページをお願いいたします。

議案第87号、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

76ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に93万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,830万4,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、一般会計と同様の理由により、職員の給与等の増額を行うものでございます。

85ページをお願いします。

議案第88号、令和5年度水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

86ページをお願いします。

今回の補正は、第2条、収益的支出におきまして、水道事業費用を139万3,000円増額するものでございまして、補正の内容としましては、一般会計と同様の理由により、職員の給与等の増額を行うものでございます。

93ページをお願いいたします。

議案第89号、令和5年度下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

94ページをお願いします。

今回の補正は、第3条、収益的収入及び支出におきまして、下水道事業収益及び下水道事業費用をそれぞれ95万円増額し、第4条、資本的収入及び支出におきまして、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ81万7,000円増額するものでございます。

補正の内容としましては、一般会計と同様の理由により、職員の給与等の増額を行うものでございます。

以上、議案第77号及び議案第78号、並びに議案第85号から議案第89号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時47分

開議 午前11時15分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、議案第78号について質疑をいたします。

人事院勧告によって、職員さんの給与が上がるということで、議員のボーナスも上げようという議案なんですけど、単純なご質問です。

人事院勧告で公務員の給与が上がるからといって、議員のボーナスを上げなきゃいけないという法的根拠があるんでしょうか。何に基づいて上げるのか、ご質問いたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、質疑にお答えいたします。

まず、本市一般職も含めまして、勧告に拘束されるものではございません。ただし、一般職につきましては、地方公務員法に明示されております、情勢適応の原則、また均衡の原則、こういったものを踏まえる必要があると思いますので、これまでも、従来も勧告の内容に準拠した形で改定を進めております。

特別職におきましては、条例の中で、給与の支給については、一般職の例による規定されておりますので、それを踏まえて、同様の取扱いを行っている。また、国の特別職の改定内容にも準拠した形で行っているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 この質問は、国会の予算審議会の中で山岸議員が総務省に尋ねたんですよ。そのときの総務省の答えは、慣例ですということだったんですけども、本市も慣例で上げていると、慣例で提案しているということ考えていいんですか。それとも、国とは見解が違うのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、2回目の質疑にお答えをいたします。

慣例というような、今、表現をなされましたけれども、私どもとしては、先ほども申し上げましたように、勧告に準拠することが、職員の勤務条件、給与の決定に当たっては、一番適切な方法ということで捉えて、従来もそのような考え方の下、提案をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第77号及び議案第78号並びに議案第85号から議案第89号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第78号、議案第85号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第78号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本条例の改正は、人事院勧告に基づく公務員の給与改定に伴うものであります。一般職員の給与改定には反対ではありませんが、かつてない物価高騰の中で、暮らしが厳しい市民の状況を鑑みれば、市長をはじめとする、私たち市議会議員の期末手当の引上げには賛成すべきではないと判断します。

以上の理由から、議案第78号には反対とします。

次に、議案第85号、令和5年度菊池市一般会計補正予算についてです。

本補正予算は、一般職員の給与改定に伴う予算も含まれておりますが、同時に、さきに反対討論を行いました市長や市議会議員の期末手当の値上げ等の予算も含まれており、その点では賛成できません。

以上の理由から、議案第85号にも反対であります。

○水上隆光 議長 ただいま議案第78号、議案第85号に対する反対討論がありましたので、議案第78号、議案第85号に対する討論を行います。

議案第78号、議案第85号について、賛成者の発言を許します。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 おはようございます。猿渡美智子です。議案第78号に賛成の立場から討論をいたします。

私が、今、手元に持っておりますのは、今月、11月の報酬明細書であります。総支給額は33万9,000円、所得税を引きますと、手取り額27万3,000円となります。

厚生労働省の令和3年賃金構造基本統計調査によりますと、男性会社員の場合、女性は随分賃金格差がありますので、あえて男性会社員で述べさせていただきます。男性会社員の場合、平均給与額は37万500円、手取りで28万円、年収の総計が546万4,200円というのが平均であるという調査があります。

私ども議員は、これに加えて、国保でありますから、私たちの報酬は決して高過ぎるものではないと考えております。

さらに、私たちの議員報酬は、平成17年の合併時から全く改定は行われておりません。改定がなかったことについて、とやかく言う気持ちは全くありませんが、このような状況や、昨今の物価高の中で、私ども議員も、生活給ではないとはいえ、議員報酬の中から活動費も生活費も支出しているという実態は否定はできないと思います。私は実際にそうであります。

そんな状況の中で、今回、人事院と熊本県人事委員会の勧告に基づいて、0.1か月分の期末手当が引き上げられるのは妥当だと考えております。

以上、賛成討論といたします。

○水上隆光 議長 議案第78号、議案第85号について、ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第78号について、反対討論いたします。

この条例は、人事院勧告により、職員の給与が上がることに合わせて、市長と議員のボーナスも上げるという内容ですが、現在、物価高によって、国民の実質賃金は18か月連続のマイナスです。もちろん菊池市民も例外ではなく、物価高で生活がきつい経済状況の中、市議会議員のボーナスを増額するのはおかしいと思ひませ

んか。菊池市の財政が決して豊かでないことは、皆さんが一番ご存じのはずです。

前回の9月議会では、水道事業会計が厳しいとの理由で、検針員の給与を実質半分にする条例を可決しています。この理屈からいけば、菊池市の財政状況は厳しいですので、議員のボーナス増額など認めることは到底できないでしょう。

さらに、1期生の議員はご存じないかと思いますが、令和2年第2回定例会において、コロナ禍で苦勞する市民とともに痛みを共有し、共につらい状況を乗り越える覚悟を示すべく、議員報酬の3割カットを議員提出議案として提案いたしました。が、否決されました。

私は、市民が苦しい経済状況に置かれているとき、一切自身の身を削らず、人事院勧告で職員の給与が上がるなら、一緒に議員のボーナスまで上げようといった、今だけ、金だけ、自分だけの議員にはなりたくないの、本議案に反対いたします。

なお、市の職員の給料は生活給ですが、議員の報酬は役務の対価であり、生活給を前提とした給与でないということを申し上げて、議員の皆さんの良識ある判断をお願いして、反対討論といたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで、議案第78号、議案第85号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで討論を終わります。

これより、議案第77号及び議案第86号から議案第89号までについて、採決します。

ただいま反対討論がありました、議案第78号、議案第85号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第77号及び議案第86号から議案第89号までについて、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第77号及び議案第86号から議案第89号までについて、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第78号、議案第85号は、起立によって採決します。

最初に、お諮りします。議案第78号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第78号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第85号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第85号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第5 議案第79号から議案第82号、議案第84号、
議案90号から議案第116号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第5、議案第79号から議案第82号まで及び議案第84号並びに議案第90号から議案第116号までの32案件を一括議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第79号から議案第82号まで及び議案第84号は、それぞれ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴う、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正、本市消防団員の定数見直しに伴う、菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正、西部市民センターの老人集会所の廃止に伴う、菊池市西部市民センター条例の一部改正、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴う、菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正、斑蛇口湖公園「鳳来いこいの広場」トイレ解体に伴う、菊池市斑蛇口湖公園条例の一部改正でございます。

次に、議案第90号から議案第95号までは、それぞれ、令和5年度の一般会計、各特別会計及び上下水道事業会計の補正予算でございます。

次に、議案第96号から議案第116号までは、それぞれ、地方自治法の規定による公の施設の指定管理者の指定でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案いたします議案第79号から議案第82号まで及び議案第84号、議案第90号から議案第95号まで、並びに議案第96号から議案第116号までにつきまして、ご説明をいたします。

議案書17ページをお願いいたします。

画面には、議案第79号が表示されておりますでしょうか。

議案第79号、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、18・19ページが改正する条例案で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、これまで法の別表に規定されておりました、特定個人情報の情報連携の対象事務が、法改正後はそれぞれの省庁の省令の中で規定されることになるため、条例を改正するもので、施行期日については、改正法の規定に基づき、今後政令で定められる法施行の日から施行することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第80号、菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、22ページが改正する条例案で、本市消防団の団員の定数を、これまでの「1,632人」から「1,471人」に見直すに当たり、条例を改正するもので、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、23ページをお願いします。

議案第81号、菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定については、24ページが改正する条例案で、西部市民センターの老人集会場を廃止するに当たり、条例を改正するもので、令和6年4月1日から施行することとしております。

25ページをお願いいたします。

議案第82号、菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、26ページが改正する条例案で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例における法の引用条項等を改正するもので、令和6年4月1日から施行することとしております。

31ページをお願いいたします。

議案第84号、菊池市斑蛇口湖公園条例の一部を改正する条例の制定については、32ページが改正する条例案で、斑蛇口湖公園「鳳来いこいの広場」のトイレ解体に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

105ページをお願いいたします。

議案第90号、令和5年度一般会計補正予算（第10号）でございます。

107ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に8億9,451万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ289億5,819万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、新規創業者への支援、エネルギー価格高騰に伴う中小企業・小規模事業者に対する支援についての予算組替え、七城体育館照明LED化工事、前年度の決算額確定による剰余金の積立て、及び、国・県への返納金等による増額でございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細によりご説明をいたします。

120ページをお願いいたします。

2枠目の目1地方交付税7,918万2,000円の減額は、普通交付税の交付額決定に伴う減でございます。

121ページをお願いします。

1枠目の目2総務費国庫補助金757万5,000円の増額は、社会保障・番号制度システム整備費補助金によるものでございまして、読み仮名対応に関する住民基本台帳システムや、コンビニ交付システムの改修に対する財源でございます。

目9教育費国庫補助金、節3中学校費補助金1,103万1,000円の増額は、主に、菊池南中学校長寿命化改良事業への学校施設環境改善交付金の交付額決定に伴う増でございます。

最下段の枠、目3民生費県補助金のうち、乳幼児医療費補助金1,588万5,000円の減額及び子ども医療費助成事業補助金2,065万1,000円の増額は、本年度より、県の医療費助成対象者が拡充されたことにより、補助金の名称が変更されたため、組替えを行うものでございまして、併せまして、医療費助成額の増により、476万6,000円を増額するものでございます。

目5農林水産業費県補助金、122ページの節2畜産業費補助金500万円の増額は、良質堆肥の製造や流通のための機械導入に対する高品質堆肥生産・流通促進事業補助金でございます。

123ページをお願いいたします。

1枠目の目1財産貸付収入52万5,000円の減額は、貸し付けていたふじのわ荘の廃止によるものでございます。

2枠目の目3民生費寄附金50万円の増額は、福祉全般事業への寄附金によるもので、同じく目9教育費寄附金100万円の増額は、図書館への寄附金によるものでございます。

124ページをお願いします。

1 枠目の目1 財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整でございます。

2 枠目の目1 繰越金7億2,708万6,000円の増額は、前年度決算に伴う繰越金でございます。

125ページをお願いいたします。

下段の枠、款22市債につきましては、目2総務債で、交付額決定に伴う、臨時財政対策債2,680万円の減額のほか、目9教育債の七城体育館照明器具のLED化工事に伴う、脱炭素化推進事業債1,100万円の増額や、最下段から126ページまでの災害復旧債620万円の増額など、全体で3,870万円の増額となっております。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

127ページをお願いします。

下段の枠の目4 財政管理費のうち、上段の財政調整基金3億6,979万5,000円の増額は、主に、前年度決算に伴う積立金でございます。地方財政法第7条に基づき、決算剰余金の2分の1を下回らない額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

129ページをお願いします。

1 枠目の目2 賦課徴収費のうち、上段の税務課共通経費1,318万8,000円の増額は、過誤納還付金の増によるものでございます。

2 枠目の目1 戸籍住民基本台帳費のうち、上段の戸籍住民基本台帳経費の委託料215万6,000円の増額は、読み仮名対応に関するコンビニ交付システムの改修委託料、及び、下段の社会保障・税番号制度事業の委託料541万9,000円の増額につきましても、読み仮名対応に関する住基システム改修委託料でございます。どちらも財源は全額国費でございます。

130ページをお願いします。

1 枠目の目3 障がい者福祉費のうち、2段目の自立支援給付費等事業1億375万8,000円の増額は、主に、介護給付事業費等の扶助費の増によるものでございます。

131ページをお願いいたします。

2 枠目の目1 児童福祉総務費のうち、最下段の医療助成事業1,502万4,000円の増額は、主に、子ども医療費の増によるものでございます。

133ページをお願いいたします。

目5 児童福祉施設費のうち、1段目の私立保育園経費1億5,199万3,000

0円の増額は、主に、私立保育園等への運営費補助の増でございます。

134ページをお願いいたします。

2 枠目の目2 扶助費1億672万1,000円の増額は、前年度決算に伴う、国・県への返納金でございます。

135ページをお願いします。

1 枠目の目2 予防費のうち、2段目の健康づくり推進事業287万8,000円の減額は、主に、本年度及び来年度において実施予定でありました、健康増進・食育推進計画策定支援業務委託の入札が不調となり、来年度1年間での業務実施に計画を変更するため、本年度の委託料を減額するものでございます。

136ページをお願いします。

目6 畜産業費のうち、下段の高品質堆肥生産・流通促進事業500万円の増額は、歳入でもご説明しました、良質堆肥の製造や流通のための機械導入に対する補助金でございまして、財源は全額県費でございます。

138ページをお願いします。

2 枠目の目2 商工業振興費のうち、上段の創業支援事業536万6,000円の増額は、新規創業者への創業支援事業補助金の増によるものでございます。

下段の新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、9月で受付を終了いたしました、中小企業・小規模事業者エネルギー価格高騰対策補助金の予算残を、補助対象を拡充し、新たに補助事業を実施するため、予算の組替えを行うものでございます。

3 枠目の目3 道路橋りょう維持費1,833万3,000円の増額は、主に、道の維持補修にかかる修繕料及び機械の借上料などでございます。

139ページをお願いします。

最下段の枠、目3 消防施設費1,708万5,000円の増額は、消火栓設置にかかる水道事業への負担金の増でございます。

141ページをお願いします。

1 枠目の目1 学校管理費のうち、3段目の小学校営繕工事247万8,000円の増額は、菊池北小学校の空調設備取替工事をはじめとする、各小学校の設備等修繕工事でございます。

最下段の小学校増築事業289万3,000円の増額は、菊之池小学校の職員室拡張のための工事請負費でございます。

142ページをお願いします。

1 枠目の目1 学校管理費のうち、下段の中学校営繕工事433万円の増額は、旭志中学校の空調設備の取替えや、七城中学校の来年度の生徒受入れに向けた環境整

備のため工事請負費でございます。

2 枠目の目 4 図書館費のうち、下段の子どもの読書活動推進事業 1 0 0 万円の増額は、歳入でもご説明しました、図書館に対する寄附金をきくちの泉こども文庫基金へ積み立てるものでございます。

1 4 3 ページをお願いします。

1 枠目の目 2 体育施設費のうち、3 段目の体育施設整備事業 1, 2 2 7 万 9, 0 0 0 円の増額は、七城体育館アリーナ照明に漏電が発生しているため、照明器具を取替え、LED化するための工事請負費でございます。

2 枠目の目 3 単独災害復旧費 5 5 0 万円の増額は、6 月末から7 月上旬の大雨による市道等の復旧にかかる機械借上料でございまして、早急な対応が必要であったものにつきましては、予備費や一般会計補正予算（第 6 号）で専決をし、対応を行っておりますが、緊急を要さないものや、稲刈り後に施工するものについて、今回、対応を行うものでございます。

1 1 2 ページにお戻りください。

第 2 表、繰越明許費補正でございます。

内容としましては、埋設物の撤去に不測の日数を要し、年度内に事業を完了することが困難なため、繰越明許費の設定を行うものなど、2 件の繰越明許費の設定となっております。

1 1 3 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務や、施設の指定管理委託等につきまして、1 1 6 ページまで 7 6 件の追加、また、1 1 6 ページ、右側の表は、歳出でもご説明しました、健康増進計画・食育推進計画策定業務において、入札の不調により、業務の実施計画を見直したため、債務負担行為の変更を行うものでございます。

1 1 7 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正でございます。

内容としましては、七城体育館照明器具の LED 化工事に伴う、脱炭素化推進事業債 1, 1 0 0 万円の増額のほか、交付額決定に伴う臨時財政対策債 2, 6 8 0 万円の減額や、災害復旧債 6 2 0 万円の増額など、全体で 3, 8 7 0 万円の増額となっております。

次に、1 5 3 ページをお願いいたします。

議案第 9 1 号、令和 5 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

154ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に3,408万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,613万円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、療養費負担金、国民健康保険事業費納付金の確定等による増額でございます。

157ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回3件の設定を行うものでございます。

次に、165ページをお願いします。

議案第92号、令和5年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

166ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に545万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,676万8,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、前年度決算額確定に伴う、一般会計への繰出金増額となっております。

171ページをお願いいたします。

議案第93号、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

172ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2億4,245万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,075万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、介護給付費準備基金積立金、前年度決算額確定等に伴う、国・県への返納金等による増額となっております。

174ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回3件の設定を行うものでございます。

179ページをお願いします。

議案第94号、令和5年度水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

180ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条におきまして、資本的収入を1,368万円増額し、資本的支出を534万8,000円増額するものでございまして、補正の内容につきましては、資本的収入は消火栓新設・取替えの一般会計負担金の増額、資本的支出は消火栓新設工事の工事請負費の増額によるものでございます。

次に、187ページをお願いいたします。

議案第95号、令和5年度下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

188ページをお願いします。

今回の補正は、第2条におきまして、収益的支出を30万9,000円増額するものでございまして、補正の内容につきましては、企業債償還金利息額の確定に伴う増額でございます。

また、第3条におきまして、資本的収入を120万8,000円減額するものでございまして、補正の内容につきましては、合併浄化槽整備推進事業交付金の確定に伴い、減額するものでございます。

次に、199ページをお願いいたします。

議案第96号から議案第116号までの21議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございまして、議案第96号が「きくちふるさと水源交流館」、201ページの議案第97号から議案第101号までが「各放課後児童育成クラブ」、203ページの議案第102号から議案第104号までが「各老人福祉センター」、205ページの議案第105号が「七城ふれあいプラザ」、207ページの議案第106号が「七城高齢者能力活用センター」、209ページの議案第107号が「泗水地域福祉センター」、211ページの議案第108号から議案第112号までが「各物産館」、213ページの議案第113号が「七城ふれあい交流館」、215ページの議案第114号が「有朋の里泗水孔子公園」、217ページの議案第115号が「リバーサイドパーク」、219ページの議案第116号が「竜門ダム広場」、以上、21施設につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

指定しようとする団体及び指定の期間は、それぞれ記載のとおりでございます。

以上、議案第79号から議案第82号まで及び議案第84号、議案第90号から議案第95号まで、並びに議案第96号から議案第116号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第6 議案第117号から議案第120号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第6、議案第117号から議案第120号までの4案

件を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は、除斥する必要があるが、第117条に係る議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第117号から議案第120号までは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、本市の区域におきましては、14人の委員の方々が、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。

その中で、4名の方々が、令和6年3月31日をもって3年間の任期が満了いたします。

今回、その後任の人権擁護委員の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法の規定により、次期委員の推薦に当たって、議会の意見を求めるものでございます。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案の裏面に記載のとおりでございます。

推薦に当たりましては、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第117号の菊池市七城町の霍田光一郎さん、及び、議案第118号の菊池市泗水町の福田美代子さんを、再度委員とし推薦いたしたく、ご提案申し上げます。

また、議案第119号の菊池市旭志の中村隆純さん、及び、議案第120号の菊池市旭志の稲葉茂和さんを、新たに推薦いたしたく、ご提案申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第117号から議案第120号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、1議案ずつ起立により行います。

お諮りします。

最初に、議案第117号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第117号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第118号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第118号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第119号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第119号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第120号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第120号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

○

日程第7 議案第121号から議案第132号、議案第134号から議案第137号、議案第139号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第7、議案第121号から議案第132号まで、議案第134号から議案第137号まで、議案第139号の17案件を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は、除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第121号から議案第132号まで、議案第134号から議案第137号まで、及び議案第139号は、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

現在の菊池市農業委員会委員が、令和6年3月21日をもって任期満了となることから、その後任の農業委員会委員につきまして、農業委員会等に関する法律の規定により、次期委員の任命に当たって、議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、及び、その他の農業委員会の所管に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者とされております。

また、今回提案いたします農業委員会委員の地域別の人数は、菊池地区6名、七城地区4名、旭志地区4名、泗水地区4名、中立の立場の者1名でございます。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案の裏面に記載のとおりでございます。

まず、菊池地区であります。議案第121号、菊池市玉祥寺、松岡忠さん、現農業委員。議案第122号、菊池市原、丸山利明さん、現農業委員。議案第123号、菊池市龍門、川口五月さん、現農業委員。議案第124号、菊池市下河原、横田勇さん、新規委員。議案第125号、菊池市西寺、牛島誠治郎さん、新規委員。議案第126号、菊池市赤星、吉野幸資さん、新規委員。

次に、七城地区ですが、議案第127号、七城町砂田、徳永久美さん、現農業委員。議案第128号、七城町辺田、山内正春さん、新規委員。議案第129号、七城町甲佐町、池田博之さん、新規委員。議案第130号、七城町林原、木村克幸さん、新規委員。

次に、旭志地区ですが、議案第131号、旭志麓、東博己さん、現農業委員。議

案第132号、旭志伊坂、中山真由美さん、現農業委員。議案第134号、旭志川辺、平山一浩さん、新規委員。

次に、泗水地区ですが、議案第135号、泗水町住吉、宮上眞一さん、新規委員。議案第136号、泗水町豊水、永松治雄さん、新規委員。議案第137号、泗水町吉富、佐々木英樹さん、新規委員。

最後に、中立の立場として、議案第139号、熊本市、高山悦子さん、現農業委員。

いずれの方々も、これまでの経歴を通じて、本市の農業の発展に寄与いただけるものと確信し、提案するものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第121号から議案第132号まで、及び議案第134号から議案第137号まで、及び議案第139号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、1議案ずつ起立により行います。

お諮りします。

最初に、議案第121号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第121号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第122号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第122号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第123号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第123号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第124号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第124号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第125号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第125号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第126号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第126号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第127号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第127号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第128号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第128号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第129号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第129号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第130号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第130号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第131号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第131号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第132号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第132号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第134号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第134号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第135号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第135号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第136号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第136号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第137号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立

願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第137号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

次に、議案第139号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第139号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

○

日程第8 議案第133号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第8、議案第133号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は、除斥する必要がありますが、第117条に関係する議員はありますか。

(安武睦夫議員退場)

○水上隆光 議長 提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第133号は、同じく、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

旭志地区の農業委員として、旭志伊萩、安武義徳さん、新規委員を、本市の農業の発展に寄与いただけるものと確信し、提案をするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第133号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、起立により行います。

お諮りします。議案第133号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第133号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

(安武睦夫議員入場)

○

日程第9 議案第138号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第9、議案第138号を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は、除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありませんか。

(泉田栄一郎議員退場)

○水上隆光 議長 提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第138号は、同じく、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

泗水区の農業委員として、泗水町南田島、泉田加代子さん、新規委員を、本市の農業の発展に寄与いただけるものと確信し、提案をするものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第138号について、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第138号について、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第138号は、原案のとおり同意とすることに決定しました。

(泉田栄一朗議員入場)

○

日程第10 報告第23号から報告第25号まで一括上程・報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第10、報告第23号から報告第25号までの3案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、議案書の267ページをお願いいたします。

報告第23号から報告第25号までの専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

まず、報告第23号につきましては、268ページが、専決第13号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和5年10月12日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和5年6月7日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道高田橋小野崎交差点において、相手方車両が道路陥没箇所を通過した際、左側の前輪タイヤを損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は1万3,860円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

269ページをお願いいたします。

報告第24号、専決処分の報告については、次の270ページが、専決第14号専決処分書で、同じく、市道の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和5年10月13日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和5年6月8日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道小野崎森北線において、相手方車両が陥没箇所を通過した際、右側の前後輪タイヤ及びホイールを損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は13万6,290円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、271ページをお願いいたします。

報告第25号、専決処分の報告については、次の272ページが、専決第15号専決処分書で、同じく、市道の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和5年11月9日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和5年6月7日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道立門伊野2号線において、相手方車両が左側前輪で路面の一部割れていたコンクリート断片を跳ね上げ、車両の下部に巻き込み、シャフト部分を損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、104万527円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第23号から第25号までの報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 専決第15号について、質疑をしたいと思えます。

議員の皆さんも不思議に思われていると思うんですけども、最近の車というのは下にカバーがついていて、跳ね上げてもコンクリートを巻き込まないようになっていると思うんですけど、また、104万円というかなり高額な修理代なんですけど、疑うわけではないんですけども、車種が何なのかということと、どういう調査をして、その場で例えば走行不良になったとか、そういう報告を受けて、今回、損害賠償という形になったのか、もうちょっと詳しくお知らせいただければと思います。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

アスファルト（後に発言の申し出があり、「アスファルト」を「コンクリート」へ訂正）の固まりがひび割れていて、それを跳ね上げて、シャフト部分に巻き込んだということで、シャフトが折れております。走行不能という形になります。

車種については、ワゴン車になりますけども、そういった車種になります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 ワゴンはワゴンでも、軽ワゴンから、エルグランドとか、いろいろな大きいワゴンもあります。ハイエースとかもありますけど、何の車種なのかなと思ひまして。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

車種については、明確にはちょっと把握していませんけども、ハイエースとか、ああいう大きなワゴンになります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第11 陳情第3号 上程

○水上隆光 議長 次に、日程第11、陳情第3号を議題とします。

陳情第3号が、今定例会までに提出されました陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る12月4日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、11月29日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後0時26分

第 2 号

1 2 月 4 日

令和5年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和5年12月4日（月曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
ここで、執行部から発言の申出がっておりますので、発言を許します。
山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。発言の訂正をお願いいたします。

先般の報告第25号、専決処分の報告についての際、荒木議員質問に対し、「アスファルト」と申し上げておりましたが、正しくは、「コンクリート」を跳ね上げて、車を損傷させたものでございます。

訂正して、おわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

○
日程第1 質疑

○水上隆光 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として、3回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 おはようございます。質疑をさせていただきます。

款9教育費、項6保健体育費、目2体育施設費、節14工事請負費、事業番号490、体育施設整備事業1, 227万9, 000円について、質疑をいたします。

この金額の捉え方ですが、これまで利用している電球に替えると、ここまで高額にならないのではないかと。そして、その金額をかけるに当たっては、建物の耐用年数との比較をきちんとされたのかという疑義が出てまいりましたので、質疑をさせていただきます。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの平議員の質疑にお答えします。

七城体育館は、昭和58年4月に開設し、現在築40年を経過しております。施設の個別施設計画においては、2040年に長寿命化工事を実施する予定でございます。

現在までの修繕につきましては、平成17年に照明を含む大規模改修、平成24年に雨漏りに係る屋根等の大規模改修を実施しており、軽微な修繕を含めまして定期的に実施しております。

本議会において予算計上しております体育施設整備事業1,227万9,000円につきましては、本年10月に体育館アリーナ内の照明が一部点灯しなくなりました。調査を行いましたところ、照明設備の老朽化による漏電と分かり、改修するものでございます。

改修の内容につきましては、高圧水銀ランプの製造等が中止され、ランプを交換することが不可能であり、アリーナ内の照明の全てのランプをLEDランプにし、照明機器をLEDランプ対応に改修するものでございます。

なお、本工事に関しましては、アリーナ内の照明設備の機器や配線の取替え、作業に係る足場の設置、既存照明設備の廃棄等の費用を含んでおります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 従来の電球がもうないから、LED化をしていくんだというようなお答えだったかと思いますが、そうであれば、今後、ほかの施設、ほかの体育館とかでも同じような事象が出てきたら、もう全てこういった高額な金額がかかるにしろLED化にしていく、せざるを得ないという認識でよろしいですか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質疑にお答えします。

社会体育施設におきましては、個別施設計画及び中期財政試算を基に照明のLED化を含めた改修を計画しており、利用者への安全安心な環境整備のために、計画的に改修を進めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 分かりました。あとは金額の妥当性などを含めて、分科会での集中審議を注視していきたいと思えます。

終わります。

○水上隆光 議長 これで、質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第79号から議案第82号まで、及び議案第84号、並びに議案第90号から議案第116号まで、及び陳情第3号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和5年第4回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第79号	菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第80号	菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第81号	菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について (きくちふるさと水源交流館)
	陳情第3号	防災無線戸別受信機(デジタル)の設置に関する陳情書
福祉厚生 常任委員会	議案第82号	菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第97号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)
	議案第98号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ)
	議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ)

付託委員会	議案番号	件名
福祉厚生 常任委員会	議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市隈府小学校区児童育成クラブ)
	議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市花房小学校区児童育成クラブ)
	議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池老人福祉センター)
	議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城老人福祉センター)
	議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志老人憩の家(太陽の家))
	議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあいプラザ)
	議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城高齢者能力活用センター)
	議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水地域福祉センター)
経済建設 常任委員会	議案第84号	菊池市斑蛇口湖公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について (きくち観光物産館)
	議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について (旭志ふれあいセンターほたるの里)
	議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について (七城町特産品センター)
	議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町特産物センター)
	議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町第二特産物センター)
	議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあい交流館)
	議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市有朋の里泗水孔子公園)
	議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市リバーサイドパーク)
	議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市竜門ダム広場)

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会	議案第90号	令和5年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
	議案第91号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第92号	令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第93号	令和5年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第94号	令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
	議案第95号	令和5年度菊池市下水道事業会計補正予算（第3号）

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日、12月5日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時07分

第 3 号

1 2 月 5 日

令和5年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和5年12月5日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗です。

今も世界を見渡すと、ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナ等の紛争が続き、多くの市民や子どもたちが犠牲になっている報道を連日目にいたします。私の人生の師匠が昭和39年から書きつづった小説の冒頭に、「戦争ほど、残酷なものはない。戦争ほど、悲惨なものはない。だが、その戦争は今も続いていた」とあります。また、その小説の後半には、「平和ほど、尊きものはない。平和ほど、幸福なものはない。平和こそ、人類の進むべき、根本の第一歩であらねばならない」という一節がありました。改めてその言葉をかみしめて、質問をさせていただきます。

最初に、手話言語条例についてであります。

本年3月議会で質問させていただきましたが、今回も聴覚障がい者の方、また、視覚障がい者の方への対応について、質問をさせていただきます。

まず初めに、聴覚障がい者の方への市の対応についてであります。手話言語法というものがあります。これは2016年12月、国連で採択された障害者の権利に関する条約で、手話は言語であると定義されました。つまり、手話は、日本語や外国語等の音声言語と同等の言葉として国際的に認知されたことを意味します。

手話は、耳が聞こえない人の重要なコミュニケーション手段であり、英語などの外国語で外国人と会話をするように、手話言語は耳が聞こえない人の言語であり、会話する手段の一つであります。手の動きだけでなく、表情や体の動きなど、全身を使って表現をするものであります。音声言語と同様の豊かな表現を持つ手話言語は、聞こえる、聞こえないに関係なく、人と人をつなぐ必要不可欠なものでありま

す。

最近、手話を使ったドラマや、秋篠宮佳子様の手話を交えてのご挨拶が話題になり、関心が高まっております。その影響で、手話の検定試験の応募が10年前の4倍で1万人に迫るということであります。

手話の歴史をたどると、130年前から始まっているということでもあります。ところが、20世紀初頭、アメリカから口で話す口話という言葉、指導法が上陸しました。日本の聾教育の現場では、手話は口話の取得を妨げるものとみなされ、多くの聾学校では手話の使用が禁止されました。教育現場でも、手話に対する差別的な言葉が並び、休み時間も手話を禁止、子どもたちは隠れて手話を使っておしゃべりをしていたということでもあります。また、手話を使っているところを教師に見つかり、手をたたかれたりすることもあったということをお聞きしました。

口話主義は様々な弊害を生み、1900年頃、聾者の人たちは教育現場での手話導入を訴えました。その後、2009年について文部科学省は学習指導要領を改訂し、手話を初めて明記し、聾学校のコミュニケーション手段の一つとして認めたそうであります。それはまだ14年前のことです。そして、2016年には手話言語法ができたという歴史があります。

熊本地震のときに聴覚障がい者対象に行った調査によりますと、生活全般での困り事で最も多かったのは、避難所で情報が入らない、また、避難所に手話通訳者が欲しいということでありました。コロナ禍でマスクをしているので、より一層大変だったと思います。

初めに、本市の聴覚障がい者への対応はどのようにしているのか、質問をさせていただきます。

以上です。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。泉田議員のご質問にお答えをします。

本市における、聴覚等に障がいがある方への対応はということでございます。

本市では、聴覚や音声言語機能、そしゃく機能などに障がいのある方に対し、日常生活用具給付等事業で、主に聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付対象として支援しております。

また、聴覚などに障がいのある方の市役所庁内における事務手続が円滑に行えるよう、毎月第2、第4木曜日の月2回、午前9時から正午まで、手話通訳者1名を配置しており、広報きくちや市ホームページに手話通訳者の配置日を毎月掲載し、

周知を行っております。

そのほか、聴覚などに障がいのある方の医療機関受診時の手続など、社会生活上不可欠な用務に対応するために、手話通訳者などを派遣する事業や、手話通訳者を養成するための研修事業について、本市を含む菊池圏域2市2町合同で実施をしております。

また、本市が主催するイベント等において、手話通訳の団体などへ依頼をして、手話通訳を実施しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、月に2回、そういう手話の方が来られているということでもあります。また、研修イベント等にも参加をして、深めておられるということも認識しました。

2016年に手話言語法の定義が定められたといっても、現実の生活の中で、聾者の人たちはまだまだ不便を強いられていたり、世間の無理解に苦しんでいる方が多くおられます。

幾つか紹介しますと、一つ、聞こえないことが外見から判断できないので、困っていることが周囲の人に気づいてもらえないと。また、放送や呼びかけに気づかないときがあり、無視されたと誤解を受けることがあると。また、情報を得られないことがあると。4番目に、会話が困難なため、不便さを伝えることが難しい等がありますということでありました。

今、地方自治体が地域住民の願いを受け止めて、手話言語に関する条例を制定していこうという機運が高まっております。2013年10月に鳥取県が初めて手話言語条例を制定しました。その後、全国各地で広がり、2016年には全国1,778自治体の議会から意見書がそろい、手話言語法制定の期待が高まっております。本年は11月現在で36都道府県、19区、348市、98町、5村、合計506自治体で条例が制定されております。

一方で、熊本県を見ますと、熊本県と熊本市、人吉市、大津町だけで、条例は非常に少ないと感じております。

先日、私は福祉厚生常任委員会で北海道旭川市に研修に行つてまいりました。旭川市では2016年に手話言語条例ができています。先ほど緒方委員長の報告と重なりますが、2013年に障がいを持たれる方が安心して暮らせる街にをテーマに、市民と旭川市議会との意見交換会を経て、旭川ろうあ協会より、手話言語法の制定を求める意見書を提出され、採択をされております。その後、手話条例制定に向け

て大きく動きが起こり、3年かかって、旭川市は言語条例が可決されたということでありました。

概要として、手話が言語であるとの認識に基づき、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としているということであります。

また次に、人吉市の手話言語条例のリーフを紹介いたします。

行政は何をするのかというカテゴリーでは、手話教室の開設、手話による情報発信、手話通訳者、要約筆記者の派遣、学校教育での手話の普及、手話による文化芸術活動の振興などであります。

地域住民は何をするのかというカテゴリーでは、助け合いでつくる共生社会、また、事業者は何をするのかというカテゴリーの中では、音声以外による顧客対応や、働きやすい環境づくりなどが挙げられ、分かりやすいリーフを作成しておられます。

本市においても、SDGsの誰一人取り残さないとの理念に従って、共生社会を実現させるためにも、手話を言語として認識し、市民の理解促進と手話の普及に関する基本理念を定めた手話言語条例を制定すべきと思いますが、江頭市長、見解をお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

手話言語条例についての考えを述べよというご質問でございました。

手話は、聴覚障がい等をお持ちの方にとって、日常生活を営む上で大変大切なコミュニケーションの手段でありまして、全国的にも条例制定の動きが広まっているということにつきましては、認識をしているところでございます。

先ほどの部長答弁のとおり、本市としては、人材育成も行い、また、窓口や広報、イベント等においても、様々な配慮を行ってきているところであります。

また、本市は、全国手話言語市区長会というのがございまして、そこにも加入しておりまして、情報の収集等に努めているところでございます。

今後、本市としましては、県や他市町村の状況を把握、精査しながら、条例制定に向けて前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、市長からも前向きに検討していきたいということでありますので、どうかその方向で頑張ってくださいと思います。

それでは次に、質問をさせていただきます。

次に、視覚障がい情報の取得についてということであります。

今までも数回、視覚障がいについて質問をさせていただきました。その結果、暗所視支援眼鏡を日常生活用具に追加していただきました。確認ですが、暗所視支援眼鏡とは、夜盲症または視覚狭窄症の人たちが使用すると、暗い場所や夜間でも明るい視界を提供することを目的として開発された眼鏡のことです。電子眼鏡でございます。価格が40万円と高額でありました。日常生活用具にそれを追加していただいたため、1割負担で、今、購入することができるようになりました。対象の方は大変喜んでおられました。

また、子どもの目の弱視を早期発見するために、屈折検査機を導入していただきました。これは3歳児健診の視力検査で、斜視、遠視などの弱視を発見する機器であります。従来の検査では弱視を見逃す可能性があったのですが、この機器の導入により、見逃し防止ができるという期待がされています。知り合いの人に聞きますと、目の不自由な方で、その方がこの機械がもし自分が若いときに発見できていたらよかったというふうに、ちょっと悔やまれておりましたけれども、しかし、菊池市で導入したということをお伝えしたら、よかったと大変喜んでおられました。

今回は、視覚障がい者の方たちへの対応を質問します。

聴覚障がい者の方と同様、情報の取得に苦勞をされています。本市でも様々な取組がされていると思いますが、初めに、その現状をお聞かせください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、泉田議員のご質問にお答えします。

本市における、視覚障がい者の対応ということでございます。

本市では、視覚障がいのある方に対し、日常生活用具給付事業で、先ほど議員からもご紹介がありましたが、暗所視支援眼鏡や拡大読書器などを給付対象として支援をしております。

また、市ホームページ上において、広報きくちの内容の音訳を掲載しております。

そのほか、きくち防災・行政ナビについては、音声案内により情報の周知を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、翻訳機や、または防災・行政ナビ等の音声ナビがあるということで、私もこの質問をするに当たって、そういうのが実際に音を出し

て、そういう説明がしてあるのかということで、今、この広報きくちという私たちがふだん読ませていただく内容ですけれども、この中にも、まずその家族等がお手伝いをしていただければ、これにスマホをかざしていくと、その内容が伝わってくるということが、私も今回、実際に聞かせていただいて、初めて分かりました。そういうことを市民が、また議員が知っておくということは非常に大事ではないかと思っております。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が昨年2022年に施行されました。これは全ての障がい者が、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指すというものです。ところが、今でも視覚障がい者にとっては、情報の取得や利用に多くの苦勞があります。

内閣府のホームページに、以下のように記載されております。

視覚障がいのある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ているということであります。視覚障がいの手帳を持っている人のうち点字が読める人は、わずか1割ということであります。

ほかに、疾病や高齢者などで文字を読みづらい人は、全国で160万人おられるということであります。私の知り合いは、通称ガラ携帯を持って、音声を読み上げをしておられますけれども、ガラケーというのは、このポッチというのがガラケーにはついておりますから、それで自分は分かると。でも、今はこのスマホというのはもうタッチなので、ほとんどそれが使えないので、非常に困っていると。できればそのスマホにそういう触れるようなポッチが出てくるようなスマホができれば、非常に助かるんですけどもというようなことを言われておりました。

公共の場で文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げ、ソフトを用いる方法のほか、文字内容を音声コードに変換して、活字、文字読み上げ装置を使って音声化する方法があります。

これから言うその音声コードというのは、私も今回質問で初めて勉強させていただきましたけれども、ちょっと読ませていただきます。

紙媒体に記載された印刷情報をデジタル情報に換える二次元のバーコードです。この中に文字情報を記載しています。具体的に、印刷物に音声コードがついている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半径6ミリほどのくぼみがついているため、そこを指で触れば音声コードが読み取れるということであります。今日はちょっと分かりにくいので、ボードを使って説明をさせていただきます。

[資料を示す]

これはちょっと拡大してありますが、こういうお知らせみたいな形で、お知らせが来ると、その下にコードがついております。そして、このコードの横に、ちょっ

と切り欠きという、欠けたところがありますけども、そのところを触ると、目の不自由な方は、ああ、ここに音声コードがあるんだなということが分かるわけですね。ここの部分がですね。ここの部分に切り欠けというところがあります。これを触ると、自分がこれを例えば専用の給付された機械にかざす。またはスマホ、そういうものにかざすと、このQRコードみたいなものが、やはり1,000字近くの字が納まっているそうです。それに音が出るということで、そういうものがあるということをお聞きしました。やはりこれから情報をいろんな形で伝えていくためには、そういう方法が必要ではないかと思います。市の広報や、お知らせや、選挙の投票入場券、こういうものにこの音声コードがついていれば、大変情報が得やすいと思います。

今後、市の取組として、音声コードを活用していく考えがあるか、質問をさせていただきます。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 泉田議員の音声コードを市で活用する考えはないかということでございます。

まず、音声コードにつきましては、先ほど議員のほうからお示されましたように、QRコードのような18ミリ角の図の中に、日本語で約800字の文章や、テキストデータを記録することができ、印刷された音声コードを読み取ると、記録された文章が自動的に音声で読み上げられるシステムでございます。

音声コードには、SPコードとユニボイスコードの2種類がございます。

SPコードは、専用の視覚障がい者用活字文書読み上げ装置を使用して読み取り、ユニボイスコードは、スマートフォンの無料アプリを使って読み取りをすることができるようです。

音声コードは、文字情報を音声にでき、障がいのある方など、多くの方々の情報の取得・利用の向上につながると認識をしているところでございます。

現時点におきまして、具体的なご要望等はあっておりませんが、今後、音声コードの活用については、国や県、他市町村の状況を参考にしながら、調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 この障がい者の方々のやはり情報を平等に伝えるという意味では、必要ではないかと思います。他市の市町村を研修していただきながら、

これが活用できれば、ぜひやっていただきたいというふうに願います。

次の質問に入ります。

次は、外国人との共生社会についてということであります。

外国人の生活や仕事の困り事等の対応について、本年の6月に猿渡議員が詳しく質問をされていますが、このことは重要であると思いましたので、再度、質問をさせていただきます。

答弁を踏まえて、本市の在留の外国人が増えている現状を確認しましたがけれども、私は菊池市の国際交流協会に所属して、様々なイベントや交流に参加させていただいております。そのイベントの中にはどういうものがあるかという、料理を紹介したり、スポーツ交流、視察等を一緒に行っております。その中の外国人の方から、ぜひこの相談窓口を作ってほしいという要望を個人的に受けました。また、この国際交流の中には、ほかの議員の方々も入っておられます。そういうことで、同じ要望を聞かれたと思います。

私は、昨年12月議会で、ごみ袋やごみの出し方のマニュアルに外国語の対応をということで質問をさせていただきました。こういう生活の一部ではありますけれども、一つ一つ解決していくことが大切だと思っております。

まず初めに、確認ですけれども、現在、菊池市に何か国の外国人が何人生活されているのか。そして、その中で、住まれている方の児童・生徒もおられましたら、それも紹介をしていただきたいと思います。お願いします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 改めまして、おはようございます。本市内の外国人の人数等につきましてお答えします。

住民基本台帳法に基づき登録しております本市在住の外国人数につきましては、出身国別の人数上位10か国につきまして、令和元年9月30日現在と、令和5年9月30日現在の数字でお答えをいたします。

令和元年9月30日現在の本市在住の外国人総数は651名です。国別では、ベトナム285名、フィリピン179名、中国77名、ミャンマー20名、インドネシア、韓国、タイが同数で16名、アメリカ11名、イギリス10名、ネパール3名です。

次に、令和5年9月30日現在の外国人総数は1,126名です。国別では、ベトナム574名、フィリピン236名、インドネシア124名、中国47名、タイ35名、ミャンマー26名、韓国20名、ネパール19名、カンボジア9名、イギリス7名でございます。

次に、本市在住の外国人の児童・生徒数につきましては、本市教育委員会の所管ではありますが、私のほうからお答えをいたします。

令和5年9月30日現在の数字を申し上げます。市の小中学校に通う外国籍の児童・生徒の総数は6名で、内訳は、小学生2名、中学生4名となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、お聞きしまして、猿渡議員のご質問のときも多かったんですけども、さらに増えて、1,126名ということで、1,000人を超えるという数字が分かりました。その中でも、ベトナムの方が一番多いということでもあります。様々な国の方がおられるということも分かりました。

そういう中で、やはり私たちが、その外国の方にどう対応していくかということが重要になってくると思います。主に、やはり技能実習生の方が多いと思いますが、そのほか、永住者や留学生など、在留の目的は様々な方がおられると思います。本来はそういう方の話も聞いたかったんですけども、通告をしていませんので、今回は控えさせていただきます。

相談の中で、外国人も税金を払っているんだから、外国人の住みよい環境をつくってもらいたいというようなご要望もありました。相談もありました。

質問に入りますけれども、外国人相談窓口の設置状況を調べてみました。県内では熊本県、熊本市、八代市、天草市、苓北町、長洲町、菊陽町、大津町、そのほかの関係団体でございました。

まず初めに、国際交流協会の勉強会に長洲町から菊池市にいられて、様々な話をお聞きしました。その中で、長洲町は日立造船という大きな企業を抱えているので、外国人の相談が多いということで、令和3年4月に開設されたそうです。県内人口比からすると一番と、1位ということでもあります。人口も過去7年間で倍増したということをお聞きしました。

補助金を活用して、ベトナム人で、その方が非常に日本語が堪能ということで、毎日9時から5時まで、対面、電話、訪問等により、相談を受けているということでありました。そして、そのほかにどういう対応をされているかということ、テレビ通訳システムがあり、テレビが15か国、そして、電話が20言語ということで対応をしているということでありました。さらに、外国人相談窓口フェイスブックも活用しているということでもあります。

そこで、私も、近隣の大津町、菊陽町に行って研修をしてまいりました。

初めに、大津町の多文化共生の取組を紹介します。

大津町も、過去5年間で外国の方が倍増したということで、人数は582人の外国人がおられると。開設されるまでの取組は、まず一つ、やさしい日本語講座を町在住者、町事業者向けに開催をしているということです。

二つ目に、地域の日本語教室をボランティアやサポーター、社会人向けに開催されているということです。

三つ目に、翻訳機の整備、四つ目に、多文化共生推進協議会を開催、これを経て、本年5月、外国人の相談窓口の開設に至っております。これもパネルをちょっと作ってきましたので、議長にお許しをいただきましたので、お見せしたいと思います。

[パネルを示す]

大津町は新庁舎ができたということで、その真ん中の総合窓口の中心にありまして、その横にそれを作っているということで、併用しておられます。そして、この看板がありますけれども、外国人窓口という形で、緑色のところで、すぐ分かるようになっております。こういう割と広いスペースで作られているので、より分かりやすかったんじゃないかと思います。

それと、もう一つは、その前に、こういうアクリルのパネルがありまして、そこで今度は横のスマートフォンみたいなところに言葉を言うと、こんにちはと言うと、英語ではハロー、中国語ではニーハオ、そういう形で字がここに出てくるということでもあります。こういうものも活用されているということでもあります。こういう形で字が出てくるということでもあります。それが一つ。

また次に、菊陽町の報告であります、やはり8年間で外国人が倍増しているということでもあります。台湾企業のTSMCの関係で、台湾の方が急増し、今も増え続けておられるということで、これも現在の人口は、2月ですけれども、外国人の方が535人、菊陽町はおられるということで、菊陽町も外国人相談窓口を作っておられます。そこにはコールセンターにつなぐというシステムでやられております。

菊陽町の様子ですけれども、こういう感じで、正面のちょっと横のほうに外国人相談窓口を作っておられるということでもあります。そして、そこで相談をされると。そこで見たものは、コールセンターというのは、こういう何かタッチパネルみたいな形で、パソコンがあるような形で、そこにいろんな国の国旗が掲げられております。ちょっと見えにくいと思いますが、韓国とか、英語圏とか、そういうところを押せば、すぐテレビとして向こうのほうから、その韓国の方が、そしてまた、英語圏は英語の方が、外国人でその対応ができるということになって、非常にこれも役に立っているということでもあります。

こういうものと、もう一つ、もしその15か国等で増えた場合、いろんな国の方

がおられたときには、こういう電話でできるような、スマホみたいな形で電話でそういう通訳をしていただくというコールセンターがあるということで、いろんな部署でいろんな活動がされているんだなというふうに感じました。

そういうことで、今、TSMCの関係でどんどん増加されていく中で、菊池市も例外ではないと思います。本市で外国人に対する相談の対応というのは、現在、どのようにされているのか、再度確認をします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 外国人への相談対応等につきましてお答えします。

外国人が日本語を話せる場合、また、通訳ができる方と一緒に来られた場合は問題ありませんので、日本語が話せない場合の対応につきましてお答えします。

現状としましては、おおよそ月に一、二回程度、日本語が話せない外国人が1人で来庁される場合があります。そういった場合は、外国人本人がスマートフォンの翻訳アプリで用件を伝えてこられることが多いため、そのまま翻訳アプリを使用したり、窓口に配備している翻訳機を使用して対応したりすることが多くなっております。

このほか、外国語に翻訳したハンドブック・資料の活用、紙に書いての説明、また、相手に分かるようにやさしい日本語を使用するなどの対応をしております。

以上のような方法により対応に努めており、外国人とのコミュニケーションが全く取れず、対応ができなかったという例はございません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、お話聞かしまして、月に一、二回ということであります。現状としては、これから、今、菊池市でも台湾企業、また、それに関連する企業の方がどんどん増えてきております。そしてまた、実習生の方も増えてきているということで、現状は分かり、また大きな問題は、今、出ていないということでありますけれども、今後、やっぱり増える可能性があるということで、私はそれに備えて必要があるんじゃないかと考えております。

今回、私も長洲町、大津町、菊陽町というふうに、いろんな市町村の状況を見まして、やはりよその市を見て、どういう対応をしているのかということもやっぱり勉強させていただいて、行政のほうも、全て菊池市のやり方でいくんじゃないかと、やっぱりよそのところも見ながら、その対応をしていくと、例えばコールセンターなんかは、3者で入札をされているというようなことで、その対応がよく分かりま

した。いろんな外国人向けの対応があると思います。そういうことで、いつでもその外国人の方が庁舎に来て、あ、ここが相談窓口なんだなということが分かるようにしてほしいと考えております。

猿渡議員のほうもそういうふうに言われております。どこに、まず庁舎に行ったら、外国人の相談窓口ができるのかなというような、いわゆる看板的なものがあったり、ワンストップで相談をできるような場所というのを、そこを考えられているのか、再度確認をします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 外国人相談窓口の設置等につきましてお答えいたします。

日本語が話せない外国人が窓口へ来られた場合でも、先ほど答弁しましたように、持参されたスマートフォンの翻訳アプリや、窓口で用意している翻訳機で、現状、対応できております。そのため、日本語が話せない外国人が1人で来庁された場合の対応としましては、今後も引き続き翻訳アプリ等を使用し、丁寧な対応を続けていきたいと考えております。

ただし、今後、外国人の総数及び相談件数が増加し続けて対応が難しくなってきた場合には、必要に応じて対応を検討していきたいと考えております。

また、現在、市役所本庁の玄関から入って正面に総合案内を設置しておりますが、今後、その場所に外国語表記の看板を設置する予定でおります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 そういう表示をしていただくということだけでも、やはり外国の人たちは分かるんじゃないかと思えます。

今、その人数的に1件、2件ということであれば、そう仕方ないかもしれませんが、今後の検討課題として、いつでもそういう設置ができるように、前向きに検討していただきたいと思えます。

以上です。終わります。

○水上隆光 議長 これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時44分

開議 午前10時51分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 皆さん、改めて、おはようございます。議席番号3番、稲継智康です。通告に従い、一般質問させていただきます。

先日、熊本空港のほうから車で帰っておりましたら、ちょうど坂を下りて菊池方面に向かっておりましたら、大津町の手前ぐらいでちょうど山を見ると、TSMCがもうクレーンなんかも終わって、クレーンなんかも廃止されて、すごい大きなやっぱり工場ができたなど、すごく痛感させられました。やっぱりすごい黒船が来たんだなというのを、ちょうど菊池市のほうから見ると、山の上に見えるので、これから、やっぱり今後、菊池、この辺はすごく変わっていくんだろうなというのを痛感させられました。

また、現在、このTSMC、JASM、計画どおりにスケジュールが進んでいけば、10月にも生産設備の搬入を開始する見通しで、早ければ2024年4月にも一部試験生産を開始し、予定どおり同年度末には量産を開始するという報道になっておりますし、また、第2工場の進出も新聞等で報道されております。

また、そのほか、ソニーグループが合志市に約9,000億円程度、約27万平方メートルの土地に画像センサーの新工場を建設することを正式に表明されており、また、本市においても三菱電機が約1,000億円を投資し、2026年4月稼働開始を予定されております。

また、地元の金融機関誌である九州フィナンシャルグループの2022年9月の発表では、TSMCの熊本進出による経済波及効果は、2031年までの10年間で約4兆2,900億円に上るといふ算出もされております。これはTSMCの工場投資額に加えて、関連企業の進出や、新たな工業団地の開発、住宅設備、就業者や消費の増加なども含まれていますという報道がありました。

また、つい先日の11月28日の熊日新聞の1面にも「台湾半導体関連 熊本に続々」という見出しがあり、「地場産業の好機にも」と紙面に出ていました。実際、菊陽町、大津町、ビジネスホテルなどはほぼ予約でいっぱいという状況でした。しかし、本市における地元の中小企業には全く経済効果が波及されているという実感はほとんどありません。

TSMCの建設に関わった地元の業者さんは1社いらっしゃいました、お聞きしたら。大規模な工場には本市の事業者の事業さんではなかなか入れないのが実情であります。

また、宿泊に関しても、菊陽町、大津町にはビジネスホテルがいっぱいあり、予約が満員ですが、どうしても本市における旅館の業務といたしますと、1室に2名以上入らないと、なかなかペイできないという旅館の形態が多くて、その中でも工事関係に一部受け入れていた業者さんもいましたが、全体的にそれを業者さんに開けてしまうと、今までの顧客さんであったり、ボートのときの合宿であったりとか、そういうのを受け入れられなくなりますので、本当に地元のほうに波及されているのか、宿泊業に関しても波及が来ているのかということ、ちょっと疑問を感じるところが少しあります。

また、それに関して、やはりそれから飲食関係ですね。飲食関係に行かれる事業者さんも実際はいるんですけども、なかなか週末は埋まるんですけども、平日は暇ですというようなお声がけをほとんどお聞きします。

そして、今、菊之池地区、富の原地区では、アパートなどの建設が、今、止まらない状態ではありますが、ここでアパートが建ったなというのと、すぐまたほかにアパートが建っているという状態ですが、実際、地元の業者さんがやっているかというのと、そうではありません。ほぼ熊本市内や、ほかの地区の業者さんが菊池市の土地を買ったり、建設をされている状況であります。

また、皆さんもご存じのとおり、物価高騰により原材料の値上がり、また近年では、ここ3か年で最低賃金も約10%上がっております。10%上がるということは、売上げだけでなく、利益を10%上げなきゃいけないということになります。かなり厳しい状態です。

また、コロナの融資で受けていた事業者の3年の利子補給も終わっており、返済も始まってきております。中小企業にとって非常に厳しい状況です。コロナで何とか事業をもたせた事業者にとって、このTSMCの契機を逃すと、事業の存亡にも関わります。このことを踏まえて、本市の中小企業振興対策について、一般質問させていただこうと思います。

それでは、質問させていただきます。

まず、現在の指名願の申請方法はどうなっているのか。また、物品に関しても、指名願が電子申請になりましたが、電子申請でなかった際と、電子申請になってからの指名願の申請の増減はどうであったのか。また、問題点などを把握されているか。把握されていれば、内容をお答えください。

2番目に、本市における市内事業者に対する基本的なお考えをお聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、稲継議員のご質問にお答えをいたします。

指名願申請につきましては、従来、紙申請のみで行っていましたが、現在、電子申請というふうに移行してきております。

指名願の申請者数につきましては、紙申請のみで平成30年度に受け付けをした令和元年度・2年度指名願申請件数と、電子申請のみで令和4年度に受け付けをした令和5年度・6年度指名願申請件数を比較した内容で申し上げたいと思います。

市内・市外業者全体では、建設工事業者は、紙申請821者、電子申請740者で81者の減、測量・建設コンサル業者は、紙申請414者、電子申請405者で9者の減、役務業者は、紙申請486者、電子申請506者で20者の増、物品業者は、紙申請384者、電子申請371者で13者の減、合計しますと、紙申請2,105者、電子申請2,022者で83者の減となっております。

市内業者におきましては、建設工事業者が、紙申請110者、電子申請104者で6者の減、測量・建設コンサル業者は、紙申請12者、電子申請9者で3者の減、役務業者は、紙申請79者、電子申請65者で14者の減、物品業者は、紙申請84者、電子申請49者で35者の減、合計しますと、紙申請285者、電子申請227者で58者の減となっております。

なお、申請業者数につきましては、平成30年度から令和4年度の間には廃業された業者がいることも考えられるということにはなりません。

問題点ということでございますが、受付方法につきましては、今回から役務・物品の電子入札移行を見越しまして、インターネットのみでの申請受付を行っているところでございます。

また、入札における市内事業者の選定に対する考えということでございますけれども、市内業者の選定につきましては、菊池市中小企業振興基本条例により、市の発注する工事、委託業務、物品の購入等に当たりましては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、市行政運営に伴う需要に関する発注について、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達することを十分認識しました上で、市内事業者の受注機会の増大に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

まずは、ちょっと指名願の件に関して質問させていただきます。

前回、委員会でもお話ししましたが、今回、ちょっと入札が電子化になって、やはりなかなか市がDX化に進んでいくことに関しては、全然私も異議を唱えるわけではありませんけども、事業者のほうで電子化になかなか対応していかないというのも実情だと思うんですね。もちろん廃業ありきというところもあります。しかし、電子入札、前回、申請の際に、事業者の方からお聞きしましたけれども、いろんな申請の際の書類を紙で、ペーパーで市役所のほうに頂いて、その紙をスキャンしてPDF化して電子化しなければならなかったというところだったんですね。

まず、もともとこの辺のDX化が進んでいないところに関しての業者さんなんかは、まずスキャンすることができなかったんですね。逆に、今までよりも、紙で頂いたものを紙で出したほうが楽だったのに、紙で頂いたものをわざわざスキャンしてデータとして出さなきゃいけないという、事業者にとっては手間が増えてしまったというのも実情なんですよ。その辺をちょっとしていかないと、なかなか事業者のほうも、市役所のほうばかりDX化が進んでしまって、業者がDX化になかなか向いてくれないという実情もあります。もちろん今後、いろんな世の中の流れを見ていきますと、DX化していかなきゃいけないということは、事業者さんは皆さん言われております。

また、2023年の10月からインボイス制度も始まりました。今回、また入札等行われますけども、ちょっといろんな方からお聞きしておりますので、一緒にちょっとご質問しますけども、1,000万円以下の非課税の小規模者の方が菊池市内にはかなりいらっしゃいます。商工会、法人会などでも、説明会など、いろいろ2年間ほど開いてきましたが、なかなか事業者さんなんかは、完全に理解される状況ではちょっとないというのも実情でありました。

改めて、ちょっと入札の件でご質問させていただきたいんですけども、先ほど指名願の申請に当たって、書類のPDF化ということをお話ししましたけども、PDF化されることに対して、本市としてのお考えと対策はどのように考えられたのか。

また、入札に参加する際に、インボイス制度に登録していない事業者さんは対象外になるのでしょうか。

その2点をお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

電子申請の書類のPDF化、これにつきましては、行政におきましても、先ほどありましたように、DX化を進めておるというところで、時代の流れもございまして、必要なものであると考えております。

その申請に対しましての対策につきましては、前回は、市内業者、十数社について、電子申請ではなく紙による申請受付を行いましたけれども、その際、次回から、役務・物品の電子入札移行を見越しまして、インターネットによる電子申請で受付を行うことを伝えてきたところでございます。

また、今回の申請受付に向けまして、市ホームページや市広報誌、告示等により、事前に周知をしておりました。

将来、申請に必要な証明書等がデジタル化された場合には、そのデータをそのまま添付していただくということも考えているところでございます。

インボイス制度の件がございましたけれども、インボイス制度の登録については、入札の参加要件には当たりませんので、登録がなくても入札への参加は可能となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

なかなか書類のPDF化というのは、国からの問題でしょうけども、ぜひ地方のほうからやっぱり声を上げていただきたいという点と、また今後、入札に関する説明会などがあると思います。そのときに、今後、入札を希望される方の説明会の中で、ご丁寧な説明をしていただきたいと思います。

2番目の本市における市内事業者に対する基本的なお考えについて、質問させていただきます。

本市のほうのお考えのほうはお聞きました。特に菊池市には中小企業、先ほどとダブりますけども、菊池市中小企業振興基本条例というものがあります。この第1条には、「この条例は、菊池市の発展を支えてきた中小企業の役割の重要性に鑑み、地域の中小企業の実態調査を行い、その振興について基本となる事項を定め、中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業の振興を図り、もって活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする」とあります。

また、令和元年9月定例会において、菊池市商工会から「菊池市の官公需について市内中小企業・小規模事業者への受注機会の確保、増大」に関する陳情が出されて、採決されていますが、その際に、前回の議員さんともいろいろお話、私は議員じゃありませんでしたので、その当時は菊池市の理事でおりましたので、議員さんともいろいろお話をさせて、出させていただきました経緯があります。

ただ、その後、何か大きく変わったという実感は全くありません、商工会の方たちに聞きますと。この陳情を出して、あまり何が変わったのかな、どういうふうに、

なかなか難しいでしょうけども、なかなか、徐々に変わっていくものなのかな、急にぽっとは変わりませんので、その辺がちよっと、あれからもう5年がたちます。5年がたって、どういう形でこういうのが変わっていくのかなというのが、私、今、一番思っているところですけども、改めて再質問させていただきます。

この入札業者の選定はどのようにされているのか。

また、指名業者に入っていないと、本市からの指名以外の発注はできないのか。

3番目に、現在、市内に本店がある事業者、市内に支店がある事業者の業務委託、物品の指名競争入札における落札の金額、事業者数（割合）はどうなっているのか。

三つお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、質問にお答えいたします。

まず、入札業者の選定の仕方というところでございまして、入札業者につきましては、地方自治法施行令第167条及び菊池市工事入札参加者資格審査会の決定に基づき、業務の内容により、指名審査会や担当課において、選定をいたしているところでございます。

指名業者でないと、物品入札や見積り合わせ等に参加できないのかという点については、原則として市内の指名業者を優先して選定をしておりますが、特殊な物品で指名業者に取り扱う業者がない場合、指名業者ではない業者を選定することがございます。

また、市内に本店がある事業者、また支店営業所等の入札における落札金額・事業者数等につきましてでございますけれども、業務委託・物品の指名競争入札の内容について、まず答弁をいたします。

市内業者が請負を希望していない業務の委託や取り扱いしていない物品の購入につきましては、市外業者のみ指名しておりますので、その案件を除いた内容を申し上げます。また、令和2年度から令和4年度までの3か年の合計を申し上げたいと思います。

業務委託の件数と金額で市内・市外を合わせた件数が217件、金額は7億9,892万1,000円、そのうち、市内に本店を有する業者が落札した件数が161件で、割合が74.2%、落札金額が6億3,037万6,000円で78.9%、市内に支店・営業所を有する業者が落札した件数が30件で13.8%、落札金額が1億452万6,000円で13.1%、市外業者が落札した件数が26件で12%、落札金額が6,401万9,000円で8%です。

次に、物品購入に係る内容でございます。

市内・市外を合わせました件数が100件、金額は4億6,552万4,000円、そのうち、市内に本店を有する業者が落札した件数が73件で割合が73%、落札金額が3億1,476万円で67.6%、市内に支店・営業所を有する業者が落札した件数が14件で14%、落札金額が2,595万9,000円で5.6%、市外業者が落札した件数が13件で13%、落札金額が1億2,480万5,000円で26.8%でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

ちょっと質問が少し、ちょっと私の意図しているところと違った部分がありましたが、入札業者の選定はどのようにしているかと、私のちょっと質問の仕方も悪かったんでしょうけども、これに関しては、なかなか市職員の方が市内業者の内容を知らない。市外の職員も多いし、入札の品目だけを見て発注しているような感じがするんですね。実際、全く違う業態なのに、えっ、何でこれがうちに入札が来るのというような形も多いんですね。

簡単な事例ですけども、例えばトートバッグがありますよね。トートバッグの入札がありました。これが全部、印刷会社に行っているんですね。衣料関係じゃなくて。その辺はなかなか品目が分かりづらいところなんですけども、トートバッグは衣料品という感覚なんです、私たちからすると。それが印刷会社のほうに全部入札が行くと。入札が衣料品関係のところに行っていないというような形で、もう少し業務の職種の内容、特に物品に関して、内容のほうをもう少し市役所の方も勉強していただきたいし、また、市の業者も営業不足だと言われればそうかもしれませんが、その辺の内容の中身まで少し精査していただかないと、全く違うものが入札に来て、うちじゃないですよと、連絡しても。入札辞退届は出しに来てくださいねと言われるんですね。えっという感じなんですけど、その辺もう少し勉強していただきたいと思います。

また、先ほどの市内に本店のある事業者と、支店・営業所のある事業者の過去3か年のやつを頂きました、この間。ただ、業務委託のほうは、そこまで過去3年、変わっておりません。ただ、業務委託に関して、ここ3年間で全体的な件数を言うと、令和2年が75件、令和3年が73件、令和4年が69件、ただ、業務委託がちょっと多いんじゃないかなと、件数的に。なぜこれを言うかといいますと、今、業務委託になっているものに関してが、前回も広報きくちもありますけども、広報きくちなんかも映像から何からワンパックなんですよ、業務委託。今までは、ず

っと前は、印刷は印刷、データ処理はデータ処理という形だったんですけども、そういうふうにしていただかないと、なかなか今の市内業者で大きなものを受けるといふ業者さん自体も少ないですし、なかなかその辺はやっぱり大きな市内の業者とか、ほかの市外の業者さんを取られてしまうということも多いです。

また、物品に関して言いますと、実は、これ、令和2年、3年、4年度とって、件数的には変わらないんですけども、金額でいくと、令和4年度でいくと、全体的には47%しか市内業者には行っていないですよ、本店のあるですね。どっちかといったら、市外業者のほうに38%ほど金額的に行っていると。件数は変わらなくても、金額に関しては、それほど市外業者に出ています。

市内業者は、やはりなかなか設備投資ができていないという部分もありますけども、こういう入札に関しても、入札以外に関しても、やはり市内業者であるので、もちろん法人税は菊池市に納めます。それにかかる従業員の給料、従業員の住民税とか、菊池市で勤めてられたら、やっぱりそういうことも多少加味していただかないと、なかなか菊池市の業者でいて、菊池市のほうが何かすごい不公平感があるような感じになっています。

また、いろんなイベントがあります。いろんなイベントに関しても、もちろん菊池市の業者にスポンサー依頼が来ます。もちろん菊池市のためですから、スポンサー依頼、スポンサー料を支払います。また、いろんな若い団体があります。そこなんかボランティアで祭りをやっています。そこも市内の業者さんが多いです。やはりそういうことを私はちょっと加味していただかないと、なかなか菊池市に、この状況でいくと、菊池市にいるよりも、合志市のほうに本店を置いて、菊池市は営業所でもいいんじゃないかというような、最近、若い人たちのお話も聞きますので、その辺を少し考えていただきたいと思います。

それで、改めて質問させていただきます。

市内に本店がある事業者、市内に支店・営業所がある事業者と、やはり市内に本店がある事業者を優先すべきではないかと思いますが、そのことに関してどうお考えなのか。

また、市から委託された指定管理、いろいろありますけれども、営業をメインとされない指定管理、場所の管理のほうなんですけども、それが5年間ほど、やっぱり指定管理なので値段が上がりにません。今、人件費等、いろいろ上がっていますけれども、結局、5年間金額が上がらないので、全部菊池市の業者さんを使われることが多いので、ほとんど菊池市の業者さんが5年間、値段が上がりにませんので、すみません、上げられませんというような形なんですよね。その辺の物品とか売上げを取らないような、管理が主体の指定管理に関して、物価高騰による単年度の見直し

はできるのだろうかということの2点を質問させていただきます。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

1点目が、市内に本店がある事業者を優先すべきではないかということでございます。

この点につきましては、菊池市中小企業振興基本条例に基づきまして、従業員等が常駐していない事業所等を除いた、市内に事務所または事業所を有する業者を市外業者より優先して選定をしているところでございます。

2点目の物価高騰によります指定管理料の増額等の考えということでございますけれども、令和4年総務省通知でございます、原材料価格・エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点についてに基づきまして、物価・エネルギー高騰に対しましては、指定管理者との協定書に基づき対応するよう、施設所管課へ既に周知を行ったところでございます。

本市の指定管理者との協定書でのリスク分担といたしましては、物価高騰に伴うリスクは指定管理者が負うこととされておりますけれども、特別な事情が生じた場合など協議が必要な場合は、別途、指定管理料の変更について、協議が可能である旨、再度施設所管課に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

指定管理に入っている業者さんなんか、結構市内業者がほとんど多いので、ぜひ、ちょっとその辺は臨機応変じゃないですけども、単年度単位でやっていただきたいと思えます。

それでは、最後に質問いたしますけども、今回、ゾーニングもできました。ゾーニングに沿った建設計画、温泉街リブランディング事業も始まっており、来年、再来年度以降に予算化が始まりますが、中小企業の受注確保に努めるような、例えば本年度行っている民間宅地開発補助金というものがありません。その際に、例えば市内の業者を少し補助率を変えるとか、市内業者が取りやすいような本市独自の施策を来年以降、特にこういうTSMCに関する住宅地の増設とかの補助金に対して、来年度以降、本市独自の施策の中に市内事業者を受注の機会を増やしていただくような考えはおありでしょうか。市長にお聞きいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、稲継議員のご質問にお答えいたします。

特に、T SMCの進出を契機としまして、この周辺が大きく動いているわけであり、このことは、本市にとりましても大きなチャンスであるというふうに考えております。

先日報道にありました住宅用地等のゾーニングによるランドデザインをベースに、可能な限り住宅、商業、工業、農業のバランスを考慮した施策となるように進めていきたいというふうに考えております。

現在、本市独自の施策といたしましては、小規模小学校区及び居住誘導地域への民間事業者による宅地開発を誘導するために、「民間宅地開発補助金制度」を創設しまして、現在、既に地元業者の方も活用をされておるところであります。また、未就学児を伴った転入で、かつ菊池市内に住居を新築または購入した世帯に対し、養育する未就学の人数に応じて補助金を交付する「菊池市子育て世帯移住支援事業補助金制度」も創設しております。

市内業者におかれましては、ぜひT SMCの進出に関係して、それぞれの業務において、受注が多くなることも考えられますので、ぜひこのチャンスを生かしていただきたいというふうに考えております。

とりわけ民間案件につきましては、市がなかなか直接関与できる部分はありませんけれども、機会があるごとに極力様々な方に声をかけていきたいということで考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございました。ぜひいろんな補助金が出ると思っていますので、本市の中小企業の受注機会が増えるように、本市のほうも努力していただきたいと思っております。

現状のままですと、やはりなかなか中小企業が育っていきません。特に菊池市では事業承継が一番の問題になっております。事業承継ができるような企業に地場の産業を一緒に育てていかれることをお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

本市の中学校のスポーツ・文化活動の現状と課題について、質問させていただきます。

令和4年第3回定例会におきまして、本市中学校における部活動の現状と今後の取組ということで一般質問をさせていただきました。

教育長からは、令和5年度から令和7年度までの3年間で休日部活の地域移管に向けた改革集中期間とされ、令和8年度から、できるところから実施するというふうにあります。このことはあくまでも休日部活の地域移行について検討する期間とされているものでありまして、部活動自体がなくなるものではありませんという内容の答えをいただきましたが、現在、やはりまだ、いまだにいろんな方から部活動はどうなるんでしょうかという話をよく聞かれます。私、聞かれた際には、一応部活動はなくなりませんよと。休日の活動について、今後、考えていくようですというお答えをしていますけども、結局はなくなるんでしょうとよく言われます。私もこれ以上、なかなか答えづらくて、特に5・6年生の保護者の方とか、スポーツ関係の団体の方、また、現場の先生たちからもよく聞かれるんですよ。ですので、なかなか皆さんがぼやんとした中で、今、活動されているというのが現在の形なんですよね。

特に、部活動の地域移行に関しては、報道などされることも、特に新聞なんかの紙面の中でもよく見かけます。どこの報道も、結構教職員が大変だとか、問題点のほうをかなり書いてあり、部活動をしたくない先生の意見とか、そういうマイナス的なことのほうが、どっちかといったら、大きく取り上げられてしまって、逆に、保護者の方とか、現場の方とか、逆に不安をあおるような形なんですよね。

特に今回質問させていただいたのは、やはりその不安を抱えている方が多くいらっしゃるんで、本市としてのお考えを聞きたいということだったので、今回聞かせていただいています。

また、現在、先生たちの労働環境も知っていますし、外部指導者に関しては、私も必要だと思います。実際、外部指導者を入れられると思いますが、それでは、二つ質問させていただきたいと思います。

まず、本市中学校部活の外部指導者の人数はどれぐらいになるのか。

また、本市の部活動に関する今後の取組の現在の状況はどのようになっていますか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、稲継議員のご質問にお答えします。

中学校の部活動の外部指導者の数ということでございますが、令和5年5月1日時点での数で答弁をさせていただきます。

まず、五つの中学校全体で延べ25名の外部指導者がおられます。

内訳としましては、菊池北中学校が、野球部1名、硬式テニス部1名、水泳部2

名の合計4名です。

菊池南中学校が、女子バレー部1名、男子ソフトテニス部1名、剣道部1名、陸上部1名、水泳部2名、吹奏楽部1名の合計7名でございます。

七城中学校が、野球部1名、男子ソフトテニス部3名、女子ソフトテニス部3名、女子バスケットボール部1名の合計8名でございます。

旭志中学校が、女子バレー部2名、剣道部1名の合計3名でございます。

泗水中学校が、ソフトテニス部2名、卓球部1名の3名となっております。

また、今後の取組の現状はということでございますが、休日の中学校部活動の地域移行につきましては、県主催の研修会議や先進地視察研修など他市の情報収集に努めながら、庁内関係課で協議を進めているところでございます。

また、教育長が市内のクラブチームを視察し、クラブチームの現状把握を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。資料もきれいに頂きまして、ちょっといろいろ見させていただきました。

それでは、外部指導者に対することの質問をさせていただきます。

外部指導者の方も、ボランティアの方がほとんどです。特に外部指導者の方が保護者で、例えば経験のある方とか、そういう方も一部いらっしゃいます。この外部指導者をどのように部活に取り組んでくるか、各地域によって、外部指導者の数もちょっとばらばらでしたし、やっぱり外部指導者をちょっと入れてあげないと、先生たちの業務にしても大変だと思います。

この外部指導者に対して、外部指導者の方がいろんな競技があります。競技によっては、3年間の更新制の免許を取らなきゃいけないとか、やっぱりそういう免許を取るか、指導者の免許を持っている方がやはり適していると思うんですね。ただ、それにはやっぱり費用がかかります。剣道とか、バレーとか、テニスとか、いろいろお話を聞きましたけども、本当にばらばらなんですね。かかる金額も、競技によっては福岡県に行かなきゃ取れないとかいう競技もありました。その辺のやはり指導に必要な免許等の費用を何か補助していただかないと、なかなか厳しいんじゃないかなと。特に外部指導者の方は指導料というのもほぼもらわずに、ボランティアの方でやられていると思います。

また、その外部指導者のある方が、全ていろんなことをまだ把握されていることじゃありませんので、例えば熱中症対策とか、AED研修とか、ハラスメント研修

とか、やはりそういうふうなのも外部指導者の方に対してしていただかないと、後々いろんな問題が出てくると思います。

また、ある中学校の部活は、競技経験が未経験な方が、先生が担当になり、生徒に対して、土日以外の大会は練習しませんと。平日もあまり練習に出てこられませんという方も、部活もあります。やはりこういう部活こそ、外部指導者の必要があると思います。

それで、質問させていただきましても、その外部指導者に対する費用に関してどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

外部指導者に対する費用のことはどう考えているかということですが、まず、外部指導者に対する謝金につきましては、それぞれの部活動の後援会会計により支出されております。

そのため、詳細な金額は把握できておりませんが、部費等で運営している後援会会計からの謝金はわずかな額であり、議員おっしゃられたとおり、ほぼボランティアであると同っております。

また、指導者に必要な免許取得の費用も指導者の実費負担であると同っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。今の答弁をお聞きしました、部費で賄っているところもいらっしゃいます。外部指導者を入れれば入れるほど、保護者の部費がかかるという形になっている部活動もあります。やはり本格的に入れるならば、市のほうから幾らかを負担とか、補助とか、そういうのも今後考えていただきたいと思います。

それでは、2番目の部活動に対する今後の取組方に関してですが、部活動の5中学校の各部活の生徒数、指導者数、外部指導者数という資料をこの間頂きました。現在、全体的な加入率としては、菊池北中学校が60%、菊池南中学校が63%、七城中学校は50%、旭志中学校が55%、泗水中学校が53%ぐらいの加入率になっています。全体的で57%と。

熊本県自体も57%ぐらいですので、県平均ぐらいなんですけども、私たちが何か部活動をしていた時代に比べると、部活動の人が減ったよねっていう思いはすご

くあります。もちろんいろんな課題点もあると思います。特に各部活動のを見せていただきましたけども、団体スポーツなんかは、もう各中学校では成り立たないというふうな部活もかなりあります。

市の方針がなかなかはっきりしないものですから、もう待てなくて、中学校でクラブチームの立ち上げをという動きもありますし、実際、何チームかは立ち上がっています。

前回、ちょっとこれ、野球の話ですけれども、この秋に行われた、1・2年生新チームによる県の軟式野球大会での県大会ですけども、出場32チーム、荒尾地区、玉名地区、菊池地区、熊本市、各地区から出てくる32チームなんですけども、そのうち、8チームがクラブチームでした。また、合同チームが6チームぐらいあるんですよね。3年生をどけたら、ちょっと人数が足りないというような、全体的に熊本県の状況もこういう状況です。

また、一番私懸念しているのが、クラブチームのほうが、現在、県大会をすると上位に行ってしまうんですよね。クラブチームは平日も練習して、土日やっています。がっつりやっています。本格的に野球とか、いろんなスポーツをしたい子はクラブチームに流れていって、クラブチームで県大会で勝って、全国大会へ行こうという流れもできています。

私は、個人的には絶対部活動は残すべきだと思っておりますが、前回、新聞報道でもありました、熊本市教育委員会は部活動継続ということで方針を出されました。私もちょっとこれはびっくりしました。どうやって並行していくのかなという思いですけども、今後、本市としては、こういう現状を踏まえて、こういう今後の方向性、方針をどうやって決めていくのか。

また、現状を踏まえて、こういう検討委員会をもう立ち上げていかないと、なかなか厳しいんじゃないかと。やはり、まず検討委員会を立ち上げていただいて、それから、地域移行にするのか、残すのか、共存させていくのかということを決めていかなければいけないし、また、保護者の方も、そうでないと納得していかないと思うんですよね。検討委員会などを設立する予定などはありますでしょうか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、稲継議員の質問にお答えします。

休日の部活動の地域移行の方向性につきましては、庁内で協議している素案について、外部の検討委員会等を立ち上げ、意見をいただきながら基本方針の案を整理し、最終的には教育委員会で決定したいと考えております。

その外部検討委員会の設立につきましては、令和6年度を考えており、現在、予算要求の手続を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。ぜひ、この検討委員会を立ち上げていただいて、また、検討委員会のメンバーも、学識経験者だけじゃなく、いろんなスポーツクラブの学童のほうの監督、代表者とか、保護者の方も交えて、検討委員会を開いて、早く情報開示して、皆さんの不安がないようにしていただきたいと思います。

先日、総務文教常任委員会で美祢市の部活動の地域移行に関して、研修に行きました。実はこれ、今回の研修において、事前の候補地として、事務局にはモデル地区となっています、福井県の鯖江市、岐阜県の羽島市などを先にちょっと行きませんかということでお話しさせていただいたんですけども、菊池市が研修の願いをした時点で、ほかの研修がもういっぱいですので、もうこれ以上、受け入れませんというような形でちょっとお断りされました。やはりそれぐらい、全国の議員さんの方が、やっぱりこの中学校の部活動の地域移管というのは、すごく関心があらわれていることじゃないかと思いました。

また、美祢市の研修で一番感じたのは、やはり今の中学校の菊池市における位置の関係とか、各学校の生徒数とかで、地域によって、やはり美祢市のものを全くまねするのではなく、やっぱり各地方地方でいろいろ違うと思いますので、やはりその辺も検討委員会を立ち上げていただいて、いろんな意見を吸い上げていただきたいと思います。

最後に、教育長に、本市の部活動に対する方向性をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、皆さん、こんにちは。

まず初めに、本市の全ての中学校で部活動が活発に行われております。また、各種大会、よく活躍してくれているということをご報告したいというふうに思っております。このことは、中学校の先生方並びにコーチの皆さん方のご尽力のおかげでありますし、部活動を通しまして、生徒の心身の健全な育成が図られていますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

なお、また保護者の方も、この部活動に関して、ご理解、ご協力いただいている

ということで、重ねて感謝申し上げるところでございます。

今申しましたように、部活動は教育的意義がとても高いものです。しかしながら、少子化により、部活動の加入者が減少している。また、先生方の働き方の観点から、スポーツ庁より、休日の部活動の地域移行のガイドラインが出されたところがございます。

令和4年第3回の定例会の一般質問でも答弁しましたとおり、今回のガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までの3年間を「休日の運動部活動の地域移行に向けた改革推進期間」とされ、あくまでも休日の部活動の地域移行について検討する期間とされているものでございます。

令和8年度以降については、「地域クラブ活動の充実」と示されているところがございますが、中学校の部活動自体がなくなるものではございません。

なお、休日の部活動の地域移行につきましては検討する必要がありますので、今後、どのような方法にすれば、中学生の皆さんがスポーツや文化活動に継続して親しめる環境を整えることができるのか、現在、庁内でも協議を進めておりますし、令和6年度からは外部の検討委員会も立ち上げて、方向性を整理したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。教育長の力強いお言葉で、部活動に対していろいろ考えていけると思います。

また今回、研修に行くのに当たって、いろんな地区を調べてみました。中学校の部活動をある程度統合して、菊池市でいうべんりカーを夕方回されている自治体さんもありましたし、やはり保護者、小中学生から、また、市民からアンケートを取られている自治体もありました。

基本計画ができているところに関しては、中学校からじゃなくて、5か年でしたら、その前の小学校4年生ぐらいから一緒に説明会に入っていくというような説明会もされていました。

私、あくまでも個人的な意見ですけども、特に菊池南中学校に関しては、かなり部活動が多いです。体育館に関しても、やはり限りがありますし、少人数であっても部活動があれば担当の先生がつかなければいけません。やはり各中学校の部活動を見直して、特に菊池市は人口が増えても、やはり5万人ぐらいまでしか、5万人を目指すというところでしょうから、なかなかすぐに中学生が増えると思いません。やはり部活動を絞って、やはり越境入学を認めていただくと、先生たちの負担も減

りますし、団体スポーツ部員の解消にもなると思います。私の私見ですので、参考意見としてお伝えいたします。小学生、保護者が安心して、スポーツ、文化活動ができる取組をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○水上隆光 議長　これで、稲継智康議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩　午前11時52分

開議　午後　1時00分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員　改めまして、皆様、こんにちは。議席番号5番、公明党、島春代です。通告に従って、質問してまいります。

まず、道の駅について、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しまして、感染率もまた下火となり、観光地はコロナ感染期以上のにぎわいを見せて、戻っているとの話題もよく聞きます。また、道の駅が新しくオープンされているとの報道も聞きますので、本市の道の駅についてお聞きしたいと思います。

全国で道の駅が創設されて30年がたっているということで、今年8月の時点で全国で1,209か所が登録されているそうです。菊池市の道の駅も、七城メロンドーム、泗水養生市場、道の駅旭志ともに、およそ24年から30年ぐらいたっていると思います。菊池市内外から多くのお客様が利用され、休憩場所として、また、それぞれの物産館での特産品を買い求め、また、観光や地域情報発信の拠点の一つと捉えられて、利用されております。

改めて、ここで、現在の道の駅の機能を有した物産館、菊池市にとって、どのような役割と考えておられますか、お聞きいたします。

○水上隆光 議長　三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長　改めまして、こんにちは。ただいまのご質問にお答えいたします。

各物産館の役割としましては、地域の農産物や特産品の展示・販売を行うことで、農業をはじめとする産業の振興が図られ、地域経済の活性化につながっていると思

っております。

また、地域の観光名所やイベント情報などを提供することで、観光客の誘致や地域の魅力を発信する役割も担っております。

さらに、地域住民や観光客が集まる場所として交流が促進され、にぎわいが生まれるなど、地域振興・観光交流の拠点として多くの役割を担っていると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 地域産業の活性化、また、地域の魅力を発信する交流の拠点ということで、私もよくいろんな新鮮な野菜、その他、買いに求めて行っているところですが、皆さんもよく利用されているのではないかと思います。

こういう道の駅、物産館を有しました道の駅、国交省では2014年から地方創生の核となる、特に優れた取組を展開する道の駅に対しては、予算などの支援を強化する全国モデル「道の駅」、また、重点「道の駅」と、この2種類指定を実施しているということをお聞きしております。農業プラス観光、また防災の拠点、にぎわいの拠点などの地域活性化の拠点から指定されているということです。

全国モデル「道の駅」の指定に関しては、全国では6駅で、九州にはないということですが、一方、重点「道の駅」の指定は、熊本県では3駅、小国町の道の駅小国、阿蘇市道の駅阿蘇、和水町道の駅きくすいです。この重点「道の駅」は、関係機関と連携して、地方創生の核となる道の駅の優れた企画を選定して、重点的に応援する制度であります。

ちなみに、評価された内容は、小国町の道の駅は、2014年、体験型モデルハウス、I・J・Uターン情報発信窓口の設置をしています。

また、阿蘇市道の駅は、2015年、消防署、医療センターなどと連携した小さな拠点の形成、また、空き家バンク制度を活用し、移住・定住などを促進しています。

和水町道の駅きくすいは、高速インターチェンジとの近接性を生かした、周辺自治体の山鹿市、また本市・菊池市、玉名市、菊水町との連携や、キャンプ場などのアウトドアスポーツ施設の隣接、カヌー体験などが評価されたということです。

これらの施設は、国の社会資本整備総合交付金が使われています。この社会資本整備総合交付金に関しましては、地方公共団体にとって活力創出や市街地整備、地域住宅支援といった目的実現のための交付金であり、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設されたとなっております。

先日、菊池市議会議員で研修視察に伺いました玉東町、山都町のPFI事業でも、この社会資本整備総合交付金を受けられて、住宅の事業を展開されておられました。

先ほどの指定された重点「道の駅」というのは、地域の特性を生かして、うまく道の駅と連携した運営をされていると思います。

本市の道の駅の役割を伺いましたが、確かに本市にとって、道の駅の機能を有した物産館の存在は重要であり、地域の皆さん、また市外の皆さんが通われて、いろんなものを求められて、また、様々なイベント企画をされていることで集客に力を入れている。そういうことは評価いたしております。広域的な観光振興と、優れた企画が本市での道の駅発展にも必要ではないかと思うところです。

交流の拠点として、インバウンド、今後の発展を含めた様々な年代の方が集い、また、菊池市外への人の流出を抑えるようなものが、現在にも増して、今後、さらに必要かと思えます。道の駅を今後、活用したり、さらにリニューアルするなどの考えはないでしょうか。お願いします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、各物産館のリニューアル等につきましては、現在のところ、リニューアルなどの計画はございません。

次に、観光交流の拠点として発展させていくような考えはあるかということですが、これまでも多くの方が利用していただけるように、市としましても各物産館の様々な施設整備を行ってきたところです。直近の大規模な施設整備としましては、令和2年度に国の地方創生拠点整備交付金を活用しまして、泗水養生市場のレストランやカフェテリアの新設、本館の壁・天井等の改修などのリニューアルを行ったところです。

また、管理運営を行っている各第三セクターも、地域振興・観光交流の拠点施設としての役割を果たすために、出荷者の皆様と協力しながら、地域の特性を生かした安全安心な農産物や特産品の提供をはじめ、共同加工場「菊池まるごと市場」を活用し新たな加工品の開発や、交流促進を図るための各種イベントを行うなど、これまでも努力を続けておられます。

今後も引き続き、地域振興・観光交流の拠点施設としてさらに発展できるよう施設を管理運営する指定管理者と連携を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 ありがとうございます。観光拠点、また施設整備、改修などをされてこられたということで伺いました。気づけば少し変わったかなというところは感じるころではあります。

道の駅は、トイレの整備、また駐車スペースの確保、また農業を強くするために、道の駅へのいろいろな販売所設置に補助金、その他を出して、いろいろ取り組んでおられることと思いますが、国交省と農水省の省庁横断の連携プロジェクトと道の駅はなっております。一部事例ですが、函館市では、文部科学省との連携で博物館と併設しています。今後は我がまちも地域活性化に資する、地域の特徴を生かした道の駅を推進することも必要かと思えます。

ただ、農林業、酪農業、基幹産業である本市は、農業・酪農への支援と発展も非常に大切な、大変必要であります。道の駅、物産館の周囲は農振地域ともなっていて、拡大というのはなかなか難しいかと思われるところもあります。しかし、これから先、人をさらに取り込むには、周辺に観光施設など連携させることや、多言語対応、キャッシュレスなどの基本サービスの充実、そういうものも必要ではないかと思えます。

また、道の駅で買物はするけど、近くに子どもを含めた家族で遊べるような施設ができればいいのにといい意見も聞きます。

今後、道の駅と物産館がさらに発展し観光振興発信地と、さらなる発展することを願っております。

次に、道の駅は、災害時に地域の防災拠点となる防災道の駅も、2021年度に全国で39か所が選定されております。災害対応に当たる自衛隊や警察の活動拠点のほか、緊急物資の輸送、地域住民らの避難受入れなどに使われているところもあるそうです。

本市の道の駅旭志と泗水は防災拠点と位置づけられていますが、災害時に本市の道の駅の果たす役割をもう少し具体的なものがありましたら教えてください。

それから、七城メロンドームは防災拠点にはなっていませんが、理由を教えてください。

以上、お願いします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。ただいまの島議員の質問にお答えいたします。

災害時に道の駅が果たす役割はというご質問ですが、まず、熊本地震の際は、道路利用者や近隣住民の一時避難場所、また災害支援の基地として利用されておま

したが、トイレの数の不足や停電による機能低下などが課題であったため、防災トイレや非常用電源、防災倉庫などを令和2年2月に道の駅旭志、それから令和2年7月に道の駅泗水に県が整備をされております。その利用に際しましては、本市と覚書を締結しているところでございます。

災害時の役割でございますが、大規模な災害や災害発生のおそれがある場合に、救助活動や避難場所として活用されることが期待されているところでございます。また菊池市地域防災計画においても指定緊急避難場所として指定しているところでございます。

それから、メロンドームが防災拠点にならない理由というところでございますが、道の駅旭志と泗水は、合併前の旧旭志村・泗水町と道路管理者である県で整備されました一体型の道の駅であり、当初は県により駐車場や休憩所などが設置されております。

道の駅七城メロンドームにつきましては、旧七城町が単独で道の駅を設置した単独型であり、防災トイレなどの整備はできておりません。しかしながら、避難場所としての機能は有しておりますので、道の駅旭志や泗水と同様に指定緊急避難場所に指定をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 一時避難場所、また防災トイレ、また電源整備ということでされているということをお聞きしました。

七城メロンドームも指定避難場所ということでお聞きしましたが、一時避難場所ということで、ちょっとなかなかそのときに道の駅を利用された方、少しでも避難できる場所にそういう整備がされているのかなということにはちょっと思いますが、2004年の中越地震では、日頃から非常用設備のメンテナンスを入念に行って、非常用発電、また、水、炊き出しなどを被災直後から提供することができ、特に観光客などは道の駅に避難することができたそうです。緊急時の道の駅が住民や旅行者などの支援への役割が改めて認識されたということです。

現在の道の駅、第3ステージと位置づけされ、地方創生や観光、防災の拠点として、道の駅を核とした地域づくりを進めています。これは観光業者、また大学、交通事業者など、多様な関係機関との連携がポイントとなります。特に災害発生時の防災機能を強化し、防災道の駅として整備し、断水してもきれいに使えるトイレなどの設置が進められています。本市でもただいまご説明いただきましたように、災害対応型トイレとしてきれいに整備されていて、これは素晴らしいと思っております。

す。

本市の道の駅、一時避難場所ということで先ほど言われましたが、それぞれ三つの道の駅とも、駐車場、また一時避難場所としてのその設備、避難された方がどこにという、道の駅の中での避難場所というのはどれくらいあるのかなということはちょっと思います。

今後、その災害時に人が集まる避難場所としての確保、場所と考えていいのか、それとも、備蓄や物流の拠点だけなのかをちょっと教えてください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

避難場所、それとも、備蓄・物流の拠点となり得るのかというようなご質問だったかと思います。

道の駅旭志と泗水につきましては、県と締結しました防災機能の利用に関する覚書により、避難施設の提供や救援物資の提供及び保管、防災関係機関の活動拠点場所などに利用できるとされているところでございます。

防災機能の利用につきましては、様々な利用が可能となっておりますので、災害の内容によりまして、その都度より効果的な防災利用を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 災害内容によって、いろいろな機能を発揮するという、考えておられるということで、災害がいざ発生したときに、皆さんがそこに寄って、しばらく災害を回避できる場所になるのかというのは、また今後考えていってほしいと思います。

道の駅は、ある意味、地域の未来を開く様々な可能性を持っていると考えられます。将来的に子育て支援施設の併設、また、商業施設の併設の可能性など、あらゆる世代が活用できる環境をつくるのが大事だと思います。漠然とはしていますが、菊池市もそのような視点で道の駅の活用に今後取り組んでいただきたいと思います。

道の駅の運営には、財政やコスト、人手の問題や課題もありますが、より重層的な体制づくりも重要になります。観光資源や防災機能など、現状のままではなく、あらゆる世代が利用できる場として、これから進化していく必要もあるかと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 道の駅の機能に対する期待を問う質問でございました。

先ほど担当部長が答弁しましたとおり、各物産館は地域経済の活性化やにぎわいの創出など地域振興・観光交流の拠点施設として、また、議員がおっしゃるように、防災拠点として大変重要な役割を担っているというふうに考えております。

議員からのご質問で、現状のままではなく、あらゆる世代が利用できる場として進化していく必要があるのではないかという趣旨のご質問でございました。まず、そのためには、産地直売の強みを生かして、地域の独自性というものを生み出していくことで、他の地域の物産館やスーパーとの差別化を図る必要がございます。また、提供する商品やサービスの質を継続的に向上させて、お客様の期待を上回るよう努める必要がありますし、地域住民や観光客に向けた効果的なマーケティングも重要であるというふうに思っております。

ご提案のありました子育て機能であるとか、あるいは定住化の促進であるとかいったことは、今後の課題であろうというふうに思っております。

今後も地域振興・観光交流の拠点施設として、多くの人に訪れていただけますよう、各物産館を管理運営する指定管理者と連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今後、道の駅、独自性を生かしたいろんな施設ということで期待をしておりますので、よろしく願いたいと思います。

では次に、運転免許証自主返納者への支援についてお伺いします。

公共交通の問題については、以前、私も質問しましたが、ほかのこれまでも議員の方々より、いろいろな角度から一般質問をされております。全国的にも交通の問題対策は簡単には解決ができない、様々な検討をされているところであります。

今回、免許返納者についてお聞きしたいと思います。

本市では、免許を返納された方々についての特典としまして、県内の一般路線バス、また熊本電鉄や熊本市交通局の市電など、免許返納者割引証を提示すれば、運賃半額で乗車できるようになっております。

本市としては、べんりカー、町なかへのあいのりタクシー、共通乗車チケット1,000円分、または市内共通商品券めぐるん券1,000円分を、どちらかということで交付していただいております。

免許を返納された近所の方に聞いてみますと、あいのりタクシーはまだ乗ったこ

とはない、買物は子どもさんが来られるのを待っているとされていておられます。それぞれ考え方やご家族の状況もあるかとは思いますが、利用することにも不慣れだったり、面倒だったり、遠ざかるのもあるかもしれません。

それで、私は、菊池市のこの乗車チケット代1,000円というのはあまりにも少ないのではないかとあって、今回質問をさせていただきました。あいのりタクシーは運行距離にもよりますが、片道運賃はそれぞれ200円から1,200円ぐらいかかることもあるようです。タクシーとしては格安の運賃ではありますが、利用するチケット1,000円分は往復、場合によっては2回分あるのでしょうか。この金額の問題ですけども、また、免許返納時に必要であれば、運転経歴証明書を交付されておりますが、この交付の手續に1,100円かかります。ということは、乗車チケット1,000円分より100円出すということになり、メリットを感じないのではないかと思います。

免許返納者への特典として、ほかの自治体ですが、無料乗車券や回数券数回分など、様々なサービスや割引などを行われております。この特典として充てている金額は最低でも3,000円から1万円、2万円まで、自治体で様々であります。菊池市の1,000円というのは、県下では最低の金額ではないかと思われま。また、物価高騰で生活も厳しいときでありますし、免許返納者の方々にはさらに辛抱されておられるのではないかと思います。

この特典にめぐるん券という商品券を返納者に入れているのは菊池市だけではないかと思ひます。ほとんどの市は交通に関するチケットまたは無料券、そういうのを充てておられます。

免許証を返納した1回だけではありますが、チケット代をもう少し上げるよう見直して使っていただければ、利用者ももう少し増えるのではないかと思ひますが、返納者への乗車チケット代、これを上げるなど見直しをする考はないでしょうか。いかがでしょうか。お願いします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、島議員のご質問にお答えしたいと思います。

本市の支援金額の見直しについてということですが、運転免許証返納者への支援等につきましては、本年第2回定例会の平議員の一般質問でも答弁をいたしておりますけれども、重なりますがお答えしたいと思います。

自動車運転免許証の自主返納制度につきましては、運転に不安を持つ高齢ドライバーの交通事故の防止を目的とした制度でございまして、市が高齢ドライバーに対して、一律に運転免許証の自主返納を積極的に推進しているものではございません。

あくまで運転に不安を持つ高齢ドライバーの公共交通への利用転換及び交通事故の減少を図るため「運転免許証自主返納支援事業」を設けて、返納された65歳以上の高齢ドライバーに対して、市内共通商品券、ご紹介ありましたように、1,000円相当またはべんりカー・あいのりタクシー共通乗車チケット1,000円相当を支援しております。

自家用車に代わります移動手段が、運転免許証自主返納者の困り事と考えられますので、これまでもべんりカーとあいのりタクシーの拡充も図ってまいったところでございます。

さきの定例会の質問時にもお答えしましたように、毎年150人を超える多くの高齢ドライバーの方が運転免許証を自主返納されておりますので、「返納支援事業」につきましては、これまでどおりの支援を続けながら、返納者の困り事と考えられる自家用車に代わる移動手段として、べんりカー及びあいのりタクシーのさらなる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、先ほどご紹介もありました他市町村の支援内容、また支援状況を参考にいたしまして、今後調査研究したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 免許返納を推進というか、事故が起こる前に返納ということで、それはぜひともご高齢の方には事故を起こさないための返納ということで、促進はしてもらいたいと思うんですが、これを市でどんどん返納してくださいということはちょっと言えないと思いますが、その返納後の交通手段ということで、そういう特典、それがもう少し上がれば、皆さんがあいのりタクシー、またべんりカー、そういうのを利用されるきっかけがもう少しつくのかなと思ったところです。

菊池市で返納者の人数は、先ほど部長も言われました令和3年が136名、令和4年が153名、本年が10月までに、現在80人弱と聞いております。返納者は今後も減ることはないと思いますが、高齢者の交通の困難を考えると、物価高騰の中、少しでも暮らしやすい生活の一助になるように、ぜひとも今後、返納者の方に寄り添った支援を、金額、ご検討いただきたいと思います。

以上、終わります。

○水上隆光 議長 これで、島春代議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時33分



○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議席番号15番、荒木崇之です。

先日、10月29日の熊日新聞に、久々に読み応えのある議会関係の特集が掲載されていました。「一般質問「リアルな声を」」と題して、議員は住民の声を代弁していない。聞くのは出身地域のことばかり、発言しない議員が多いとの手厳しい有権者の声でした。また、議員にとっては晴れ舞台と自負していても、質問と答弁を読み合う光景は学芸会と有権者からはやゆされているとの記事に、はっと思った議員もおられるのではないのでしょうか。記事では、無投票で当選した御船町の新人議員の言葉、一般質問では票を持たない議員の発言に重みはない。これには大きく賛同するものであります。

私は、議員が一般質問をするに当たり、どれだけ執行部を動かすかは、一般質問の上手下手ではなく、その議員が市民の声をどれだけ聞いて、議員の保身やご都合主義ではなく、いかに市民の都合で訴えるかだと思います。ですから、有権者から頂いた票は後ろ盾であり、力であります。本日、傍聴していただいている方も大きな後ろ盾だと思って、国会の予算委員会よりも緊迫した、韓国ドラマよりも展開が読めない、息をするのも忘れるような一般質問でありたいと常に考え、この場に立っています。

それでは、通告に従いまして、一般質問いたします。

竜門ダムの湖面利用についてであります。

先日、11月中旬頃に、市内のボートの関係者の方から、竜門ダムのボートコースが使えないけれども、どうしてだろうかとの相談を受けましたので、てっきり竜門ダムの水位が下がり、使えないのではないかと思っていたところ、その理由は工事でもなく、よくよく調べていきますと、その理由は別にありました。

その理由を述べます前に、昨年大きな問題となりました竜門ダムの湖面が利用中止となった問題と深く関係があるため、まず、その件に関して、事のてんまつを知っていただく必要があります。

本年1月の月例会において、私、荒木崇之の指摘により、平成19年に菊池川漁業協同組合と交わした竜門ダムの湖面利用に関する協定書には、第3条の利用期間にボート競技大会及び練習に利用する期間は、毎年4月1日から10月31日までとなっていたのに、菊池市がそれを守らず、菊池川漁協との事前協議なしに大会を

開いていたことが、遊漁者からの通報で発覚し、使用中止となっていることが明らかになりました。

翌日の令和5年1月19日の熊日新聞に「竜門ダムボート場使用中止」との記事が掲載されましたが、熊日新聞の記事では、県ボート協会が大会の申請は年間計画の報告で十分だったと考えていたと菊池市のボート協会への説明不足は一切報じておらず、誤解を招く記事の内容だったことから、菊池川漁協に苦情が多く寄せられたとのことでもあります。

しかし、菊池市が菊池川漁協との協定書違反をしたのは今回だけではありません。遡ってみますと、平成19年には湖面利用活性化協力金30万円を払い忘れ、市が滞納し、ボートコースの撤去を命じられ、当時の市議会議長が立会いの下、副市長が複数回、漁協に謝罪し、所管課を教育委員会に変更することで協定書を結び直した経緯があります。

平成26年には、協定書で定められた利用期間でない時期に、漁協との協議をせず、ボート大会を開催し、嚴重注意をされています。

それなのに、菊池市は反省もせず、冒頭で述べました利用期間の協定違反を令和4年にも起こし、遊漁者から指摘され、利用中止となったわけです。それどころか、漁協との協議もなしに、NPO法人Go Natureという団体に無断で湖面利用を許可し、いわば又貸し状態で営利目的で使用させていたことも発覚しています。

そのようなことから、昨年11月から竜門ダムの湖面利用を中止されていましたが、菊池川漁協側が理事会を重ね、国土交通省菊池川河川事務所立会いの下、本年3月29日に再度といたしますか、再々度、契約に応じていただきました。

これが昨年起きた竜門ダムの湖面利用中止のてんまつであります。

まず、お尋ねします。

この竜門ダムの湖面利用に関する協定書は、菊池市が作成し、菊池川漁協合意の上で結んだ協定書なんですけど、なぜ自ら作成した協定を守らず、たび重なる協定違反を市は繰り返すのか、その原因は何だと考えますか、協定者の契約者である市長にお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 ただいまの荒木議員の質問には、まず私のほうからお答えさせていただきます。

斑蛇口湖の湖面利用に関する協定違反につきましては、菊池川漁業協同組合様をはじめ、関係各位へは多大なるご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

改めて深くおわび申し上げます。

協定違反につきましては、経緯や原因について文書やホームページ等で掲載しております。

菊池市は、菊池川漁業協同組合様と斑蛇口湖の湖面利用について、「大会及び練習に利用する期間は、毎年4月1日から10月31日までとする」とされており、利用期間以外の11月1日から3月31日において、大会練習等で使用する場合には、事前に菊池川漁業協同組合と協議を行うこととなっております。

しかしながら、その事前協議を行わないまま、複数年にわたり、ボート競技大会の開催や練習等が実施され、協定に違反をしたものでございます。

協定違反の原因につきましては、ボート場の所管課である社会体育課内で保存している協定内容の定期的な内容確認ができておらず、課職員における協定内容の認識不足があり、また事務引継ぎも徹底されていなかったことであると考えております。

また、利用している主要団体に対し、協定内容の十分な周知ができていなかったこと、協定の基本である菊池川漁業協同組合様との協議が不足していたことが大きな原因であると考えております。現在は再発防止に向けた取組を実施しているところであります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいま詳細の件については、教育部長から説明をさせたところでございます。

部長も申しておりましたが、協定違反の原因ということにつきましては、引継ぎがしっかりとなされていなかったと。そのために課職員における協定内容の認識が大変不足しておったということが大きな原因でございます。

また、利用している主要団体に対しても、協定内容についての十分な共有、周知ができていなかった。このこともまたもう一つの原因であろうというふうに思いますし、何よりも、協定の基本である菊池川漁業協同組合様と円滑なコミュニケーションができていれば、事前に防げたことでもあったろうというふうに反省するところでございます。こうした協議不足も大きいというふうに考えております。

再発防止に向けた取組をこれからしっかりと実施してまいります。

ご迷惑をおかけしました菊池川漁業協同組合様並びに関係の皆様には、心からおわびを申し上げる次第でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 二人して同じことを言われるなら、これ、時間稼ぎですから、どちらか一方にしてくださいよ。

答弁では、非常に反省されている答弁でしたが、令和5年の広報きくち3月号では、半ページにわたって、協定書違反についてのおわびも掲載されています。これは見えています。

私は、たび重なる協定違反は最悪ですけれども、問題が発覚してからの執行部の対応はもっと最悪だったと思います。なぜなら、契約者は市長であるのにもかかわらず、教育長が謝罪に行くと電話をしたことで、漁協側は激怒、菊池市内の副組合長に間に入ってもらうように頼むも断られ、てんまつ書を漁協側から提出要求をされるも、その意味を理解せず、議会の全員協議会において議員から指摘され、ようやく提出するなど対応は後手後手だったと思います。

その後、江頭市長は、令和5年3月定例会の最終日の閉会後の挨拶の中で、覚えていらっしゃると思います。速報ですとおっしゃって、たび重なる協定書違反の謝罪も、責任も取るわけでもなく、何も変更なく再契約の運びとなりましたと議員に報告しました。

しかし、私は、新たに結ばれた竜門ダム湖面利用に関する協定書と旧協定書を比較して、市長が報告した何も変わらず再契約したとの報告が全くのうそであること、この問題がいまだ片づいていない問題であるということに愕然としました。

議長の許可を得ましたので、新旧対照表のパネルを示します。

[パネルを示す]

読み上げますので、まあ、見えなくてもいいと思うんですが、まず、これは第5条の契約の更新という内容ですが、旧契約書、旧協定書では、第5条、この協定書の効力は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了3か月前に、甲または乙から特段の申出がない場合は、この協定書は自動的に3年更新するとあります。

では、新協定書では、第5条、この協定書の効力は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、第2条に掲げる協議が調ったときは、同じ条件で1年間契約するものとし、それ以後も同様とするとあります。

分かりやすく解説しますと、旧協定書では、協定期間が過ぎても、菊池市と菊池川漁協に何ものなければ、もうお互いに何の異議申立てもなければ、自動的に3年更新の契約となりますよとなっているんですが、しかし、新協定書では、毎年ちゃんと利用計画書を市が報告し、協議してからじゃないと更新できませんよと。しかも、更新は自動ではなくて、毎年ですよ。かなり厳しくなっています。

市長は、これでも、この解釈、市長の解釈でいけば、何も変わっていないとのことですが、今でもそう思っているのでしょうか、お尋ねをします。市長にお尋ねをします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 協定書の新旧の内容に関するご質問でございました。

まず、正確に申しますと、何ら変わってないという言い方ではなくて、新旧の協定書については、大枠で大きな変更はないと、こういうふうに申し上げたというふうに思いますし、ただいまその認識でありますけれども、物事をどの立ち位置からどういうふうに見るかで、おのずと見方は変わってくると思います。

新しい協定書は、基本的には変更前の項立てを生かして、条文の修正及び追加を行ったものであります。もし個々の変更点に着目した見方をするなら、当然変更はあるわけでありまして、今おっしゃったことのほかに、従来は競技練習は4月1日から10月31日までと。それ以降は別途協議と。ただし、小・中・高生は除外されていたわけでありまして。つまり、小・中・高生は協議の必要なく、年間可能であったわけでありまして、新協定書では、小・中・高生の練習も同様とする。すなわち、年前半は認めるけれども、後半はやはり協議が必要と、こういうふうな変化はございました。

それから、今申されました、双方の申出のないときは3年間自動延長でありましたけれども、今後は、協議が調べば同条件で1年のみ更新、また、従来にない罰則として、違反があった場合は、直ちに中止すると。このようなところはもちろん違いではございます。

ただ、この中で、特に子どもたちに関しては、子どもたちに直接関係のない、責任のないことでありますし、子どもたちの年間の練習計画は非常に難しくなるおそれもありましたので、この点は何度も交渉を重ねたところでありますが、最終的には、先ほどのような文言にとどまったわけでありまして。

こうしたふうに、個々の変更点に着目すれば、ある意味、厳しいものになったというふうに言えるかもしれません。しかしながら、協定書が3年だろうが、1年だろうが、結局、子どもは年間計画は必ず前の年度までに協議をするということになっておりますので、何事も協議の上で進めていくということにおいては、特段大きな本質的な変更はないというふうに考えました。

また、罰則が入ったわけでありまして、去年の秋のケースは、その罰則規定はありませんでしたけれども、子どもが違反に気づいた時点で、直ちに自主的に中止をしております。そういうことでは、実態としては、既に実際にやっていることで

ありますので、その点については、本質的な差はないだろうと、こう考えたわけ
あります。

こうしたふうに、個々の変更点のみを挙げれば、特に子どもたちの練習に影響が
及ぶということになりますので、また保護者や市民の方に、場合によっては、組合
に対して、様々な受け止め方が生まれるかもしれないと。こういうことで、今般、
ご迷惑をかけた組合さんのお立場もおもんぱかって、私としては大きな枠組みで捉
えまして、かつ前向きに捉えれば、常に相互協議、相互協力も精神は全く損なわれ
ていないと感じましたので、そういう趣旨で、大枠では変わっておりませんとい
うふうに申し上げた次第であります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議員の皆さん、今の枠で変わっていないという言葉
覚えておいてくださいね。後で重要になりますからですね。

市長のほうが先走って言われましたけども、そのほかに、協定書の重要な変更点
というのがございます。これは先ほど言われた第3条、利用期間、これが今までは、
旧協定書では4月1日から10月31日までとする。なお、上記期間は別途協議す
ると。ただし、菊池市の地元小学生、中学生、高校生の練習についてはこの限りで
はない。

ところが、新になった途端、冒頭の利用期間は変わらないんですけども、第2項
というのが追加されまして、前項の期間の利用については、別途協議するものとす
る。地元菊池市の小学生、中学生、高校生の練習についても協議が必要ですよと。
今まで自由に使っていていいよ、地元だったらというのが、その都度その都度、練習の
ときに出さなきゃいけなくなった。市長、これで間違いないですよ、言われてい
るのは。となっていて、利用期間に変更はありませんが、旧協定書では、地元の
小・中学生はいつでも使えてたのに、今度は利用はちゃんと協議をしなさいとなっ
ています。

さらに、先ほど市長も言われた、たび重なる協定書違反をした菊池市は信用され
ていないので、旧協定書にはなかったものが、新協定書には罰則規定が追加されて
います。第6条、罰則、甲がこの協定に違反したときは、その時点でこの協定書の
効力を失う。2、前項の場合は、甲は、甲が常設したボートコースなどの使用につ
いては速やかに中止するとあり、これは解釈するとそのままですよ。もう違反し
たときには、ボートコースなどの、などとありますので、これ、栈橋も含みます。
栈橋も含めて使用を中止すると。かなり厳しい罰則が追加されていますが、市長は

大枠では変わっていないということですね。

では、市長に、私、答弁を聞いてて思うんですが、6条に罰則規定を設けてある、これ、重要性というのを認識していますか。これは菊池市が次に協定書違反をしたら、即、中止というだけではなく、これ、裁判を見据えて、罰則規定を設けてあるということなんですよ。

質問を続けますけど、旧協定書では、菊池川漁協と菊池市の2者契約であったのが、新協定書では、菊池川漁協、菊池市、国土交通省菊池川河川事務所の3者契約となっているんですね。この件は令和5年5月22日の月例会において木下議員も指摘されていますが、何で3者契約になったのか、分かりますか。事務方は分かるでしょう。それは菊池市は自らつくった協定書を何度もほごにしているの、信用ならないから、菊池川漁協は国土交通省を立会人しているわけです。

では、大枠では変わっていないと言った市長にお尋ねをします。これからが本題です。

第3条の利用期間では、菊池市がボート競技大会及び練習に利用する期間は、毎年4月1日から10月31日までとありますが、前項以外の期間の利用について、まさに今がその時期ですね。その時期ですが、今の時期に使うには、別途菊池川漁協と協議するものとするというふうにしてあります。今、もし満水で工事もしてなかった場合、菊池市の地元小学生、中学生、高校生の練習についても同様とするとありますので、もし地元のボートクラブの練習や、高校のボートの大会を開催するとなった場合に、今現在、協議すれば竜門ダム湖面利用はできるのか。大枠で変わっていないとおっしゃるなら、できるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 11月以降の練習の可能性につきましては、もちろん当事者同士が合意に達すれば可能であるというふうに考えておりますし、そのための協議も、これまで行ってきたところではありますが、この協議を進めるためには、組合側のほうから、配慮事項をきちんと明示せよと、こういう宿題が出ておまして、今、それについて、私どもがどういうことができるのか、検討を進めてきているわけですが、すぐには具体化できることも限りませんので、引き続き協議を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、今年につきましては、ちょうど今、国交省のほうでダムの工事をやっておりますので、どっちみち、十分な練習環境があるとは言えませんので、また途中から状況が変わっても、非常に練習計画が組みにくいということで、あらかじめ、小・中・高生については、今年にはできないことを前提に、陸上を中心に計画を組んでい

るということですので、幾らかは時間はできておりますので、その間にぜひ組合さんとの協議を調べていきたいと、こういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 市長、私の質問を聞いていますか。工事とかなくて、今現在、協議すれば使えるのかって聞いたんですよ。

これ、私も勘違いしてたんですけども、協定書には協議すれば利用期間外でも使用できると書いてありますが、これは完全な間違いなんです。なぜなら、協定書のほかに、私たち議員に一切知らされていない、竜門ダムの湖面利用についての覚書というものが存在するんです。これ、情報公開請求したら出てきました。漁協側さんから頂けなかったんで、それは市からもらえと言われましたんで、その存在というのがありまして、これは一切私たち議員にも知らされていない。この中に、では、利用期間外は協議すれば利用できると協定書では定めてあるのに、何でできないのかというのがあります。それは覚書の項目に、遊漁者への配慮というのは、これはもちろん市が決めているんですよ。ありまして、菊池市は、竜門ダム湖に漁業法に基づく漁業権が設定され、ワカサギ等の漁場となっていることから、ボート競技利用者と遊漁者の間でトラブルが発生しないように対策を講じると、市がお願いしているわけなんですよね。意味は、分かりやすく言いますと、冬の期間はワカサギ漁をする人が、漁業権を購入して釣りをするのですが、竜門ダムに行ったときに、ボートの練習があっていたら、ワカサギ漁ができないので、トラブルになるから、それを避けるため対策を講じるので、利用期間外でもボートの練習をさせてくださいという内容であります。

実際、これが前回の問題の発覚だったんですよ。ワカサギ釣りに行った方が、ボート関係者ともめごとになって、それで通報で発覚したということなんですけど、もちろんこの覚書も菊池市が菊池川漁協に対して提案し、約束したものです。しかし、現在、この遊漁者への配慮という対策を市が行っていないので、協議をしても使えない状態になっているというのが現状です。

そこで、お尋ねします。

市長は、今から協議していくとおっしゃったんですけど、本年3月29日に、再度協定を結んだにもかかわらず、すみません、再々度協定を結んでいただいたにもかかわらず、菊池市は遊漁者対策をなぜ今の今まで講じていないのか。このままでは一切大会も開かれないと考えますが、もし満水になった場合ですよ、工事も終わって、大会をしたいとボート協会が言ってきたら、開かれないと。3月31日までは

開かれないと考えますが、協定を結び直した、この今の今まで、3月から今の今まで、どのような提案をしてきたのか漁協に、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私のほうからお答えします。

覚書の中に遊漁者への配慮とあって、ボート利用者と遊漁者の間でトラブルが発生しないよう対策を講ずるものとする。明確に書かれております。先ほど何らその対策、代案が出ていないという話ではありますが、それは事実と違いますですね。私どものほうから図面を引いて、今、栈橋というものが3本出ているわけでありまして、これ、基本的にボートを使うために作っている栈橋でありますけれども、漁業権をお持ちだということで、そこを制限せずに、どうぞ使ってくださいということで、これまで共存をしてきたわけでありまして。

しかしながら、今般の件を受けて、私どもの配慮としまして、三つあるうちの二つは、もうじゃあ遊漁者で使ってくださいと、冬の間ですね。一つだけボートの練習に使いますということでご提案したんですが、組合の事務局のほうで、それを受けてもらえなかったということなので、まだ協議が終わってないという状況でございます。

したがいまして、ちょっと直ちには解決できないとさっき言ったのは、そのためでありまして、たまさか今年については工事中でありますので、何とかこの間に解決策を図りたいというのが今の実際なんですね。ということで、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 市長、今度、12月15日に会われるでしょう、江藤組合長と。そのときまでに、その認識を変えた方がいいですよ。これ、きちっと事務方が言うべきことは言わないと、大変な問題になりますよ。

今言われた、菊池市が遊漁者に対する配慮として提案したのが、現在ある栈橋をボート競技者と釣り人で共有するとのことですが、それって、今と何も変わらないじゃないですか。しかも、現実的にできるわけじゃないじゃないですか。ボート競技や練習でボートを運んだり、ボートに乗り降りしている横で釣りができますか。漁ができますか。菊池川漁協は、ボート競技者と遊漁者の余計なトラブルを避けるために対策を講じてほしいと言って、断っているわけですよ。市長は善意で使わせているとか言っているけども、何も変わってないじゃないですか。これ余計にトラブ

ルになるだけです。

何より、市長、竜門ダムに行かれましたか。栈橋見ましたか。現在の竜門ダムは水位が下がり、1号栈橋はもう離れています。とても行けません。遊漁者は行けません。釣りも行けません。しかも3号栈橋には、ボートが多数つながっていて、釣りができる状態ではありません。これで共有と言われても、漁協側は不信感しかないと思っているんですけども、どうですか、事務局、その辺は。今の栈橋の在り方が、共有できるような状態だと胸を張って漁協に言えますか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午後2時12分

開議 午後2時13分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、荒木議員のご質問にお答えします。

現在の水がない状況では、まず栈橋は使えないと思います。今後、水位が戻った場合にどのようにするか、現在、協議をしているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 本当は協議を3月29日から始めて、例えばダムの形状を変えるなら、これは国土交通省にお願いをせないかんから、断られたなら、また次の手、断られたなら次の手って、何回も協議を繰り返して、妥協点を探っていくのが行政だと私は思うんですよね。市長のように、善意で使わせてやっているというようなことを言われているけど、本当にその認識では、私はもう門前払いを食らうんじゃないかとすごい心配をしているわけであります。

市長は、何やら勘違いされているようですが、菊池川漁協は、市や国の外郭団体ではありません。遊漁権を販売し、それを原資に運営されている団体です。言い方は悪いですが、遊漁権を売って何ぼの世界なんです。遊漁者に対して何ら対策を講じない菊池市は、菊池川漁協に対して営業妨害をしていると言っても過言ではないと私は思います。実際、漁業法の第195条に漁業侵害罪というものもありますので、これは本当にしっかり考えていただきたいというふうに私は思っています。

今月の15日に、先ほど言いましたように、菊池川漁協の江藤組合長とお会いする約束をされていますが、何らかの違う解決策を持っていかないと、いつまでたってもこの問題は解決しないというふうに考えます。

最後に、私は、平成19年の協力金未払問題のときに、間に入って問題を解決した当時の議長を見て、菊池川漁協とは、今後、密接な関係を築いていく必要があると思いましたので、組合員になって12年が経過しました。その勘は正しかったと思っています。その間、木下議員、二ノ文議員、福島議員も、漁協の重要性を感じて、年に数度の河川のごみ拾いや、アユやウナギの稚魚の放流を手伝っていただいて、5年前から正組合員になられています。

TSMCの第2工場は、竜門ダムの水を使用する予定だと県知事はインタビューで答え、報道もされています。これからますます竜門ダムの重要性は高まっていくものと考えます。

県と菊池川漁協、竜門ダムの受益者である農家と県、農家と漁協の橋渡しをするのは菊池市の役目だと思いますが、現在のように菊池川漁協とぎくしゃくした状態で、連携していくことが果たしてできるでしょうか。

市長をはじめ執行部の皆さんが、漁業権とは何ぞやを勉強して、先ほど言われた漁業権があるから、栈橋を使ってもいいですよというような考えではなくて、これは国土交通省が平成10年に占有許可を菊池市に出したのは、使っていていいよと、栈橋も占有許可を出したのは、菊池川漁協と合意があってこそということなんです。だから、これ、菊池川漁協がもう駄目ですと、菊池市がそういう認識なら駄目ですよと言ったら、栈橋さえも使えなくなるんですよ。それをですね、根本的なところをやっぱり理解すべきだというふうに思います。

しかも、今回の調査するに当たって、漁協側ともお話を聞いたら、忘備録というものが存在するそうです、このほかに。協定書、覚書、忘備録、これを忘れちゃいけないよと。その忘備録を市はどうも見つけ切らんとですよ。どこにあるか、これはしっかり見といてください。あと6年後ぐらいに、この占有許可、これのときに必要になりますから、6年後、知らなかったら、これ、もう破棄されますので、忘備録もしっかり見つけて、なくした場合には、漁協に頭を下げて、すみません、忘備録をもう一回コピーさせてくださいと言って、ちゃんとやってください。

覚書の遵守と、速やかに誠意ある解決策を漁協に示すべきであります。

今回の協定書から更新は毎年になりました。今のままなら、3月に協定を結ばず、4月から10月も利用できなくなると警鐘を鳴らして、次の質問に移ります。

では次に、角膜移植の推進についてであります。

正しくは、角膜移植提供者の普及啓発についてですが、私がこの質問をしようと

思ったのは、ある方の葬儀に参列したときでした。ご遺族の方のご挨拶のときに、父は自分の思うように生きて、皆さんにご迷惑をおかけしたと思いますが、最後に人のためになることをして旅立っていきまされたと言われました。亡くなった方は一代で会社を起し、従業員の方も多数雇用し、立派な方なのですが、息子さんは謙遜してそのような言い方をされたのかと思いますが、最後にした人のためになることというのが角膜提供でした。

私は、息子さんにお話を伺ったところ、その息子さんが角膜提供の運動をされているということで、亡くなったお父様も角膜提供をされたとのことでした。特にご家族に目が不自由な方もいないのに、なぜ息子さんが角膜提供の運動をされようと思ったのかを聞きましたら、娘さんが10歳のときに一緒に鶴屋に行ったら、同じくらい女の子が全盲で、母親と手をつないで歩いているのを見て、非常にショックを受けたとのことでありました。その方にとっては、目が悪い方はある程度お年寄り、ある意味、座頭市というか、これ、昔過ぎますけど、座頭市みたいなイメージだったのが、すごく小さな子どもさんが全盲で、手を握りながら歩いていた姿にショックを受けて、この角膜提供という運動をしようと思われたとのことですが、調べてみますと、全国には約2,000人の角膜移植を待っている方がおられます。熊本県でも今日付で154人おられます。単純計算で自治体当たり4人の方が失明の不幸によって、角膜提供を待っているということになります。

今回、質問するに当たり、調べてみますと、角膜提供者登録を進める運動は、1958年に角膜移植に関する法律が施行されたことを端を発して、アイバンク運動というのが発足しました。そのアイバンク運動の発祥の地がこの熊本県ということでありました。

まず、お尋ねしますが、これは把握していたら結構なんですけど、本市において、角膜提供者、ドナーの方の登録者数が分かれば教えてください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、荒木議員の角膜移植についてのお尋ねということでございます。

まず、角膜移植といいますのは、先ほど議員のほうからもいろいろご説明ございましたけれども、病気や外傷等により角膜が白く濁り、機能が低下された方に、亡くなられた方から提供いただいた透明な角膜と取り替えることで、機能を回復させる移植でございます。

その角膜移植につきまして、ドナー提供ということもございますけれども、その数につきましては、本市のほうでは把握はできておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 ドナーの数は把握してないとのことですが、これは、実は熊本県も把握していないんですね。各市町村、全く把握していない。実際、公益財団法人熊本県移植医療推進財団でも、正確なドナーの数は把握していないということなんです。なぜかといいますと、亡くなって、もうだびに付された後に、実は提供が分かったとかいうのがあって、正確な数じゃないものですから、そのとき、家族の方と話していれば、あ、父がそう言っていた、母がそう言っていたといって、提供ができるんですけども、正確な数字というのがそれでなかなかできないということでもあります。

私自身、角膜移植について、ちょっと誤解していたことがありましたので、遅くなりましたけども、先ほど中尾部長も言われましたけれども、角膜移植とはこののをちょっと説明したいと思います。

皆さんをお持ちの保険証の裏には、臓器提供の意思表示とありまして、いろいろあります。肝臓とか、心臓とかというのがあって、最後のところに、眼球とあるので、誤解しがちなんですけども、角膜提供といっても、亡くなった方の目を取り出して移植するわけではなくて、目の表面の角膜を移植するものであります。先ほど言われたように、角膜が透明であれば、人種、性別、年齢、近視、乱視、老眼、白内障、緑内障に関係なく、移植できます。また、骨髄移植など健康な方から採取する場合は、リスクがないとは言い切れませんが、角膜移植は、亡くなった方からの移植なので、リスクはありません。眼球を取り出すわけでもないので、摘出は1時間で終わり、見た目も全く変わらないとのことでもあります。実際、提供された方を見ましたけども、本当に変わらないお姿でした。

そこで、提案なんですけど、例えば市のほうはなかなか、これについて税金を使えとか、私はそれは言いません。例えば10月は臓器移植普及月間というふうになっていますので、広報に角膜提供の普及活動の掲載はしていただけないでしょうか。毎年10月に、角膜にかかわらず、ほかの臓器提供月間ですと。皆さんしませんかという形ですね。

また、角膜提供者には、後日、厚生労働大臣から感謝状の贈呈もあります。ですから、角膜を提供された方の広報きくちへの掲載、もちろん亡くなっている方だと思ってしまうんですけども、遺族は喜ぶんじゃないかなと思うんですよね。市として、私はもう角膜移植提供の推進を図るべきと。まずやれることからやるべきと考えますが、それが可能なのか、お尋ねをしたいと思います。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、再質問にお答えします。

議員のほうからもご紹介がございましたけれども、角膜を含めて臓器移植の意思表示の方法としましては、日本臓器移植ネットワークにおけるインターネットによる意思の登録、それから、意思表示カードへの記入がございます。それと、先ほどありましたとおり、マイナンバーですとか、運転免許証、保険証などへの意思表示の欄の記載があるということでございます。

ドナーを増やす取組は、大変重要なものであるというふうに認識をしております。しかしながら、臓器提供につきましては、原則として各個人の自由意思によるものですということでございます。

先ほどご提案がございました、広報あたりに、臓器移植普及推進月間がございますので、周知をしたらどうかということでございますが、現在、意思表示の推進に当たっては、窓口へのリーフレットの設置等にとどまっておりますので、今後は、そういったことも含めて、ホームページへの掲載ですとか、防災・行政ナビへの掲載ですとか、そういったところも含めて考えていきたいというふうに考えております。

広報誌等への住所、氏名の掲載については、そのような状況もございますので、現在のところは特に考えておりませんが、しっかり啓発のほうは図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 広報も、私、無駄なページがあるとは言いません。ただ、絵はがきを載せるぐらいなら、ぜひとも角膜提供のお願いを載せてほしい。三セクの商品券を載せるぐらいなら、角膜の提供をお願いしたいというのが私の考えであります。

私が一回一般質問したからと、一足飛びに角膜移植の推進が図られるとは思っていません。角膜移植の提供はライオンズクラブの方が普及啓発活動をされていますが、一歩ずつ理解者が増えることに努めていきますということでした。

私たち日本人は、なかなか亡くなった方にメスを入れるということに抵抗がある人が多くいらっしゃるのではないかと思います。でも、少し考え方を変えて、亡くなられた大切な方の体の一部が、同じ熊本県に住む、失明で困っている誰かの体の一部として、その人に光を与え生き続けるなら、そう思うと、遺族として少し報わ

れるように思いませんか。

私も人生100年社会といっても、もう50歳ですから、人生の半分以上はもう終わっていますので、角膜提供に登録したいと考えています。失明の不幸に見舞われて、移植を待つ方が一人でも多く光を取り戻せるようにと願っています。

最後に、市民の方にはお願いですが、あなたの思いやりが何物にも代えがたい光に生まれ変わることをお伝えして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長　これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、12月6日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後2時29分

第 4 号

1 2 月 6 日

令和5年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和5年12月6日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
選挙管理委員会委員長	古 閑 昭二郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆さん、おはようございます。師走にも入りまして、寒さも厳しくなってきましたが、季節性インフルエンザもはやっているようですので、コロナ禍同様、手洗い、うがいを励行して、予防したいと思っております。

そして、私も昨日の荒木議員の枕言葉と同じく、10月29日の熊日新聞の一般質問特集記事の中で、無投票当選で1期目の議員さんが票を持たない人間の発言に重みはないの言葉に、厳しい意見だと感じつつも、もっともな考えだと思った次第です。

また、一般質問で聞くのは出身地域のことばかりの議員が多いと荒木議員の言葉に、私は今回の質問が出身地域のことばかりでなくてよかったと胸をなでおろした次第です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、観光振興ビジョンにおける、菊池市の観光戦略について質問します。

前回の一般質問では、TSMC進出による住宅開発をテーマとしましたが、進出が決まって1年以上経過しているにもかかわらず、従来のテンポと申しますか、チャンスであるにもかかわらず、一切スピード感が伝わってきません。

先般、経済建設常任委員会では、商工会と観光協会の2団体と意見交換をしました。その中で、観光協会からは、市として観光をどのように考えているのか、いつまでに誰がやるのか、人材がない、課題としては、市としての観光の位置づけと、人材をどのように確保するのかを挙げられました。全くそのとおりであり、市が観光戦略の骨子を明確に示すことにより、各種団体は市が向かう方向に沿った人材確

保しかり、アクションプランを立てることができるわけです。しかしながら、観光戦略の明確で分かりやすい骨子を示されていないがゆえ、スピード感に乏しいと受け止められているのが現状ではないでしょうか。

そこで、質問します。

菊池市観光戦略会議が定期的実施されていますが、この戦略会議の構成、また始まった時期と、これまで何回行われたのかをお示してください。また、当然その会議は観光戦略の骨子に沿って進められていると思いますので、観光戦略の骨子についてもお示してください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、観光戦略会議の概要と現状及び課題について説明いたしたいと思います。

観光戦略会議につきましては、関係者等が全市を挙げて観光振興に取り組み、観光戦略の立案や各種事業を円滑に推進することを目的に設置しております。

令和4年3月に観光振興ビジョンを策定した後は、昨年7月と11月に開催し、本年度は6月と11月に開催しております。

また、現状と課題としまして、市の特産物が市内で提供される場や機会を創出しまして、「食」を通じた高付加価値化により、固定客の獲得などにつなげたいと考えております。

また、観光需要、インバウンドの回復から、環境、社会情勢の変化に柔軟に対応できますよう、「おもてなし」体制の基盤強化が求められていると考えております。

次に、観光戦略の具体的な内容、取組についてですけれども、観光振興ビジョンにつきましては、将来像を実現するために、観光関連団体、事業所、行政等が取り組む観光施策実行計画に取りまとめて、各実施主体がそれぞれ取り組んでおります。

観光戦略の具体的な取組としましては、骨格となる取組についてのご質問ですが、課題に挙げていますよう、本市の魅力を常に発信しながら認知度向上に取り組んでおります。

また、インバウンドの受入体制の強化としまして、本市のシンボルであります菊池溪谷の情報を多言語で発信する整備を行っているほか、観光資源を活用した体験等のコンテンツ造成、販売及びプロモーションにも取り組んでいるところです。

もう一つは、温泉街のリブランディング事業というものをやっております。熊本県の温泉街再生モデル地域に指定されておりますので、菊池温泉街の再生に向けまして、温泉街に関係する事業者や商工会、銀行、市民等で温泉街の課題抽出、解決

への道筋を検討しまして、将来のありたい姿及び取組方針をまとめた基本構想の策定を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 失礼しました。観光戦略会議の構成について説明したいと思います。

戦略会議につきましては、県北の広域本部長、観光旅館組合の代表理事、江頭市長、社交業組合の理事長、観光協会の代表の方、菊池温泉おかみ湯恵の会の会長、JA菊池の組合長、それと私、三池がやっております。それと第三セクターの連絡協議会の会長、商工会の会長、これが構成の委員ということになっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 構成としては、ほぼ各種団体の方々に構成されているようですね。

あと、この観光戦略会議の中身について、今、お聞きをしましたが、もうちょっと掘り下げた形で答弁していただけるのかなと思ったんですが、ある程度、観光振興ビジョンに沿った答弁だったように感じました。

この観光振興ビジョン、これをゴールとした場合、観光戦略会議ではもっと具体的な戦術を打ち出してこそ、行政、各種団体との足並みをそろえることができ、相乗効果を生み出せると思います。それだけのメンバーで構成されているわけですので、もっと具体的なアイデアを出して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、観光振興ビジョンにもうたわれている、菊池ファンを増やすことに関して質問します。

まず、菊池ファンクラブについてお尋ねします。

菊池ファンクラブの運営はどこが行っているのか。そして、ファンクラブの会員数及び令和5年度の目標数と今後の計画について教えてください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、菊池ファンクラブの現状等についてお答えいたします。

まず、菊池ファンクラブにつきましては、国の地方創生推進交付金を財源としまして、市から補助金を交付し、令和2年2月に菊池観光協会が運営主体として創設

をしております。

まずは、令和5年度の会員の加入目標は2,000人としております。令和4年度末の会員数は3,738人、本年10月末現在の会員数は4,616人で、878名の増となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 運営は観光協会とのことでした。しかし、観光振興課としても、丸投げではなく、サポートはされていると思います。

そこで、突然ではありますが、部長、菊池ファンクラブ会員への登録はされたことがありますか。私はトライしてみましたが、はっきり言って、煩雑で分かりづらいつ感じました。

先般、菊池市で行われたイベントの主催の方が、そのイベントに参加された70数名の方に、菊池ファンクラブへの登録を促されたところ、ありがたいことに60数名がエントリーしてくれたそうです。しかし、翌日確認されたところ、会員登録された人数はなぜか33名、エントリーされた人数の約半数だったとのことでした。半数の方は何らかの入力漏れか、途中で諦めたかによって、登録されなかったと考えられます。ファンクラブ会員数を増やすためには、登録手続の簡素化が必要だと思います。

また、発信力が弱く、インスタグラムの更新も遅く、今年の8月から更新されていません。おまけに、ファンクラブ会員になるメリットは何なのか、そして、ターゲットはどこなのか、私はこのように感じていますが、部長の認識をお聞かせください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

その前に、先ほどファンクラブの最終的な目標なんですけども、令和7年度末で1万人が目標としております。

次に、ファンクラブの会員登録のことにつきましてお答えいたします。

会員登録につきましては、通常スマートフォンでの手続を中心に対応をしているところです。IDやメールアドレスの登録など標準的な仕様にはなっておりますけども、高齢者の方などスマートフォンに慣れていない方もいらっしゃいますので、観光協会と連携しまして、より丁寧な手続のお手伝いに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 令和7年で1万人、せめて10万人ぐらいいきましょうよ。

そして、先ほどスマートフォンで使うときに、高齢者の方々は難しいというふうにおっしゃいましたけども、この間のイベントの参加者はほとんどが20代ぐらいで若い人たちなんですよね。こういう人たちがやっぱり半数ぐらいしか登録できなかったというところは、やっぱり何らかの煩雑さがあるんじゃないか、入力手順に問題があるんじゃないかと思われまますので、そこもちょっと精査していただければと思います。

菊池ファンクラブしかり、ホームページ、SNSなど、菊池市の観光発展の発信媒体は多く存在します。先ほど示された観光戦略の骨子では、発信力が弱くなるのも何となくうなずけるところです。

この際、TSMCの進出を意識したターゲットを台湾に絞った戦略を行ってみるのはどうでしょうか。今年の10月に台湾を訪問しまして、行政視察をした際、菊池市の知名度の低さには驚きました。熊本市や合志市、菊陽町、大津町は別格としても、山鹿市は知られているのに、菊池市は知らない。どこにあるのという状況です。あれもこれもと比較するには人的リソースも限られると思いますので、まずは台湾語対応の発信を行うのは効果的だと思いますが、現状はどうなっているのか、お聞かせください。先ほど多言語での発信というのはおっしゃったんですけども、この台湾語の発信というのはどういう状況なのか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、観光振興ビジョンの中につきまして、コロナ禍の中で策定したということもありまして、まずは国内の観光客にターゲットを絞ってきたんですけども、本年5月のコロナの5類移行に伴いまして、インバウンド事業が本格的な回復が見込まれるということで、本年6月にビジョンの改訂を行いまして、ターゲットにインバウンドを追加したところです。

TSMCの熊本工場の稼働もありますので、台湾のミドル世代でファミリー層をメインターゲットとしまして、サブターゲットに香港のミドル世代でファミリー層、台湾のヤング世代でパートナー、香港のヤング世代でパートナーというふうにターゲットを絞っております。

議員がご指摘のとおり、阿蘇くまもと空港新ターミナル開業、台湾の半導体世界

最大手のTSMCの熊本工場新設によりまして、台湾を中心にさらなる誘客が見込まれていると考えております。

このことにつきましては、県内各地で台湾を中心としましたインバウンド誘致に向け、様々な施策を展開されていくものと考えております。

本市におきましても、メインターゲットである台湾に対しまして、本市シンボルである菊池溪谷などの魅力をトップセールスで旅行会社にPRを行いまして、また歴史コンテンツとして、サムライや菊池一族に特化した特別体験コンテンツや、モニターツアーの造成、プロモーション動画の制作を行っております。

このように、インバウンドが好みます地域資源の情報発信及び体験コンテンツを造成しながら、戦略的にプロモーション活動を進めまして、観光客誘致及び受入態勢の整備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 先ほども申しましたが、あれもこれもとやると、人的リソースも限られます。そして、中途半端になることが何よりこの観光に対する足かせになるんじゃないかと、そういうことを危惧します。

菊池市の魅力は何かの問いには、先ほどもおっしゃいました、歴史、温泉、溪谷に加え、肉、米、メロンなど豊富な農産物があるといった要素を都度挙げられます。しかし、これらはどこにでもあるんです。菊池市にはこれがあるといった基本の柱が必要であり、それがあからこそ、歴史であり、温泉、溪谷、そして、豊富な農産物が生きてくるのではないのでしょうか。

そこで、市長にお尋ねします。

改めて、菊池市の観光戦略の骨子について、経済部長からは、観光振興ビジョンに沿った答弁をお聞きしました。この観光ビジョンを目的とした場合の具体的なアクションプランであり、アクションアイテムを関係する各種団体、もうこれはさっきの観光戦略会議のメンバーである観光振興課と観光協会、温泉組合、商工振興課と商工会、こういったところの交流を深めていってほしいと思うんですけども、先般の意見交換会では、観光協会からは、観光振興課の人は来ないというふうな苦情も寄せられた次第です。本当にやっぱり交流を深めて、情報収集や意見交換をすることで、市と各種団体の役割も明確になると思いますし、市が主導して各団体同士の交流を活性化させることによって、観光戦略の相乗効果が生まれるのではないのでしょうか。

市長が力を入れられているさくらプロジェクトにしても、南阿蘇村の一心行の大

桜1本に及ばないのが現状です。奈良県の吉野山桜は上・中・下、3段階で楽しめます。もし桜を売り物にするなら、千本桜を城山公園に集中させるとか、千本難しいとは思いますが、要するに、菊池市のシンボル、菊池市には〇〇がある、行ってみようか。そういえば菊池市は歴史も長く、温泉や溪谷もあり、おいしい食材もある。帰りに買って帰ろうかといったことも十分考えられます。このようなプラスアルファのシーズが多くあるのは菊池市の強みだと思います。

例えば、台湾の方をターゲットにした場合、台湾夜市を月に1回程度、定期的で開催するといった観光ビジョン、観光戦略について、胸躍るような市長の考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

私の考える観光ビジョンを述べよということではありますが、こうした考えは、既に市長就任時から「癒しの里きくち」という戦略に全部落とし込んであるわけでありまして、それをこれまで10年以上かけて発展させてきているということでもあります。ですから、コアになるコンセプトというものはそこから変わっておりません。それは一言で言えば、菊池市の持っている自然と歴史・文化、これを生かしていくということなんです。

今、議員がいみじくもおっしゃったように、自然を生かしていく云々かんぬんということは、大半の地方も同じことを考えているわけでありまして。ですから、やはりそこは差別化がなければ、JRも高速道路もないこの菊池市にわざわざ来てくれないだろうと。その差別化をするような魅力とは何かということで、私どもの今持っている特性を考えたときに、それはやはり命の再生の場所としての菊池市であろうと。命の洗濯場所として皆さんに認知していただければ、何か月に1回かは、疲れてくるとまた菊池市にでも行こうかと。まさに議員が今おっしゃったとおり、桜の時期になったら桜を見に行きたいよねと。歴史のある町なかをゆっくり散歩してみたいと、温泉もいいよねと、食べ物もおいしいよねと、まさにそういうものを生かして、ファンになっていただいて、その方がリピーターになっていただいて、それで菊池市の自然と歴史・文化を楽しみながら、じんわりと自分の心の中を癒していただこうと。それが命の洗濯場所としての菊池市の戦略であります。それを一言で表したのが「癒しの里きくち」でありますから、今、まさに議員さんがおっしゃった、そういう姿にしたいよねというビジョンこそ、大変ご理解いただいております。今、感激した次第であります。

例えば、ちょうちんをどうかというのは、これは戦略というよりも戦術の話であ

りますから、当然ながら、今度、台湾の方がお見えになるのであれば、二つほど、今、台湾料理に関係するお店も出ておりますので、そうしたことを一つの核として、それを広げていって、台湾の人がこの日本文化を楽しみながら、台湾のグルメも楽しめるようなところになれば、台湾の方もお喜びになるし、それがまた一つの大きな特色として、日本人の方にも非常に楽しんでいただける。それがほかにはないような場所になるんじゃないかと。そうしたビジョンを掲げて、今、関係団体、知恵を絞りながら進めてきているわけであります。

吉野桜は、私どもの確かに目標でありますけど、吉野桜だとて、10年、20年でできているわけではございませんから、相手は生き物でございますから、したがって、もうこつこつ、こつこつと続けることが大事なんですね。時折、もう桜はいいじゃないかという声が一、二、聞こえますけども、いや、そうじゃないと。やっぱり吉野桜だって、こつこつ、こつこつ続けてきたわけですから、それが10年後、20年後、私たちの次の世代の観光資産になっていくわけですから、そのことはしっかりとこだわってやっていく必要があるというふうに思っております。

まさしく、繰り返しになりますけども、観光戦略の菊池らしさとは何だと言われれば、まさに溪谷に代表される自然、それから菊池一族の歴史・文化、こうしたものが織りなす「癒しの里山」の暮らしですね。そうしたものを柱に、そこからあまりぶれないでやっていきたいと。

あとは、そこからいろいろなアウトドアというものを派生して来たり、健康というところをもっと強めていったり、ヘルスツーリズムというものを、今、力を入れているわけでありまして、グルメ路線も、今、打ち出してきているわけでありまして。

温泉については、温泉旅館そのもののやっぱりもう少し付加価値アップが必要であるので、それで温泉街のリブランディングということにも取り組んでいるわけでありまして。

そして、こうしたものをなるべく短期間のうちに、世の中に周知してもらうための一つの戦略としてやっているのが、黒船戦略と呼ばれるインバウンド戦略でありまして、特に台湾の方のような日本愛が強い人にとっては、まさに、私はこの菊池市の持っている魅力というのは、日本的な里山文化のもう典型事例だと。しかもほかにはないようなものが菊池溪谷のようにあるわけですね。そうすると、一たび、そうした方がファンになっていただければ、彼らの発信力というのは物すごく大きいですから、外国人の間で菊池市が評判になって、それで日本人が改めて着目する。そうしたことを表現して黒船戦略と呼んでいるわけでありまして、そのために一致団結をして、力も結集しているわけです。それはもう観光協会のことだろうではなくて、やはり市も、商工会も、いろんな業界も、JAさんも入っていただいて、

今、進めているわけでありまして、我々も行ったわけではなくて、人を送り込んでいるわけですね。それは従来まではなかったことであるわけでありまして。

一番大事なのは、この大きなチャンスを迎えるときに、本当に一致団結して、評論ではなくて、具体的にそれを実現していくということが一番大事だろうというふうに考えている次第であります。これが今、考えている私どもの観光戦略であります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 先ほどもおっしゃった、菊池市には多くのシーズが存在しております。やはりこれを生かすには、先ほど市長も言われた、コアとは何か、もう温泉街のリブランディングですか、これで温泉をコアにしてもいいです。やはり何か、これが菊池市には代表するものがあるというものをぜひつくっていただきたいと思います。

それでは、二つ目の質問としまして、G I G Aスクール構想の効果を含めた現状と課題についてお尋ねします。

I C T環境を整備したG I G Aスクール構想が始まりましたが、タブレットを貸与した時期と、その予算を改めてお聞かせください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めて、おはようございます。それでは、ただいまの福島議員のご質問にお答えします。

小・中学校へのタブレットの導入時期でございますが、令和2年12月に合計4,005台を導入しております。

また、導入費用は小・中学校で合計1億7,489万8,350円となっております。その財源は、学校情報通信技術環境整備事業費補助金が1億1,376万円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を約6,000万円充当しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 G I G Aスクール構想は、当初、2023年までに実施する予定でありましたが、コロナの影響で前倒しされたと記憶しております。

先ほどの部長答弁では、タブレット活用の実施時期が令和2年12月のことで、

もうすぐ3年が経過するとのことでした。実施時期も早まり、この3年間は、初めての取組でもあり、手探り状態での活用だったのではないかと思います。その間、いろんな課題も見えてきたのではないのでしょうか。使用している児童生徒や保護者、特に学校の先生方からの要望も多かったと思われます。もちろんコロナ禍の時期にオンライン学習などの効果もあったと思いますが、この3年間の現状と課題についてお示してください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、福島議員の再質問にお答えします。

タブレット端末の導入による成果と課題でございますが、成果は大きく分けて二つございます。

一つ目は、授業の質の向上でございます。

1人1台タブレット端末の導入により、一つのデジタルシートの上で複数の児童生徒が考えを出し合い深めていく協働的な学びができるようになりました。

また、タブレットを用いた協働学習により、教師主導の授業から児童生徒主体の学びへと変換が図られました。

さらに、多様な学習方法が可能になり、デジタル教材を用いて視覚的に理解したり、学んだことを映像や音楽（後に発言の申出があり、「映像や音楽」を「映像や音声」へ訂正）で表現することができるようになりました。

二つ目は、誰一人取り残さない学びの保障です。

学習支援ソフトの活用により、個人に応じたドリル学習が可能になっております。

また、コロナ禍での小中学校臨時休業時には、学校と各家庭を結び、オンライン授業を行いました。

さらに、様々な事情で学校に登校できない児童生徒への授業配信を行い、児童生徒と学校のつながりを切らないようにしています。

課題としましては、端末の不具合や落下等による破損があります。また、一斉に利用する際の通信が不安定になるといった物理的な問題があります。この対応には、ICT支援員等の専門的な技術が必要になることが挙げられます。

また、指導者の学習支援ソフトを含めたICT機器の操作スキルに個人差が生じないように、適切な支援や研修を行う必要があるということも挙げられます。

以上、お答えします。

先ほど、事業効果の面で、「映像や音楽」と申し上げましたが、正しくは「映像や音声」で表現するということでございます。訂正します。失礼しました。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、各家庭と公共施設のWi-Fi環境の現状についてもお聞かせください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの家庭内のWi-Fiの設備はどうなっているかということでございますが、1人1台タブレット端末の整備に伴い、各家庭でのインターネット接続環境整備の補助制度を導入し、全ての児童生徒の世帯を対象に普及促進を行いました。

普及率は、令和3年度末で97.7%、令和4年度末で99.2%となっております。

また、令和4年度からも、市町村民税非課税世帯の小学校新入生を対象に補助を継続しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ある程度安心はしました。学校や家庭内のICT環境の整備状況によって、教育の質に差が生じてしまう可能性もありますから、ちょっと心配したところですが、安心はしました。

2年後に端末機種の更新時期を迎えると思います。そこで、現在使用しているICT端末機種は東芝製のタブレットダイナブックだと記憶しておりますが、12月25日に東芝社が上場廃止となり、サポート面での不安を感じます。

また、徳島県では、県立学校に配付されたタブレット端末の故障が相次いでいると報道されております。徳島県は2020年度、県立高校など県内の29校に約1万6,500台の中国製新品のタブレット端末を配付しましたが、バッテリーの膨張などによる故障が相次いで報告され、10月末現在で約3,500人の生徒がタブレットを使えない状況だといった内容です。

また、徳島市の中等教育学校では、保管庫に入れてあったタブレット端末が故障して、周囲がすすだらけになっていたことも明らかになったようです。

サポート体制も含めて、故障が少なく使いやすい機種の配付を望みますが、端末機種の選定は始めているのか、また、どのような端末を考えられているのか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長　それでは、機種更新に合わせた取組はということでございますので、お答えします。

現在、県の全体的な動向を注視しながら、ICT支援員の助言を踏まえ、機種選定の更新準備を進めているところでございます。

また、機種につきましては、品質・耐久性に十分留意し国内メーカーを選択したいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長　福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員　それでは、児童生徒はタブレットを持ち帰っていることと思いますが、毎日使用することは奨励されているのでしょうか。自主性に任せた場合、学校、学級によって、活用量と活用方法の格差は生じていないか、これは心配です。

ハードとネットワーク維持に多額の税金を投入して進めているという意味をもう一度考え、先ほども言われました、誰一人取り残さない、全ての子どもがひとしく高品質な教育を受けるというGIGAスクール構想の原点に立ち返ることが大切だと考えます。

既にモデル校では、チャットGPT等の生成AIを用いた学習が始まっております。また、先ほども申しましたが、2年後の2025年度（令和7年度）には端末の更新が行われ、さらに5年後の2030年度（令和12年度）にはサードGIGAと続き、もう後戻りはできない状況です。今こそ、菊池市内の学校のICTとの向き合い方はこれでいいのか、しっかりと見詰め直すべきだと考えます。

先ほどの部長答弁にもあったとおり、ある程度の課題は把握されていると思います。やはりこの3年間の課題を次に生かすために、有効に取り組んでいただきたいと考えております。

その課題の中では、タブレット端末の破損や紛失、故障時の対応など、専門的な知識を持ったスタッフの配置や、外部の専門業者との契約を通じて、デバイスのメンテナンス体制や紛失時の対応を整備しておく必要は当然あります。

また、GIGAスクール構想において、教師のITスキルに教育の質を依存していると言っても過言ではないと思います。教師のITスキルは十分だとお考えでしょうか。十分でないとしたら、どのような対策を行われているのか。

また、児童生徒がタブレットを使う頻度が増えることで、視力に変化は生じていないか、教育長にお尋ねいたします。

先ほど申したとおり、GIGAスクール構想においては、もう後戻りできない状

況にあります。各学校や学級が教師のITスキルの質によって格差は生じていないかなど、課題は把握されていると思いますので、3年を経過した今、総括までとは言いませんが、課題との向き合い方を含めて、今後、どのように取り組んでいく考えなのかをお聞かせください。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、おはようございます。ただいまの福島議員のご質問にお答えします。

まず、1点目のタブレットの持ち帰りについてですけれども、タブレットの持ち帰りにつきましては、基本的に持ち帰るように指導しております。家庭でのドリル学習や調べ学習、また宿題等もタブレットを活用して行うように指導しているところでございます。

次に、教職員のICTの活用のスキルの差があるんじゃないかというようなところの点につきましてですけれども、その課題が十分あるということを認識しております。そのため、職員の操作スキル向上に向けましては、教育委員会におきまして、ICT教育推進委員会を年4回実施しております。そこに各学校の先生方に参加していただきまして、お互いの推進委員の方々に学校活用方法を学んでいただいて、それを各学校でICT活用研修会ということを実施していただき、学級・学年間で指導の差ができないように取り組んでいるところでございます。

さらに、菊池市では毎年「ICT活用研究校」を指定して、実践研究を図っているところです。本年、令和5年度は、菊池市は県の「くまもとGIGAスクールプロジェクト」における拠点地域に指定されました。本年度の指定校であります泗水西小学校では、県の教育委員会と連携しながら、ICT教育の研究を行い、その研究発表会を行いました。その研究発表会には菊池市の先生方のみならず、県下から約130名の先生方が参加されております。そういったところで、ICTの活用の啓発を図っているところでございます。

次に、視力の低下についてお答えします。

3年間の比較をしますと、本市の令和2年度と令和3年度（後に発言の申出があり、「令和2年度と令和3年度」を「令和2年度と令和5年度」へ訂正）の視力の1.0未満の児童生徒数の割合を比較しますと、小学校では1.4%の増加が見られました。中学校では6.0%の増加となっております。3年間では少し増加しております。

しかしながら、視力低下の影響としましては、文部科学省の分析では、「スマートフォンやデジタル端末を使う時間が増えた」とされておりますが、現在、児童生

徒は、タブレット端末のほかに様々なデジタル機器を保有しておりまして、タブレット端末の活用と児童生徒の視力低下の直接的な因果関係は明らかにできないというような状況でございます。

しかしながら、文部科学省のほうから、令和4年3月に「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」というものが出されております。その中にも、ICTを使った授業のときにどういう注意が必要かということか書かれております。それに基づきまして、教育委員会で作成しましたタブレット活用のルールということをご各学校に配布しております。その中では、30分に1回は20秒以上画面から目を離して、できるだけ遠くを見るようにするなど、具体的な方法を示しているところでございます。1時間中、タブレットを見て学習するということはあまりありませんけれども、極力長時間、注視しないようにということは指導しているところでございます。

次に、今後の本市の計画ということですが、GIGAスクール構想3年目となります。ますます1人1台端末の活用が求められているというふうに思っております。今後も引き続き、ICT端末の活用について、指導者のスキルに差が生じないように、先ほど申しましたICT教育推進委員会を通して、効果的な活用方法の研究を進めてまいりたいというふうに考えております。また、さらなる高みを目指した技術の習得を目指して、現在も行っていますけれども、県内外の先進地を視察しながら、さらに効果的な活用を学んでいきたいというふうに思っております。

今後も、タブレット導入による一番の成果は、授業改善が図られている点でございますので、タブレットを使うことが目的ではなくて、タブレットの活用により、児童生徒の主体的な学びが展開できますよう取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えします。

すみません、先ほど視力の比較を「令和2年度と令和3年度」と言いましたけど、「令和2年度と令和5年度」、3年間の比較です。改めて訂正して、おわび申し上げます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今の教育長の答弁では、教師のITスキルというところに関しては十分理解されているというところで、安心はしました。ぜひ各学校・学級によって差が生じないように、くれぐれもお願いしたいと思います。

また、課題についても、把握されているところを次にどのように改善していくのか、そのあたりも含めて、GIGAスクール構想が菊池市としては成功するように

願っております。

以上で終わります。

○水上隆光 議長　これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩　午前10時48分

開議　午前10時55分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員　皆様、おはようございます。猿渡美智子です。本日は、お忙しい中、古閑選管委員長にもご出席いただき、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

今はちょうど障害者週間でありますけれども、今回は、障がいを持つ方々への情報提供について質問いたします。昨日の泉田議員の質問と重複するところもありますけれども、よろしくお願いたします。

昨年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。この法律は、障がい者が情報をスムーズに取得し、利用し、円滑なコミュニケーションができるようにするための施策を推進して、共生社会を実現することを目的としています。

この法律の制定に対し、全日本ろうあ連盟、日本視覚障害者団体連合、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、そして、全国盲ろう者協会の4者が共同で出された声明には、法の成立を当事者として心より歓迎したいという言葉とともに、この法律のために12年間の運動があったことが述べられています。声明の最後の部分を読ませていただきます。

情報・コミュニケーションは、私たちの尊厳や人権が保障され、私たちが社会参加するために欠かせない権利です。この法律の理念を推進し、具体的に実現していくためには、関係者一同が団結し、運動を進めていくことが重要になってきます。

新たに設けられた第10条「法制上・財政上の措置等」を根拠に、障害者に対する情報アクセシビリティ権の保障を前進させ、各種政策やあらゆる場面での合理的配慮に結びつくよう、引き続き関係の方々への支援をいただきながら、真の社会参加と平等を目指し活動を続けていきますと、このように述べられています。

当事者の声明にありますように、法の理念を具体化していくためには、国や自治

体の役割が重要だと思います。

そこで、質問いたします。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法には、地方公共団体の責務が明記されました。このことについてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

併せて、視覚や聴覚に障がいを持つ方たちへの情報提供のために、市が現在行っている取組の具体的内容はどのようなものであるかもお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、皆様、おはようございます。猿渡議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、地方公共団体の責務ということのお尋ねでございます。

本市におきましては、第2期障がい者計画における基本理念でございます「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」に向け、障がいのある方が、障がいのない方と同じように必要な情報を取得でき、円滑な意思疎通が可能となることが重要であると考えております。今後より一層、施策の推進を図ることが必要であるというふうに認識をしているところでございます。

次に、視覚障がいや聴覚障がいの方に対しまして、現在の市の具体的な取組ということでございます。

先ほど議員のほうからもありましたが、昨日の泉田議員のご質問でお答えしましたが、本市では、視覚障がいのある方に対しましては、日常生活用具給付等事業で、暗所視支援眼鏡や拡大読書器などを給付対象として支援をしておるところでございます。

また、市ホームページ上におきまして、広報きくちの内容の音訳を掲載しております。

そのほか、きくち防災・行政ナビにおいては、音声案内により情報の周知を行っているところでございます。

聴覚や音声言語機能、そしゃく機能などに障がいをお持ちの方に関しましては、同じく日常生活用具給付等事業で、主に聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付対象として支援をしているところでございます。

また、聴覚などに障がいのある方の、市役所庁舎内における事務手続が円滑に行えるよう、毎月第2、第4木曜日の月2回、午前9時から正午まで、手話通訳者1名を配置しており、広報きくちや市ホームページに手話通訳者の配置日を毎月掲載

し、周知を行っているところでございます。

そのほか、聴覚などに障がいのある方の、医療機関受診時の手続など、社会生活上不可欠な用務に対応するために、手話通訳者などを派遣する事業や、手話通訳者を養成するための研修事業につきまして、本市を含む菊池圏域2市2町合同で実施をしているところでございます。

また、本市が主催するイベント等におきまして、手話通訳の団体などへ依頼し、手話通訳を実施いたしております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 法については、きちんと認識をお持ちで、これまでも取り組んでこられたという状況はよく分かりました。

実は、私は2市2町で行われている手話教室に参加をした経験がございます。今、少し使えます。ですが、様々な取組の現状については分かりましたが、今後も具体的な施策の充実が求められており、一つずつ充実させていくことが必要だとも考えます。

そこで、焦点を絞ってお尋ねをいたします。

再質問をします。

選挙権は、民主主義社会において、最も重要な国民の権利の一つであります。選挙においても、障がい者が情報を取得し、自ら投票先を選択して投票できるように、いろいろな障がいに応じた合理的配慮が必要ではありますが、今日は視覚に障がいをお持ちの方への合理的配慮に絞って質問をいたします。

視覚障がい者の方々に対しては、選挙において、どのような合理的配慮がなされているのでしょうか、現状をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 古閑選挙管理委員会委員長。

[登壇]

○古閑昭二郎 選挙管理委員会委員長 皆さん、おはようございます。答弁をいたします。

政治への参加の第一歩であります「選挙」は、とても大事であり、選挙権は一人一人に与えられた大切な権利です。その権利行使のために、特に投票弱者と言われる、目の不自由な方や、心身の故障を抱えている方、高齢者の方、子育て世代の方々、皆様の投票の機会均等は重要と考えます。そのために、相手の立場に立ち、有権者の方々全てが、安全かつ安心して投票できるよう、対策を進めております。

このような中、菊池市選挙管理委員会としましては、従来からの点字投票、代理

投票、公職選挙法に基づき、適正に行っております。

したがって、公職選挙法など各種法令・条例・規則に基づき、適切・公平・公正に選挙を執行しており、菊池市行財政に抵触するような選挙執行は行っておりません。

1 回目の答弁といたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 ありがとうございます。私も議員でありますので、選挙管理委員会のほうにはいつもお世話になっております。

また、ただいま選挙管理委員長のほうから、全ての方々が安全かつ安心して投票できるよう取組を進めているというお言葉をいただいて、大変心強く思うところであります。

視覚障がい者の方に対しては、代理投票や点字投票が行われているという状況も分かりました。

では、候補者についての情報提供はいかがでしょうか。今年行われた統一地方選挙で、候補者についての情報をどこから入手したかということについて、熊本大学の伊藤洋典教授が投票所での出口調査をされています。情報の入手先で一番多かったのは、選挙管理委員会が出される選挙公報だという結果でした。これは断トツでありました。

障害者情報アクセシビリティ施策推進法には、障がい者が取得する情報について、可能な限り障がい者でない者が取得する情報と同一の情報を障がい者でない者と同一の時点で取得することができるようにすることと述べられています。

選挙公報についても、この視点が大事ではないでしょうか。選挙公報は、言うまでもなく文字情報ですから、視覚障がい者が候補者情報を取得するためには、選挙公報に代わる何かが必要であると考えます。

昨日、泉田議員が言われましたように、視覚障がい者であっても、点字の読み書きができない方も多いため、音声による情報が必要ではないかと考えています。国政選挙や県知事選挙ではテレビやラジオで政見放送が流されます。熊本県議会議員選挙では、候補者情報をCDに録音して、視覚障がい者に届けているということで、県選挙管理委員会に問合せをしてみました。

視覚障がい者に届けられる音声データの内容は、候補者の氏名、経歴、政見などだそうです。候補者自身がCDやUSBなどで音声データを準備して、告示日に提出し、それを選挙管理委員会が選挙区ごとに1枚のCDに編集して、視覚障がい者の方々に配布しているということでした。音声データの提出は任意であり、今年の

選挙では27人の候補者が提出されたとのこと。候補者全員ではなく、任意なので、選挙公報と同じ内容にはなりません。それでも、大切な判断材料にはなると思います。

菊池市の市長選挙や市議会議員選挙では、公的に候補者情報を視覚障がい者へ届ける仕組みがまだ整っていません。選挙管理委員会には編集のお手間をおかけすることにはなりますが、費用は多くはかかりません。

菊池市では、音声ボランティアの協力を得て、毎月の広報紙や定例会後の議会だよりをCDで視覚障がい者にお届けしているという実績があります。必要とされている方がどこに何人おられるのかも把握しておられます。選挙の候補者情報についても、CDによる音声データをお届けできないでしょうか。行く行くは、昨日、泉田議員が言われたような音声コードが活用されていくのではないかと思います。CDであればすぐにでも取り組みます。菊池市選挙管理委員会の見解をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 古閑選挙管理委員会委員長。

[登壇]

○古閑昭二郎 選挙管理委員会委員長 視覚障がい者向けの対策の一つとして、令和4年4月に公職選挙法などの一部改正が行われました。令和4年7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙から、点字投票で使用する文字に、アルファベットなどが追加されております。

このほか、熊本県選挙管理委員会においては啓発事業として、県内の視覚障がい者向けに点字のお知らせ版や候補者名簿を備え、選挙公報に代わる音声CD配布の取組がなされたところです。

菊池市では、市長選挙が令和7年4月に、市議会議員選挙が令和8年5月に、それぞれ任期満了となり、選挙が予定されます。

視覚障がい者への情報提供の配慮については、今後の選挙管理委員会において議論すべきものであると考えます。

以上です。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 ありがとうございました。

さきに紹介しました当事者4団体の声明に、真の社会参加という言葉がありました。また、選挙管理委員長からも選挙権は重要な権利であるというお言葉をいただいております。視覚障がい者に候補者情報を届けることは、その選挙権をきちんと保障していくことにつながると私は考えています。

長年活動してこられた情報ボランティアの方々に協力していただけるような体制が取れば、聞きやすく分かりやすい音声データがお届けできるのではないかと思います。ぜひ前向きな議論になりますよう、よろしく願いをいたします。

今回、選挙管理委員長からは、選挙管理委員会において議論をするという答弁をいただきました。まずは議論の場へ上げていただくということで、ありがたく思います。ぜひ前向きな議論になりますよう、よろしく願いをいたします。

次の市長選や市議会議員選挙において、候補者の皆さんからご自分の政見について、音声データが提出され、視覚障がい者の方々へ、より多くの候補者情報が届き、選挙権の行使につながるように願って、次の質問に移ります。ありがとうございました。

次に、里親制度の周知・啓発に向けた取組について質問いたします。

2016年、児童福祉法が改正されて、産みの親が養育することができない、あるいは、適切でない子どもは、養子縁組や里親、ファミリーホームなど、家庭と同様の養育環境で養育されることが原則となりました。

支援機関によりますと、様々な事情で親と一緒に生活できない子どもが、全国では約4万5,000人、熊本県にも約800人いると言われています。2016年の段階では、社会的養護が必要な子どもの9割が児童養護施設で養育されていた状態から、大きな方針転換が図られています。

2019年には、国が里親委託率について数値目標を示し、これを受けて、熊本県は2020年に包括的な里親支援を行うフォスターリング機関を設置しました。

里親制度について、勉強会に参加する中で、熊本市で里親をされている3人のお母さん方にお話を聞く機会を得たことが、今回の質問のきっかけになりました。お母さん方の話から分かったことは、里親制度についての認識が社会的に広がっていないことにより、里親さんや里子さんを不安にさせているということでした。

例えば、里子さんが病院を受診するときは、一般的な保険証ではなく、受診券を受付で提示するようですが、受付の方に認識がないので、子どもがいる前で実子ではないんですかと聞かれたりする。必要な手続などがあって市役所に行くと、窓口で戸惑いをあらわにされたり、長時間かかったりする。学校では生まれたときの話を聞いてきましょうとか、赤ちゃんのときの写真を持ってきましょうというような学習が行われる。このような例を挙げられました。

その上で、次のように話されました。家族といっても、特別養子縁組もあれば、里親もある。里親の中にも、里子に対しては、実子でないことを告知している場合もあれば、告知していない場合もある。家族の形はいろいろなのだということ、いろいろな家族の形があることが当たり前なのだということを知ってほしいです、こ

のように話されています。

別の機会に、フォスタリング機関の方に市町村に望むことは何ですかと尋ねたことがあります。社会的養護が必要な子どもたちのことや、里親制度について、いかに正しく伝えるかということに協力してほしいです。みんなが知っていることで安心ができる。知らないから怖いですと言われました。

菊池市でも里子さんや里親さんが安心して過ごせるような環境をつくっていかねなければならないと考えて、質問します。

行政や教育現場においても、里親や里子を不安にしている現状があることを踏まえた上で、里親制度の周知・啓発に関する役割について、どのような認識を持っておられるか、執行部と教育委員会、それぞれにお尋ねをいたします。また、現在取り組んでおられることがありましたら、その状況についてもお示してください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、私のほうから、里親制度の現在の啓発とか、そういったところに関しましてお答えをしたいと思います。認識についてというようなところでございます。

里親制度につきましては、先ほど議員のほうから詳しくご説明をいただきましたが、虐待や親の死亡、生活困窮など様々な理由で家庭の養育に欠ける児童を自らの家庭に迎え入れ、その児童の人格の完全かつ調和のとれた発達のため、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の中で養育することで、愛着関係の形成など、児童の健全育成を図るものでございます。

児童虐待の増加等により、家庭での養育が困難な家庭が増加する中でございますが、より多くの児童が家庭と同じような環境で生活することのできる里親制度は、より重要になってきておるといふような認識をしておるところでございます。

しかしながら、里親への委託率ということでございますが、これにつきましては、自治体間の格差が大きく、熊本県では、全国的に見ましても、里親への委託率が極めて低く、制度の周知・啓発が重要だと考えているところでございます。

里親制度の周知・啓発につきましては、県が制度に関する公報・啓発等から委託児童の自立支援まで一貫した里親支援を委託しております「養育家庭支援センターきらきら」などの関係機関と連携し、里親制度の説明会やポスターの掲示、広報きくちや市ホームページなどにより、周知・啓発を図っておるところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長　それでは、学校の現場のことにつきまして、私のほうから答弁させていただきます。

里親制度に対する認識につきましては、ただいま健康福祉部長が申し上げましたとおり、より多くの児童の家庭が里親制度により生活していることは認識しております。ただ、学校の現状につきましては、里親制度を利用した児童生徒が在籍している学校においては、年度当初において、全職員において、里親制度の周知・啓発を図っております。また、里親制度を利用した児童生徒が在籍しない学校においては、現状としましては、制度を含めた周知・啓発等の活動は行っておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長　猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員　さきに触れましたように、厚生労働省は2019年、虐待の増加が深刻になる中で、社会的養護が必要な子どもの里親委託率について目標を示しました。2026年までに就学前の子どもは75%、学童期以降の子どもは50%に委託率を引き上げるといものです。しかし、この目標値については、都道府県に強制するものではないとし、各地の実情に合った計画を策定することを求めています。

2019年当時、熊本県の里親委託率は全国最低の12.2%でありました。そのような状況の中、熊本県は2024年までに委託率を26.9%にするという目標値を設定しています。

2021年度末には18.5%にはなりましたが、委託率が既に50%を越す自治体も出てきている中で、全国的に見ると、まだまだ低いレベルにあります。

とはいえ、今後も国の目標実現に向けた取組が行われていくであろうと考えます。ということは、これから先、菊池市内の小中学校に里子になった子どもが転入学してくるケースが増えることが十分に考えられるということです。

現在、菊池市で里親をしておられる方にもお話を聞きましたけれど、いろいろ悩みながら、本当に真摯に子育てに向き合っておられる様子がひしひしと伝わってきました。そんな方たちが安心して学校生活を送れるような配慮が必要です。そのためには、まず知ることから始まると思います。

先ほど部長の答弁によりますと、在籍がきちんと分かっている現場では研修をしているが、子どもがいないところでは研修をしていないというお答えでありました。しかし、それでは不十分だと私は考えます。先ほど言いましたように、社会全体の認知度を高めていかなければならないのではないのでしょうか。

そして、何より里親さんの中には、幼少期に、とても小さいときに、子どもには

実子ではない、あなたは里子ですということを告知せずに養育をされているようなケースもあります。そんな場合、学校がきちんこのお子さんは里子であるということを知ることができない場合も出てくるのではないのでしょうか。

様々なことを想定した場合に、学校職員に対して里親制度の周知・啓発のために、全ての学校における研修が必要だと考えますが、教育委員会の考えはいかがでしょうか、改めてお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、猿渡議員の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、国が示す里親制度の目標値及び里親等委託の取組の推進が打ち出されたことにより、里親制度に該当する児童生徒が増加してくることは想定されます。

今後、学校現場において、里親制度の普及により、対象となる児童生徒が増加してきた場合、里親制度について、改めて正しく理解を深めるため、教職員の研修等も必要と考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 学校現場が多忙を極めていることは十分に承知しております。ですから、例えば、まずは校長先生がフォスタリング機関からの研修を受けられるとか、職員室で啓発チラシを読み合うとか、できることからなるべく早く進めたいと思っています。いつ該当する子どもが転入してきても、入学してきても、スムーズに受け入れられる学校であっていただきたいと願います。

参加した学習会の資料で、次のような文章を目にしました。「里親は、あなたが自分で望んで子どもを引き取ったのだからと、周囲からの支援を受けることにネガティブなイメージを抱かれがちだ。しかし、様々な背景や事情を持つ子どもを引き受けて育てるのは簡単ではない。里親を増やすことと同時に、里親を支えることが必要だ。里親を増やすことと同時に、里親を支えることが必要。それには、様々な立場からの支援が必要です。専門機関、自治体や学校、里親同士、そして、地域住民による支援が必要である」と、このように書かれていました。これを読んで、社会的養護の社会という言葉の意味をきちんと捉え直さなければならないと、自分自身のことも振り返って思いました。

先ほど中尾部長から、今の執行部の取組の状況についてご説明がありました。今回の質問に当たって、県内の市町村が里親制度の周知・啓発に関して、どのような

取組をしているのか見てみました。例えば、10月の里親月間に、広報に特集記事を掲載しているところ、自治体のホームページに里親について掲載しているところ、フォスタリング機関との共催で里親講習会を開催しているところなど、いろいろな取組がありました。これらに比べると、これまでの菊池市の取組は脆弱であったと言わざるを得ません。

行政が市民への周知・啓発に取り組むということは、すなわち、職員の認識を高めることに直結いたします。これから市民への周知・啓発について、具体的にどのように取り組んでいこうと考えておられるか、改めてお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 今後の市民の方々への周知・啓発ということでございます。

里親制度の周知・啓発につきましては、里親の登録者数を増やすことのみならず、里親制度に対する理解を深め、子どもたちが様々な形態の家族の中で健やかに育っていく状況を認識していただくことにつながるものであるというふうにご考えておるところでございます。

そのためには、今後も引き続き、周知・啓発活動を行うとともに、先ほどから議員のほうからもあっておりますが、里親支援を行うフォスタリング機関、そういった団体との連携もしながら、関係団体の研修会等に県が実施している里親制度の出前講座を取り入れるなど、さらに周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 菊池市において、関係機関からは疑問視されるような対応が出ていることを聞いております。今後の真剣な取組が必要であるということをご述べまして、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時34分

開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、改めまして、こんにちは。議席番号2番、無所属の安武睦夫です。「伝えよう！輝く未来を子どもたちの手に！」をスローガンに、よりよい菊池市になるよう、皆様と一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回は、大きく四つのことについて質問したいと思います。

一つ目が、独居高齢者等のごみ出しサポートについて、二つ目が、施設維持のためのネーミング・ライツ事業（命名権）について、三つ目が、農業における女性の活躍推進について、四つ目が、TSMC進出で減少する優良農地確保に向けた市の対応状況についてであります。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、一つ目の独居高齢者等のごみ出しサポートについて質問いたします。

国の国立環境研究所が示します「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」によりますと、超高齢者社会となっている近年、高齢者のごみ出しをめぐっては、高齢化や核家族化を背景として、ごみ出しが困難でありながら、十分な支援を得られない高齢者が増えていることが問題となっているとのことでございます。

そのことは、高齢者の方に限らず、障がい者の方にとっても、ごみの分別や限られた日にしか出せない燃えないごみや、資源ごみを出す行為は、認知症の方や障がい者の方にとっては深刻な問題ではないかと思うところでございます。

以上のことを踏まえて、1回目の質問をしたいと思います。

ごみ出しに対する支援を必要としている市民の皆様への本市のサポート状況について教えてください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、私のほうで答弁をさせていただきます。

ごみ出しに対する支援を必要とする市民の方へのサポート状況ということでございます。

障がいをお持ちの方や、介護認定を受けられている高齢者の方につきましては、障がい福祉サービスや介護保険サービスの訪問介護サービスの家事援助の中で、ごみ出しに対する支援も行っております。

また、そのようなサービスの利用ができない方につきましては、市が老人クラブ連合会へ委託して実施している「シルバー友愛見守り訪問」や社会福祉協議会が実

施しております「にこにこサービス」、シルバー人材センターが実施しております「ワンコインサービス」などのボランティア事業につなぎ、ごみ出しの支援を行っているところでございます。

そのほか、これは環境課の所管となりますけれども、本市に住所を有する方で、ご本人及び同居する全ての方が収集場所まで家庭ごみを出すことが困難な状態にあり、かつ親族及び訪問看護員などによるごみ出しが困難である場合で、希望される方に対しまして、ごみの訪問収集事業を行っておるところでございます。

その具体的な要件としましては、要介護1から要介護5の認定を受けられている方、身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けられている肢体不自由または視覚障がいの方、療育手帳A1、A2の交付を受けられている方、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けられている方などを対象として支援を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。ごみ出しに対する支援ということで、市も様々なことをやっていらっしゃるということを聞いて、少し安心したところでございます。

ただ、シルバーさんでワンコインサービスということでございますが、やっぱり独り暮らしの高齢者の方、特に年金生活の方にとってみますと、やっぱりごみ出しにワンコインかかるというのはかなり負担も大きいんじゃないかなというふうに私自身は思うところでございます。

それでは、2回目の質問を行いたいと思います。

今回、この質問をするに至った経緯は、先日、地域の独り暮らしの高齢者の方が、自分の家の燃えないごみを持って行ってないけど、何でだろうと尋ねに来られました。調べてみると、燃えないごみの回収は先週のことでした。次の燃えないごみの回収は来月になると申し上げると、家に持って帰ると言われるので、重たいので手伝ってさしあげました。来月は何日かと聞かれるので、教えてあげました。またごみ出しのときは声をかけるからと伝えました。

それから二、三日がたって、またごみ出しの日を尋ねられますので、教えてあげて、心配なら我が家でするので、ごみを預かりますと申し上げますが、申し訳ないからと言われます。

その後、多いときには一日に3回ほど尋ねられることもあり、大丈夫だからと申し上げて、最終的にはごみを我が家で預かって出すこととしたところでございます。

その方は、申し訳ないと涙を流されます。それを見て、ごみ出しのルールは大切ですが、ひとり住まいの高齢者の方や障がい者の方など支援が必要な方には、少しルールを緩めてもいいのではないかと思ったところでございます。

そこで、今、部長より、市の取組について答弁いただきましたが、さらにどの思いから、市長に提案したいと思います。

先ほど申し上げましたガイドラインでございますが、議長におことわり申し上げましたので、示させていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、国立環境研究所というところが平成29年5月にガイドブックを作っているというところを紹介されています。本市においても、ごみ分別だけでなく、ごみ出しなどのルールもある程度免除できるような、ごみ出しサポートのステッカーをケアマネジャーなどのケアスタッフを通じて配布する考えはないか、お尋ねします。

このようなステッカーがあれば、週末に遠方の家族の方がごみを出したり、週に何日かしかお見えにならない介護ヘルパーさんがステッカーを貼って出すことも可能だと思います。そのことで、支援が必要な市民の方にとって優しいまちになるのではないかと思うところです。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ごみ出しステッカーですか、ごみ出しサポートステッカーのようなアイデアについての考えを述べよということでございました。

議員がおっしゃいました、ごみ出しサポートのステッカー配布につきましては、水俣市の取組事例をはじめとしまして、そのほかの各自治体でもいろんな考え方があるというふうに考えております。

本市では、菊池市一般廃棄物処理計画に基づき適正なごみの分別や収集運搬を行っております。ごみ出しの収集計画については、本市を含む近隣2市2町で構成する菊池広域連合において協議をしながら行っておりますので、今のところ、本市独自の収集体制は考えておりません。

必要に応じて、先ほど部長が申し上げました各種サービスを活用していただければというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 2市2町とごみ出しについては行っているのですが、今のところ

る、収集体制を変える考えはないというようなご答弁でございました。

私は、この収集体制を変えるということではなくして、ごみステーションまで運ぶ、先に運ぶというような考えでございます。いわゆる燃えないごみとか、自然ごみというのを少し早めに出しといても、何も問題はないんじゃないかと。しかし、地域の皆さんはごみ出しルールに従って、先に出してあると、やっぱり何で出しているんだろうということと言われる方もいらっしゃる。でも、それをサポートのステッカーが貼ってあれば、地域の皆さんが了解の下に、先に出しておいてもいいんじゃないかというような、優しい気持ちになるんじゃないかなと私は思ったところでございます。

先ほどのガイドブックの中には、例えば、E S D教育の一環として、ごみ出しのステッカーとか貼ってあるような、先にそういうご高齢の方の軒先にごみが置いてあれば、登下校の途中に子どもたちが持っていかるとか、地域の人が気づけば、地域の人が持っていかれると。ただ、何も貼ってなくて、表示されてないと、やっぱり意思表示ができてないんじゃないかというふうに思うところでございます。私はそういうことを考えても、共助的な意味合いからも、ステッカーというものがあれば、皆さんが周知されて、地域で対応ができていくんじゃないかと。重たいごみを持ってさしあげることができるんじゃないかと思って、提案したところでございます。ですから、ごみステーションに少し早く出したからといって、収集体制が変わるとは私は思っておりません。

やっぱり介護ヘルパーさんも、デイケアとか、いろんなもので行かれている高齢者の方について言いますと、やっぱり週に一、二回お見えになると。そうなりますと、例えば燃えるごみを前の日の10時までに出してくださいとか言われても、その日に合わせて、じゃあ、介護ヘルパーが来れるかということ、来れないんじゃないかと。そういうことを考えると、少しルールを緩やかにしてやれば、うまくいくんじゃないかと思って、質問をしたところでございますが、今のところ、収集体制を見直す考えはないというようなお言葉でございました。

今後も、ちょっと状況等を把握しながら、しっかりと対応については考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

大きい二つ目、施設維持のためのネーミング・ライツ事業（命名権）について質問したいと思います。

ネーミングライツ事業とは、市と法人等の契約により、施設等に対して法人等の名称、商標等を冠とした愛称を設定する権利、及び施設等を利用し、法人等の活動を宣伝する権利、いわゆる〇〇スタジアムとか、〇〇アリーナとよく企業名を聞か

れたと思いますが、そういった企業名を冠にするような施設の愛称の命名権のことをいうところでございます。

このような命名権の利用料を施設維持費に充てるような自治体が、県内外において増えているところでございます。体育施設や文化施設だけでなく、大学校や市道、駐車場などにも活用している自治体もあるところではございます。

公共施設等総合管理計画にもあるように、膨らむ施設維持費対策や、民間力を活用した宣伝効果としても、本市にも導入する必要があるのではないかと考えているところではございます。

以上を踏まえまして、1回目の質問をいたします。

1点目、本市の市民が利用するグラウンド、体育館などの体育施設、図書館・公民館等の文化施設、支所等の行政施設、市民広場や物産館などの商工観光施設など、施設維持費の現状について教えてください。

2点目、今申し上げましたとおり、熊本県をはじめ熊本市や県内外の自治体において、ネーミングライツ事業を導入している自治体が増えていますが、本市における検討状況について教えてください。

以上、2点について、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。安武議員の質問にお答えをしたいと思います。

市民の皆さんが利用する市の施設につきましての維持管理費の現状ということでございまして、施設の分類ごとに、大まかな額となりますけれども、令和4年度の実績でお答えしたいと思います。

まず、市役所本庁舎及び支所庁舎の行政施設が約7,393万円、公民館・図書館等の教育施設が約9,595万円、体育館やプール等の体育施設が約1億1,729万円、文化会館などの文化施設が約4,866万円、物産館などの商工観光施設が約8,925万円でございます。

なお、この維持管理費につきましては、需用費、委託料、役務費、使用料及び原状回復のための修繕費や工事費等の合計でございまして、人件費、事業運営費等は含んでいないところでございます。

2点目のネーミングライツの検討状況ということでございますが、本市では、現在のところ導入について、具体的な検討は行っておりませんが、全国的にも、また県内でも、先ほどご紹介がありましたように、各自治体において検討が進められている現状というのは認識をいたしております。本市も他市の状況を調査しまし

て、重要性や必要性等について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

やっぱり施設維持管理費というのはかなりかかっているなというものを実感したところでございます。特に教育施設や体育施設については1億円ぐらいかかっているというようなことでございました。

また、ネーミングライツ事業に対する検討については、具体的な検討はしていないということで、今後、検討していきたいというようなご答弁をいただいたところでございます。

それでは、2回目の質問をしたいと思えます。

先ほど申し上げましたとおり、公共施設等総合管理計画に基づくLCC（ライフサイクルコスト）、つまり、施設長寿命化に対する修繕料の確保の問題や、施設維持経費削減策、さらには民間力を活用した宣伝効果向上のためにも、本市でもガイドラインを作成するなどして、ネーミングライツ事業を導入する考えについて、市長にお尋ねしたいと思えます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ネーミングライツ事業導入についての考えを述べよということでございました。

物価高騰等による施設の維持管理費が大変上昇しておるわけでありまして。そういう中で、ネーミングライツの導入というのは、こうした経費を賄う財源確保の施策として大変意義深いものであるというふうには認識しておるところであります。

また、スポンサー企業にとりましても、自社の認知度やブランドイメージの向上が期待されるということから、県内でもこうした施設名称が日常的に聞かれるようになりまして、新しい広告の手法として定着してきたのかなという感じがしております。

ただ、導入に当たっての課題や問題点も想定されるわけでありまして、仮に数年程度の契約が満了して、万一、スポンサー企業が変更した折等には、施設名も変わってしまうわけでありまして、利用者の混乱を招かないかということ、あるいはそもそもなれ親しんだ呼び名が変わることへの戸惑いあるいは違和感、こうしたことにも配慮する必要があるというふうには思えます。

また、本市にそもそもそれにふさわしい施設があるかも含めて、今後、メリット

とデメリットを整理して、仮に導入すべきと判断できる場合は、具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。今後、メリット、デメリット等を整理しながら検討していきたいというふうなご答弁をいただいたところでございます。

今回のネーミングライツ事業について、先進地の自治体においては、市道に名前をつけたりだとか、駐車場のネーミングライツがあったりとかやっています。これは私も元職員で財政課の管財係にいたので分かるんですが、例えば駐車場に看板を出したいと言われましても、占用許可申請を出されたとしても、企業目的だと許可ができない。しかし、ネーミングライツ事業だと企業名が出せるということで、例えば市民広場の駐車場を市民広場〇〇駐車場みたいな形で愛称をつければ、その企業名がそこに看板として出ると。

県の中では熊本大学さんも、今、ネーミングライツ事業のガイドラインを作成して、いろんなことをされています。これは講義室とか、いろんなところに、ある一定の大きさのエリアを決めて、宣伝効果みたいな形でネーミングライツを許可するというので、先進地自治体については、本当に小さいものは何万円から、高いものは何千万円みたいな形で、やっぱり利用者数に応じてされていると。やっぱり僕は早くこういったネーミングライツ事業を導入して、少しでも施設維持費的なものを稼ぐという言い方が正しいかどうかは分かりませんが、確保していくべきじゃないかなと。

また、宣伝効果というものも高くなりますし、市が宣伝をしなくても、企業さんが宣伝していただくということも考えられますので、ぜひぜひメリット、デメリットを精査していただきながら、導入の方向に持って行っていただければというふうに思うところでございます。

それでは、大きい三つ目について質問したいと思います。

大きい三つ目、農業における女性の活躍推進について質問したいと思います。

皆様ご承知のとおり、国が令和2年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画においては、全ての分野において、指導的地位に占める女性の割合が、2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進めるとされています。

また、農業においては、女性は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手

である。今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、生産者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮していけるようにすることが必要としていますと示されています。

そのようなことから、国は、同計画における具体的な成果目標を2025年度に設定しており、農業委員に占める女性の割合向上を30%、農業協同組合役員に占める女性の割合向上を15%、土地改良区理事に占める女性の割合向上を10%、女性の認定農業者の割合向上を5.5%、家族経営協定の締結数増加を7万件を目標としているところでございます。

そこで、1点目について質問します。

ただいま申し上げました国が示す成果目標について、本市の達成状況を教えてください。

次に、2点目について質問したいと思います。

今回、この質問をするに至りましては、先日、JA菊池肥育部会長さんと話す機会がありました。そのときにお聞きしたのが、農家の働き手不足による雇用募集を行うと、女性の応募者が多いとのことでした。しかし、面接して必ず聞かれるのが、トイレはありますかと尋ねられるそうです。家族も含めてですが、今後、農業分野においても、女性が働きやすい環境を整備していく必要があるとのことでございます。

隣の天津町では、養豚業のセブンフーズ株式会社様が令和4年度農林水産祭「女性の活躍」部門で内閣総理大臣賞を受賞されたことも記憶に新しいことだと思います。

そこで、お尋ねします。

農業における女性の働きやすい環境づくりの本市の取組状況について教えてください。

以上、2点について、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本市における農業委員、農業協同組合の役員、土地改良区の理事、認定農業者に占める女性の割合、家族経営協定の締結数について申し上げます。

まず、農業委員につきましては、19名中5名が女性で割合は26.3%となっております。

菊池地域農業協同組合の役員につきましては、38名中3名が女性で割合は7.9%となっております。

土地改良区の理事につきましては、本市には菊池市土地改良区、七城町土地改良区、旭志村土地改良区、泗水町土地改良区、菊池台地用水土地改良区の五つの土地改良区がございますけども、全ての土地改良区で女性の理事はおられません。

認定農業者につきましては、673名中56名が女性で割合は8.3%となっております。

家族経営協定につきましては、現在271件の協定が締結されているところでございます。

よって、国が示しております2025年度までの成果目標に対しては、認定農業者に占める女性の割合のみが達成しているところでございます。

次に、女性の働きやすい環境づくりについてですけども、本市では、農業における女性の働きやすい環境づくりとしまして、女性も主体的に農業経営に参画し、意欲と能力を存分に発揮するための家族経営協定の締結を推進しているところです。

また、研修会の開催など女性の農業者の意欲的な取組に対しまして、菊池市認定農業者連絡協議会を通じまして、支援を行っているところでございます。

また、国ではトイレや更衣室の確保など女性が働きやすい環境の整備を図るための「働きやすい環境づくり緊急対策事業」や「女性が変わる未来の農業推進事業」が設けられているところでございますけども、現在のところ本市での活用の実績はないところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

農業委員に占める女性の割合、それから農業協同組合の役員に占める女性の割合、それから土地改良区の理事に占める女性の割合というのは、農業委員については26.3%ということで、30%目標に対して着々と増えてきているのかなという感じはしますが、あとの二つについては、なかなか厳しい状況にあるのかなというふうに思います。これは相手があることですので、なかなか市だけでどうにかできるものではないというふうに思いますが、今後も啓発活動をしっかりとやっていっていただきたいというふうに思います。

また、認定農業者に占める女性の割合は、国が示します5.5%を大きく上回って8.3%ということで、目標をもう既に達成している。

また、家族経営協定の締結については271件ということで、増加傾向にあるということで、これについては、先ほど部長がおっしゃったとおり、早くから取り組まれているということもあって、目標達成に向けて着々と進んでいるのかなという

ふうにしてあります。これについては高く評価をしているところでございます。

次に、農業における女性の働きやすい環境づくりの本市の取組ということにつきましては、市では農業女性活動支援事業補助金交付要綱というものもつくってありますし、家族経営協定実施要綱というものもつくっていらっしゃるということで、こういうものを活用しながら、もう少しやっていければと思いますが、なかなか働きやすい環境づくりという具体的なものはちょっと厳しいのかなと、今のところというところでのご答弁だったかと思えます。

それでは、2回目の質問をしたいと思えます。

先進自治体では、女性が働きやすい環境整備に向けた施設等の確保を目的として、託児スペースや男女別トイレ、更衣室、休憩スペースを確保するために、300万円を限度とした助成制度を実施しているところがあると聞いております。

先ほど申し上げましたとおり、トイレ整備については深刻な問題があります。

そこで、市長にお尋ねします。

本市において、先進自治体と同様な助成制度を構築する考えはないか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私への質問にお答えいたします。

先ほど経済部長が答弁しましたように、国におきましては、女性農業者の能力発揮による農業の発展や地域経済の活性化のために、女性が働きやすい環境づくりに対する支援策が設けられておまして、要望があった農業者に対しては、この国の制度の紹介をぜひ積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。国の制度として、そういった施設整備の制度があるので、それを活用していただくように進めていきたいというご答弁でございました。

なかなか女性が働きやすい農業現場というのが作りにくいのかなというふうにも思いますし、例えば肥育農家さんで言えば、肥育牛舎が何か所かに分かっていると。その全てにトイレを設置するというのはかなり負担があるというようなことも聞きますし、施設園芸農家さんにおきますと、やっぱりその圃場のそばにトイレが欲しいというのものもあるのかなと思います。やっぱりそういうものを整備することで、逆に都会のほうから農業をやってみたいという女性の方が結構多いというふう聞き

ますし、移住とか定住とかいう問題としましても、整備をすることで、女性の働き手が増えてくるのかなと思います。

また、女性の皆さんのいろんな観点から、製品の6次化だとか、新しい農業のブランドというものをつくり上げているような自治体も紹介等が国の資料等でございますので、ぜひぜひそういうものについては、積極的に進めていただきたいと思いますし、今の国の制度をやっぱり知らない方が多いと思うので、それを農家の皆さんにぜひ知っていただくように、啓発のほうを十二分にさせていただくようお願いを申し上げます、次の質問に移りたいと思います。

それでは、大きい四つ目、T S M C進出で減少する優良農地確保に向けた市の対応状況について質問したいと思います。

熊本県は、T S M C進出で周辺農地の売買が加速しており、特に飼料作物を栽培する農地の賃貸借契約の解除が多発しているとし、9月議会において補正予算を計上して、農地のマッチングや簡易な農地の基盤整備などを実施するとしております。

問題は、今、減少している農地は農道幅も広く、農地の区画も比較的広く、農地への進入路も確保されている、いわゆる優良農地であります。このような優良農地だからこそ、現在の農業機械化は大型化してきているところです。飼料作物のトウモロコシを収穫するためのコーンハーベスターという機械になりますが、車幅が3メートル30センチメートルあり、高さも4メートル程度と大型化しているところでございます。

ここで、議長の許しを得ましたので、どのくらい大きいか、パネルで示したいと思います。

[パネルを示す]

これが、この黄色い車両がコーンハーベスターというもので、いわゆる飼料用作物のトウモロコシを刈り取るための機械でございます。この横の白い車両が4トンダンプということで、この二つの大きい機械が圃場の中を入りながら、並走しながら収穫をしていきます。かなり大きいです。

こちらが正面から見たものですね。進入路がやっぱり狭いものですから、こういった車両が入らないところがあるとか、進入路の傾斜が厳しいですと、その前のほうに爪と呼ばれますけども、刈取りする部分が当たりまして壊れたりするということで、なかなか入れない圃場があると。

また、これだけ大きいものですから、農道の離合ができなくなるとか、いろんな問題が、今、出てきております。それが、今、農地が減少している旭志地域で言いますと、広い農道があり、圃場も比較的広いところであるということでございます。

さらに、本年度、新たに購入したコーンハーベスターはさらに大きいそうでございます。私も職員時代に農地整備事業の担当をしていたので分かりますが、以前の農地整備事業で整備した地域の農地への進入路は、2メートルから2メートル50センチメートル程度だと思います。そのような農地だと、このような大型な機械は入ることができないとの話も実際に聞いています。また、先ほど申し上げましたとおり、進入路の傾斜がきついと、機械の先端の爪の部分を壊すこともあるそうです。

今後、農道の拡幅や畦畔の除去、いわゆるあぜですね。農地と農地の間にあぜがありますが、これを取り除くことで、区画的に広い農地に変わるということでございます。

また、進入路の拡幅や、菊池台地用水の管路やかん水用の蛇口、いわゆる立ち上げとよく言いますが、蛇口が圃場のあぜの部分についておりますが、そういった移設等も行うような2次的な農地整備がなければ、大型機械を活用した農業は厳しくなるのではないかとおもうところでございます。

実際に、旭志地域の中でも酪農家の方に作っていただきたいんですけど、もう高齢になって、農地は扱っていけないので、作っていただきたいというふうにお願いしますが、こういう大型機械なものですから、入らないということで断られるという農家さんも実際にいらっしゃいます。そういう声も聞いております。

以前の一般質問でも申し上げましたが、飼料用作物の農地集積を行っていくことで、鳥獣害対策も実施しやすくなるのではないかとおもうところでございます。いわゆる飼料用作物を集めると、1枚ごとを例えば網で囲むみたいなものも少なく済むというようなことでございます。

以上のことを踏まえまして、1回目の質問を行いたいと思います。

1点目、TSMC進出に伴い減少する優良農地確保対策としての市の対応状況について教えてください。

2点目、先ほど申し上げました、熊本県が9月補正しました半導体産業の集積に伴う営農継続に向けた農地の緊急確保対策と、今後の本市を含めた取組について教えてください。

以上、2点について、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

TSMCの進出に伴い減少しております優良農地の確保対策としましては、本年7月から8月にかけて、県とともに旭志地区におきまして作付が行われていない未利用農地の現地調査を行っております。

その結果によって、1枚の農地面積が30アール以上あり、大型農業用機械の乗り入れが可能な農地を選定し、代替農地を必要とされる農業者の方に提示をしておりますが、現在のところ農業者の条件に合った代替農地の確保はできていない状況です。

このほかにも、簡易な基盤整備を行うことにより、大型農業用機械の利用が可能となる農地の調査も併せて行っております。

次に、半導体産業の集積に伴う営農継続に向けた農地の緊急確保対策につきましては、賃借可能な代替農地の把握、くまもと農地GISを活用した賃借可能な農地の見える化、簡易な農地の基盤整備や有害鳥獣対策が県営事業として実施されます。

その中で本市は、県北広域本部に設置されておりますプロジェクトチーム、営農継続支援チームの一員としまして、代替農地が必要な農業者と農地の所有者のマッチングを行う役割を担っております。

そのようなことから、今後も引き続き、県と連携を図りながら優良農地の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

やっぱり本年7月から8月、県と一緒にあって未利用農地の活用について代替農地の確保というのをやってきたと。しかしながら、30アール以上というような、3反以上というような農地については、なかなか確保が難しいということで、マッチングはできていないという答弁だったかと思います。

やはりそのとおりだと思います。私も職員時代は圃場整備の担当をしておりましたので、旭志の西地区の農地のこと、東地区の農地のこと、よく分かっているつもりでございます。やっぱり比較的西地区の農地のほうが区画が広く、農道等も広いと。東地区のほうが区画も狭いというようなことがありますので、やっぱり先ほど申し上げましたような畦畔を取り除いたり、進入路を作ってあげたり、農道を広げてあげたりすることで、マッチングできるような農地も増えてくるのではないかとこのように思うところでございます。

それでは、2回目の質問をしたいと思います。

本市におきましても、以前から農地及び農業用施設の整備については、市独自にて農業の近代化や農業生産力の増加を図ることを目的として取り組まれていると思いますが、その内容について教えてください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本市における農地整備等に対する助成事業につきましては、まず、総事業費200万円以上で、かつ農業者2名以上などの要件を満たしている場合は、土地改良区等が事業主体となって、国及び県の事業等を活用することができます。

しかし、今回、安武議員が想定されておられます、既に基盤整備が完了している農地等の2次改良につきましては、国、県等の補助事業の要件を満たさない小規模な整備と思われれます。

そういった国や県などの補助事業の要件を満たさない総事業費2万円以下（後に発言の申出があり、「2万円以下」を「200万円以下」へ訂正）の農地等の整備には、市の単独補助事業の菊池市農業用施設整備事業を活用していただくことになります。

この事業の概要につきましては、まず補助対象経費が、2戸以上の受益がある団体で行う場合は、農道、かんがい施設、排水施設の新設、補修等が該当し、個人の場合でも小規模農地の基盤整備が該当します。

また、補助率としましては、団体の場合は2分の1以内で、個人の場合は3分の1以内となっております。

以上、お答えいたします。

すみません、ただいまの答弁で、国や県等の補助事業の要件を満たさない総事業費2万円と言ってしまいましたけども、実際は200万円以下となっております。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。市独自でも小規模の改修については、独自で事業をされているということでした。

ただ、先ほど来、ちょっとお話をしております進入路、これについてが今の答弁の中ではなかったところですので、やっぱり進入路の改修というのも、今後、検討しなければ、大型機械というのは入らないのかなというふうに思っております。

また、国の農地整備の活用の中では、2次整備というもので、農地耕作条件改善事業というものもございますし、市が実施主体となる事業として、定額2分の1相当、50%補助率ということで、2名以上、200万円以下というような、国のメニューもあるように思っております。

こういうものを使って、やっぱり優良農地にしていく必要があるんじゃないかな

と。それはやっぱり農業者の方々の声をまず聞いて、どこをやっていくべきかということを見定めた上でやるべきだと思いますし、そういう声が大きくなって広いエリアになれば、今いう小規模じゃなくて、国の事業としてもできるのかなと。団体営として採択もあるのかなと。2次整備についてもできるのかなと。または、進入路とか農道だけじゃなくて、農地の高さをそろえとかいうようなことになりますと、大規模な事業として展開していくのかなと。

それと、畦畔を取るといいますけども、今は土地については座標化されているので、いわゆるあぜがなくても耕作はできるし、所有権は変えずにやるという、いわゆる換地というものではなくして、所有権を変えずに、農地整備をやるということも可能かと。実際、そういう自治体があるということも私知っておりますので、そういうことをやっていけば、区画的に広がって農作業ができることで、収益等も上がっていくのかなというふうに思います。

それでは、3回目の質問をしたいと思います。

農業機械の大型化とTSMC進出に伴い減少する優良農地の確保、さらには、農地集積及び農地マッチングは喫緊の課題だと思います。私は優良農地確保のためには、2次農地整備の必要性も強く感じているところですが、総括して、市長の見解をお尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、安武議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、この優良農地の確保あるいは未利用農地の集積、こうしたことは大変喫緊の課題だというふうに認識しておりますので、これまでも県と連携しまして、代替農地の確保とマッチングに努めてきているところであります。

また、農地集積につきましては、農業者のご意見をしっかり確認しながら、必要に応じて検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしましても、今後も引き続き、農業者が安心して営農を継続できるように、県や各農業団体と連携を深めながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

喫緊の課題として認識されているということで、考えは一緒かなというふうに思いました。特に市長おっしゃるとおり、農家の意見をしっかりやっぱり聞いていた

だいて、どこに困り感があるかというものを聞かれた上で、やっぱり優良農地というものの確保が必要かなと。

J A菊池さんあたりと話をします機会がありまして、よく話をするのが、農地不足という言葉は使わないんですね。農地減少という言葉が使われます。いわゆる農地はある一定あるんですね。ただ、優良農地がないというのが問題ですので、ぜひぜひ優良農地が増えるような政策を今後ともしていただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時46分

開議 午後1時54分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 皆さん、こんにちは。議席番号1番の本藤潔です。通告に従いまして、私、今年最後の一般質問をさせていただきます。

一般質問の中日でもあり、長丁場の一日の最後であります、しっかり務めさせていただきますしたいと思います。

未来へつなぐかけ橋のためにとの思いで、地域に活力と豊かさを感じ、次世代の子どもたちに故郷をつなぐために、できることは何かということを考えながらの1年半でありました。人生を歩む上で必要なものは希望であります。前へ進むために、明かりを探りながら、もがきながら、これまでに執行部にも問いかけてまいりました。その子どもたちの希望に降りかかる現状の問題、課題への一つを取り上げ、一般質問をいたします。

児童虐待防止についての質問であります。

虐待やいじめによる事件を聞くたびに、政治家として、子を持つ親として、じくじたる思いを抱きます。経済が落ち込み、人の行動制限下によって、限られた空間にとどまらざるを得なかったコロナ禍の3年間の中で感じていたことの一つに、感情のやり場のない社会で、その切ないやるせない気持ちが向けられるものが家庭であったり、子どもたちではないかという肌感覚が実はありました。

先日、前健康福祉部長の本田氏と話を伺いながら、その予感が的外れではなかつ

たことに、実はショックを受けたものであります。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法に伴い、こども基本法が策定され、令和5年、今年4月に施行され、こども家庭庁が動き始めました。虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、こどもまんなか社会への実現を目指して、誰一人として取り残さないことを社会全体で取り組もうと、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保も法的に定められました。

いじめについても同じであります。いじめ問題については、これまでに法制度や指針、通知文が繰り返し示され、それを踏まえて方針をつくり、組織をつくり、研修機会を確保するなど、いじめ対策に関する取組は、課題はありますが、ほぼ確立された感があります。

児童虐待防止策はどうでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。

本市における児童虐待防止に関する取組と現状を教えてください。

また、今年4月に発足したこども家庭庁では、切れ目のないサービスの一環として、相談業務などを一元化し、細かな対応をするために、自治体ごとにこども家庭センターを設置することを努力義務とされております。本市ではこのこども家庭センターを設置する計画があるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、まず1点目の本市における児童虐待防止の取組内容はどういうことについて、答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、児童虐待の防止の取組としましては、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会のネットワークによる虐待の予防や市民への啓発活動をはじめ、子育て世代包括支援センター「きくぴあ」による相談体制の充実を図っておるところでございます。

また、親子が気軽に集い、子育ての相談や情報を受けることのできる地域子育て支援事業や、育児に支援が必要な家庭を訪問し、家事や育児の支援や助言を行う養育支援訪問事業などを実施することで、子育て中の保護者の育児不安の解消や育児負担の軽減を図ることが児童虐待の防止につながっているものと考えておるところでございます。

また、こども家庭センターの設置の計画はということですが、議員からご紹介がございました、こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両部門の連携協働を図り、虐待の予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた切れ目のない

支援など、市町村としての相談支援体制の強化を図るためのものがございます。本市としましては、令和6年の4月に設置を予定しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。様々な取組の中で、令和6年4月に子ども家庭センターを設置するとの答弁がありました。

実は、児童虐待についての推移ですが、皆さん、報道等でご承知と思いますが、令和4年度の全国の児童虐待、これ事件の検挙件数というのが2,181件、これはあくまでも事件の検挙件数です。児童虐待またはその疑いがあるとして、警察から児童相談所に通告した児童数は11万5,762人となっており、いずれも過去最高を更新しております。

推移に関しまして、ここで、議長に許可をいただきましたので、パネルで説明をさせていただきます。

[パネルを示す]

これは国と熊本県の相談件数であります。これは国の推計ですが、平成28年から令和3年度、これだけの件数が増えているということのデータであります。隣の熊本県の場合、平成28年度1,090人、コロナ禍の令和3年度は2,352人、これは相談件数です。令和4年度2,764人で約2.5倍に増えております。

では、菊池市ではどうでしょうか。どれぐらいと思われませんか。増えているでしょうか、減っているでしょうか、以前と変わらないでしょうか。実は非常に増えております。伸び率では7倍となっております。菊池市ではそんなことないよと思いたいんですが、急増しているのが現状であります。

児童虐待相談件数、実人数ですが、平成28年、これは分母が違いますから、これも承知の上ですけれども、平成28年度28人だったのが、令和11年度に147人、令和4年度に195人と、平成28年度からすると約7倍になっております。

ちなみに、どのような虐待が多いのか。これも菊池市のデータですが、参考としてですが、42%の心理的虐待、23%を占めるのが身体的虐待、34%のネグレクトがほとんどを占めております。特に最近増えているのがネグレクト、これは療育の怠慢や拒否、食事を与えなかったり、同居人が虐待しても放置をしたり、病気になっても病院に連れていかないなどのケースであります。

併せて、心理的虐待も非常に増加をしており、これは子どもの前で配偶者等に暴力を振るう面前DV、言葉による脅し、否定的な態度を示す、子どもの目線、子どもの自尊心を傷つけるような言動などであります。

また、虐待を受けた子どもの年齢は、0・1・2歳で12%、2歳から就学前で29%、小学生が40%、中学生が14%、高校生が5%となっております。

私は、この児童虐待の相談件数がこれほど増えていること自体は、実はさほど驚くものではありません。担当課の皆さんが、関係各所や、現場や、市民の方に対して地道に啓発をされ、多くの市民の方々がアンテナを張って、何かあったら連絡をされるようになり、ある意味、現状が表に出やすくなったということだと思っております。

児童虐待防止に関する法律第5条に、児童虐待に関わる通告という条文がありますが、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを市町村、福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないとあります。

私が心配、危惧するのは、むしろその後の対応であります。通告窓口や子どもの相談窓口、直通の専門ダイヤルなど、児童虐待防止の取組がなされておりますが、いわんや、女性相談員何名でしょうか。私は4名と聞いております。家庭児童相談員2名だと聞いております。それに保健師さんで対応をされているとのこと。このままですと、児童虐待の相談件数が増え続けるでしょう。それに適切に対応できるかどうか、大変心配をしております。1人で何人の件数を受け持たれるのでしょうか。細心の注意を払わなければならないこの業務において、体制強化の必要性を思いますが、どのような対策を講じているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、再質問にお答えいたします。

今、議員のほうからも詳しくご説明いただきましたが、本市におきましても、児童虐待の相談件数は年々増加しております。平成28年度の28件から、令和4年度は195件と、先ほどご紹介あったとおり、約7倍になっております。虐待以外の相談を含めると、児童に関する相談件数は延べ5,342件となっております。

また、近年は、先ほどご紹介もありましたが、子どもの前での夫婦間のDV、いわゆる面前DVによる警察からの通告が増加しており、女性相談員と連携して対応することも多くなっておるような状況でございます。

児童虐待の相談や家庭への聞き取り、見守りの訪問等は、家庭の状況に応じて夜間や休日対応になることも多く、また緊急対応等での時間外業務も発生しているというようなことでございます。

現在、児童虐待の対応する職員につきましては、子育て支援課のこども・女性相談係の会計年度任用職員である家庭児童相談員2名、女性相談員2名と、再任用職員の保健師1名の計5名でございますが、必要に応じまして、児童相談所や健康推

進課の保健師、保育所や学校等の関係機関と連携して対応をしているところがございます。

相談の内容も複雑深刻化してきており、支援や相談体制を強化するために、専門職の増員を検討しているところがございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 この複雑深刻化している現状の中で、その原因であったり、その細かいことは、今日はお話はしませんが、今、部長の答弁にもありましたように、必要に応じて対処をする、対応するということでした。

児童虐待を未然に防ぎ、適切に対応するためには、私は児童相談所や警察との連携も不可欠だと思っております。ただ、児童相談所は、県内では熊本市内を含め3か所のみであります。人口が増え続けているこの県北地域に児童相談所の設置を要望していきたい、いただきたいと思いますが、そこで、来年度、この足元、菊池市において設置されると言われたこども家庭センターに関してですが、設置前と機能的にどこがどう変わるのか、教えてください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 こども家庭センターを設置した後でどういうふうになるのかというお尋ねかと思えます。

こども家庭センターは、先ほど申しましたように、母子保健と児童福祉の両部門の連携協働を図り、児童虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、市町村としての相談体制の強化を図るために設置するものがございます。

本市におきましては、これまでも母子保健と児童福祉部門は子育て世代包括支援センターとして連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しているところがございます。

こども家庭センターには、両部門の業務について十分な知識を有し、業務を俯瞰して判断することのできる統括支援員という新たな職員を配置することで、両分野の連携が強化され、相談・支援体制のさらなる充実が図れるものと考えておるところでございます。

また、今後は民間団体も含めた子育てに関する様々な関係機関等とのネットワークを構築し、より一層、安心して子育てのできるまちづくりに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 児童福祉、それから母子健康とが一体的な提供ができる体制を、さらなるその強化をしてやっていくということでしたが、私としては、もっと力強いお言葉があるかなと思ったんですが、期待をしたいところであります。

実は、兵庫県の尼崎市に視察に行ったことをいろいろお話ししようと思ったのですが、要するに、看板を作るだけでは駄目でありまして、国がやっているから、それを下ろすだけではなく、ぜひ主体的にできる予算をかけて、そこに英知を集結させて、虐待を根絶するぐらいの気概で対応していただきたいと思っております。

言うまでもなく、いじめや虐待は人間による行為であります。人間による行為だからこそ、人間の力で解決できる、しなければならぬという認識を私たち大人が地域社会とも共有し、社会全体で取り組むことが必要だということを申し上げて、次の質問へ移ります。

本市の業務と人員配置について質問をいたします。

この質問のポイントは、1、組織の生産性の向上、二つ目、業務効率化の向上、三つ目、市の事業に合わせた人員配置という3点であります。

質問の意図は、職員がやる気、意欲を感じる職場づくり、そして、組織の生産性向上を図る。さらに、AI等の生産技術を活用して、業務効率化を図る。機械にできる業務、人にしかできない業務のすみ分けを行い、その結果、市の業務や市民のニーズに応じた張りのある人員配置が可能になり、新たなサービスの提供や、既存のサービスの充実が図られ、市民サービスが向上するというところであります。

市民の命や財産を守る防災に関わる職員や、子どもの命を預かる職員、そして、全ての職員の皆さんにおいて、業務量の増加から生じる疲労やストレスにより、仕事ができなくなったり、または認知判断を誤ることがあってはならず、業務量に応じた適切な人員配置が求められると思いますが、これに対し市はどのような対策を行っているのか、また、職員の健康管理について、どのように管理をされているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、本藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、職員の人員配置の件でございますけれども、総務課におきまして、各部・支所・課局室長を対象にヒアリングを実施しまして、現状及び次年度に増加する事業等について確認を行いまして、今後の配置計画の際の参考としているところでございます。

また、定員管理計画に基づきまして、職員の採用計画を進めておりますけれども、全国的に公務員採用試験の受験者数が減少するなど、近年は新規採用職員の確保が厳しさを増しております。本市におきましても、人員配置に苦慮をしているところでございます。

2点目の職員の健康管理につきましてですが、年に1回、健康診断及びストレスチェックを実施するとともに、希望者を対象にメンタルヘルスの外部相談も行っているところでございます。

時間外勤務につきましては、職員の健康と働きやすい職場環境づくりを目指すべく、時間外勤務の削減にかかる指針を策定いたしております、1か月の時間外勤務が80時間以上になった職員につきましては、産業医面談を実施しているところでございます。

また、全庁の時間外勤務を管理しまして、毎月の庁議において、各部署の時間外勤務状況を共有することによりまして、職員の勤務実績を把握し、業務が一人に偏らないよう必要に応じて、業務分担を見直すなどの指示を行うとともに、ノー残業デーを推進して、職員の健康管理に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 よく分かりました。

時間外の勤務や人員体制について、または事後のケアはしっかりされているようですが、私はそれだけでは抜本的な生産性の向上が図れるのか疑問に思っております。民間の会社や役所もそうですが、諸団体でも、業務効率化を考える上で一番大切なのは、まず組織の生産性の向上だと思っております。多くの民間企業や施設では、働く方の働く質といいますか、仕事の質の向上を図り、組織全体として生産性を向上させる取組をされているのはご承知のとおりだと思います。市としても、職員のワークライフバランスを考慮し、尊重し、職員一人のやる気や意欲を高め、市民へのサービス向上や市の生産性を向上させていると思いますが、業務に追われ、働く方の心身の健康に悪影響を与えると、結果、窓口での対応や組織の生産性を大きく落とす原因にもなります。

そこで、再質問です。

組織の生産性を高めるために、業務省力化は不可欠だと思っております。これは多分共通認識をされていることだと思いますが、菊池市でもAIやDXなどのデジタルツールの導入で、少しずつ業務省力化を図っておられるようですが、職員の意欲を高める観点から、または事務全般について、入力ミス等がなく、効率性を高め

るという観点から、または職員数を増やすことなく、めり張りの利いた人員配置が可能となる観点から、現在の業務省力化を進める上でA I等の活用をどのように検討されているのか、教えてください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 皆様、改めまして、こんにちは。ただいま本藤議員のご質問にありましたように、業務省力化のためのA Iの活用の状況ということでご質問いただいております。

デジタル化推進基本方針に基づき、ただいま本市においては、電子決裁システム、ペーパーレス会議システム、R P A、オンライン受付システム等の活用によりデジタル化に取り組んでいるところでございます。

さらに、紙文書や音声を電子データに変換するシステムや、業務仕様書作成等にも、これはA Iを活用して、多方面にデジタル化を推進し業務省力化につなげているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 今、部長の答弁は、私たちも承知をしているところでありますが、菊池市デジタル化推進を令和3年10月に宣言されて2年がたち、今後、よりデジタル化の導入が進むものと思いますが、例えば独自でパソコンで行っている事務作業を自動化できる業務自動化の今言われたR P Aを活用するとか、または独自でシステムを構築するとなると、効率的ではないと思えますから、例えば広域連携的にシステム導入を検討するとか、システムの標準化を国や県に対してシステム統一化などを要望することは有益だと思いますが、現在、もう一度、どのように計画をされて取り組もうとされているのかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

広域でのシステム導入についてのご質問だったかと思えます。

現在、国においては、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的に、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を施行し、全国的に統一された仕様のシステム整備が進められております。

また、熊本県と県内全ての市町村で構成される熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会においても、各会員の費用負担及び事務負担の軽減を図ることを目的とし、

共同システムの運用を行っております。

本市においても、これらの広域で導入するほうが高い効果が期待できるシステムについては、国や県に要望しながら、積極的に導入を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

行財政改革の一環で、部署によっては、業務の民間活用を取り入れておられますが、例えば相談業務であったり、行政がどうしてもやらなければならない業務以外では民間活用等も取り入れることで、マニュアルを機械化し、より精度の高いサービス提供ができるのではないかと考えております。

先ほど来、説明がありましたが、業務の担い手を増やす、業務を効率化する、そうした対策がないまま時間だけを削れば、そのしわ寄せは市民サービスへ影響が及ぶものと思いますが、人員配置の見直しも含めて、市長の見解をお願いいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 デジタルの活用と人員効率についてということの趣旨でのご質問でございました。

先ほど来、担当部長が申し上げましたとおり、これまでに様々な取組を行っておるわけでありまして、今後につきましても、デジタル化推進基本方針に沿いまして、デジタル化できるものは本当に極力デジタル化を進めていきたいと。民間がふさわしいものについては、極力民間を活用していきたいと。このことによって、単純作業は外に任せて、より企画的な立案業務あるいはサービスの質を向上していく部分、こうしたことで、業務の効率化と同時に、質の向上を図っていきたいというふうに考えております。また、それをそれぞれの部署の状況を確認しながら、市民のニーズや業務量に応じた適正な職員配置に努めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

フロントヤードに立つ職員、バックヤードで仕事をされる職員が、誰一人となく病むことなく、満足感や達成度を味わえるような環境づくりと仕組みづくりのリー

ダーシップをぜひお願いしたいと思ひますし、私達もそれが実現できるよう、今後も提言していきたいと思っております。

次の質問へ移ります。

竜門ダムの送水管による用水の供給についてお尋ねをいたします。

T SMC 関連企業の進出報道以来、本市においても、住宅促進など様々な政策を立てて、有益に効率的に菊池市の振興のために動き出しておるところであります。

一方で、精密な半導体を生産する過程で大量の水が必要となることから、今年の初め、竜門ダムから使われていない用水を送水管を使って水の供給計画ができるかどうかの調査を県が今進めている最中でありま。

受益農家にとりまして、農業用水かんがいは、排水も河川の水も大切なものであり、地域の農業を育てる上でも、今回は受益農家にとって、安定的な水の供給の見通しがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

先日、県の企業局を訪ねて担当者から話を伺いましたが、これは国家プロジェクトであり、市としても協力しながら進めていくものでありますが、水の供給によって農業を守るという観点から、調査確認の必要性を感じているところでありま。県が計画を立てて進めておりますが、市はどのような県との協力体制と申しますか、市として、受益者への安定的供給の計画があるのか、それにより見通しはどのようなものか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

竜門ダムからの半導体関連企業への工業用水供給につきましては、現在、県において事業可能性調査を実施されているところま。

県はこの取組については、農業用水に影響を及ぼさないことを大前提としており、農業用水の安定供給に支障はないと伺っております。

具体的には、県が水利権を有する工業用水の未利用水の範囲において利用可能性を調査しているもので、農繁期の農業用水の安定供給に影響を与えないように、現在、調査の中間状況を関係機関に説明されるなど、引き続き調査が行われていると承知しております。

今後も県の調査の進捗に応じて、県をはじめ関係機関との情報共有に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 部長の答弁のとおりだと私も思っております。

今年は、特に雨不足によって水不足の懸念が高まり、渇水の報道がありました。特に8月から10月の3か月間、雨があまり降らず、ダム貯水率が下がっている状況から、九州地方整備局など関係機関では渇水会議が行われ、水の運用について議論が交わされておりました。

当然受益農家の方からは、水が足りるのかとの心配の声があります。今後は県や関係機関各所との連携が必要不可欠だと思いますが、集約説明会も含めて、これからの会議等のスケジュールや、説明会等の予定があるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の県の企業局のスケジュールにつきましては、直接確認をしましたところ、先ほど申し上げましたとおり、現在、調査等を実施されているところであり、現時点では定まっていないということでありました。

なお、現在検討中の未利用水の供給先につきましては、TSMC第1工場に対する供給は想定されておらず、今後、進出が見込まれる半導体関連工場を対象として想定していると伺っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

まだ正式には発表をされておりませんが、関連企業も含めて、TSMCの第2工場または第3工場までもが隣接地に建設される予想の報道も上がっております。

水の問題で言えば、地下水等のこともあります。竜門ダムからの農業用水の供給に関しては、市、県と協力体制を持ちながら、関係機関との密な連携を取っていただき、受益者農家が不安を抱いたまま進めるのではなく、できる限り情報提供、情報の共有をお願いして、次の質問に移ります。

最後の質問です。

公共施設におけるドローンの利用について質問をいたします。

この質問の趣旨は、ドローンでまちおこしを行っている地域が幾つかあり、本市においても、最大限で寄与できないかという観点からお尋ねをしたいと思います。

ドローンの映像活用は、まちの名勝や風景など、ドローンで空撮し、陸上では見ることができない絶景で、見る者を引きつけるものがあり、本市のブランドイメージを確立し、移住・定住人口の増加にもつながるものではないか、また、自然災害

等での活用という面でも生かしていけないかと思っております。

本市でも、ちょうど今月の広報きくちでも、ドローンで撮影された写真が掲載されておりますし、以前は「癒しの里きくち」で動画配信がされていたと記憶しております。

現在、無人航空機に分類されるドローンの活用については、災害支援や農業の作業効率化など、様々な分野で普及が進んでいることは言うまでもありません。

2022年に施行された改正航空法では、ライセンス制度の導入とともに、有人地帯における目視外飛行が可能となり、物流部門での実用化も本格化しているようであります。

こうしたドローンに関する法整備が進む中、市内の自営業や、会社や、施設でのPRをしていこうと考えている方、または趣味としても楽しむ方もいらっしゃいます。しかし、こうしたこのような方にとっては、ドローンを飛ばせる場所やエリアが大変限定的なようですが、菊池市の公共施設、まずは公園や体育館などのスポーツ施設におけるドローンの活用についてお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。本藤議員の質問にお答えいたします。

公共施設におけるドローンの利用状況についてでございますが、都市公園において、主に桜の撮影を目的としまして、過去5年間に11件の申請が上がっております。申請内容を確認の上、一定条件を満たすことで許可を行っているところでございます。

なお、社会体育施設におきましては、利用の許可を行っていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 一定条件を満たした方には許可を出していると。ただ、体育館等施設では、今は許可をされていないということでした。

幾つか理由もあるとは思いますが、このドローンというのは、当たり前ですが、練習を重ねないとできません。3年、4年ほど前、私も空撮をするために試みましたが、なかなか技術を要して、完全に習得するまでには至らなかった経験があります。

コロナが5類になり、経済活動が活発化するにつれ、人を呼び込むために、人に

来てもらうために、自者のPRの質が求められる際に、このドローン活用というツールは大変大事になると思うのですが、その操作技術を習得する場、公園などの屋外で、または屋内でドローン操縦練習の利用はできないか、お尋ねをします。

例えば、使われていない休眠施設での利活用として、例えば私の地元で言えば、重味グラウンドであったり、迫間体育館は使用されておりますが、幾つかの体育施設などで日中の空き時間を使って利用するようなことができないか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

公共施設におけるドローン操作の練習を目的とした利用ということでございますが、施設利用者の安全を考慮しまして、現在、許可を行っていない状況でございます。

先ほどご紹介がありました未使用地については、今後、検討をする、調査をしていくというような形になろうかと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 県内の他自治体、例えば合志市であったりとか、益城町でも公共施設を低額で使わせているという事例もあります。これはニーズに応じて、それなりの、何というんですか、使用料も入ってくることも思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

今後、様々な分野での活用、ニーズが増えていくと思われませんが、何度も言いますが、スポーツ施設やグラウンドなどにおける利活用であったりとか、平日の昼間など利用が少ない時間帯を効果的に活用するためにも、利用が可能な場所を増やしていくことを検討していただくことを要望したいと思います。

併せまして、自然災害時の連携協定においても、ドローンの活用が熊本地震または人吉・球磨での豪雨災害時に有効であったとの報告がありますように、本市におきましても、ドローン事業者等との連携協定を推進することを強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、本藤潔議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思っております。

次の会議は、明日、12月7日に行います。引き続き一般質問となっております。本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後2時39分

第 5 号

1 2 月 7 日

令和5年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和5年12月7日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第140号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第141号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第11号）

議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について

（菊池市四季の里旭志）

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第140号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第141号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第11号）

議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について

（菊池市四季の里旭志）

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（20名）

1番	本	藤	潔
2番	安	武	睦夫
3番	稲	継	智康
4番	古	田	浩敏
5番	島		春代
6番	大	山	宝治
7番	田	中	教之
8番	福	島	英徳
9番	緒	方	哲郎
10番	後	藤	英夫
11番	平		直樹

12番	東	奈津子
13番	水 上	隆 光
14番	猿 渡	美智子
15番	荒 木	崇 之
16番	工 藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸 元
18番	泉 田	栄一朗
19番	木 下	雄 二
20番	山 瀬	義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七城支所長	古 田 十 咲
旭志支所長	竹 村 秀 一
泗水支所長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 部 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事務局 長	前 川 幸 輝
事務局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 改めまして、おはようございます。今日は、中学校のほうからたくさんの皆さんに傍聴に来ていただいております。最大限の見地をもって一般質問をさせていただきたいと思っております。

議員が変われば議会が変わる、議会が変われば行政も変わる、行政が変われば菊池市も変わる。介して議し、議して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議会改革を行うべきと考えております、議席番号9番、緒方哲郎です。よろしく願いいたします。

本日は、まず本市の健康推進についてお尋ねをいたします。

今や日本の平均寿命は、男性81.47歳、女性87.57歳となり、世界有数の長寿国となっております。ご存じのとおり、平均寿命というのは、ゼロ歳における平均寿命のことであり、一方、健康寿命というものがありますが、健康寿命というものは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間のことを言います。同じく、日本においては、男性72.68年、女性においては75.38年となっており、平均寿命と健康寿命にはそれぞれ、男性で約9年、女性で約12年の差があります。この差は、日常生活に制限のある不健康な期間というものを意味します。まずは、この不健康な期間を短くするために、健診受診の必要性があるのではないのでしょうか。

そのような中、どんなに年齢を重ねても、いつまでも日常生活において何も制限されることなく、元気であることは誰もが思い願うことではないのでしょうか。また、若い年代であっても、自分の思い描く将来に向けて、精いっぱい努力を惜しまず、

健康で活動できる状態でいたいと思うことも当然のことと思います。

国も高齢化が急速に進む中、国民一人一人が穏やかで心豊かに生活できる活力ある社会のために、生活の質を維持し、社会保障制度を持続可能なものとするためにも、平均寿命を上回る健康寿命の延伸を実現することが必要であるとしております。

その社会保障制度の中の一つである医療保険制度は、保健医療・公衆衛生に位置づけられており、国民皆保険制度として、私たちの医療費を助成することで、医療に関する負担を軽減することを目的としております。しかし、軽減した残りの財源は、保険者と言われる現役世代が担っていることとなります。

2019年の財務省の日本の財政関係資料によりますと、1990年（平成2年）、この年の当初予算において、社会保障費は歳出全体の17.5%であったものが、2019年（令和元年）の予算においては、歳出全体の34.2%を占めるまでになっております。

このようなことから、国もこの負担を上げるのか、または支出を抑えていくのかの判断をしておりますが、様々な施策を検討しております。地方自治体としては、支出を抑え、社会保障制度を維持していくためには、医療費を抑えることがまず考えられます。それには病気にかからないように、本人の健康に対する意識改革がまず大切になってきますが、自覚症状のない病気を早期に発見することも大切なものの一つとなってきます。そのために健康診断というものがあるわけですが、その健康診断を受けていただくことの必要性、重要性が大切になってきますが、まず本市の健康診断の必要性のお考えをお示してください。

次に、本市においても様々な健診を行っておられますが、健診を受けていただくことがまずもって必要なことと考えます。そこで、健康診断の受診実数人員数を対象人口で割った健康診断の受診率というものがありますが、企業または事業所においては、健康診断を実施することは国で定められた義務であります。厚生労働省の労働安全衛生法に基づく定期健康診断のデータによりますと、健康診断の実施率は91.9%、受診率は81.5%となっており、実施率、受診率ともに100%に満たないのが現状となっております。

健康リスクが高まっている現代では、健康診断の受診率を上げることは従業員の健康を守ることとなります。同様に、地方行政としては、市民の方々の健康診断の受診率を上げることが市民の皆様の健康を守ることに繋がってくるわけですが、本市における健康診断の受診率についての現状をお示してください。

以上、2点よろしくお願いたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。緒方議員の健診の必要性、それから、受診率というお尋ねでございます。

まず、健康診断につきましては、先ほど議員のほうからもおっしゃいましたが、病気の早期発見・早期治療による体や時間、また費用の負担軽減を目的に実施をしております。健康寿命の延伸、自らの健康を守るための第一歩として必要な対策であるというふうに考えておるところでございます。

市で実施しております主な健診（検診）では、早期発見のためのがん検診、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方を対象に行っている歯及び口腔の健康保持増進のための歯科歯周疾患検診、国民健康保険の40歳から74歳までの被保険者への特定健康診査や75歳以上の方への後期高齢者健康診査などがございます。

次に、主な健診（検診）の法定報告の受診率を申し上げます。

まず、大腸がん検診の受診率でございますが、令和2年度が8.7%、令和3年度11.9%、令和4年度11.6%でございます。

次に、乳がん検診の受診率でございますが、令和2年度19.3%、令和3年度21.0%、令和4年度19.4%でございます。

次に、歯科歯周疾患検診の受診率でございますが、令和2年度7.1%、令和3年度6.3%、令和4年度7.9%でございます。

特定健診の受診率でございますが、令和2年度25.6%、令和3年度35.3%、令和4年度36.8%でございます。

後期高齢者の受診率でございますが、令和2年度9.1%、令和3年度12.65%、令和4年度13.62%となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 大変高い意識を持って対策等をされていることは分かりました。これからもそのような感じでしっかりとやっていただきたいと思っております。

また、受診率については、それぞれにお答えをいただきました。その中で、私も以前、目標値あたりの資料を頂いております中で、今ご説明いただいたものの中で、大腸がんにおいては、令和2年度、3年度、4年度ともに、この目標値もしっかりクリアしておられますし、乳がんにおかれましては令和3年度、また、歯科歯周疾患検診においては、令和2年度、令和4年度において、この目標値をクリアされているということでございました。

受診率を上げることの大変さというのは、私も勉強させていただいておりますし、理解しておる中で、この目標値をクリアされているということに対しましては、職

員の皆さんの努力によるものと思いますし、高く評価できるものと思っております。

今後は、さらに目標値を高くしていただいて、市民の皆さんのために頑張っていることを期待するものであります。

そこで、現在、健康診断を受けていただくことについては、今申しあげましたように、目標値を設定して、受診率向上に向けた様々な取組を行われておりますが、まず、ここで、健康診断を受診しない、受診率を下げる理由について述べさせていただきます。

健康診断を受けない理由の一つ目は、健康診断を受ける時間がないということです。この方々の場合は、健康診断の大切さは理解しているものの、受診する時間が取れないというケースであります。

二つ目は、健康診断を重要視していないというものであります。こちらは健康診断の重要性を理解せずに、面倒くさいからという理由などで受診をしない。また、必要なときには自分で受診するから、健康診断は受けなくていいと考えているケースでございます。わざわざ健康診断を受けなくても、自覚症状が現れてから医療機関を受診すればよいと考えているケースで、最も難解なものになります。

三つ目は、病気の発覚を恐れているというものであります。健康診断を受診すると病気が見つかるかもしれないと恐れて、受診を避けるという行動も受診率を下げる原因の一つと言われております。このパターンは、病気発覚後の生活の変化など、ネガティブな印象から、そもそも受診をしない選択をされてしまわれています。

そのような健康受診率を下げる理由を踏まえて、一方、健康診断の受診率を上げる方法としては、次のようなものが考えられます。

一つ目に、健康診断を受診しない理由をヒアリングすることがあります。健康診断を受診しない理由をヒアリングし、受診しない理由を把握する。これは面倒だからなど、健康診断の受診の大切さを理解していない方々への対策に効果があると言われております。

二つ目に、健康診断を受診しやすい環境づくりです。健康診断を受診しやすい環境づくりも、受診率アップには重要と言われております。健診場所をなるべく近くにすることがこれに当たります。

三つ目に、健康診断を受診するメリットをしっかりと提示することです。健康診断の受診によって、自覚症状のない病気を発見できるメリットを伝え、病気が見つかったから病院を受診すればよいと考えている人に対して受診を促せます。

以上のようなことが、健康診断の受診率を上げる方法と考えられますが、本市においても、目標値に向けた取組内容とそれぞれの取組に対する課題はどのようなものがあるか、また、その課題に対する対応策はどのようにされているのか、お答え

をお願いいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、再質問にお答えいたします。

健診の課題と対応策というお尋ねかと思えます。

今、議員のほうからもいろいろ申し上げられましたが、本市では二つほど課題を重点的に考えているところでございます。

まず、一つ目でございますけれども、健診も病院への通院もされていない健康について関心のない方へのアプローチ、これが一つの課題となっておりますところでございます。

この対応策としましては、年代別、健診・通院歴により五つにタイプを分けて、それに応じたイラストやメッセージなどを用いた受診勧奨案内と申込み用の返信はがきが一体となった受診勧奨通知を送付し、受診につなげているところでございます。

また、申し込みやすい環境づくりとして、インターネットによる健診の受付も行っているところでございます。

もう一つ、二つ目ですが、歯科検診も含めまして、かかりつけ医に通院していることにより健診を受ける必要がないと思われていることも課題になっております。この対応策としましては、特定健診につきましては、通院先での診療による検査結果を市へ提供していただきまして、保健指導につなげるみなし健診を実施しているところでございます。

歯科歯周疾患検診では、今年度から対象者への複合検診の申込み時に申込みができるようにしております。未受診者への勧奨通知及び電話による受診勧奨を行うことをまた予定としておるところでございます。そのほか、歯科保健事業検討会を開催しまして、歯科医師の先生方と事業の取組について協議を続けているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 様々な取組を行う中で、そこで課題を発見されて、それぞれに対してまたその対応策をされているということでございます。

様々な取組を行う中で課題を見つけ出し、対応策を行い、課題解消をしていくことは大切なことだと考えます。そのためには多くのデータを収集して分析をしていく。そして、その課題解消に持っていくことも大切と考えます。

そこで、ここで、私が調べた資料によりますと、厚生労働省の定期健康診断結果報告というものからの引用ですが、2019年度においての年代別の健康診断の受診率が掲載してありました。それによりますと、年代別の健康診断の受診率は、20代が22.3%、30代が29.8%、40代が37.9%、50代が47.4%、60代が57.6%、70代が63.3%、80代が68.2%となっております。この結果を見て、やはり若い世代の受診率が低く、年代が上がるごとに受診率が高くなっていることが分かります。先ほど述べました健康診断を受診しない理由が、若い世代にその理由がそのまま当てはまるように推測されるところであります。

最初の質問では、それぞれの健康診断においての受診率をお示しいただきましたが、本市において、このような年代別の受診率の調査は行われているのか、調査されておられるのであれば、そのデータをどのように分析されておられるのか、お答えください。また、調査をされていない場合は、今後、どのようなお考えがあるのか、お示しください。よろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 受診率の分析ということかと思えます。

まず、がん検診の年代別受診率につきましては、民間企業など職場での受診者の把握が難しいために、集計ができていない状況でございます。

次に、後期高齢者健診の年代別受診率につきましては、実施主体となっております熊本県後期高齢者医療広域連合より示されていないところでございます。

また、国民健康保険の特定健診の年代別受診率は、40代より74歳まで5歳刻みで受診率を抽出しております。

過去の受診率から見る状況では、40代から50代までの年齢では受診が少ない状況が見られております。特に生活習慣病は症状が出にくいのが特徴でございます。健診の必要性を感じにくく、受診率が低いものと思われそうですが、先ほども申しましたが、インターネット受付等により、ここ数年におきましては微増となっております。健診への理解が見られているというふうに考えております。

また、70代でも受診率が下がっておりまして、その要因としましては、通院中で病院にて検査を受けているため健診の必要性とないと感じられていることが大きく、未受診理由の8割近くを占めているというふうに分析をしているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 がん検診、後期高齢者に関しては、年代別のデータはないということですが、国保特定健診については、40代から74歳までのデータがあって、それぞれにそのように分析をされているということでした。40代、50代が少ないであったり、70代が少ないと。そのような感じで、このように年代別でそういう資料を持ってくると、それに対してもいろんな分析して課題を持ちながら、健診受診率の向上に持っていけないのではないかと考えております。

当然全年代を見据えて、受診率を上げていくことも大切と思いますが、今のように年代別にターゲットを絞ってアプローチする考えもあると考えます。

ここで、厚生労働省が受診率向上施策ハンドブックというものを公開しておりますが、それによりますと、年代によって異なる受診率の傾向に合わせて、受診率向上に向けたアクションを提案しております。

読み上げてみますと、20代においては、受診の必要性を周知する。受診の負担を軽減する。30代においては、健康診断の内容を理解しやすくする。健康診断の時間帯を柔軟にする。40代においては、健康診断の場所を近場にする。健康診断の結果をフィードバックする。50代以上におきましては、健康診断の受診を促す啓発活動を行う。健康診断の受診を支援するというものになっております。

本市においても、このように年代別に健康診断の受診率の向上に向けた行動を試みてはいかがでしょうか。例えば来年の1月7日には、令和6年菊池市「二十歳を祝う集い」が開催される予定になっております。以前は成人式と言われていたものですが、その式には交通安全に対して安全宣言が行われていたと記憶しておりますが、その式典において、健康診断の受診の勧奨をしていただくなど考えられますが、執行部として、このような年代別の受診率向上に向けたお考えはありますか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 受診率向上に向けた取組ということかと思えます。特に若い年代に対するアプローチというふうに思ったところがございますので、その部分についてご回答させていただければというふうに思います。

議員のほうからもございましたが、若い世代の受診率につきましては、時間が取れないですとか、面倒だからとか、健康状態に自信があって必要性を感じないといった理由が考えられるところがございます。

市では、基本健診につきましては、19歳以上の方を対象とし、がん検診につき

ましても国の基準より若い年齢から受けられる体制を整備しておるところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、インターネットによる24時間の申込み受付や、土日祝日の健康診断の実施、託児など健診を受けやすい環境を整えてまいったところでございます。

先ほど二十歳の集いの件もございましたが、今後も若い年齢からの健診の必要性に関する啓発と受診環境の整備に努めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 若者へのアプローチとして、いろんな施策を行っておられるということでございますが、まずは年代別の健康診断の受診率あたりをしっかりと調査されて、そのデータを基に分析されて、その対応策あたりをされていかれるように希望するところでございます。

それでは最後に、受診率向上のために、地域福祉健康づくり、地域医療などの推進を目的とする条例を制定している自治体が多くあります。各自治体によって条例名が異なりますが、福祉のまちづくり、人にやさしい福祉のまちづくり条例、地域福祉推進条例、福祉基本条例など様々であります。本市においてもこのような健康推進に関する条例というものをつくってみてはいかがでしょうか。

福祉厚生常任委員会で研修に参りました北海道旭川市には、健康づくり及び地域医療の確保に関する基本条例というものがありませんでしたが、執行部との意見交換会の場においては、やはり健診受診率の向上の施策というのは非常に困難で難しいと言われておりました。しかし、これから健診受診率の向上に向けたいろんな取組を本市においても行っていこうとするときに、このような条例があることにより、新しい取組であったり、より高い目標を設定するときなどに必要となると考えますが、この条例制定に関してのお考えをお示してください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 健康推進条例、そういったものを策定する考えはないかというお尋ねかと思っております。

様々な名称があるというふうに議員のほうからもおっしゃいましたが、「健康推進条例」という形でお話をさせていただきたいと思っております。

こういった条例につきましては、市民・地域の関係団体・行政の役割を明確にし、各団体との相互の連携を図り、包括的に協力し推進していくものと理解しておると

ころでございます。

現在、本市におきましては、「健康づくり都市」宣言や、健康増進計画・食育推進計画に基づきまして、健康意識を高め、行動につなげていくことを目指しております。そのことは「健康推進条例」と相違ないものと認識をしているところでございます。

ご提案の条例の件につきましては、今後、先進自治体の例を調査研究してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 条例に関しては、今、様々な計画の中で行っていることで対応しているということで、前向きにも考えていこうというお答えであったと思います。

健康診断の受診率を向上させるということは、なかなか一朝一夕にできることではないと考えております。年代別受診などのあらゆるデータを収集し、また分析しながら、また先ほども言われたように、医師会であったり、歯科医師会、薬剤師会、消防団、JAなど、様々な団体との連携をしながら、少しずつでも健康診断に対する意識を高めていくことが大切だとも考えております。

また、健康診断の受診率向上に向けた政策を行おうとするときに、必ずあってよかったと思えるような条例をつくることによって、そのことによって市民の方々が安心して生活できる菊池市になると考えておりますので、先ほど答弁にもありましたように、前向きな対応をお願いして、次の質問に参ります。

次に、市道小野崎森北線についてお尋ねをいたします。

この市道小野崎森北線は、七城町小野崎にありますバス会社の交差点から、国道325号にあります交差点までの区間を指すものでありますけれども、本定例会の専決処分の報告の中に、説明にもありましたように、道路の不具合箇所を通過した際の車の損傷が3件上がっており、その1件はこの市道小野崎森北線でありました。私もこの市道を走行してきましたが、多少凸凹や継ぎはぎがあり、道路の状態はあまりよくない印象を受けました。

また、TSMCの進出によるものなのか、植木インターチェンジから国道325号までのアクセス道路としての利便性からか、以前よりも交通量が増えていると、多くなったと感じましたし、また、大型車の通行が増えたようにも思いました。

そこで、現在の道路の交通量と道路の状況をどのように捉えられておられますか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、緒方議員のご質問にお答えいたします。

市道小野崎森北線につきましては、七城地区の林原工業団地西側の主要地方道植木インター菊池線から森北地区の国道325号を結ぶ延長約9キロメートルの道路であります。

議員ご指摘のとおり、近年、大型車の交通量が増加したことにより、舗装の劣化が激しく進んでいるため、令和2年度より計画的に舗装打ち換えを行っておりますが、一般市道とは違い、本路線は二層舗装となっておりますので、まだ800メートルしか施工ができていない状況でございます。

今後もTSMC進出に伴い、大型車の増加が予想されるため、重要な路線だということには認識をしているところでございます。

通常よりコストがかかることから、なかなか進捗ができない状況となっておりますが、極力できる範囲内で舗装打ち換えに努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 交通量に関しては、今言われたような感じで、やっぱり大型車の交通量が増えているということもございましたし、舗装に関しましては、今言われたような二層舗装ということも言われました。

この道路は、以前は農道として整備された道路で、言われたような二層舗装ということで、損傷に関しましては、致し方ないということかなという思いもしますが、どんな損傷が激しいといっても、事故等があったら大変なことになりますので、今後とも点検を小まめに行って、修復あたりはしっかりお願いしたいというところがございます。

また、コスト高によって、なかなか施工ができないという事情もあるようでございます。

そこで、今回、私が主にお尋ねしたいという区間については、花房坂を上ったところに交差点がありますが、そこから東方面、国道325号方面へ行く道路についてお尋ねをするところでもあります。

花房坂を上った交差点、以前は4方向とも右折レーンがなくて、1台でも右折車両があった場合には、信号待ちというのが2回、3回は当たり前でありましたし、朝夕は大変混雑していた交差点でありました。この右折レーンができたことにより、

混雑解消につながっており、この道路を利用されている方にとっては、大変喜ばれていることだと思っております。

その交差点から国道325号へ向かいますと、道路の両面、両端には安全地帯の道路標示があります。その道路標示も、おおむね100メートルほどでなくなって、道路に面した両側というのは草が生えた状態になっております。この道路に面した両側の畑というのは、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業ということで、平成20年度の事業採択から令和3年度までの工期完了まで、計14年をかけた事業がようやく完成しておるという状態であります。

その際に、この道路に面して創設換地ということで、両側に土地が帯状に確保してありますが、この土地は市所有の土地ということでありますが、そうであれば、今現在、その部分の維持管理はどのようになされているのかをお答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

創設換地部分の維持管理ということでございますが、国道387号の交差点から国道325号の交差点までの区間におきまして、路肩部分の草刈りを年2回行っている状況でございます。

また、舗装の劣化が激しいため、毎週末の道路パトロールを行いまして、穴ぼこ等の補修等を行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 草刈りを年2回、週末の点検と補修をしっかりとやっているというお答えでございました。

この質問をいたしましたのは、地域の方々から、創設換地部分の草が伸び放題であって、農道からこの市道に出ようとするときに見通しが悪くて、非常に危険を感じるというご意見からでございます。

先ほど維持管理については、年2回の草刈りを行っているということでございますけれども、年2回、期間を定めての草刈りということになるとは思いますが、草に関しては、雨等が降りますと非常に伸びることから、なかなか見通しが悪い状態というのが続いているんじゃないかなと私も思っております。

そこで、この創設換地部分については、以前は私は歩道を作るということで計画しているようなお話も伺っておりますが、この創設換地部分の今後の利活用の計画

とお考えをお答え願います。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

国道387号花房交差点改良部分から、旭志方面に約120メートル区間につきましては、住宅地に面しておりまして、小中高生の通学路として利用されているところでございます。

この部分につきましては、地元の要望もありまして、創設換地部分ではありませんが、来年度より用地測量を行い、歩道設置及び拡幅工事を計画しているところでございます。

また、創設換地部分につきましては、草刈り等の維持管理を行ってまいるところでございます。先ほども答弁しましたとおり、まずは舗装打ち換えを優先して行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 交差点から旭志方面に120メートル辺りに関しましては、来年度からの舗装に関する計画があるということでございます。

また、創設換地部分に関しましては、まだ道路のほうが先だというお答えだったと思っておりますが、道路を先にされることは、それはもう予算、いろんなことを加味してからのお答えだったと思っておりますが、この創設換地部分、この維持管理に関しましては、年2回の定期的な草刈りというよりも、状況を見てしっかりやっただけが一番だと思っております。地域の方々が危険と感じて、最悪事故等が発生する前に、そのような維持管理をされていかれることをお伝えしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○水上隆光 議長 これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時41分

開議 午前10時48分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、質問を行っていきます。

まず最初に、小中学校トイレでの生理用品の配備についてです。

この質問は、過去2回行い、また、その間、猿渡美智子議員とともに教育長に直接申入れを行ってきました。さらに、2021年の8月には、新日本婦人の会熊本県本部から申入れも行われております。

現在、世界では、女性の生理の問題について様々な動きが広がっています。ニュージーランド政府は、18歳までを対象に、全ての学校で生理用品の無償配布を始めています。フランスでも、2021年9月から、全ての大学や学生寮で生理用品を無償で配布すると政府が発表、カナダやオーストラリア、ドイツ、イギリスなどの国々では、生理用品への課税が廃止もしくは引下げが行われています。

日本でも、生理用品をトイレに常備する学校や公共施設が広がり、内閣府の調査によると、2022年7月時点で生理の貧困に関わる取組が実施されている自治体は715団体、昨年の2021年の255団体から急増しています。

県内でも、学校のトイレでの生理用品の配備が急速に広がっています。熊本県教育委員会が昨年9月に県立の学校に対して、従来、保健室での対応だった生理用品の配布に関して、トイレでの設置など非対面での配備を進める通知を出しています。

また、近隣では、私が調査できた範囲ですが、大津町、菊陽町、山鹿市、玉名市の教育委員会がトイレでの配備を各学校に促す予算措置を行い、配備が始まっています。

ここで、最初に、2点質問します。

昨年、2022年第2回定例会での私の一般質問の教育長答弁では、一律にするのではなく、養護教諭としっかり相談して、各学校での判断対応をしたい、このような答弁でした。1年以上が経過しました。生理用品のトイレでの配備状況はどうなっているのでしょうか。

また、菊池市でも全ての小中学校のトイレに生理用品の配備を進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの東議員のご質問にお答えします。

本市での生理用品の配備状況ですが、全ての小中学校の保健室で配布できるように配備をしております。

しかしながら、学校トイレの配備状況につきましては、小学校10校中2校の高学年女子トイレのみ配備しており、中学校ではトイレへの配備はしていません。

また、全ての小中学校トイレに生理用品を配備してはどうかとの提案でございますが、生理用品をトイレに配備することの課題として、管理面・衛生面の課題と、保健室での受け渡しがなくなることで、児童生徒の家庭状況や身体状況について聞き取りができなくなってしまうといった課題が学校から上がっております。

今後も、学校が課題として捉えている内容について、養護教諭部会の協議を基に、各学校の判断で対応いただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 現状では、小学校2校のみのトイレでの配備という状況です。

全ての学校のトイレに配備を進めるという点では、管理や衛生面、児童生徒の状況を把握できる大切な機会であるがゆえに保健室での対応にしている、そういう趣旨の答弁でした。

もちろん保健室で丁寧に児童生徒の状況を把握するという姿勢は大変重要であり、現場の養護教諭の先生が日々努力されていることには敬意を表します。保健室がそのような場所であることは十分承知しております。

しかし、学校のトイレに生理用品を配備することと、保健室で生徒の困り事に寄り添うことは分けて取組を進めていくべきことではないでしょうか。この点で質問をさらに進めていきます。

山鹿市内の中心部にある中学校に伺って、保健室の先生に直接お話を伺いました。昨年、この中学校では、教育委員会より個数調査の依頼があり、試験的にトイレに設置、その結果を参考に、山鹿市教育委員会では、昨年10月から山鹿市内全ての小中学校でトイレへの設置をスタート、個室に設置するのか、洗面台のところかは、各学校の判断であります。この中学校では個室に配備をされています。現物を見せていただきました。

議長の許可をいただきましたので、パネルをご覧ください。

[パネルを示す]

きちんと専用のケースに入れられており、各クラスの保健委員さんが定期的に個数をチェックして補充を行っているということです。設置を始めてから、トイレの衛生環境が悪くなったとか、先生方の負担がより増えたということはないとのことでした。

この学校の養護教諭の先生に、トイレに生理用品を置いたことで、保健室での生徒の状況の把握が減りましたかと質問をしました。先生からは、それは心配ありません。以前からそのような内容で保健室に生徒が来ることはありませんでした。むしろ保健室に置いている生理用品はずっと放置されていました。トイレに生理用品を設置したことで、特に生徒の状況を把握する環境が変わったということはありません。このようなお話でありました。そして、先生が強調されたのは、生理用品を入れているケースに保健室からのメッセージをちゃんと貼っているとのことでした。ここで、再度、パネルの写真を示します。

[パネルを示す]

内容を読ませていただきます。「この生理用ナプキン、生理が急に始まったらナプキンが足りなくなったり、困ったときに使えるように用意しました。思春期の体や心のことで心配なことがあるときは、おうちの人や先生に遠慮なく相談してね」、このようなメッセージが貼ってあります。ちゃんと相談がしやすいように呼びかけられています。トイレに設置しても、生徒に寄り添った対応は十分できているのではないのでしょうか。

菊陽町、大津町、玉名市の教育委員会にも直接お話を伺いました。

大津町では、2021年12月に各学校に生理用品現物を給付、昨年4月からは予算措置を行い、全ての学校のトイレに配備、校長会を通じて、各学校で保健室だけではなく、トイレへの設置を行うことを進めたとのことでした。現場の養護教諭の先生からは助かりますとの声が届いているということです。

菊陽町では、2021年9月の補正予算で措置を行い、トイレでの設置を開始、2年以上たちますが、学校からは引き続き行ってほしい、このような声が教育委員会に届いているそうです。

玉名市教育委員会では、今年9月から市内全ての小中学校のトイレでの設置を開始、設置に当たっては、校長会で話をして、通達も出して、取組を開始したとのことでした。

今回、教育委員会も、県教育委員会も含め、私が調べただけで五つの教育委員会にお話を聞きましたが、トイレへの設置に関しては、現場から要望は引き続き上がっており、全ての教育委員会で今後もトイレに設置することを継続するとの考えでした。

次に、各学校の判断に任せている、部長からはこのように答弁がありました。このことについて少し述べておきます。

2021年の一般質問でも紹介しております、文部科学省の2021年4月14日付の事務連絡です。ここにその連絡文書があります。ここでは、提供する場所を

保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう、提供方法や配備場所等の工夫を検討いただきたい、こう述べられています。国が既にこのような通知を出しています。だからこそ、全国でも、熊本県、近隣市町村でも、トイレへの設置に教育委員会が予算措置も行き、責任を持って取組を進めているのではないのでしょうか。

もちろんトイレのどの場所の置くかは、個室が望ましくはありますが、学校の規模にも違いがあるので、既に実施している教育委員会は、その点に関しては、各学校に任せているとのことでした。

次に、もう1点質問します。

この問題は、貧困対策であると同時に、女性の人権の問題であると私は認識しています。国連女性機関日本事務所長の石川雅恵氏は、生理の貧困の根源は人権問題であり、女性が衛生的に生活できる環境の確保も守られるべき基本的人権であると述べられており、女性の貧困対策にとどまらず、昨今、注目されている性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス&ライツ）を保障するという角度からも大事な取組です。この点での執行部の認識をお伺いします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、東議員の再質問にお答えします。

生理の貧困につきましては、学校における性に関する指導と併せて、生理用品の取得をはじめ、その使用方法など生理に関する教育が必要と認識いたしております。

また、いつでも必要なときに使用できるといった、女性の人権の側面としての取組であることは教育委員会としても十分認識しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 執行部としても同じ認識であると確認しました。

先ほど紹介しました山鹿市内の中学校の養護教諭の先生が、トイレでの設置が始まったことでよかった点として、以下の内容をお話ししてくださいました。突然生理が始まったときや、移動教室で荷物を置いている自分のクラスを離れたときの対応で、生徒がとても助かっているということです。トイレで生理が突然始まったことに気づいて、そこから保健室に行っていたら、次の授業まで間に合わない生徒は、今まではトイレットペーパーを丸めて代用していたが、量が多いときなど、とても困っていた。その心配がなくなった。このように話されていました。

この中学校では、トイレに生理用品を置くことをきっかけに、学校全体で男子生

徒も一緒に生理についての話を聞く機会を設けたとのこと。そのような取組を進めていく中で、以前は女子生徒がトイレに行くとき、生理用品を入れたポーチをこそこそ持っていったのが、こそこそと持っていけなくなったとのことでした。最後に、教育長にお聞きします。

近隣の市町村をはじめ、全国的にもトイレに設置するということが流れになっています。文部科学省も保健室以外にも工夫しなさいと通達で言っています。また、トイレでの設置を実際に行っている現場からの声では、設置したことでの困り事は取り立てて挙がっていません。むしろ歓迎の声が教育委員会には届いています。やれない理由は何もありません。あとは教育委員会のやる気だけではないでしょうか。菊池市でも生理用品の学校トイレでの配備を早急に進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、おはようございます。ただいまの東議員のご質問にお答えいたします。

生理用品のトイレへの配置につきましては、部長が答弁しましたように、学校現場の声を大事にしております。保健室で対面による受け渡しで、心身の相談や虐待等の家庭状況の把握ができる大切な機会となっております。相談できた生徒はとても安心した表情であったというふうに聞いております。

トイレに設置することで、そのような相談や児童生徒の状況把握の機会が減ってしまうのではないかとといった養護教諭からの意見も上がっております。

このようなことから、今後も児童生徒に寄り添った対応をするため、養護教諭部会での協議を基に、学校の実態に応じた対応をしていきたいというふうに考えております。

今後も引き続き、養護教諭との意見交換を続けていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 生理用ナプキンは、トイレットペーパーと同じく衛生消耗品です。今ではスタンダードとなっている学校や公共施設へのトイレットペーパー設置も、過去にはそうではありませんでした。しかし、今や公共の施設や学校のトイレにトイレットペーパーが設置されているのは当たり前となっています。

ご存じのように、菊池市はSDGs未来都市宣言を行い、市内の小中学校でも熱

心に取り組みられています。私自身も以前、子どもが通っていた中学校で、数年前にPTAの役員として、制服の問題や性的マイノリティの問題など、ジェンダーの視点での生徒自身の発表を直に聞いて、とても感動したのを覚えています。日頃の教育委員会をはじめとする学校関係者の皆さんの取組の成果であると思っています。

同時に、その菊池市の公立の学校で、依然として生理用品のトイレへの設置が進まないというのはとても残念です。生理の貧困、生理用品の配備というのは、まさにSDGsの中で幾つもの分野に関わる課題です。

2021年から全ての小中学校のトイレの個室に生理用ナプキンを常備している愛知県東郷町の東郷中学校では、「学校に変化が起こっている」、こういう見出しで新聞に報道がありました。女子生徒がナプキン補充のために保健室から運ぶ際、男子生徒も目にするようになり、養護教諭の先生は、生理は隠すものではなく、女性の体調の変化への理解にもつながる。このようなコメントを寄せられていました。

ぜひ近隣の市町村の事例も調査して、教育委員会として菊池市内の全ての学校トイレに早急に配備を進めていく対応を求めて、次の質問に移ります。

次に、介護保険制度について質問します。

2000年度にスタートした介護保険制度は、今年、制度開始23年目となります。国は、制度開始以来、社会保障費用の自然増を毎年数値目標を決めて削減する政治を続けてきました。その中で、介護の分野は介護報酬の連続削減、1割負担の利用料の2割、3割引上げ、介護施設の食費、居住費の負担増、要支援1・2の方の訪問・通所介護の保険外し、要介護1・2の特別養護老人ホーム入所からの締め出しなど、介護現場の苦難に拍車をかけ、利用者家族の負担は増えるばかりです。介護サービスを受けにくくする制度改悪が連打されてきた22年間でした。これでは介護基盤が脆弱になるのは当然です。

高齢者の貧困、孤立が進行する中、65歳以上の孤立死、孤独死は、年間2万人にも上ると推計され、介護を苦しめた殺人、殺人未遂が全国では1週間に1件のペースで起こる状況も続いています。

そのような中、国は、今、介護保険のさらなる負担増をこの年末までに審議会で決めようとしています。具体的には、サービスの利用料の2割負担の対象拡大、政府が線引きする高額所得者の保険料の引上げ、老人保健施設の多床室の有料化などです。

私は大いに懸念をしています。地方自治体でも3年に一度の事業計画の見直しが行われようとしています。第9期の介護保険事業が来年4月からスタートします。

ここで、最初に質問をします。

第9期の介護保険事業計画策定に向けて、市民へのニーズ調査が行われています。

取りまとめを行っていると思います。特徴的なことや見えてきた課題等があればお示しください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、東議員のご質問にお答えしたいと思います。

第9期介護保険事業計画策定に当たってのニーズ調査の結果、特徴的なことや見えてきた課題等というお尋ねかと思えます。

今回の調査におきましては、新型コロナ感染拡大前に実施しました前回の調査と比較しまして、外出を控えている、趣味やスポーツ関係のグループに参加していない、月1回以上友人・知人と会っていないなど、高齢者の活動性低下が目立つ結果となっております。

それに伴いまして、介護予防のために各地区で自主的に実施しております「通いの場」におきましても、グループでの実施継続が困難になるなど、高齢者の方の集える場所が減少するといった課題が見えてきているというふうに認識をいたしております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 私自身も事前に調査結果を拝見しました。200ページを超える膨大な量でしたが、全てに目を通しました。幾つか気になった点を述べます。

まず1点目は、現在の暮らしについての質問です。やや苦しい、大変苦しいを合わせて30.3%、3割を超えています。

2点目は、本市では高齢者が安心して暮らすことができると思うかの質問です。あまり思わない、思わないが合わせて31.4%、ここも3割を超えています。

3点目、生活についてお困り事はあるか。この質問では、病気や健康のことに次いで多いのが、収入について、年金などが足りないで23.5%、次に多いのが、支出について、生活費、医療や介護の費用となっており、経済的なことで困っていると回答した人は34.8%、約4割にも上ります。

4点目、介護の必要性については、何らかの介護は必要だが、現在は受けていないが8.4%、1割近くの方が介護が必要だが受けられていない、このような状況です。

5点目、主な介護者の質問で、私は深刻だと思ったのが、85歳以上の方で14.6%、1割を超える方が配偶者との回答、つまり、深刻な老老介護であるという実

態です。

全国でも深刻な実態があります。新日本婦人の会が行った介護保険利用者家族の緊急実態調査では、27都道府県から335人の回答が寄せられました。特徴的なことを幾つか紹介します。

まず1点目は、1か月の介護で支払う費用では、施設入所者では10万円以上が7割。

2点目は、年金収入の額については、8万円未満が17%、女性だけになると、8万円未満が21%、10万円未満は33%にも上ります。全体では回答者の2割を超える方が、介護や医療費、保険料などが利用者本人の年金収入を超えているとの回答です。

3点目は、岸田政権が狙っている利用料2割負担の問題では、現在の1割から2割へ増えた場合にどうするか、この問いには、サービスを減らすとの回答が2割ありました。必要な介護サービスが使えなくなり、介護状態の悪化や、家族などの負担増になることが懸念されます。

第9期の事業計画は、このような高齢者の深刻な実態を踏まえた内容が求められます。

ここで、第9期の計画の内容について再質問を行います。

まず1点目に、介護職員の処遇改善の問題です。

政府は、介護職員の給与を来年2月から5月まで、国費で月平均6,000円引き上げるとしています。しかし、全産業平均との賃金格差は約7万円であり、一桁違うお粗末さです。

菊池市が市内事業者に行った調査を、質問を準備するに当たって資料として取り寄せ確認しました。市内34ある事業者の47%が職員が不足していると回答、現在、取りあえず足りていると回答した事業者でも、今後も見据え、職員を募集していると回答した事業者は76%にも上ります。職員不足がゆえに、特別養護老人ホームも、有料老人ホームも、認知症対応のグループホームも、部屋は空いているのに、入所できないという事態が生まれています。

国庫負担、国の財政負担の引上げを行い、介護職員の抜本的な処遇改善を直ちに行うことを市として国に要望を上げていくべきではないでしょうか。

また、市独自でも処遇改善につながる様々な施策を講じていくべきではないでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

議員からもございましたけれども、本年7月末時点におきまして本市が行った調査でございます。市内の介護保険事業所においても、約半数の事業所が介護職員が不足しているという回答がされております。その中でも、職員の確保に必要な条件としましては、賃金の改善を求める回答が最も多くあったところでございます。

そのようなことを踏まえまして、介護職員への処遇改善に直接的に影響のある介護報酬の改定につきましては、国の制度改正の動向も注視しながら、県や他の自治体とも連携しながら、機会を捉えて国へ要望を行っていききたいというふうにご考えておるところでございます。

次に、処遇改善への市独自の助成ということのお尋ねにつきましてご回答します。

本市では、介護職員への処遇改善として、報酬への直接的な助成については、現在のところ考えておりません。

しかしながら、介護職員の不足というのは喫緊の課題であるというところもございますので、その不足解消に向けた取組としましては、広報きくち11月号におきまして、介護職に興味を持っていただけるよう、介護職に関する特集記事を掲載したところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 ぜひリアルな実態も示し、国に要望を上げていただきたいと思います。

次に、特別養護老人ホームの整備についてお聞きします。

特別養護老人ホームの入所を待つ待機者は、2014年時点で全国で52万人、制度の改悪によって、要介護1・2が対象から外された後の2019年時点でも29万人にも上っています。

待機者が膨大な数に上る背景には、高齢世代の貧困があります。低年金、低所得の人が要介護状態になったとき、最後まで入居できる施設は特養ホームしかありません。菊池市でも調べましたら、待機者は176人、決して足りている状況ではありません。第9期の事業計画の中で整備を進めていくべきはないでしょうか。以上、お聞きします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 今後の特別養護老人ホームの施設整備のお尋ねでございます。

本年7月末時点での特別養護老人ホームの待機者は、議員がおっしゃったとおり、176名おられます。その中で、入院や施設等に入所されている方を除いた在宅生活での待機者は33名となっております。

一方で、本年7月末時点での市内特別養護老人ホームの空床は39床となっております。待機者の対応は可能であるというふうに考えておるところでございます。

また、特別養護老人ホームの施設整備を行った場合には、介護給付費の増加に伴い、介護保険の被保険者の皆様に介護保険料の負担をお願いすることになります。そのようなことから、第9期計画における特別養護老人ホーム等の大規模な施設整備の必要性は現在のところ低いというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 必要性は低いという答弁でありました。

部長答弁でもありましたように、在宅での待機者が33人ということですが、残りの143人の方も、様々な事情から、特養以外を利用している方、本来であれば経済的にも特養の入所を待っている方です。また、どうせ無理ということで、潜在的にはもっと待機者の数は多いのではと思います。もちろん空室をそのままにしておいてよいということではありません。国に要望を上げながら、自治体独自でも努力を行い、職員の処遇改善に取り組み、人員不足に取り組むことは緊急の課題です。

同時に、空室を解消しても、圧倒的に特別養護老人ホームは足りていません。待機者をゼロにし、介護難民を生まない努力を求めます。

最後に、第9期の介護保険料について質問します。

先ほどの新日本婦人の会のアンケート結果を見ても、介護保険料の負担は大きいものがあります。私の元に寄せられる高齢者の方の声でも、保険料が高い、この声は圧倒的です。

菊池市では、第8期の保険料においては、様々な努力を行って、若干の引下げが行われましたが、まだまだ高過ぎます。

そこで、保険料に関して2点お聞きします。

1点目は、合併後の保険料の推移と介護保険の特別会計の剰余金を積み立てた基金について、過去5年間の基金の状況をお示してください。

2点目は、第9期の保険料についてです。

かつてない高齢者の厳しい経済状況を鑑み、第9期も引下げを行っていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 まず、1点目の介護保険料の推移、それから、基金の直近の状況というところでございます。

まず、合併後からの介護保険料の推移について答弁させていただきます。

第3期（平成18年度から平成20年度）でございますが、月額で4,100円、第4期（平成21年度から平成23年度）月額で4,500円、第5期（平成24年度から平成26年度）月額5,300円、第6期（平成27年度から平成29年度）月額5,900円、第7期（平成30年度から令和2年度）月額6,500円、第8期（令和3年度から令和5年度）は月額6,300円というふうになっております。

次に、直近5年間の介護給付費準備基金の推移についてということでございます。

平成30年度末の残高が約1億1,000万円、令和元年度末の残高が約1億9,900万円、令和2年度末の残高が約3億4,600万円、令和3年度末の残高が約3億9,400万円、令和4年度末の残高が約4億2,300万円というふうになっております。

今後の介護保険料の次期の計画での引き下げる考えはあるかというお尋ねでございます。

今申し上げました介護給付費の準備基金につきましては、これまでの介護保険料の余剰分を積み立てまして、介護保険給付費の不足が生じた場合に備えるものでございますが、保険料を算定する場合にも基金を取り崩すことで、保険料を抑制することができるものであるというふうにも認識をしておるところでございます。

介護給付費の増大など、不測の事態に備えるため、介護給付費準備基金の取崩しについては、慎重に判断していく必要があるというふうに考えております。

第9期の介護保険料につきましては、令和6年度からの3か年におきまして、適正な介護サービスが提供できるよう、介護給付費や地域支援事業費の見込み、高齢者人口の推移などを基に、介護給付費準備基金の状況を含めまして総合的に判断しながら、現在、算定を行っているというような状況でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 保険料に対しては、現在、算定中ということで、明確なご答弁はありませんでした。

保険料は合併当初と比較しても1.5倍、一方で、基金は過去5年間だけでも約3億1,200万円増えています。総額で4億円を超えています。5年間で約3.

8倍になっています。

介護保険の基金は、本来の趣旨で言えば、1期3年間で余った分は市民に還元するというのが趣旨であります。

おととい、12月5日付の熊日新聞報道では、宇城市が第9期の65歳以上の市民が支払う介護保険料の引下げを検討すると市長が表明をされております。

介護保険制度導入前の高齢者福祉制度では、経費の50%が国庫負担でありました。しかし、今は国の負担は25%程度まで引き下がっており、ここを計画的に元に戻させることが重要であります。地方からもきちんと要望すべきであります。

高齢化社会を迎えていく中で、社会保障費が増えることが、時として経済の障害となるかのような意見もあります。果たしてそうでしょうか。私はむしろ逆であると思います。公的介護の充実は介護離職をなくして、現役世代の就労、社会参加を可能にし、所得の増加と生活の向上に直結していきます。介護職の処遇改善や、介護施設の増設も、地域の所得と消費を増やし、関連産業の活性化を促して、経済振興に貢献します。社会保障は経済そのものではないでしょうか。高齢化が進む菊池市でも、この視点での経済対策、地域振興策も必要ではないでしょうか。第9期の事業計画が高齢者の実態を踏まえた内容であることを重ねて要望しまして、次の質問に移ります。

次に、産後ケア事業について質問します。

このテーマは、昨年第2回定例会でも島議員も取り上げられたテーマでもありますが、改めて質問をいたします。

産後ケア事業とは、出産後1年を経過していない女性、乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものです。母子保健法の改正が行われ、2021年度から市町村の努力義務として事業が行われています。

それでは最初に、取組の現状と課題についてお聞きします。

菊池市での事業の概要と、事業を開始して2年半が経過しましたが、市としてつかんでいる課題などがあればお示してください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 産後ケア事業についてのお尋ねでございます。

まず、1点目の事業の概要についてということでお答えをしたいと思います。

産後ケア事業につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおりでございます。母子保健法の一部改正により、令和3年度から本市は実施をしておるところでございます。

事業の概要につきましては、出産後1年未満の母子に対しまして、また育児に不安がある方、身近に子育て支援者がいない方などを対象としまして、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう、支援体制の確保を図るものでございます。

本市では、医療機関に宿泊して育児相談やケア等を受ける宿泊型と、施設に来ていただきケアを受ける通所型、利用者のご自宅に訪問する訪問型の3形態で実施をしているところでございます。

課題はということでございますが、本事業につきましては、徐々に利用者のほうも増えてきているような状況でございます。今後、施設ですとか、マンパワー、そういったところについての対応が懸念されているところでございます。

また、利用者からのご意見の一部としましては、利用回数を増やしてほしいといった声も上がっているような状況でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 今後、利用者が増えてくることが予想され、受け皿の体制が課題となる。また、アンケートでは、回数を増やしてほしいという声が上がっているという答弁でありました。

私も質問を準備するに当たって、この2年半の利用実績を事前に調べました。訪問型で延べ125人、通所型で延べ105人、宿泊型で延べ9人の利用実績が上がっています。この実績からも、出産直後の心身ともに負担の大きい時期にいるお母さん、そして赤ちゃんのケアを進めていく上で、大きな役割を果たしている事業であることが分かります。答弁でも触れられましたが、多くの当事者がこの事業をできるように、さらなる拡充が必要であると思います。

今回、市から委託を受けていらっしゃる助産院の方から直接お話を伺いました。先ほどのアンケートの内容、そして、現場の助産師さんのお話を踏まえ、産後ケア事業の拡充について、幾つか再質問を行っていきます。

まず1点目は、訪問型、助産師さんが利用者さんのお宅を直接伺って、ケアを行う内容ですが、この訪問型は、産後1年以内に受けられる回数が、菊池市では3回までとなっています。この利用回数は各市町村によって違います。お隣の天津町では5回、熊本市では7回、助産師さんのお話では、産後1年間の赤ちゃんの変化は、一月一月で大きく変化するので、ケアとケアの間があくと、状況をつかむのに時間がかかったり、当日のケアそのものに入るのに十分な時間が確保できない、こうお話しされ、少なくとも5回、できれば7回利用できるると助かる、このように要望さ

れました。また、直接利用されたお母さんから、3回では足りないとの声があるとのことです。他市の事例も参考に、菊池市でも訪問型の回数を増やしていくべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、お答えします。

訪問型の利用回数を増やす考えはないかということでございます。

議員おっしゃったとおりでございまして、訪問型につきましては、現在1人当たりの上限を3回というふうに行っているところでございます。

令和3年度の実施から、これまでの訪問型の利用者のうち、1回利用された方が24人、2回利用された方が11人、3回利用された方が22人というふうになっておりますが、3回を超える利用を要望しているという方が特に多いという認識は今のところしていないところでございます。

このようなことを踏まえまして、令和6年度につきましても現行どおり、訪問型につきましては1人当たり3回までということで計画をしたいというふうにおおるところでございます。

また、訪問型と通所型を併用することも可能ですので、訪問型の上限に達した後も、産後ケアを希望される方につきましては、通所型のご利用をいただきたいというふうにおおるところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 通所型の併用での対応を今後は検討をお願いしたいという回答でした。

もちろん訪問を利用しても、併用して通所や宿泊型の利用は可能です。しかし、通所型は集団での関わりとなり、利用者の方に個別でじっくりと向き合い、話を聞き、ケアを行うというのは難しい状況です。また、宿泊型は1泊7,000円で、経済的な理由で利用できないという方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

助産師さんのお話では、訪問型の3回の利用が終わったら、継続してケアを必要としても、補助がなくなるので、経済的に余裕のある方は利用できるが、そうでない方は利用できない。経済的な格差が生まれているとのことでした。ぜひ検討をいただきたいと思います。

次に、来所型、委託先の助産院に利用者が通所するサービスについて質問します。現在、菊池市のサービスの中にはこの来所型がありません。ほかの自治体では来

所型を設置している自治体もあります。近隣では合志市が来年4月から訪問型に加えて、来所型をスタートされるとのこと。生後1年間で5回の利用が可能とのこと。菊池市でも来所型のサービスを開始していくお考えはありますか。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 来所型の計画はないかというお尋ねでございます。

現在の通所型に加えまして、利用者が助産院に来所し、個別に対応していただく方法も含めまして、利用者の方のニーズや効果等を総合的に勘案し、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 検討したいとの答弁でした。

様々な家庭の事情で、助産師さんが直接利用者さんの自宅を訪ねるのではなく、ご自身が助産院に来所してのサービスを希望される方もいらっしゃるそうです。ぜひ実現に向けて検討を進めていただきたいと思います。

最後に、委託料について質問します。

現在、菊池市では訪問型のサービスにおいて、三つの事業所、助産院等に委託を行っています。この委託料に関しては、自治体間でばらつきがあります。菊池市では1回につき8,000円、このうち利用者さんが市民税課税世帯で1,500円負担なので、市の補助は6,500円です。菊池市では助産師さんの移動の交通費も委託料の中に含まれており、別途の交通費の支給はありません。お隣、合志市、大津町は、委託料以外に交通費が支給されています。

委託されている助産師さんにお話を伺いましたが、ケアに携わる専門家として、様々な研修を受けており、その費用だけで月にかなりかかるとのこと。その助産師さんは今月7回の研修を受けられる予定で、5万5,000円の自己負担が必要となるとのこと。産後ケアに携わる助産師は、お母さんと生後1歳までの赤ちゃん、二つの命を見る専門性が必要になる仕事であるとのこと。だから、日々研修も受けている。その専門性への正統な評価をしてほしいとのこと。ケア事業は、経済的には正直不安定な収入状況はあるとのこと。当日キャンセルもあったり、働いた分が全て研修費に消えてしまうときもあるそうです。市として、委託先の事情もしっかりと聞き取り、委託料についても、交通費の別途支給も含めて、見直しを検討していくべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 委託料の増額の考えはというお尋ねかと思えます。

委託料につきましては、事業の開始当時でございますが、熊本県助産師会や県内自治体の状況等から算定をしているというところでございます。

当面、現行どおりの委託料というふうに考えておりますが、先ほど答弁しました来所型の検討等も含め、利用者のニーズや効果等を総合的に勘案し、引き続き研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 引き続き研究したいという答弁でした。

ぜひ実現する方向に向けて、調査研究を進めていただきたいと思えます。

最後に、神奈川県川崎市で、2020年12月に生後15日の赤ちゃんが虐待死をした事例を紹介します。

神奈川県内在住の生後15日の男の子の口と鼻をふさいだ疑いで、実の母親が逮捕された案件です。その虐待死の事後の事例報告書では、産後ケア事業の利用が考えられたが、料金が高いなどの理由で、利用が考えられなかったと書かれてあります。

2016年9月の国の子ども虐待による死亡事例等の検証結果についての第2次報告書では、44人の死亡事例のうち、ゼロ歳が27人、うちゼロか月が55.6%を占めると書かれてあります。生後1年未満のケアの重要性が示されています。

今回、お話を伺った助産師さんも早期の介入が重要と言われていました。菊池市でも核家族化が進む中で、助産師による産後ケアなど、母子保健の隙間のない取組がますます重要であります。菊池市での産後ケア事業のさらなる拡充を改めて求めまして、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時40分

開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 皆さん、こんにちは。議席番号17番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元です。よろしくお願いします。

今年も12月となり、さらに年を重ねることになります。新たな年を迎えることに喜びを感じつつ、1年の経過が早く感じられるようになり、1年を振り返る時期になりました。

それでは、通告に従い、質問を始めます。

十年一昔といいますが、一昔どころか、昭和36年に計画され、実に60年たっても完成を見ない限府中央線について質問をいたします。

市道限府中央線については、市道大琳寺木庭橋線のキャニオン通りから御所通りまでの区間、870メートルにおいて、幅16メートルの道路を建設するものと認識をしておりますが、60年以上経過した現在、いまだ完成に至っておりません。

ここで、質問ですが、計画からこれまでの経緯と経過についてお示してください。また、これまでに費やした費用についてお示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

経緯と経過、それから費用ということでございます。

まず、この道路ですけれども、都市計画道路市道限府中央線につきましては、平成15年度に国道387号から御所通りまでの440メートル区間を「まちづくり総合支援事業」にて事業着手をしております。

事業着手後は、順次整備を進め、現在の進捗状況としましては約395メートルの整備が完了し、残り約45メートルが未整備という状況でございます。

未整備の箇所につきましては、事業着手時から継続して用地交渉を行っており、現在も交渉を進めているところでございます。

それから、費用面ですけれども、これまでの事業費につきましては、おおよそ16億円かかってきております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 再質問させていただきます。

これまで、この市道限府中央線については、平成16年12月議会、平成22年6月議会、平成30年12月議会、さらに令和2年6月議会と、4回にわたり質問をしてまいりました。

今回で5回目の質問となります。繰り返しこの問題について質問しているのは、計画が長期にわたりながらも、計画の困難な状況を感じたからであります。既に20年前に、計画から40年経過していた平成16年12月の一般質問において、街路事業の道路幅の縮小を提案しております。

併せて、計画から長い期間経過していたにもかかわらず、なかなか進行しない事業に巨額の予算を使われていること、さらに、地権者との合意形成が厳しい妙蓮寺の墓石移転問題があったことなどを理由に、見直しを迫っております。

また、後に分かったことですが、妙蓮寺にそびえ立つクスノキ、ある意味、隈府町のシンボルのようでもあります。しかし、その反面、大木であるがゆえに、木の根が歩道にかかり、歩道に段差ができる可能性があるとも言われました。

ここで、質問ですが、現在、こうした課題について、実情をお示しください。

また、この計画が完成するには、そのほかにも問題があるのか。あるとするならば、墓石移転の問題、また、クスノキの問題と併せて、今後の見通しと問題解決への取組をお示しください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

未整備箇所につきましては、土地所有者の方と合意に至っておらず、進行中の案件であり、詳細な内容については回答を控えさせていただきますが、引き続き合意に向け、交渉に臨んでまいりたいと考えているところでございます。

クスノキの問題につきましては、今、現状としては、将来的に調査を行った上で、歩道の高さ等の調整も行う必要があるかとは考えています。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 次に、市道隈府中央線と今村橋との連結について質問させていただきます。

この件につきましても、幾度となく質問をし、そのたびに完成への道筋が見えない状況でした。この事業計画では、平成13年度より、地方道路整備臨時交付金事業及び地方特定道路整備事業により進められていると認識しております。

市道隈府中央線と今村橋を接続する計画では、今村橋から市道亘深川線を通し、そこから大琳寺木庭橋線にある森と山の店舗辺りを通さなくてはならないと考えられます。しかしながら、平成13年から20年以上たつものの、いまだ市道亘深川線から市道大琳寺木庭橋線までの区間は手つかずになっております。

そこで、質問ですが、これまでの経緯と経過についてお示してください。

また、これまで費やした費用についてもお示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

今村橋との接続までの経緯という形でございますが、市道隈府中央線と今村橋をつなぐ市道亘甲森1号線道路改良事業の経緯につきましては、今村橋から北側の市道亘深川線までの延長約151メートルを平成31年3月に供用開始を行っております。

また、進捗状況につきましては、残りの市道亘深川線から市道隈府中央線までの約280メートルの区間につきましては、道路改良計画に基づき用地交渉を進めている状況でございます。今後も鋭意この交渉を進めていきたいと考えております。

なお、交渉中の案件でございますので、詳細なところは回答を控えさせていただきますと思います。

これまでの事業費についてでございますが、手元にちょっと資料を持っていないので、後ほどご回答をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 再質問いたします。

私は、計画当初、今村橋と市道隈府中央線を結ぶことは無理があると、当初から危惧しておりました。まず、今村橋から市道隈府中央線までの用地買収に、地権者との話し合いが容易に進められるか、危惧しておりました。このことは平成16年12月議会の一般質問でも述べています。

次に、巨額の費用を要するという事です。

さらに、当時は何よりも平成17年度の市町村合併をすることにより、当時、市役所が現在の場所から移転するということが前提となるため、この事業の目的、意味が半減すると考えたためです。

しかし、この花房台移転問題が様々な事情により計画変更となり、再度、この事業の必要性が感じられるようになりました。

また、昨今、IT関連の最大手TSMCが近隣自治体である菊陽町に進出したことにより、本市でも関連企業、住宅建設など、人口増加、就業率の増加が期待され、この場合、道路整備による交通渋滞緩和にも必要と言えます。この一つに市道隈府中央線と今村橋の接合と言えるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねですが、現在、地権者の方々とどのような状況にあるのか、今後の見通しと問題解決への取組をお示しください。併せて、今後の建設利用と、それに対する補助金の有無についてもお示しください。

建設費用ということは、まだ後からということですが、今の質問にお答えを願います。ちょっと繰り返しになりますかね。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 まず、費用の面についてお答えをしたいと思います。費用につきましては、ちょっとすぐには算定できないということになりますので、こちらについては、追ってお答えをさせていただきたいと思っています。

今の現状についてでございますが、用地の取得の状況といたしましては、現在、5筆の買収を済んでおりまして、残り16筆、10人が未買収というような状況になっております。

あと、TSMC関係で、渋滞緩和に重要な路線にはなってくると思っておりますが、用地の交渉がなかなか進まないというような状況の中で、今後も鋭意努力をしてみたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 今まで何度となく質問を繰り返してきたわけですが、今の答弁をずっと聞いておきますと、何ら変わりばえがない。

平成16年12月議会の私の質問に対して、答弁が地権者と市との信頼関係を強化し、誠心誠意努力して、ご理解とご協力をお願いしていきたいと考えます。

平成22年3月議会の答弁としまして、地権者の同意が得られますよう、粘り強く交渉を続けていきます。

平成30年12月の答弁、用地交渉は今後とも鋭意努力して進めてまいります。この十数年、今日も含めまして答弁が全く変わっていない。

一体どのような交渉をしているのか。その報告さえもない。一体どこで、何をどうやって交渉しているのか。これまで、どのくらいの頻度、間隔で、地権者の方々に足を運ばれ、話合いの場を持たれてきたのか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

交渉について、明確な回数等については記憶はしておりませんが、それぞれ

の地権者のほうにお話をお伺いしながら、また、条件等あたりも整理をしながら、その中でなかなか合意に至っていないというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 執行部の方、またこの問題を質問しているとおっしゃられると思いますけども、やはりもう20年ですよ。何かもっと違う回答が得られるような努力もしてもらいたいし、何回行ったか記憶にありませんとか、記録も残していないということでしょう。そこら辺から変えていかないと、私はこの問題は片づかないと思います。

私から見て、本当にやる気があるのか。やはり市民の方は、このTSMC関連もあります。どうなるのだろうとやきもきされている方がたくさんいらっしゃるんですよ。やはりその方たちに応えるためにも、もっと努力しているところを見せてもらわないと、私はそう感じて、今までずっと執行部の方のやることを見てまわっているつもりです。

それで、ここの質問に立っているわけですから、用地交渉につきましても、平成16年の12月議会でも、もう最初から申し上げたところですけど、やはり用地交渉、これが一番大事な部分を占めるんですよ。そのときに私は提案しているんですよ。用地交渉の専門チームをつくって、それから交渉に当たってはいかがですかと。そのときの部長の答弁は、新菊池市になって対応してまいります。私の議事録、16年の12月の議事録を見てみてください。そして、専門チームをつくって、誠意をもって進めていく。

今の現状を見てみれば、課長が替われば、部長が替われば、交渉する人間もずっと替わってくるわけですよ。だから、さっきのような部長の答弁になってしまうと思うんですよ。記録もなし、どういった交渉をやっているのかも分からない。ちょっと厳しい言い方になりますけども、分かりますよ、上のほうがどんどん替わっていくわけですから。

次に、市長にお尋ねいたします。

市道隈府中央線の墓石移転についても、市道隈府中央線と今村橋の接続、これだけ40年という長い期間、進展しないことで、地権者の方々や市民の皆さんをやきもきさせているので、いかがなものかと考えます。

そこで、提案ですが、期限を区切って対応するという考えはいかがでしょうか。決められた期間、例えば今後1年間に地権者の方との合意形成ができない場合は、計画凍結とするというくらいの気概を持っていただき、市長自ら交渉に当たられる

こともありかと考えますが、いかがでしょうか。市長にお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

一旦中止あるいは凍結の考えはないかということでございます。

長年にわたりまして、市道亙甲森1号線の道路改良事業につきましては、市街地、中心部を走る市道隈府中央線と国道325号へつなぐアクセス道路でありまして、観光拠点と生活拠点が一体となったまちづくりを進めるために、平成13年度より地方道整備臨時交付金事業及び地方特定道路整備事業を活用して進めてきたところでございます。

今日まで、たくさんの関係者の方々のご理解、ご協力をいただきながら、今村橋の架け替え、また及び道路も一部完了しております。たくさんの地権者のご理解等々もあったわけでありまして。そうしたことから、様々な点を検討していく必要があるかというふうに思います。

また、何よりも近年、TSMCを契機としまして、大きな流れが変わってきております。また、国道325号の4車線化というのが、いよいよもう北宮橋のところまで、現実のものとなってきておりまして、交通の流れも、今、既にかかなりな渋滞が朝夕にあるわけでありまして、この流れ自体も大きく変化する可能性も出てきているわけでありまして、今、一番大きく動いているときに、今までの歴史を止めてやるのがいいのか、もう一段少し見極めたほうがいいのか、私はもう少し、今、重大な局面を迎えておりますので、近い将来の交通の流れをよく見極めて、適切な時期に適切に判断していくということが必要だろうというふうに考えております。

それから、私の関与につきましては、令和3年の5月に、これは町なかのほうでありますけれども、関係の方と直接お話をさせていただいたりしておるわけでありまして。これも効果的な状況の中で、かつ必要性が生まれたときに、適切に判断をして対応していきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 大体答弁というのはそんなものかなというふうに考えました。

ただ、私が聞いたのは、この1年の間にしっかりと集中的におやりになって、それでもできないなら、凍結するのかもしれないのかをちょっと伺ったわけですよ。

市長になられて3期目、これまで10年の長きにわたり、菊池市政のかじを取ってこられました。いつまでその椅子に座っておられるか知りませんが、せめてこの3期目の任期の期間中において、この事業の完結を目指すくらいの気概を持ってやっていただきたい。どうでしょうか。もう一度、市長、ご答弁願います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今申し上げましたように、これまでたくさんの方々、それから、たくさん職員あるいは議員の皆さん、こうした方々が関与をして、努力を積み重ねてきた事案でございます。

今申し上げましたように、今、重要な局面を迎えております。この1年、2年、あるいはもうちょっとかもしれません。この間に我々が、今まで想像もしていなかったような状況が、今、生まれつつありますので、やはりここはしっかりと見極めて、それに対応できる一番適切なやり方を知恵を絞ってやっていくというのが、今、一番重要なことであるというふうに考えておりますので、状況をよく見極めて、適切に判断したいというのが私の回答であります。

以上でございます。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 十年一昔、市長もちょうど10年過ぎました。やはり気概を持って、この任期中にどうしてもやるんだという気概を持ってやっていただくことを申し添えまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○水上隆光 議長 これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時26分

開議 午後1時33分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、市営住宅の指定管理者の管理状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和5年第1回定例会において質問をいたしました。私は当初から、指定管理については、市営住宅まで出資比率が市外が9割、市内が1割に、5年間で約4億円で委託されることに、地場産業育成の観点からも反対の立場で討論をいたしました。

市は、民間業者のノウハウを活用することで、緊急時の迅速な対応や単身高齢者への見守りなど、今後ますます多様化するニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供が期待されるとして導入したものであり、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でありましたが、まだ1年も経過していないのに、トラブルが発生した事例がありましたので、指摘をさせていただきました。

市が指定業者を選定するに当たっては、厳しい選定基準があったと思われます。市としては、事業計画書に沿った管理を安定して行うために、必要な人員及び財政的な基礎を有しているとして決定されたと思いますが、前回のようなトラブルの発生の対応では、指定管理にした意味がありません。

指摘後は、市としてもしっかりと反省をされ、改善に取り組まれていると思われませんが、現在の市営住宅の指定管理者の監視の状況をお示しいただきたいと思えます。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

緊急時の連絡体制ということのご質問だと思います。

緊急時の連絡体制につきましては、現在、勤務時間外の平日夜間並びに、土日を含む24時間体制で、指定管理者である市営住宅管理センター職員の携帯電話に直接連絡が行くように改善を行っております。

今後も、住民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 改善は進んでいるということですが、また改めて、ちょっと確認しておきたいことがございますので、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、勤務体制でございます。

職員については、常時3名の体制で行うと。そういうふうになっておりました。それとセンター長については、どのようになっているかは分かりませんが、民間のノウハウを持った方ということであれば、賃貸不動産経営管理士の資格があると

か、また、経験を積まれているとか、そういうのが必要だと思いますが、その点はどうなっているのか。

それと、アンケートの実施が一応計画されておりました。それについてはどのようなようになっておるのか。

それと、移動販売、高齢者に対する対応だと思いますが、今現在は移動販売ではなくて、何かキッチンカーで対応しているということなんですが、その状況もお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、勤務体制でございますが、令和5年度の指定管理者の市営住宅管理センター職員の常勤者につきましては、3名となっております。

勤務状況につきましては、病気などによる休暇以外は、常時3名体制で勤務をいただいております。おおむね2名が執務室内で窓口業務や事務全般を行っているところです。

1名につきましては、市営住宅入居者の入退去業務や住居内外の修繕業務の対応など、現場での業務が多い状況でございます。

続きまして、アンケートの実施につきましては、指定管理者の市営住宅管理センターで3回行われているところでございます。

1回目は、買物環境について、令和4年8月、市営住宅入居者の全世帯に対し実施をされているところです。

回収率は62%で、買物の移動手段としては、74%の方が自らの自動車か家族の自動車などを利用されており、残り26%の方が、徒歩、自転車、タクシーなどを利用され買物をされるという結果でございました。

買物の不便感については、少しでも不便を感じている方が33%で、買物支援サービス希望の問いでは、特になしが43%で最も多く、移動販売車を希望する方が24.7%、宅配サービスを希望される方が20.9%という結果でございました。

2回目は、高齢者見守りの希望について、75歳以上の単身世帯で市営住宅にお住まいの方、144名に対し令和5年2月に実施をされております。

回収率は44%で、回答された方の56%の方が何らかの見守りを希望するという回答でございました。

3回目は、指定管理業務を1年間終えたことを踏まえ、市営住宅管理センターの対応について接客態度などを問うもので、令和5年4月に、無作為に抽出をされた住宅入居者50名に対し実施をされております。

回収率は34%で、接客態度や迅速な対応、親身な対応ができているかなどの問いに対しまして、おおむね良好な回答を得ております。全般的に住宅管理センターの対応に満足していますかの問いにつきましては、71%の方が非常に良いまたは少し良いというようなご回答でございました。

3点目として、移動販売車の件になろうかと思えます。

市営住宅内での移動販売車による販売実績につきましては、北宮団地と富の原団地で、令和5年3月から令和5年9月までの期間に週1回程度、住民サービスの向上の一環として市営住宅管理センターで実施をされております。

今回の内容としましては、肉、魚、野菜などの食材や日用品などを販売する移動販売車は準備できませんでしたが、パン、唐揚げ、お好み焼き、クレープなど、いわゆるキッチンカーでの販売を移動販売車業界の方にご協力をいただき販売を行ったところでございます。

入居者の反応としましては、肉、魚、野菜などの販売はないのかという声や、コミュニティの場ができてよかったというような声があったと聞いております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 センター長の件につきましては、特に資格は持ってないと思われま。通告がなかったので、そこまでは確認はしていなかったところです。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

3人体制はちゃんと守られているということでございましたが、今回、私が質問した理由の中に、それがなかなかできていないという情報が入ったからでございます。いずれにしても、勤務表とか、そういうのを確認すれば分かることでありますけれども、せつかくプロのノウハウを生かした民間に指定管理を任せただけでございますので、そういうことがないようにはしていただきたいと思えます。

それと、センター長については、やはりこれこそ、もう市営住宅管理センターは、大本は熊本市の業者でございますから、そこのある程度の経験を積んだ方がやっぱりセンター長として赴任されて、やっぱり市民のクレーム処理とか、そういうのにきちんと当たっていただくような体制を今後は取っていただきたいと思えます。

それと、アンケートについて、おおむねいろんなことが対応ができてきているみたいに報告がありました。

それと、キッチンカーについては、できれば、やはり移動販売的なことができていけば、より市民の方には喜んでいただけたと思いますので、このことについても、今後、せっかくノウハウのある民間に委託をしておりますので、できることから推進をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは次に、竜門ダムの未利用水のT SMC、ソニー等半導体関連企業への活用について、県との連携の状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和5年第1回定例会において質問、要望させていただきましたが、そのときの市長の答弁では、まだ調査の途中の段階であるとのことでありましたので、私からは、竜門ダムに対する水没者を含めた関係の方々へのご尽力によって完成したダムでありますので、今回、未利用水を半導体関連企業への活用をするのであれば、基本は農業用水ですので、地元の自治体として、スピード感をもって周辺の地域の理解をつくり上げていく必要があります、また、関係する他自治体、漁協、土地改良区等の連携を取っていただくように申し上げました。

また、竜門ダムの水源池を守り続けていくためには、水源涵養林を保全していくためにも、竜門ダムを応援していただくパートナー協定みたいなものをつくって、最終的には龍門地域の活性化、市の発展につながるように、トップセールスを要望させていただきましたが、市長としては、これまでどのようなアプローチをされたのか、お示しをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、お答えをいたします。

本年第1回の定例会におきまして、木下議員が一般質問の最後におっしゃった件につきましては、水源涵養の件と龍門地域活性化の件というふうに理解しておりますが、水源涵養の件につきましては、竜門ダムの給水の可能性調査が続いている状況であり、まずはその結論を待っている状況でございます。

それから、活性化の件につきましては、日本ダムアワードでイベント賞を受賞するなど、官民連携による活性化の効果が出てきておりますので、こうしたことを続けていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 まだ特別に何も取り組んでいないということでございます。ほかの自治体は、台湾のほうも含めて、もうアプローチをどんどんやって、連携を取りながら取り組んで、その結果も出ておるように私は感じます。

市長が、私も市長が1期目のときからお付き合いさせていただいておりますけど、市長はトップセールスをするために公用車を購入されました。そして、その後、特別市長が直接誘致された企業はあまりないように感じられます。最終的には税金の無駄遣いとなった、スペインスエカ市との世界パエリア大会の菊池市での予選大会も実現はできませんでした。辛うじて、スペインで会われた山口福太郎の迫水小跡地のエミュー牧場は誘致できましたが、当初、企業が示した地域貢献は、現在、何もできていない状況であります。レストランでの地域の食材を使用すること、地元雇用、避難所としての地元開放も、地元が納得できるような結果ではありません。10年間の買戻し特約等も含め、今後、確認する必要があります。

特に、市長が提唱されている国道387号沿いのグルメ街道についても、エミュー牧場のレストランがメインとなるはずでしたが、ピザ店がオープンしていましたが、現在は閉店しております。

現在、迫龍ふれあいセンター横に、来春、そば店がオープン予定ですが、市が直接誘致したものではありません。

また、私の地元大田区には、今年1月に紅葉堂という地鶏屋がオープンしております。

先日の熊日新聞に掲載された「台湾半導体関連、熊本に続々」の記事で、菊池市のノースエンジニアリングについては、私たちの同志の議員たちの尽力によるものであります。

市長も、竜門ダムの農業用水は基本でございますので、地元首長として、スピード感をもってトップセールスを行っていただきたいと思いますが、今後、改めて決意のほどがあればお示しをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今回の通告の事案が竜門ダムの未利用水のTSMC等の活用についてということでありまして、先ほどそれに関する質問をいただき、それに対応するお答えをしたところでありまして、企業の誘致等々あるいは店舗の誘致等々ということについては、特段私のほうでは通告としては聞いておりませんので、お答えする立場にございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 私が申し上げたいのは、結局、大津町とか、そういうところは田んぼに水張りをして、地下水の保全に結びつくようにしておられます。そ

ういうのも含めて、企業にいろんなアプローチができるんじゃないだろうかということで、トップセールスの確認をしているところでございますので、相手側から連絡があるまで待ってますとか、そういうのを期待しているわけじゃありませんので、今後はそのことも含めて、トップセールスに励んでいただきたいと思います。

それでは次に、防災士育成事業による市外職員への費用負担の現状についてお尋ねをいたします。

防災士の件につきましては、令和5年第3回定例会において島議員が、私からは市職員の市外からの勤務状況の質問の中で、現在、菊池市の254名のうち、市外の職員が資格を取得されて、受験料等の費用を市が負担されているとのことでしたので、私としては、防災士の補助金については、市内の自主防災組織等に提供することが目的と考えておりましたので、改めて確認する必要があると考えましたので、今回、質問をさせていただきます。

そこで、お尋ねをいたしますが、市外からの職員に対して何名の方に費用負担をされたのか、これまでの推移をお示しいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。それでは、木下議員のご質問にお答えをしたいと思います。

防災士の資格を取得しました市外在住職員については、令和5年3月31日現在16名でございますので、この受講料、教本代、こういったものを合計しまして、1人当たり1万2,000円ほどかかります。約19万2,000円ほどの現職員への負担をしているところでございます。

以上です。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市外の職員の方に防災士の資格を取っていただいても、なかなか地元の自主防災活動には直接役に立つような状況じゃないと思うんですね。今、市外の職員というのは、職員数449名のうち、市外の方が147名いらっしゃいます。もちろん市内に住んでいる職員の方がたくさんいらっしゃるわけですが、その市内の職員の方に防災士の資格を取っていただくのであれば、別に問題はないと思いますが、その市内の勤務の職員は何人ぐらい防災士の資格を取っておられますか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長　それでは、再質問にお答えをいたします。

令和5年3月31日現在で、市内に在住する職員の防災士資格取得者は54名でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員　市内の職員が54名で、市外の方は16名取っておられますが、市外の方を対象にする必要は絶対なかったと思うんですね。基本的に市内の方であれば、市民に直接いろんな防災等についてのアドバイスもできると思いますので、血税でございますので、やはりその判断はちょっと不適切ではないかなと思います。

それと、防災士については特例制度がありまして、警察官とか消防団員の分団長以上については、いろんなあれが免除されるみたいですけど、その分団長よりもちょっと下の方で、やはり将来的にも若い人が資格を取っていただければ、より地域の防災には役立つんじゃないかなと思うんですね。だから、市が500名を目標にしているから、一生懸命市外の職員まで取らせて、やっぱり人数をカウントしたいという気持ちもあったんじゃないかなというふうにして推察しますが、私はそういう形で取っても、やっぱり本当に市民サービスには結びつかないと思います。

この件については、やはり最終的に誰がその指示をしてこういう形になったのか、お答えできますか。

○水上隆光 議長　開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長　それでは、ご質問にお答えいたします。

防災士の資格取得につきましては、本市においても補助金制度を整備しまして、市民の皆さんの防災士取得について、これは地域防災の担い手を育成することを目的として補助金を交付いたしております。消防団員のほうにも、併せて、資格取得のほうも推進をしているところでございます。

職員に対しますところにつきましては、市といたしまして、市職員に一定の知識・技能を取得した防災士がおりますことで、日頃から防災士目線での施策を業務に反映させることができますとともに、市民の皆さんへの適切な指導や助言等にも効果があると期待をされることから、職員に対しての防災士資格取得も併せて推進をしているところでございます。

また、その際の費用負担につきましては、市民の皆さんには補助金制度を活用していただく。また、市職員については、先ほど申し上げましたような行政運営上の

効果が期待されますことから、職員の知識・技能向上の面からも適切な負担であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 基本的に税金がかかっているわけですね。ですから、やっぱり誰が先に防災士の資格を取ったほうがいいかというのは、ちょっと考えれば分かることだと思います。やはり市民が最優先に、この補助制度とか、職員もそういう費用負担のあれも、やっぱり地元に住んでいる人が最優先でなければおかしいという考えでおります。私としては、完全に優先順位が間違っているように感じておりますので、市長はこのことについてどう考えておられるでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、防災士に関して、特に市職員で市外在住者には不要なのではないかという趣旨のご質問でございました。

これに対する私の意見を述べよということでございますけども、本市としましては、市職員に一定の知識・技能を習得した防災士がいるということで、常日頃よりそれぞれの持ち場において、防災士目線での施策を業務に反映させることができるわけですね。また、それぞれの部署におきまして、市民への適切な指導等が防災という観点からも常にやりやすくなるということで、このことは全て市民の安全安心につながることでありますので、職員の居住地を問わず、職員自体の防災士としての知識・技能を増やしていくということは大変意義のあることでありますから、居住地にかかわらず、職員の防災士資格取得というのを推進しているところであります。

言うなれば、防災士に限りませんが、市民によりよいサービスを提供していくためには、やっぱり何といても人材育成が一番でありまして、人材投資には私は必要なものは惜しむべきではないというふうに思っております。

防災に関しては、防災士の資格を取ることで、そういう要件が満たされていきます。そのほかの分野では、教育、セミナー、研修会等に派遣していますが、そのときに市外の人を、じゃあ、いろんな研修から除外するのかということと、やや似たような感じになってきますので、そのことは、むしろぜひ深いご理解を議員のほうにもお願いをしたいということをお願いしておきます。

それから、何やら職員の防災士の枠が、市民の方の枠を食っているような物言いをされましたけども、私どもは希望があったものは全て受け入れておりまして、そ

して、職員は職員で計画的に取得をさせているということでございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。（発言する者あり）

木下議員に、私は今、答弁を申し上げておりますので、以上でございます。（発言する者あり）

○水上隆光 議長 静かにしてください。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 私は、市長は先ほど、防災士は不要だと、市外の方が取るのは不要だと、そういう形では一切言っておりません。私は優先順位が間違っているとやっているんですよ。やはり市民の税金を使うのであれば、やっぱり市外の方がその資格を取って活動されるよりも、やっぱり市内の方を取っていただいて、最終的には地域密着で防災士の資格を生かして、市民の安全を守っていただくのが一番いいんじゃないかということ言っているんですよ。（発言する者あり）

○水上隆光 議長 静かにしてください。

○19番 木下雄二 議員 私が言っているんですから、それは答弁を求めてないですよ。とにかくこれはもう、あとはもう市民がこの税金の使い道については判断することですから、もうこれはこれで終わっておきます。

それでは次に、免許証返納者への支援・サポートの現状と拡充についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまでに平議員、先日は島議員より、私と同じ内容の質問をされましたので、現状については省略をさせていただきます。

菊池市は、現在、運転に不安を持つ高齢ドライバーへの公共交通の利用転換及び交通事故の減少を図るための支援として、菊池市運転免許証自主返納支援事業により、自主返納をされた65歳以上の高齢ドライバーに対して、市内共通商品券1,000円分、また、べんりカー・あいのりタクシー共通乗車チケット1,000円相当を支給されております。

島議員も申されましたが、菊池市のサポートの内容は、私も他自治体を調べてみましたが、極端に少ない状況であります。

これまで、長い間、ドライバーとして地域の活性化に貢献されてこられた方々が、高齢により断腸の思いで自主的に返納していただくのですから、市としても敬意と感謝を込めて、拡充する必要があると私は考えます。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、現在の免許証返納者への支援の拡充についてお示しをいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 高齢ドライバーの免許証返納についてということでございますが、他市町村の支援内容と支援状況も参考にしながら、今後、十分に調査研究をしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 しっかりと他市町村を比べると、本当に最低でございますので、しっかりと検討していただきたいと思います。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明の状況と見直しの必要性についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日、議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示されました。私はそのときにも申し上げましたが、その後も一般質問等で一貫して、各支館の地域移管の問題、廃止となっている重味グラウンド、きくちふるさと水源交流館、水源支館についても、見直しを含め指摘、要望を続けております。

市のこれまでの答弁では、現状の個別計画は、施設本来の用途を基準に、将来の方向性を示したもので、避難所などの別用途として利用している公共施設、個別施設計画を推進する場合は、庁内関係各課、また関係機関と連携を図りながら、利用者などの意向を踏まえ、丁寧な説明を行いながら、合意形成を図っていききたいと同じ答弁の繰り返しであります。

本年度第3回定例会でも申し上げましたが、令和3年7月の総務文教常任委員会所管事務調査委員長報告では、本市の指定避難所等の総数は52か所であり、平常時の収容人員は9,280名であります。コロナ禍における収容人員は、国、県からの指示は3分の1程度であるという点であります。

そのような中、公共施設等総合管理計画において、中山間地における指定避難所、避難場所等の計画をされていることは、コロナ禍における避難所運営の視点に立った場合、車中泊スペースを含め、避難所、避難場所の確保に十分留意し、慎重に行うことが重要であると指摘がありました。

本市でもまだ完全に終息していないコロナの問題、熊本地震による甚大な被害を受けた菊池市にとっては、このことをしっかり考慮して検討を進めなければなりません。現在、菊池市の説明の状況は、市民に選択権を与えない意見を一方的に押しつけています。

私は、市民の生命を守る施設等については、従来どおり市で管理するべきであり

ます。

先般、11月9日に迫間区長会に対して説明会が開催されましたが、これまでと同様に、地域移管か廃止の選択しかない説明であり、さらに今後の取組として、令和7年3月に支館ごとの方針を決定するとの報告がありました。説明後に迫間地区区長会会長より、これまでどおり、迫間支館は行政による管理運営をお願いしたいとの全会一致の意見の発言がありました。

私は、平成9年の初当選以来、特に中山間地域の代弁者として、一般質問等で発言を続けております。

市長は40年ほど菊池市を離れておられましたので、まだまだ地域の隅々まで、特に中山間地の状況は分かっておられないと思います。市長は就任時は、菊池市は宝の山です、特に中山間地域をそのように表現されておられましたが、現在は中山間地の公共施設を廃止して、ますます疲弊するように推進されております。田舎を切り捨てる政策に転換されているように地元でも苦情が出ています。やはり地元にも住んだことがないからとの批判の声が届くようになっており、特に先般、強引に上程された水道検針員の件については、私の地元でも、雇用、安否確認、見守りの観点からも、中山間地を無視していると、私にも多数の意見が聞こえてきております。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、令和7年4月は市長選でございますので、今回の迫間支館等については、一度白紙に戻して、次の市長選で市民に判断していただくことが望ましいと私は考えますが、市長の見解をお示しいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 個別施設計画に関するご質問でございまして、当該支館の令和7年3月に方針案決定ということについての考えを述べよということでございますが、個別施設計画の推進スケジュールについては、お示ししているものはあくまでめどでありまして、今後の合意形成の状況に応じて、適切に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 めどと言われても、このように、もうちゃんと活字で令和7年3月に支館ごとの方針案決定というふうにかかれれば、基本的には、地元の区長さん方はもうこれで決定してしまうんだなというふうにして理解をされると思

います。そういう逆算して、やっぱりその物事を決定していくというのが行政のやり方だと思いますけども、もう地元では物すごい不安が走っておるんですね。だから、正直な話、市長選の話も、表明的なことをされている方もいらっしゃいます。ですから、この市長選までは、こういうたたき台にしても、ちょっと控えていただいて、市長選で、やはりまた市長が再選されれば、それに基づいて粛々と計画を推進されたいと思いますので、そのことは市長にも申し上げて、次の質問に行きたいと思います。

それでは次に、国道387号沿いの迫間地区における追尾型太陽光発電事業の地域への環境保全についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、その後、地域区長、地域住民とともに条例の確認をさせていただきました。

市も条例違反を認め、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、現在も地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

令和5年第3回定例会でも申し上げましたが、本年2月17日、市役所において、開発業者としては工事を止めた状態での協議は最後であると示した上で、説明会が行われ、開発業者の提案と、地域住民からの排水の問題、また、これまで開発業者が示した6基撤去の問題、迫間支館前の設置の問題等が折り合わず、結果的には物別れとなってしまいました。

その後、本年4月末より、開発業者による迫間支館の隣接に、現在、8基程度の追尾型太陽光発電設備が設置されております。結果的には協議が物別れになったとはいえ、開発業者が示した条件の対応の前に設置が始まったことに、地域の方々も憤慨されておられます。

その後、地域住民から追尾型太陽光発電設備から稼働音が聞こえるとの連絡があり、経済産業省コールセンター、市環境課に売電の状況の確認をいたしましたが、経済産業省への確認では、本年6月に運転開始日となっており、市は、開発業者代理人弁護士からの情報提供となっていますので、発電事業開始については、詳細な確認まで至っていないとのことであります。

現在は目視でも分かるように、追尾型太陽光発電設備が稼働しており、間違いなく売電もされていると思われます。

そこで、お尋ねをいたしますが、追尾型太陽光発電設備の現在の状況をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 改めまして、こんにちは。迫間地区太陽光事業計画に係る令和5年第3回定例会以降における市の対応状況についてお答えをいたします。

迫間地区太陽光発電事業に関しましては、本市環境基本条例に基づき、現在、事前協議を行っている案件でございます。

本市の対応状況としましては、まず、事業計画地外からの目視による現地確認を継続して行っております。

また、先月11月20日には、経済産業省が所管する再生可能エネルギー電子申請情報等に係る公表用ウェブサイトにおきまして、迫間地区事業計画地内に設置されている一部の発電設備による運転開始の状況を確認したところでございます。

このため、開発事業者代理人弁護士に対しまして、事業計画地において開発事業者が行っている雨水排水対策に係る施工状況及び国道沿い発電設備6基に係る変更や移設に関する進捗状況等を確認するための現地立会いを求めている状況でございます。

併せまして、適宜、国の関係機関等との情報共有を図っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 先日、12月5日の日に、改めて地元住民による太陽光発電事業に対する会合が行われました。その中で、業者のほうはそういった形でどんどん推進しておりますが、地元としても、やはり排水の問題、里道の問題、それと実現していない6基撤去の問題等については、何か事故があった場合、補償の問題も含めて、要望を改めて市のほうにも提出する、また、業者のほうにも提出するようにということで計画が持たれております。

そのことについては、またしっかりと間に入っていただいて対応していただきたいと思いますが、とにかくこの問題については、やはり先ほども申し上げましたように、もう地元の不安の解消には全然なっていないんですね。ですから、もうロングランになるものですから、皆さんも本当に疲れておられます。行政のほうとしても、やっぱりそのことも踏まえて、何か早期解決に結びつくような対応に努力をしていただきたいと思います。

最後に、市長のほうから、今後の考えも含めてお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 迫間地区太陽光問題についての今後の対応という趣旨のご質問でございました。

今後におきましても、本市環境基本条例に基づいて、必要に応じた適正な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 よろしく願いしておきます。

これで終わります。

○水上隆光 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で一般質問は終わります。

○

日程第2 議案第140号から議案第142号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第2、議案第140号から議案第142号までの3案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第140号は、地方税法等の改正に伴う、菊池市国民健康保険税条例の一部改正でございます。

次に、議案第141号、令和5年度一般会計補正予算（第11号）は、エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を受けている生活者に対する支援を行うための、住民税非課税世帯等を対象とした、1世帯当たり7万円を給付する物価高騰対応重点支援給付金でございます。

次に、議案第142号は、地方自治法の規定による公の施設の指定管理者の指定でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

画面のほうは議案第140号が表示されておりますでしょうか。

議案第140号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、4ページから6ページまでが改正する条例案で、地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

本議案につきましては、今定例会の当初議案として予定をしておりましたが、国から準則に誤りがあった旨の連絡があったため、開会前の11月22日付で撤回をさせていただいたものでございます。

今回、当初の改正案に所要の修正を加えた上で、追加議案としてお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の算定に当たって、出産被保険者の産前産後期間の保険税を減額するよう条例を改正するもので、令和6年1月1日から施行することとしております。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第141号、令和5年度一般会計補正予算（第11号）でございます。

8ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に4億4,487万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ294億307万4,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を受けている生活者に対する支援を行うため、住民税非課税世帯等を対象に、1世帯当たり7万円を支給する物価高騰対応重点支援給付金でございます。

11月29日の国での予算成立を受けまして、各地方自治体は年内に予算措置を講ずるよう、国からの通知がありましたので、追加議案として今回の補正をお願いするものでございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細書によりご説明をいたします。

13ページをお願いします。

目2総務費国庫補助金4億4,487万7,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。今回の給付金事業の財源でございます。続きまして、歳出についてご説明いたします。

目1社会福祉総務費4億4,487万7,000円の増額は、物価高騰対応重点支援給付金及び事務費でございます。

下から2段目の節12委託料780万7,000円の増額は、システム改修委託料及び給付事務費等委託料でございます。

最下段の節19 扶助費4億3,400万円の増額は、物価高騰対応重点支援給付金でございます。

本給付金事業の実施に当たっては、全額国費で賄われるため、市の持ち出しはございません。

10ページに戻ってくださるようお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、四季の里旭志の指定管理委託につきまして、債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第142号、公の施設の指定管理者の指定については、四季の里旭志の指定管理につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

四季の里旭志は、本年2回、事業提案型プロポーザル方式により、民間移譲に向けた公募を行いました。

1回目の公募では、移譲先の事業者を特定するに至らず、2回目の公募では、参加資格要件を見直して公募を行ったものの、応募がありませんでした。

引き続き、令和7年4月からの民間移譲に向けて、条件等の見直しを行いつつ、公募を行ってまいるとは予定ですが、本年度末をもちまして、指定管理期間が満了するため、現在の指定管理者であります株式会社シェルパを、施設の運営ノウハウを有することから、指定管理者として指定をお願いするものでございます。

なお、指定管理の指定期間につきましては、令和7年4月の民間移譲に向けて、今後も公募を行うことから、令和6年度の1年度としております。

本議案につきましては、2回目の公募で移譲先事業者が特定できなかった後の協議・調整に時間を要しましたため、当初議案に間に合わず、追加議案としてお願いをするものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 議案第142号、公の施設の指定管理者の指定について、質疑を行いたいと思います。

今回の指定につきまして、指定管理者については、公募をされたのかどうか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、こんにちは。ただいまの質疑ですけれども、今回の場合は公募ではなく、2回の公募が終わった後に、シェルパとの1年間の延長を、指定管理に関する延長をお願いするものでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 公募ではなくして、1年間の延長を今の指定業者と行うということでございますが、今回、プロポーザルについては、先ほどの総務部長の説明では、1回目は点数が達しなかった、2回目は応募者がなかったということなんですが、長期継続契約というものがある中で、今回1年間の契約ということでございますが、今後も売却に向けた募集というのはやっていくというような考えでしょうか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 今、議員がおっしゃられたように、今後も売却に向けた方向で進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、議案第142号についてお尋ねします。

応募がなかったから、1年間、今の方が受けてくれていただくということでありまして、応募がない理由というのが、これはうわきですよ、うわき、うわきですけど、四季の里に埋まっはいけないものが埋まっているといううわきが流れているんですけど、それも関係しているんでしょうか。もし何かいけないものが埋まっているというのが本当であれば、お示してください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質疑にお答えいたします。

今回の売却につきましては、建物のみとなっております。土地については、市が所有しておりまして、そのまま貸すというところになっております。そちらのほうにつきましては、ちょっと何ですか、建物の売却ということで、ちょっとご理解い

ただきたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁で大体察したんですけども、四季の里ってキャンプ場が一番のメインですよ。急に売却を、建物は売却にして、土地は賃貸にされるということなんですけど、埋まっているんですか。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午後2時34分

開議 午後2時35分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私の再質問につきましては、今回の指定管理とはちょっと関係がありませんので、また別の機会に尋ねたいと思います。

終わります。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第140号は福祉厚生常任委員会に、議案第141号は予算決算常任委員会に、議案第142号は経済建設常任委員会に、それぞれ付託します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、12月21日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午後2時36分

第 6 号

1 2 月 2 1 日

令和5年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和5年12月21日（木曜日）午前10時開議

第1 各常任委員長の報告・質疑・討論・採決

第2 議案第143号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第12号）

上程・説明・質疑・討論・採決

第3 議員提出議案第2号 菊池市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長の報告・質疑・討論・採決

日程第2 議案第143号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第12号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第3 議員提出議案第2号 菊池市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫

11番	平	直樹
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭	実
副市長	芳野	勇一郎
政策企画部長	北島	悠子
総務部長	開田	智浩
市民環境部長	宇野木	浩二
健康福祉部長	中尾	孝浩
経済部長	三池	克徳
建設部長	山田	哲二
七城支所長	古田	十咲
旭志支所長	竹村	秀一
泗水支所長	高島	英輔
財政課長	稲葉	一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古庄	和彦
市長公室長	中川	敬三
教育長	音光寺	以章
教育部長	村田	義喜
農業委員会事務局長	中原	親弘
水道局長	宇野木	洋一
監査委員事務局長	高木	智生

事務局職員出席者

事務局 長	前 川 幸 輝
事務局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、執行部から発言の申出がっておりますので、発言を許します。

山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。

二ノ文議員の一般質問におきまして、後ほど回答とさせていただきました事業費について、報告を申し上げたいと思います。

今村橋を含む亘甲森1号線の事業費につきましては、約6億円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末281～298頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第1、去る12月4日及び7日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第79号から議案第82号まで、議案第84号、議案第90号から議案第116号まで、議案第140号から議案第142号まで、及び陳情第3号の36案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、議決案1件、陳情1件の5案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第79号については、執行部より、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条例改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、マイナンバー法の別表第2の内容はどのようなものか。また、別表第2が省令に移行された理由はどの質疑に対し、執行部より、マイナンバー法の別表第2における事務は、情報連携により特定個人情報取得する事務になっている。また、今回上位法の別表第2が削られて、それぞれの省庁の省令に別表第2の内容が移行したことで、今後は法改正によらず、速やかな省令改正が可能となり、迅速な情報連携に対応できるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第80号については、執行部より、本案は、菊池市消防団の団員の定数を地域の情勢を踏まえ、適正な団員定数となるよう見直すため条例改正をするもので、団員定数を1,632人から1,471人に改めるものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、実団員数は過去5年間においても1,500人台を推移しているということだが、今回、現在の実団員数より減らす理由はどの質疑に対し、執行部より、今回の定員見直しは、安易に定員の削減を行うものでなく、各方面隊・分団・部・班において、火災水害等の災害をはじめ、所管地域の遵守の範囲、消火栓等の点検個数、その他地域の実情に応じて、必要な人員を精査し、慎重に検討されたものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、班等の編成において、班を合併するなどの検討はあったのかとの質疑に対し、執行部より、今回、部については合併して一つ減っている。班は合併により9班が減少しているとの答弁がありました。

また、委員から、団員161人の削減ということで、初期消火においては自主防災組織の役割が大きくなると思うが、消防団との連携はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、今のところ自主防災組織での消火活動までは至っていないが、大規模災害においては自主防災組織の役割が大きいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、地元の区長への協議等はされているのかとの質疑に対し、執行部より、各班から地元行政区に説明を行い、区長より承諾書を頂いているとの答弁がありました。

次に、議案第81号については、執行部より、本案は、老人集会場を廃止するに当たり、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、老人集会場は取り壊すのかとの質疑に対し、執行部より、老人集会場

は解体し舗装して駐車場にしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第96号については、執行部より、本案は、きくちふるさと水源交流館の指定管理について、地元の方々による地域密着型の核となる団体であるNPO法人きらり水源村へ指定を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、きくちふるさと水源交流館は、以前の指定管理料よりも下がっているようだが、その理由はとの質疑に対し、執行部より、NPO法人きらり水源村から3か年の事業収支計画書の提出があり、内容は人件費を毎年5%下げるなどの通常経費の削減などの見直しと併せて、今後収益事業に力を入れて、その収益を地域に還元したいという計画書となっている。その計画書を基に事業費の協議を行い、決定したとの答弁がありました。

また、委員から、非公募だから3年という期間なのか。また、非公募にした理由はとの質疑に対し、執行部より、非公募のため3年間としている。非公募の理由としては、この施設は旧東中学校の廃校により水源交流館として活用され、地域のシンボリックなものであり、これまで同様、地域の方々が役員となって組織されているNPO法人きらり水源村に管理してほしいという地域住民の声が強かったためであるとの答弁がありました。

次に、陳情第3号については、防災無線戸別受信機デジタル型の設置に関する陳情であり、所管部署より状況確認を行いました。執行部より、防災無線戸別受信機デジタル型については、令和6年度事業において整備するよう現在進めており、機器の調達時期までに対象世帯の意向調査を済ませたい。また、機器の配付は携帯電話やスマートフォン等の利用が低いと考えられる75歳以上のみの世帯としている。アナログ型の機器の使用期限は、業者によると設けていないとのことであるが、メーカーの製造中止により部品の調達ができないため、修理ができない状態となっている。そのため、スマートフォンへのきくち防災・行政ナビや安心安全メールのインストール等をお願いしているとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、意向調査はいつ頃までに完了するのかとの質疑に対し、執行部より、令和6年度当初予算に計上して早い時期に実施したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、対象を75歳以上のみの世帯としているが、75歳以上でもスマートフォン等を使われている方は、戸別受信機は必要ないかもしれないので、まずは意向調査をできるだけ早く実施して、住民の声をしっかり聞いた上で予算化すべきものであるとの意見がありました。

また、委員から、今アナログ型の機器は何台ぐらい使えなくなっているのかとの質疑に対し、執行部より、令和4年12月以降から修理ができていない状況となっており、令和5年11月末現在で44台を回収しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、陳情の中に、今後の方向性を泗水区長会に説明することとあるが、ある程度の方向性が見えているのであれば、区長会に説明すべきと思うとの意見がありました。

議員間討議では、議案第80号について、消防団員の数が減るというのは、今後の防災について心配なところであるが、人口減少を踏まえると致し方ない。ただ、消防団員の負担の大きかった操法大会を2年に1回にするなど、自分たちで団員の確保に向けた見直しをされていることも聞いている。今後、消防団員が活動しやすいように用具の充実を図っていただきたいとの意見や、消防団と自主防災組織との連携をどう図っていくのかが、今からの課題だと思うとの意見がありました。

また、陳情第3号について、今回は泗水地区区長協議会からの提出ということで、泗水地区に限定された陳情ではあるが、このことは決して泗水地区だけに限らず、菊池市全域でも同じようなことが言えると思うので、ぜひ菊池市全域で意向調査をして、どのようなニーズがあるか把握した上で事業展開していただきたいとの意見や、泗水地区では平成7年に戸別受信機を3,000件に配ってあり、今の状況や運用期限をまだ住民に説明していないので、できれば先に3,000件の意向調査をしてほしい。そうすることで、方向性が定まってくると思うとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第80号、議案第81号、議案第96号及び陳情第3号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第79号については、委員から、本条例改正は、6月に国会で成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等によるものであり、この法律等には重要な問題が多数ある。第一の問題は、健康保険証廃止、マイナ保険証の強要によって、国民皆保険制度の崩壊を招くという点である。マイナンバーカードをめぐっては、トラブルが次々と発生する中で、このような法律の改正はあり得ない。このように大変問題のある法律の一部改正を前提にした条例改正には反対するといった反対討論がありました。

また、委員から、本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴うものである。地方自治法上、法を超えた条例制定はできないということから、改正法に基づく今回の条例改正は実施すべきであるといった賛成討論がありました。

採決の結果、議案第79号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますよう

お願い申し上げます、総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 改めまして、おはようございます。福祉厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、議決案11件の13案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第82号については、執行部より、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

まず、議案第97号から議案第101号については、菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ、菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ、菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ、菊池市隈府小学校区児童育成クラブ、菊池市花房小学校区児童育成クラブにおける指定管理者の指定を行うものであり、一括して審査を行いました。

執行部より、児童育成クラブ5か所については、現在の指定管理者に継続して指定を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、前回と同じ指定管理者とのことだが、ほかに応募はなかったのかとの質疑に対し、執行部より、公の施設については公募するのが原則だと思うが、今回の5施設については、保護者会等が地域に密着した運営をされており、公募は行っていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、保護者会での運営が難しくなったときに公募をかけても間に合わないのではないかと。今の時点から公募していく必要はないのかとの質疑に対し、執行部より、各クラブの運営や活動状況を注視し、指定管理者と連携を取りながら、公募を視野に入れ、今後5年間の指定期間の中で決定していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、ほかの児童育成クラブで、公募により指定管理を行っている地元のNPO法人の方に話を聞いたが、とても勉強になったと話されていた。地域の団体が運営を行うのはよいことだが、公募によって切磋琢磨することも必要ではないかとの意見がありました。

また、委員から、菊之池地域では児童の数が増えていて、新しく児童育成クラブができたと思うが、定数は問題ないのかとの質疑に対し、執行部より、現時点で待

機児童はいない。しかし、長期休暇中のみ利用したいといった児童により利用人数が増える場合は、国や県の補助を活用しながら考えていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員より、今後も児童数が増える地域については、先を見据えて対策を行っていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、地域によっては児童数が減ってきているクラブもあると思うが、運営が難しくなった場合、利用料が上がるのかとの質疑に対し、執行部より、委託料については、運営の形態と、国や県が定める基準額に基づき算出している。現在、運営が難しいといった報告はないが、利用者が減少した場合は、20人に満たないクラブに対する加算により対応できるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第102号から議案第104号については、菊池市菊池老人福祉センター、菊池市七城老人福祉センター、菊池市旭志老人憩の家（太陽の家）における指定管理者の指定を行うものであり、一括して審査を行いました。執行部より、老人福祉法に基づき、高齢者の健康増進等のための便宜を総合的に供与する施設で、前回と同じく菊池市社会福祉協議会を指定管理者に指定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、前回と今回で指定管理委託料の金額は違うのかとの質疑に対し、執行部より、物価高騰等の影響で光熱水費が上がっており、また、コロナ禍により利用料収入が減っているため、委託料は増額となっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、物価高騰等は理解できるが、今後はコロナ禍前のように利用者が増えれば、委託料は余るのではないのかとの質疑に対し、執行部より、利用人数の増加により利用料収入が増えた場合については精査し、委託料を減額して支払うことになるとの答弁がありました。

また、委員から、利用者の数がコロナの影響で減っているようだが、今後は利用者が増えるように啓発等を行っていただきたいとの意見がありました。

次に、議案第105号の菊池市七城ふれあいプラザについて、執行部より、高齢者の交流促進や憩いの場として、前回と同じく菊池市社会福祉協議会を指定管理者に指定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、菊池市七城老人福祉センターとのすみ分けはどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、菊池市七城老人福祉センターではデイサービス事業などが行われている。併設する七城ふれあいプラザは温泉施設などがあり、高齢者の生きがいと健康と福祉の増進を図り、地域の活性化を促進するために利用されているとの答弁がありました。

次に、議案第106号の菊池市七城高齢者能力活用センターについて、執行部より、高齢者の交流促進や活動の場として、前回と同じく菊池市社会福祉協議会を指定管理者に指定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、どういう目的で、どういった費用対効果があるのかとの質疑に対し、執行部より、以前は地域の方やシルバー人材センターが作業等に利用されていたが、現在は活用が減少傾向にあり、令和4年度の延べ利用者数は105人となっている。今後の利活用について検討しているところであるとの答弁がありました。

次に、議案第107号の菊池市泗水地域福祉センターについて、執行部より、子どもから高齢者まで、地域住民の福祉の増進及び意識の高揚を図ることを目的として、多機能室や研修室、浴室などを備え、高齢者や障がい者のデイサービスや、相談事業、各種研修等に利用されており、前回と同じく、菊池市社会福祉協議会を指定管理者に指定するものであると説明があり、質疑を行いました。

委員から、地域福祉センターということで、福祉課の所管ということだが、老人福祉センターと何が違うのか。子どもから高齢者まで利用できる施設となっているが、子どもの利用があるのかとの質疑に対し、執行部より、地域福祉の拠点として健康増進及び福祉に関する相談等を実施する施設となっており、子ども会等の活動や高齢者及び障がい者のデイサービス等に利用することができる。しかし、近年は子どもの利用は減少しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、老人福祉センターについても、高齢者に限らず幅広く利用していただければよいのではないかと意見がありました。

次に、議案第140号の菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためである。改正の趣旨については、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から国民健康保険税のうち、出産される被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、対象者は何名いるのかとの質疑に対し、執行部より、23名の方を対象として予算を計上しているとの答弁がありました。

さらに、委員より、対象者はどうやって把握されるのか、情報は窓口で伝えるのかとの質疑に対し、執行部より、母子手帳の交付に合わせて周知を行う。また、職権でも適用が可能となっているので、未申請の方には通知を行うことも考えているとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第103号、議案第105号及び議案第106号について、委員から、この3施設については隣接しており、指定管理を全て菊池市社会福祉協議会が行っている。一つの議案にまとめて指定管理はできないのか。特に、議案第

106号の菊池市七城高齢者能力活用センターについては、指定管理料が年間33万3,000円となっているが、年間の利用者数が100名程度であれば統合することができるのではないかと推測するが、5年間の中で統合する施設や廃止する施設について、調査等を行いながら進めていただきたいし、注視していきたいとの意見がありました。

また、議案第107号については、地域福祉センターという名称の中に老人という言葉がないから所管も変わって、地域の子どもから高齢者、障がい者も利用できるということであれば、老人福祉センターという在り方も地域福祉センターに変更して、いろいろな人が利用できる施設としたほうがよいのではないかと意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第82号、議案第97号から議案第107号及び議案第140号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 皆さん、おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案件10件の合計11案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第110号については、執行部より、公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、七城町特産品センターであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、メロンドームに関しては、接待費等に不適切な支出があったとのことだが、今の状況はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、令和5年3月31日までに返還されている。また、監査の指摘があった規程・要領等は、その前に制定されており、これに基づいて、その後は経営管理されている。市は、年2回、

経理についての指導を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今は年に2回チェックしているとのことだが、それ以降、接待費等で不適切と思われるような事案は1件もなかったと認識してよいのかとの質疑に対し、執行部より、担当課で内容をチェックしているが、今は様式等を定められ、その様式に従って決裁を受けられており、その後、不適切と考えられる事案はないと認識しているとの答弁がありました。

次に、議案第112号については、執行部より、公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、泗水町第二特産物センターであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、泗水町特産物センターと泗水町第二特産物センターの二つに分けて、指定管理しなくてはならない理由があるのかとの質疑に対し、執行部より、施設の内容が異なっているため、それぞれ指定管理を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第113号については、執行部より、公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市七城ふれあい交流館であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、これもメロンドームの敷地内にあるので、指定管理がここだけ別というのはなかなか難しい。次回からは全てを利用した形での提案がよいと思うが、どうかとの質疑に対し、執行部より、七城町特産物センターとふれあい交流館の募集要項は、一緒の要項で募集を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、募集要項が一緒であれば、施設を一つ追加するだけで一つの募集でよいと思うが、どうかとの質疑に対し、執行部より、条例が異なっているため、それぞれで指定をしなければならないとの答弁がありました。

次に、議案第115号については、執行部より、公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市リバーサイドパークであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、七城町振興公社も、不適切な支出を指摘された団体だが、ここからの返還金の状況はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、令和5年3月31日までに返還されているとの答弁がありました。

さらに、委員から、返還金額は、指摘された金額の約半額だったと思っている。今さらだが、それは妥当だと思っているのかとの質疑に対し、執行部より、返還金額は市で妥当と判断しており、その全額を返還されたところであるとの答弁があり

ました。

次に、議案第142号については、執行部より、公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市四季の里旭志であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、公募に対して2回とも応募がなかったこと理由は、ある程度、把握していると思うが、公募の要領を変えていく予定があるのか、それとも同じような条件で公募するののかとの質疑に対し、執行部より、1回目から2回目の公募では、参加資格要件を全国に広げている。1回目の公募では、建物だけの売却で金額は6,700万円ぐらいであったが、今後、見直しを行わなければ応募がないと思うので、条件や金額等を見直して、令和7年4月の民間移譲に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、建物は売却、土地は賃貸といったことにも多少のネックがあるのではないか。建物は6,700万円で購入し、さらにランニングコストとして土地賃借料を払わなければならないことにもネックがあると思うので、併せて変えていかなければ厳しいのではないかとの質疑に対し、執行部より、今の条件での売却は厳しいところもあり、柔軟に検討していきたいとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第111号及び議案第112号について、同じところにある施設の指定管理については、条例が違うから別々にということだったが、次回からは条例等の改正等を行い、一括管理のような形にしたほうが効率的で、金額的にも安くなると考えられるので、検討するようにとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第84号、議案第108号、議案第109号、議案第111号、議案第112号、議案第113号、議案第114号、議案第116号及び議案第142号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、議案第110号については、委員より、接待等で不適切な支出と監査指摘を受けた金額は、返還された金額の倍の金額であるにもかかわらず、七城町特産品センターでは、監査で指摘された金額の半額だけを返還しているということだが、納得できないとの反対討論がありました。

次に、議案第115号については、委員より、議案第110号、七城町特産品センターと同様の理由であるが、このリバーサイドパーク（温泉ドーム）に関しては、ポンプが故障していることもあって、ある一定期間休館して修理すると聞いている。不適切な支出等がなくて、きちんとした経営を行っていれば、こういった費用も市

から支出しなくて済んだのではないかとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第110号及び議案第115号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、予算決算常任委員長、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○二ノ文伸元 予算決算常任委員長 おはようございます。予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第90号から議案第95号及び議案第141号の7議案です。

12月4日、7日及び18日に予算決算常任委員会を、12月11日、12日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

委員会の会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第90号中、その主なものを申し上げます。

まず、地域振興費の移住推進事業について、執行部より、手数料2万8,000円の増額については、空き家バンクへ登録される前の空き家物件の調査費で、空き家5件、空き地2件の状態調査を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今、空き家バンクの登録件数は何件なのかとの質疑に対し、執行部より、登録件数は10件で、内訳は空き家が7件、空き地が3件であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、空き家を活用していくことはとても重要だと思うが、空き家が実際に活用された実績はどの質疑に対し、執行部より、今年になって約定件数としては4件で、賃貸が1件、売買が3件の実績となっているとの答弁がありました。

また、委員から、空き家を活用していく上での課題はどの質疑に対し、執行部より、昨年度、旭志地域に空き家調査を実施したところ、50件ほどの空き家があった。所有者に対して空き家バンクの登録をお願いしたが、登録はいいが、自分が住んでいた地域に知らない人が入ってきて、区の行事への参加や区費をきちんと払われるのかが心配だという懸念を持たれている所有者が多かった。今後、登録に当たっては、市も行政区との間に入って、信頼関係を築いていく取組が必要だと感じて

いるとの答弁がありました。

次に、体育施設費の体育施設整備事業について、執行部より、工事請負費1,227万9,000円の増額については、七城体育館の照明に不具合があり、電球交換では改善できず、調査の結果、老朽化に伴う故障と漏電も併発していることが判明したので、年度内に修繕を完了するために、来年度予定していたLED化を行うものとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、体育施設のLED化について、今後の整備計画はどの質疑に対し、執行部より、計画的にLED化へ更新するように計画しており、まずは体育館から七城、泗水、旭志の体育館を令和7年度までに施工する予定である。グラウンドのLED化についても今後計画を立てていきたいとの答弁がありました。

次に、債務負担行為補正について申し上げます。

まず、執行部より、重層的支援体制整備事業業務について、各課で対応している、介護・障がい・子育て・生活困窮等の相談は、複合化したケースが多くあり問題解決が困難である。相談をワンストップで行い、包括的な支援体制において対応するため、専門員1名を配置し業務委託するため、883万3,000円を計上するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、人件費等の積算の内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、人件費は650万円、その他燃料費とコピー代等の事務経費であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、人件費は650万円とのことだが、有する資格は決まっているのかとの質疑に対し、執行部より、社会福祉士等が相談業務を行うとの答弁がありました。

次に、執行部より、基幹相談支援センター運營業務について、重層的支援体制整備事業における、障がい者の相談支援部分を担う部門として、専門相談員2名による新たな機関を本庁舎内に設置するため、1,230万円を計上するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、2名配置するとのことだが、人件費等の積算の内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、人件費は1人500万円で積算し、車両のリース料、燃料費及び事務経費であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、配置される方が有する資格は何かとの質疑に対し、執行部より、主任相談支援専門員または相談支援専門員等であるとの答弁がありました。

次に、議案第94号の水道事業について、執行部より、債務負担行為については、水質検査業務、電気工作物点検業務、塩素滅菌設備維持管理業務、及び量水器購入業務の4事業を追加するもので、期間をいずれも令和6年度、限度額をそれぞれ1,

085万3,000円、313万2,000円、176万6,000円及び958万8,000円とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、有機フッ素化合物の水質検査は、今年3か所を検査して、残りは来年度とのことだったが、その分はこの債務負担行為には入っていないということかとの質疑に対し、執行部より、残りの12か所分は令和6年度に行えるよう、この債務負担行為の中には12か所分の有機フッ素化合物検査を含んだところで、債務負担額を計上しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、残りの分もできれば前倒しして年度内に行ったほうがよいのではないかと。ぜひとも前向きに検討いただきたいとの意見がありました。

次に、議案第141号中、その主なものを申し上げます。

社会福祉総務費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等への支援のため、1世帯当たり7万円を支給するもので、財源は全額国庫補助金であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今まで非課税世帯に対し支給した同様の給付金の総額は幾らかとの質疑に対し、執行部より、令和3年度に10万円、令和4年度に5万円、令和5年7月に3万円、今回の7万円を含めると合計25万円であるとの答弁がありました。

また、委員から、今回の給付金は現金で支給しなければならないというルールがあるのか。令和5年9月の福祉厚生分科会において、国から給付金の支給があった場合、半額程度をめぐるん券で支給してほしいとの意見を伝えましたが、なぜ今回も全額現金で支給するのかとの質疑に対し、執行部より、国の補正予算が11月に成立し、年内に支給をするようにとのことだが、時間的に難しい状況であり、速やかに支給するということが主眼としているため、全額現金での支給としているとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和5年9月にめぐるん券での支給を考えてほしいと伝えているし、速やかな支給も必要だと思うが、同様の給付金があった場合には対応できるよう体制を整えてほしいとの意見がありました。

議員間討議では、まず、議案第90号の体育施設整備事業について、七城体育館のLED化に関しては、水俣条約に基づき、国の地球温暖化対策計画において、2030年度までに100%LED化するという計画であり、地方自治体も求められている。LED化にはかなりの財源負担等がある中で、東京都の町田市の事例では、リース事業により単年度の負担を減らして、水銀灯をLEDに換えることで、電気代が縮減され経常経費が下がったという現状もある。今後、全庁的にLED化を進めるに当たっては、公募型プロポーザルであれば、様々な業者からいろんな提案が

あると思うので、財源負担がかからない手法で進めていただきたいとの意見がありました。

次に、議案第94号の水質検査業務に関する債務負担行為について、有機フッ素化合物の水質検査は、本年度に3か所実施し、残りの12か所を来年度の債務負担行為として計上してあるが、残りの12か所も今年度中に行ってから公表する形が望ましいのではないかととの意見がありました。

次に、議案第141号の物価高騰対応重点支援事業について、国からの手当を迅速に支給する必要があるため、めぐるん券での支給は考えていないとのことだったが、今後は、国から同様の給付金があった場合、めぐるん券での支給に対応できる仕組みづくりを行ってほしい。国の補正予算の成立から、緊急性がある給付金をスピード感をもって対応していただいたと感じているとの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言、及び各分科会長に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第90号から議案第95号及び議案第141号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同をいただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告といたします。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 経済建設常任委員長にお尋ねします。

議案第110号の七城メロンドームと、議案第115号の七城温泉ドームの指定管理の指定についてです。

委員長報告の中で、「過去に接待交際費に不適切な支出」との文言がありますが、令和3年12月の監査報告では、「不当支出」と明記されています。不適切と不当では意味合いが違ふと考えますが、不適切と記載されている理由をお尋ねします。

次に、令和2年8月に両法人は5年間で2,000万円を超す交際費を支出し、その使い道がコンパニオン代や外国人スナックなどで使われたとの報道があり、令和3年12月に市の監査委員から523万円が不当支出との報告がありました。5

23万円のうち、両法人が返金した金額は幾らですか。

最後に、議案第142号の四季の里旭志の指定管理についてですが、私が先日、質疑において、埋めてはいけないものが四季の里旭志のキャンプ場には埋まっているといううわさがあるが、本当ですかとお尋ねをしましたが、質疑として議案にそぐわなかったので、取消しをしました。もちろん経済建設常任委員会においては、委員会からの質問がなくても、執行部は説明していると考えますが、何が埋まっているかという審査はあったのか。

以上、3点をお尋ねします。

なお、再質疑はいたしませんので、答弁をよろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 荒木議員の質疑にお答えします。

まず1点目、議案第110号及び議案第115号について、委員長報告で「不適切な支出だ」というところの文言があったというところですが、これは委員会の中で、委員さんがこういう「不適切」という文言を発言されたところで、報告したことでございます。

なお、委員会で「不当」か、「不適當」とか、そういった議論はなされておられません。

次に、温泉ドーム及びメロンドームでの合計523万円が不当支出だと報告されている件で、返金した額というところですが、執行部からは、七城町特産品センターからの返還金は177万6,942円、七城町振興公社からの返還金は85万5,661円であるとの答弁があったところでございます。

最後、議案第142号の点について、何が埋まっているかという自体の審査はございませんでした。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第79号から議案第82号まで、議案第84号、議案第90号から議案第116号まで、議案第140号から議案第142号まで、及び陳情第3号の36案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第79号、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例改正は、6月に国会で成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案によるものであります。

この法案には22本の法改定が含まれ、重要な問題が多数あります。第1の問題は、被保険証の廃止、マイナ保険証強要によって国民皆保険制度の崩壊を招くという点であります。

本法案では、申請主義の資格確認書を創設し、国民健康保険、後期高齢者医療制度では、被保険者証の文言を法律から削除するに至っています。

また、本法案では、マイナンバー制度の利用拡大を図っており、マイナンバー利用の限定を外して、全ての分野において利用を促進し、法定事務に準ずる事務や、条例で措置した自治体事務は法定することなく利用できるようにします。マイナンバーの情報連携は法改正なしに拡大可能としています。プライバシー侵害の危険性を一層高めるものであり、認められません。

ほかにも、公的受取口座の登録、戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加し、今後生まれてくる子どもの命名権を一般的に認められている読み方に限定など、命名権の侵害の内容が盛り込まれています。

マイナンバーカードをめぐるのは、トラブルが次々と発生する中で、このような法案の改正はあり得ません。

今回の条例の一部改正は、以上のような大変問題のある法律の一部改正を前提にした条例改正であるという理由から、本議案には反対といたします。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第79号に対する反対討論がありましたので、議案第79号に対する討論を行います。

議案第79号について、賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

議案第79号に関するかどうかをお願いします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 なければ、これで議案第79号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。
福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 おはようございます。まず、議案第110号と議案第115号について、反対討論を行います。

まず、議案第110号、公の施設の指定管理者の指定について、七城町特産品センターについての反対討論です。

先ほど荒木議員から質疑もございましたが、メロンドームを運営する七城町特産品センターは、5年間の交際費に役職員の飲食やコンパニオンの代金などが含まれていることが発覚しました。監査委員からは、6年間で支出した1,441万円のうち、355万円を不当と判断されました。

そこで、同センターに対し、市からは経理規定改善が勧告され、返還を求められましたが、なぜか七城町特産品センターが、不当、不適切と自法人で判断した金額は約半額の177万6,900円でした。それも返還されたのは指摘されてから1年半後の令和5年3月31日です。不当支出と監査指摘を受けた金額の半額しか返還せず、どのように自浄作用が働いているのかも分からない法人を指定管理者に指定することは納得いきません。

議員各位の賢明な判断を求めまして、反対討論とします。

次に、議案第115号、公の施設の指定管理者の指定について、菊池市リバーサイドパークについて、反対討論を行います。

反対理由は、議案第110号と同様ですが、運営する七城町振興公社は、6年間で支出した617万円のうち、168万円が不当と判断されたにもかかわらず、七城町特産品センター同様、約半額の85万5,500円を令和5年3月31日までに返還されています。

以上の理由から、反対します。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第110号、議案第115号に対する反対討論がありましたので、議案第110号、議案第115号に対する討論を行います。

議案第110号、議案第115号について、賛成者の発言を許します。

古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 改めまして、おはようございます。議案第110号及び議案第115号に対する賛成討論を行います。

まず、議案第110号、公の施設の指定管理者の指定について、七城町特産品センターについては、監査の指摘により、令和4年度に規定集を整備されて、会計事

務取扱要綱に基づいて支出され、年2回、4月と9月に担当課による確認がされております。

また、公募されて、現在の指定管理者のみの応募だったということと、選定委員会の審査で認められたということですので、指定管理者として適当であると考えます。

次に、議案第115号、公の施設の指定管理者の指定について、菊池市リバーサイドパークにつきましても、同様に会計事務取扱要綱に基づいて支出がなされ、こちらについては、毎月担当課による経営状況確認が行われております。

また、こちらも公募されて、現在の指定管理者のみの応募だったということと、選定委員会での審査で認められたということですので、指定管理者として適当であると考えます。

以上の理由から、議案第110号、議案第115号に対する賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第110号及び議案第115号について反対討論いたします。

菊池市が80%以上を税金から出資している七城町特産品センターはメロンドームを、七城振興公社は温泉ドームを指定管理されている法人で、いわゆる第三セクターであります。

令和2年の福島議員の一般質問に起因して、熊日新聞が接待交際費を調べたところ、ずさんな会計処理の下、5年間で2,000万円を超す支出がされていたことが報道されました。

そこで、私と福島議員で両法人の1,200枚に及ぶ接待交際費の領収書を全て調べたところ、酒席でのコンパニオン代、外国人パブでの二次会代、議員の会社と思われる会社への支出、会計事務所へのメロンの付け届け、さらには、約100万円の使途不明な香典代などが発覚しましたので、二度にわたり、議会の調査権である100条委員会の設置を提案しましたが、前議会はこれを否決としました。

しかし、市民から反響が大きかったことで、市の監査委員が調査し、令和3年12月に両法人の接待交際費2,059万円のうち、523万円が不当支出と報告され、江頭市長を供応接待した26回分、6万2,000円も不当支出との判断でしたので、江頭市長は全額返金しています。

このような不祥事を起こしているにもかかわらず、両法人の社長は、議会への説

明はおろか、市民への謝罪もありません。税金から多額の指定管理料をもらい運営している第三セクターという自覚はあるのでしょうか。

先日、大手の石油販売会社の社長が酒席で女性に抱きついたとして、社長が辞任、同席していた副社長も辞任、執行役員の給料を減給したとの報道がありました。

両法人は接待交際費の不当支出という不祥事を起こし、先人の方が築いた七城ブランドを失墜させたにもかかわらず、社長の減給も辞任もしない、自浄作用が働かないところに、施設を任せても同じことを繰り返すだけです。そういう法人に未来を託すわけにはいきません。

以上が、本議案に反対する理由です。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 皆さん、おはようございます。議席番号3番、稲継智康です。議案第110号、議案第115号に関して、賛成の立場で討論させていただきます。

まず1点目、公募が行われましたが、1件しか応募がなかった点、2点目、選定委員会による審査が認められていることから、手続上の問題がなかったと言える点、3点目、この管理者は、今まで地域のイベントなどへの協力、地域の雇用などに関して地域に貢献している点、以上をもちまして、本議案に賛成いたします。また、議案第115号に関しても同様の理由として、議案に賛成いたします。

以上です。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、議案第110号、議案第115号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで討論を終わります。

これより、議案第80号から議案第82号まで、議案第84号、議案第90号から議案第109号まで、議案第111号から議案第114号まで、議案第116号、議案第140号から議案第142号まで、及び陳情第3号の33案件について、採決します。

ただいま反対討論がありました、議案第79号、議案第110号、議案第115号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第80号から議案第82号まで、議案第84号、議案第90号から議案第109号まで、議案第111号から議案第114号まで、議案第116号、議案第140号から議案第142号まで、及び陳情第3号の33案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決・採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、以上の33案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決・採択することに決定しました。

次に、討論がありました、議案第79号、議案第110号、議案第115号は、起立により採決します。

最初にお諮りします。議案第79号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第79号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第110号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第110号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第115号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第115号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第2 議案第143号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第2、議案第143号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第143号、令和5年度一般会計補正予算（第12号）は、熊本県LPガス

協会が行う、L Pガス使用世帯への価格高騰支援に対して補助を行う、物価高騰対応生活者支援交付金補助金の増額でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

追加議案書その2の3ページをお願いいたします。

議案第143号、令和5年度一般会計補正予算（第12号）でございます。

4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に6,422万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ294億6,729万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、本年第2回定例会において議決いただきました、L Pガスの物価高騰対応生活者支援交付金補助金の増額でございます。

今回は、県L Pガス協会が行う、1世帯につき6,000円を支給する価格高騰支援に対して補助を行いましたが、今回、国によるエネルギー価格高騰対策が延長されたことを受け、引き続き、熊本県と県内市町村で連携をして、県L Pガス協会が行う、1世帯につき4,000円を支給する価格高騰支援に対する補助でございます。

本事業につきましては、来年4月にL Pガス使用世帯からの申請受付を開始できるよう、その準備を令和5年度中に行う必要があるため、県内市町村は年内に予算化し、令和6年1月には県L Pガス協会へ補助金の交付決定をするよう、熊本県から通知がありましたので、12月19日の県の予算成立を受けまして、追加議案として今回の補正をお願いするものでございます。

それでは、まず歳入につきまして、事項別明細書によりご説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 総務費県補助金3,211万円の増額は、県からの物価高騰対応生活者支援交付金でございます。

2 枠目の目1 財政調整基金繰入金につきましては、本事業の市負担分でございます。

続きまして、歳出でございます。

目1 一般管理費6,422万1,000円の増額は、全額、物価高騰対応生活者

支援交付金補助金でございます。

ページを戻りまして、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

内容としましては、物価高騰対応生活者支援交付金事業につきまして、LPガス使用世帯からの申請受付を、事業実施県内市町村統一で令和6年4月から開始することに伴い、繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時12分

開議 午前11時30分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第143号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第143号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第143号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第3 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議員提出議案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、工藤圭一郎議員。

[登壇]

○工藤圭一郎 議会運営委員長 それでは、議員提出議案第2号、菊池市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由を述べたいと思います。

地方自治法の一部改正に伴い、菊池市議会議員と菊池市との間の同法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、条例を制定する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

以上です。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第2号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

を議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

政治倫理条例検討特別委員会

- 1 政治倫理条例に関すること

議会改革検討特別委員会

- 1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和5年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 水 上 隆 光

菊池市議会議員 平 直 樹

菊池市議会議員 東 奈津子

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、議決案1件、陳情1件の5案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第79号**については、執行部より「本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条例改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「マイナンバー法の別表第2の内容はどういうものか。また、別表第2が省令に移行された理由は。」との質疑に対し、執行部より「マイナンバー法の別表第2における事務は、情報連携により特定個人情報を取得する事務になっている。また、今回上位法の別表第2が削られて、それぞれの省庁の省令に別表第2の内容が移行したことで、今後は法改正によらず、速やかな省令改正が可能となり、迅速な情報連携に対応できるものである。」との答弁がありました。

また、委員から「執行機関の欄において、教育委員会の名称はなかったが、教育委員会を改めて記載する必要性はあるのか。」との質疑に対し、執行部より「本市教育委員会が独自利用する事務は現在ないが、法定利用事務については、今回、法から省令に移行するものの中に、市長及び教育委員会の事務が含まれているため、国準則の表現に合わせて、改正するものである。」との答弁がありました。

次に、**議案第80号**については、執行部より「本案は、菊池市消防団の団員の定数を地域の情勢を踏まえ適正な団員定数となるよう見直すため条例改正するもので、団員定数を1,632人から1,471人に改めるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「実団員数は過去5年間においても1,500人台を推移しているということだが、今回、現在の実団員数より減らす理由は。」との質疑に対し、執行部より「今回の定員見直しは、安易に定数の削減を行うものでなく、各方面隊・分団・部・班において、火災水害等の災害をはじめ、所管地域の遵守の範囲、消火栓等の点検個数、その他地域の実情に応じて、必要な人員を精査し、慎重に検討されたものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「班等の編成において、班を合併するなどの検討はあったのか。」との質疑に対し、執行部より「今回、部については合併して一つ減っている。班は合併により9班が減少している。」との答弁がありました。

また、委員から「団員161人の削減ということで、初期消火においては自主防災組織の役

割が大きくなると思うが、消防団との連携はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「今のところ自主防災組織での消火活動までは至っていないが、大規模災害においては、自主防災組織の役割は大きいと考えている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「地元の区長への協議等はされているのか。」との質疑に対し、執行部より「各班から地元行政区に説明を行い、区長より承諾書をいただいている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 81 号**については、執行部より「本案は、老人集会場を廃止するに当たり、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「老人集会場は取り壊すのか。」との質疑に対し、執行部より「老人集会場は解体し舗装をして駐車場にしたいと考えている。」との答弁がありました。

また、委員から「老人集会所については、学童保育で活用されていて、学童保育が移転し利用がなくなったため解体することだが、そもそも老人集会所の役割はなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「平成 30 年度までは高齢者の福祉コミュニティの場として利用があったが、学童保育の場所がないということで、令和元年 7 月から令和 4 年度まで学童保育の利用があった。」との答弁がありました。

また、委員から「老人集会所としての使用料が、改正前では 1 時間 100 円、18 時以降は 1 時間 150 円と設定されているが、学童保育としての利用はどのような料金だったのか。」との質疑に対し、執行部より「学童保育に関しても、同様の使用料を徴収していた。」との答弁がありました。

さらに、委員から「老人集会所は老人の福祉及び教養向上を図る事業を行うという規定があるが、令和元年 7 月時点で条例改正をする必要があったのではないか。」との質疑に対し、執行部より「学童保育の状況等もその段階ではまだ不安定な部分もあったのではないかと思う。使用料はあくまでもその施設の利用ということで、同様の使用料を徴収していたが、本来は利用形態等が変わるようであれば、その段階で条例改正等も検討すべきであったと思う。」との答弁がありました。

次に、**議案第 96 号**については、執行部より「本案は、きくちふるさと水源交流館の指定管理について、地元の方々による地域密着型の核となる団体である NPO 法人きらり水源村へ指定を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「きくちふるさと水源交流館は、以前の指定管理料よりも下がっているようだがその理由は。」との質疑に対し、執行部より「NPO 法人きらり水源村から 3 か年の事業収支計画書の提出があり、内容は人件費を毎年 5 % 下げるなどの通常経費の削減などの見直しと併せて、今後収益事業に力を入れて、その収益を地域に還元したいという計画書となっている。その計画書をもとに、事業費の協議を行い決定した。」との答弁がありました。

また、委員から「非公募だから 3 年という期間なのか。また、非公募にした理由は。」との質疑に対し、執行部より「非公募のため 3 年間としている。非公募の理由としては、この施設は旧東中学校の廃校により水源交流館として活用され、地域のシンボリックなものであり、

これまで同様、地域の方々が役員となって組織されているNPO法人きりり水源村に管理してほしいという地域住民の声が強かったためである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「水源交流館は、個別施設計画では将来的にはどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「個別施設計画の中では、次年度民間移管となっていた。ただし、市で作った計画ということもあり、地域の方々の意見を聞くためのワークショップ等を開催し、2年ほどかけて意見集約を行った。その結果、あと3年間は継続して指定管理をお願いすることとなり、民間移管の計画を3年間延長している。」との答弁がありました。

また、委員から「しっかり地元の声を聞きながら、市も無尽蔵にお金があるわけではないのでそこを理解してもらい、NPO法人に将来的には買っていただけるように売却金額を抑えるなどして、速やかに民間移管できればと考える。」との意見がありました。

次に、**陳情第3号**については、防災無線戸別受信機デジタル型の設置に関する陳情であり、所管部署より状況確認を行いました。執行部より「防災無線戸別受信機デジタル型については、令和6年度事業において整備するよう現在進めており、機器の調達時期までに対象世帯の意向調査を済ませたい。また、機器の配付は携帯電話やスマートフォン等の利用が低いと考えられる75歳以上のみの世帯としている。アナログ型の機器の使用期限は、業者によると設けていないとのことであるが、メーカーの製造中止により部品の調達ができないため、修理ができない状態となっている。そのため、スマートフォンへのきくち防災行政ナビや安心安全メールのインストール等をお願いしている。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「意向調査はいつごろまでに完了するのか。」との質疑に対し、執行部より「令和6年度当初予算に計上して早い時期に実施したい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「対象を75歳以上のみの世帯としているが、75歳以上でもスマートフォン等を使われている方は、戸別受信機は必要ないかもしれないので、まずは意向調査をできるだけ早く実施して、住民の声をしっかり聞いた上で予算化すべきである。」との意見がありました。

また、委員から「今アナログ型の機器は何台ぐらい使えなくなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「令和4年12月以降から修理ができない状況となっており、令和5年11月末現在で44台を回収している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「陳情の中に、今後の方向性を泗水区長会に説明することとあるが、ある程度の方向性が見えているのであれば、区長会に説明すべきだと思う。」との意見がありました。

議員間討議では、**議案第80号**について「消防団員の数が減るというのは、今後の防災について心配なところであるが、人口減少を踏まえると致し方ない。ただ、消防団員の負担の大きかった操法大会を2年に1回にするなど、自分たちで団員の確保に向けた見直しをされていることも聞いている。今後、消防団員が活動しやすいように用具の充実を図っていただきたい。」との意見や「消防団と自主防災組織との連携をどう図っていくのかが、今からの課題だと思う。」との意見がありました。

また、**陳情第3号**について「今回は泗水地区区長協議会からの提出ということで、泗水地区に限定された陳情ではあるが、このことは決して泗水地区だけに限らず、菊池市全域でも同じようなことが言えると思うので、ぜひ菊池市全域で意向調査をして、どのようなニーズがあるのか把握した上で事業展開していただきたい。」との意見や「泗水地区では平成7年に戸別受信機を3,000件に配ってあり、今の状況や運用期限をまだ住民に説明していないので、できれば先に3,000件の意向調査をして欲しい。そうすることで、方向性が定まってくると思う。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第80号**、**議案第81号**、**議案第96号**、及び**陳情第3号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第79号**については、委員から「本条例改正は、6月に国会で成立した行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等によるものであり、この法律等には重要な問題が多数ある。第一の問題は、健康保険証廃止、マイナ保険証の強要によって、国民皆保険制度の崩壊を招くという点である。マイナンバーカードをめぐるのは、トラブルが次々と発生する中で、このような法律の改正はありえない。このように大変問題のある法律の一部改正を前提にした条例改正には反対する。」といった反対討論がありました。

また、委員から「本議案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴うものである。地方自治法上、法を超えた条例制定はできないことから、改正法に基づく今回の条例改正は実施すべきである。」といった賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第79号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年12月21日

総務文教常任委員会 委員長 後藤 英夫

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 2 件、議決案 11 件の 13 件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 82 号**については、執行部より「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

まず、**議案第 97 号**から**議案第 101 号**については、菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ、菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ、菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ、菊池市隈府小学校区児童育成クラブ、菊池市花房小学校区児童育成クラブにおける指定管理者の指定を行うものであり、一括して審査を行いました。執行部より「児童育成クラブ 5 か所については、現在の指定管理者に継続して指定を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「前回と同じ指定管理者とのことだが、他に応募はなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「公の施設については公募するのが原則だと思うが、今回の 5 施設については、保護者会等が地域に密着した運営をされており、公募は行っていない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「保護者会での運営が難しいとなったときに公募をかけても間に合わないのではないか。今の時点から公募をしていく必要はないのか。」との質疑に対し、執行部より「各クラブの運営や活動状況を注視し、指定管理者と連携を取りながら、公募を視野に入れ、今後 5 年間の指定期間の中で決定していきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「他の児童育成クラブで、公募により指定管理を行っている地元の N P O 法人の方に話を聞いたが、とても勉強になったと話されていた。地域の団体が運営を行うのはよいことだが、公募によって切磋琢磨することも必要ではないか。」との意見がありました。

また、委員から「菊之池地域では児童の数が増えていて、新しく児童育成クラブができたと思うが、定数は問題ないのか。」との質疑に対し、執行部より「現時点で待機児童はいない。しかし、長期休暇中のみ利用したいといった児童により利用人数が増える場合は、国や県の補助を活用しながら考えていきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員より「今後も児童数が増える地域については、先を見据えて対策を行っていただきたい。」との意見がありました。

また、委員から「地域によっては、児童数が減ってきているクラブもあると思うが、運営が難しくなった場合、利用料が上がることがあるのか。」との質疑に対し、執行部より「委託料については、運営の形態と、国や県が定める基準額に基づき算出している。現在、運営が難しいといった報告はないが、利用者が減少した場合は、20 人に満たないクラブに対する加算により対応できるものと考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 102 号**から**議案第 104 号**については、菊池市菊池老人福祉センター、菊池市七城老人福祉センター、菊池市旭志老人憩の家(太陽の家)における指定管理者の指定を行うものであり、一括して審査を行いました。執行部より「老人福祉法に基づき、高齢者の健康

増進等のための便宜を総合的に供与する施設で、前回と同じく菊池市社会福祉協議会を指定管理者に指定するものである。」との説明があり質疑を行いました。

委員から「前回と今回で指定管理委託料の金額は違うのか。」との質疑に対し執行部より「物価高騰等の影響で光熱水費が上がっており、また、コロナ禍により利用料収入が減っているため、委託料は増額となっている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「物価高騰等は理解できるが、今後はコロナ禍前のように利用者が増えれば、委託料は余るのではないか。」との質疑に対し、執行部より「利用人数の増加により、利用料収入が増えた場合については精査し、委託料を減額して支払うことになる。」との答弁がありました。

また、委員から「利用者の数が、コロナの影響で減っているようだが、今後は利用者が増えるように啓発等を行っていただきたい。」との意見がありました。

次に、**議案第 105 号**の菊池市七城ふれあいプラザについて、執行部より「高齢者の交流促進や憩いの場として、前回と同じく菊池市社会福祉協議会を指定管理者に指定するものである。」との説明があり質疑を行いました。

委員から「菊池市七城老人福祉センターとのすみ分けはどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「菊池市七城老人福祉センターではデイサービス事業などが行われている。併設する七城ふれあいプラザは、温泉施設などがあり、高齢者の生きがいと健康と福祉の増進を図り、地域の活性化を促進するために利用されている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 106 号**の菊池市七城高齢者能力活用センターについて、執行部より「高齢者の交流促進や活動の場として、前回と同じく菊池市社会福祉協議会を指定管理者に指定するものである。」との説明があり質疑を行いました。

委員から「どういう目的で、どういった費用対効果があるのか。」との質疑に対し、執行部より「以前は地域の方や、シルバー人材センターが作業等に利用されていたが、現在は活用が減少傾向にあり、令和 4 年度の延べ利用者数は 105 人となっている。今後の利活用について検討しているところである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 107 号**の菊池市泗水地域福祉センターについて、執行部より「子どもから高齢者まで、地域住民の福祉の増進及び意識の高揚を図ることを目的として、多機能室や研修室、浴室などを備え、高齢者や障がい者のデイサービスや、相談事業、各種研修等に利用されており、前回と同じく菊池市社会福祉協議会を指定管理者に指定するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「地域福祉センターということで、福祉課の所管ということだが、老人福祉センターと何が違うのか。子どもから高齢者まで利用できる施設となっているが、子どもの利用があるのか。」との質疑があり、執行部より「地域福祉の拠点として健康増進及び福祉に関する相談等を実施する施設となっており、子ども会等の活動や、高齢者及び障がい者のデイサービス等に利用することができる。しかし、近年は子どもの利用は減少している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「老人福祉センターについても、高齢者に限らず幅広く利用していただければよいのではないか。」との意見がありました。

次に、**議案第 140 号**の菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より「地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためである。

改正の主旨については、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から国民健康保険税のうち、出産される被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するものである。」との説明があり質疑を行いました。

委員から「対象者は何名いるのか。」との質疑に対し、執行部より「23名の方を対象として予算を計上している。」との答弁がありました。

さらに、委員より「対象者はどうやって把握されるのか、情報は窓口で伝えるのか。」との質疑に対し、執行部より「母子手帳の交付に合わせて周知を行う。また、職権でも適用が可能となっているので、未申請の方には通知を行うことも考えている。」と答弁がありました。

議員間討議では、**議案第 103 号**、**議案第 105 号**、及び**議案第 106 号**について、委員から「この3施設については、隣接しており、指定管理を全て菊池市社会福祉協議会が行っている。1つの議案にまとめて指定管理はできないのか。特に、**議案第 106 号**の菊池市七城高齢者能力活用センターについては、指定管理料が年間 33 万 3,000 円となっているが、年間の利用者数が 100 名程度であれば統合することができるのではないか。」「3施設については、今までは成り立ちが違ったため統合することが難しかったと推測するが、5年間の中で、統合する施設や廃止する施設について、調査等を行いながら進めていただきたいし、注視していきたい。」との意見がありました。

また、**議案第 107 号**について、「地域福祉センターという名称の中に老人という言葉がないから所管も変わって、地域の子どもから高齢者、障がい者も利用できるということであれば、老人福祉センターという在り方も地域福祉センターに変更して、いろんな人が利用できる施設としたほうがよいのではないか。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 82 号**、**議案第 97 号**から**議案第 107 号**、及び**議案第 140 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 5 年 12 月 21 日
福祉厚生常任委員会 委員長 緒方 哲郎

経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案 1 件、議決案件 10 件の 11 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第 84 号**については、執行部より「斑蛇口湖公園の鳳来いこいの広場内にあったトイレを解体したことにより、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 108 号**、及び**議案第 109 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 110 号**については、執行部より「公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、七城町特産品センターである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「メロンドームに関しては、接待費等に不適切な支出があったとのことだったが、今の状況はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「令和 5 年 3 月 31 日までに、返還されている。また、監査の指摘があった規程・要領等は、その前に制定されており、これに基づいて、その後は経営管理されている。市は、年 2 回、経理についての指導を行っている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今は、年に 2 回、チェックしているとのことだが、それ以降、接待費等で、不適切と思われるような事案は 1 件も無かったと認識して良いのか。」との質疑に対し、執行部より「担当課で、内容をチェックしているが、今は様式等を定められ、その様式に従って決裁を受けられており、その後、不適切と考えられる事案は無いと認識している。」との答弁がありました。

次に、**議案第 111 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 112 号**については、執行部より「公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、泗水町第二特産物センターである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「泗水町特産物センターと泗水町第二特産物センターの二つに分けて、指定管理しなくてはならない理由はあるのか。」との質疑に対し、執行部より「施設の内容が異なっ

ているため、それぞれ指定管理を行っている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 113 号**については、執行部より「公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市七城ふれあい交流館である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「これもメロンドームの敷地の中にあるので、指定管理がここだけ別というのはなかなか難しい。次回からは、全てを利用した形での提案が良いと思うが、どうか。」との質疑に対し、執行部より「七城町特産品センターとふれあい交流館の募集要項は、一緒の要項で募集を行っている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「募集要項が一緒であれば、施設を一つ追加するだけで一つの募集で良いと思うが、どうか。」との質疑に対し、執行部より「条例が異なっているため、それぞれで指定をしなければならない。」との答弁がありました。

次に、**議案第 114 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 115 号**については、執行部より「公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市リバーサイドパークである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「七城町振興公社も、不適切な支出を指摘された団体だが、ここからの返還金の状況はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「令和 5 年 3 月 31 日までに返還されている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「返還金額は、指摘された金額の約半額だったと思っている。今更だが、それは妥当だと思っているのか。」との質疑に対し、執行部より「返還金額は、市で妥当と判断しており、その全額を返還されたところである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 116 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 142 号**については、執行部より「公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市四季の里旭志である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「公募に対して 2 回とも応募が無かったこと理由は、ある程度、把握していると思うが、公募の要領を変えていく予定があるのか、それとも同じような条件で公募するのか。」との質疑に対し、執行部より「1 回目から 2 回目の公募では、参加資格要件を全国に広げている。1 回目の公募では、建物だけの売却で金額は 6,700 万円ぐらいであったが、今後見直しを行わなければ応募がないと思うので、条件や金額等を見直して、令和 7 年 4 月の民間移譲に向けて取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「建物は売却、土地は賃貸といったことにも多少のネックがあるのでは

ないか。建物は6,700万円で購入し、さらにランニングコストとして土地賃借料を払わなければならないことにもネックがあると思うので、併せて変えていかなければ厳しいのではないか。」との質疑に対し、執行部より「今の条件での売却は、厳しいところもあり、柔軟に検討していきたい。」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第110号**、及び**議案第115号**について「監査指摘で不適切支出とされた金額に対して、指定管理者が返すと決めた金額は、令和5年3月31日に全額返還されたとのことだが、監査では、返還額の約2倍の金額が不適切支出と指摘されている。指摘された金額の半額しか返還されていないというのはいかなるものか。」との意見がありました。

次に、**議案第111号**、及び**議案第112号**について「同じところにある施設の指定管理については、条例が違うから別々にということだったが、次回からは、条例等の改正等を行い、一括管理のような形にしたほうが効率的で、金額的にも安くなると考えられるので、検討するように。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第84号**、**議案第108号**、**議案第109号**、**議案第111号**、**議案第112号**、**議案第113号**、**議案第114号**、**議案第116号**、及び**議案第142号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、**議案第110号**については、委員より「接待等で不適切な支出と監査指摘を受けた金額は、返還された金額の倍の金額であるにも関わらず、七城町特産品センターでは、監査で指摘された金額の半額だけを返還しているとのことだが、納得できない。」との反対討論がありました。

次に、**議案第115号**については、委員より「**議案第110号**、七城町特産品センターと同様の理由があるが、このリバーサイドパーク（温泉ドーム）に関しては、ポンプが故障していることもあって、ある一定期間休館して修理すると聞いている。不適切な支出等がなくて、きちんとした経営を行っていれば、こういった費用も市から支出しなくても済んだのではないか。」との反対討論がありました。

採決の結果、**議案第110号**、及び**議案第115号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年12月21日
経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 90 号**から**議案第 95 号**、及び**議案第 141 号**の 7 議案です。

12 月 4 日、7 日、及び 18 日に予算決算常任委員会を、12 月 11 日、12 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

委員会の会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第 90 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、地域振興費の移住推進事業について、執行部より「手数料 2 万 8,000 円の増額については、空き家バンクへ登録される前の空き家物件の調査費で、空き家 5 件、空き地 2 件の状態調査を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今、空き家バンクの登録件数は何件なのか。」との質疑に対し、執行部より「登録件数は 10 件で、内訳は空き家が 7 件、空き地が 3 件である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「空き家を活用していくことはとても重要だと思うが、空き家が実際に活用された実績は。」との質疑に対し、執行部より「今年になって、約定件数としては 4 件で賃貸が 1 件、売買が 3 件の実績となっている。」との答弁がありました。

また、委員から「空き家を活用していく上での課題は。」との質疑に対し、執行部より「昨年度、旭志地域に空き家調査を実施したところ、50 件ほどの空き家があった。所有者に対して空き家バンクの登録のお願いをしたが、登録はいいが、自分が住んでいた地域に知らない人が入ってきて、区の行事への参加や区費をきちんと払われるのかが心配だという懸念を持たれている所有者が多かった。今後、登録に当たっては、市も行政区との間に入って、信頼関係を築いていく取組が必要だと感じている。」との答弁がありました。

次に、歳入の消防債について、執行部より「消防債 2,000 万円の増額については、消防積載車及び消防ポンプの購入財源 3,550 万円を過疎対策事業債から緊急防災・減災事業債へ財源の組替えを行うもの、及び消火栓設置工事負担金の財源として、緊急防災・減災事業債 2,000 万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「過疎債が使えなかったということだが、過疎地域の発展を考えると、今後下水道整備など様々なことが考えられるわけで、先に事業費の事前協議はないのか。申請してみないと分からないという状況で、当初予算編成をするのであれば、事業展開が難しいと思うがどうか。」との質疑に対し、執行部より「まず、過疎債の事前協議については、前年度中に所要見込額調査がある。ただし、並行して、国で地方債計画を立てられて、全体枠を設定されるため、この所要額見込調査がどこまで反映しているのか分かりかねる。また、当該年

度に実際に予算化した分について、起債の申請を行うが、国の地方債計画を上回っていれば削減されてくるという仕組みになっている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「過疎債の限度額が増えないと、インフラ整備などの計画が立たないと思うので、市からも国・県に対して、要望を行っていただきたい。」との意見に対し、執行部より「機会があるごとに要望していきたい。」との答弁がありました。

次に、財産管理費の用度管理経費について、執行部より「消耗品費 134 万 2,000 円の増額については、物価上昇に伴い、コピー用紙の単価等が著しく高騰しているため、全庁的に使用する消耗品費を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「市主催の様々な会議に行くが資料がたくさんあり、必要以上に印刷され余っているものも多いと感じるが、全庁的に節約のための対策はしているのか。」との質疑に対し、執行部より「会議資料については、確かにまだ紙ベースで作成するものが多く、主催課としては出席者の人数分を用意しておかなければいけないということもあり、それが余っているという状況である。庁内全体としてはデジタル化を推進しており、ペーパーレス化のために庁内の会議はほとんどタブレットで対応している。」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の医療助成事業については、執行部より「新型コロナウイルス感染症が 2 類から 5 類に移行し、医療費の自己負担が発生することによる予算の不足が見込まれるため、1,502 万 4,000 円を増額するものである。また、歳入の子ども医療費助成事業補助金は、県が 2 分の 1 を補助する制度が令和 5 年 1 月分から拡充されたため、当初予算額に拡充された 476 万 6,000 円を増額し、2,065 万 1,000 円を計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「県が 2 分の 1 を補助するとのことだが、1,502 万 4,000 円の歳出の増額に対して、歳入が 476 万 6,000 円しか増額されないのはなぜか。」との質疑に対し、執行部より「県は就学前の子ども通院及び中学生までの入院に対して 2 分の 1 の補助を行うが、本市では高校生まで医療費の助成を行っており、不足する分については一般財源である。」との答弁がありました。

次に、農業振興費の攻めの園芸生産対策事業については、執行部より「攻めの園芸生産対策事業として、ウッドチップを導入する金峰果樹組合に対し、補助率 3 分の 1 以内で県からの補助金を交付するものであり、負担金補助及び交付金として 36 万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「事業の実施については、金峰地区以外に要望は無かったのか。」との質疑に対し、執行部より「金峰地区だけである。」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より「中小企業・小規模事業者エネルギー価格高騰対策補助金の額が確定したので、2,987 万 2,000 円を減額し、新たなエネルギー対策に対する支援として 2,987 万 2,000 円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「あと3か月少々しかない状況で、きちんと執行できるのか。」との質疑に対し、執行部より「令和6年1月中旬より申請を受け付け、2月中旬を期限と考えており、今回は申請確認後、補助要件に該当している事業者に対しては、随時、交付決定・確定、支払いを行うので、年度内での完了は達成できるものと考えている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「見込みがあつての予算だと思うが、来年3月までに執行できるかの見込みは本当に大丈夫なのか。」との質疑に対し、執行部より「今回の予算の積み上げに関しては、近隣自治体が昨年行っている支援内容や、光熱水費の金額、事業者数等を参考にしながら、菊池市の事業者数を経済センサスの数値から比較して、補助該当事業者の積算を行っている。」との答弁がありました。

また、委員から「要件のハードルが大分下がっていて、医療・介護関係にも幅を広げるとの説明があつたが、知らなかった等の声が出ないように、周知が肝要になってくると思うが、どのような状況か。」との質疑に対し、執行部より「まずは市の広報紙、あとは市のホームページや安心メール、商工会会員には商工会のほうからチラシの配布やSNSでの周知を行う等の対応をとっていきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、学校管理費の小学校増築事業について、執行部より「工事請負費289万3,000円の増額については、菊之池小学校の特別支援学級のクラス増に伴う職員増により、職員室拡張が必要になったものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今、菊之池小学校は改築を行っているが、今回の分は当初予算では見込めなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「特別支援学級の児童数が増えたので、急遽対応が必要になり、当初は見込めなかったものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「以前質疑した時は、今後も菊之池小学校の児童数は増えていくと予想される中で、その場合も対応できるという答弁だったかと思うが、特別支援学級が増えて先生が一人二人増えたからといって、職員室を増築するというのは余りにも見込みが足りないのでは。」との質疑に対し、執行部より「今回の増築に関しては、職員室と隣接する更衣室を改修して、職員室として使える面積を増やすということを計画している。職員の増と併せて、印刷製本費削減のためのプリンター導入など職員室内の備品も増えており、総合的に判断して、来年度には現在の職員室の面積では足りないため、今回補正するもの。」との答弁がありました。

また、委員から「今行っている工事を変更契約するのか。それとも別に発注するのか。」との質疑に対し、執行部より「現在の工事を変更して追加するほうが、費用的にも効率的な進め方ができるので、変更契約を考えている。」との答弁がありました。

次に、体育施設費の体育施設整備事業について、執行部より「工事請負費1,227万9,000円の増額については、七城体育館の照明に不具合があり、電球交換では改善できず、調査の結果、老朽化に伴う故障と漏電も併発していることが判明したので、年度内に修繕を完了するために、来年度予定していたLED化を行うもの。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「体育施設のLED化について、今後の整備計画は。」との質疑に対し、執行部より「計画的にLED化へ更新するように計画しており、まずは体育館から七城、泗水、旭

志の体育館を令和7年度までに施工する予定である。グラウンドのLED化についても今後計画を立てていきたい。」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正について申し上げます。

まず、執行部より「広報紙作成業務は、年度当初より委託業務が発生するため債務負担行為補正を行うもので、期間は令和6年度、限度額を1,584万円とするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「期間を単年度としている理由は。」との質疑に対し、執行部より「昨今の物価高騰により用紙代等の高騰があるため、単年度契約として対応したい。」との答弁がありました。

また、委員から「広報紙作成については、原稿をイラストレーター等で作り上げて、印刷業務だけを業者に委託していると聞いていたが、それでよかったか。」との質疑に対し、執行部より「印刷業務だけを委託していたのは令和3年度までで、令和4年度からは、指定するページへの原稿入力や紙面校正、印刷などを業者に委託している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「市内に印刷業者もあるので、編集と印刷を分割して、市内業者に発注するなど地元業者の活用ということも、検討いただきたい。」との意見がありました。

また、委員から「用紙代が上がっているなら、広報紙のページ数を減らすなど、今後は紙面の刷新を行っていく必要があると思うが、物価高騰に対応して、広報紙での節約については協議をしているか。」との質疑に対し、執行部より「紙面の見直しも十分検討すべきところで課内でも検討を行っている。」との答弁がありました。

次に、執行部より「ごみ収集運搬業務について、新年度当初から開始する必要があるため、2億1,531万2,000円を計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「ごみは人口の増減に伴い増減すると思うが、人口が減少していても経費が変わらないのはなぜか。」との質疑に対し、執行部より「委託料の算定については、ごみの量や人件費、車両の経費等も関係しているためである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今後、TSMC等の進出により人口の増加があっても変わらないのか。」との質疑に対し、執行部より「ごみの増加により、ごみ収集車が収集を行う回数が増えれば経費は増える。」との答弁がありました。

次に、執行部より「重層的支援体制整備事業業務について、各課で対応している、介護・障がい・子育て・生活困窮等の相談は、複合化したケースが多くあり問題解決が困難である。相談をワンストップで行い、包括的な支援体制において対応するため、専門員1名を配置し業務委託するため、883万3,000円を計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「人件費等の積算の内訳はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「人件費は650万円、その他燃料費とコピー代等の事務経費である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「人件費は 650 万円とのことだが、有する資格は決まっているのか。」との質疑に対し、執行部より「社会福祉士等が相談業務を行う。」との答弁がありました。

次に、執行部より「基幹相談支援センター運營業務について、重層的支援体制整備事業における、障がい者の相談支援部分を担う部門として、専門相談員 2 名による新たな機関を本庁舎内に設置するため、1,230 万円を計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「2 名配置することのことだが、人件費等の積算の内訳はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「人件費は 1 人 500 万円で積算し、車両のリース料、燃料費及び事務経費である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「配置される方が有する資格はなにか。」との質疑に対し、執行部より「主任相談支援専門員または相談支援専門員等である。」との答弁がありました。

次に、執行部より「生活困窮者自立支援事業について、任意事業として県と共同で実施する、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業、一時生活支援事業にかかる 517 万 5,000 円の負担金である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から、「生活保護者数は、令和 5 年 6 月 1 日時点で 344 世帯 466 名だったが、現在の人数は。」との質疑に対し、執行部より「328 世帯 399 名である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「生活保護者数の減少は、自立支援事業の成果が出ているとのことか。」との質疑に対し、執行部より「一般就労等により自立される方が増えているため、事業の効果ではないかと考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 91 号**の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、**議案第 92 号**の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）、及び**議案第 93 号**の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 94 号**の水道事業について、執行部より「債務負担行為については、水質検査業務、電気工作物点検業務、塩素滅菌設備維持管理業務、及び量水器購入業務の 4 事業を追加するもので、期間をいずれも令和 6 年度、限度額をそれぞれ 1,085 万 3,000 円、313 万 2,000 円、176 万 6,000 円及び 958 万 8,000 円とするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「水質検査業務には、どういったものがあるか。」との質疑に対し、執行部より「法定検査の浄水の 51 項目、浄水の 9 項目、原水の 40 項目、大腸菌等、農薬類等、有機フッ素化合物といった検査をするものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「水質検査は、水源地にだけ行うということか。」との質疑に対し、執行部より「51 項目や 9 項目等は、配水池のほうも含まれる。」との答弁がありました。

また、委員から「有機フッ素化合物の水質検査は、今年 3 か所を検査して、残りは来年度とのことだったが、その分はこの債務負担行為には入っていないということか。」との質疑に対し、執行部より「残りの 12 か所分は、令和 6 年度に行えるよう、この債務負担行為の

中には 12 か所分の有機フッ素化合物検査を含んだところで、債務負担額を計上している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「残りの分も、できれば前倒して年度内に行ったほうが良いのではないか。ぜひとも前向きに検討いただきたい。」との意見がありました。

次に、**議案第 95 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 141 号**中、その主なものを申し上げます。

社会福祉総務費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等への支援のため、1 世帯当たり 7 万円を支給するもので、財源は全額国庫補助金である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今まで非課税世帯に対し支給した同様の給付金の総額はいくらか。」との質疑に対し、執行部より「令和 3 年度に 10 万円、令和 4 年度に 5 万円、令和 5 年 7 月に 3 万円、今回の 7 万円を含めると合計 25 万円である。」との答弁がありました。

また、委員から「今回の給付金は現金で支給しなければならないというルールがあるのか。令和 5 年 9 月の福祉厚生分科会において、国からの給付金の支給があった場合、半額程度をめぐるん券で支給してほしいとの意見を伝えたが、なぜ今回も全額現金で支給するのか。」との質疑に対し、執行部より「国の補正予算が 11 月に成立し、年内には支給をするようにとのことだが、時間的に難しい状況であり、速やかに支給するという事を主眼としているため、全額現金での支給としている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「令和 5 年 9 月にめぐるん券での支給を考えてほしいと伝えているし、速やかな支給も必要だと思うが、同様の給付金があった場合には対応できるよう体制を整えてほしい。」との意見がありました。

議員間討議では、まず、**議案第 90 号**の体育施設整備事業について「七城体育館の LED 化に関しては、水俣条約に基づき、国の地球温暖化対策計画において、2030 年度までに 100% LED 化するという計画であり、地方自治体も求められている。LED 化には、かなりの財源負担等がある中で、東京都の町田市の事例では、リース事業により単年度の負担を減らして、水銀灯を LED に換えることで、電気代が縮減され経常経費が下がったという現状もある。今後、全庁的に LED 化を進めるに当たっては、公募型プロポーザルであれば、様々な業者からいろんな提案があると思うので、財源負担が掛からない手法で進めていただきたい。」との意見や、教育費について「市内の小中学校の子供たちの増加によって、普通学級・支援学級の増設、備品の購入等の予算が計上されている。次年度に向けて、教員不足が予想されるということで、その分の教員の増については、県教育委員会に要望しているとのことだが、教員不足は深刻な状態が続いている。市教育委員会として、常に国・県に対して、教員の増と併せて、委員会でも採択した速やかな少人数学級の実現を引き続き求めていただきたい。」との意見がありました。

また、債務負担行為補正について「複数年度で契約ができて、安くなるものであれば複数

年度で考えるべきと思う。ただし、業者が固定化しないように、しっかりと競争の原理を働かせて入札するなど、最小限の予算で最大の効果を発揮するように、コスト意識を持って業務に当たっていただきたい。」との意見がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業について「今回、予算を組み替えるとのことだが、こういった国の交付金はきちんと執行していくべきであり、令和2年度から令和4年度までのコロナ禍のときと比べて、令和5年度では状況が変わってきているということを鑑みたくて、しっかりと取り組んでいただきたい。」「忙しくしている医療・介護の分野の方々がこの情報にたどり着けるのか、非常に心配している。きちんと情報が行き届くためには、健康福祉部とも連携を取りながら、情報伝達が行き届くように努力していただきたい。」との意見がありました。

次に、**議案第94号**の水質検査業務に関する債務負担行為について「有機フッ素化合物の水質検査は、本年度に3か所実施し、残りの12か所を来年度の債務負担行為として計上してあるが、残りの12か所も今年度中に行ってから公表する形が望ましいのではないか。」との意見がありました。

次に、**議案第141号**の物価高騰対応重点支援事業について「国からの手当を迅速に支給する必要があるため、めぐるん券での支給は考えていないとのことだったが、今後は、国から同様の給付金があった場合、めぐるん券での支給に対応できる仕組み作りを行ってほしい。」「国の補正予算の成立から、緊急性がある給付金をスピード感をもって対応していただいたと感じている。」との意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言、及び各分科会長に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第90号**から**議案第95号**、及び**議案第141号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年12月21日

予算決算常任委員会 委員長 二ノ文 伸元

付 録

令和5年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(11月28日・12月21日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第77号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第78号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第79号	菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第80号	菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第81号	菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第82号	菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第84号	菊池市斑蛇口湖公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第85号	令和5年度菊池市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第86号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第87号	令和5年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第88号	令和5年度菊池市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第89号	令和5年度菊池市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第90号	令和5年度菊池市一般会計補正予算(第10号)	原案可決
議案第91号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第92号	令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第93号	令和5年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第 94 号	令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第 95 号	令和5年度菊池市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第 96 号	公の施設の指定管理者の指定について （きくちふるさと水源交流館）	原案可決
議案第 97 号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ）	原案可決
議案第 98 号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ）	原案可決
議案第 99 号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ）	原案可決
議案第 100号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市隈府小学校区児童育成クラブ）	原案可決
議案第 101号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市花房小学校区児童育成クラブ）	原案可決
議案第 102号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市菊池老人福祉センター）	原案可決
議案第 103号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市七城老人福祉センター）	原案可決
議案第 104号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市旭志老人憩の家（太陽の家））	原案可決
議案第 105号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市七城ふれあいプラザ）	原案可決
議案第 106号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市七城高齢者能力活用センター）	原案可決
議案第 107号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市泗水地域福祉センター）	原案可決
議案第 108号	公の施設の指定管理者の指定について （きくち観光物産館）	原案可決
議案第 109号	公の施設の指定管理者の指定について （旭志ふれあいセンターほたるの里）	原案可決
議案第 110号	公の施設の指定管理者の指定について （七城町特産品センター）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町特産物センター)	原案可決
議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町第二特産物センター)	原案可決
議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあい交流館)	原案可決
議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市有朋の里泗水孔子公園)	原案可決
議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市リバーサイドパーク)	原案可決
議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市竜門ダム広場)	原案可決
議案第117号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第118号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第119号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第120号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第121号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第122号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第123号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第124号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第125号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第126号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第127号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意

議案番号	件名	審議結果
議案第128号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第129号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第130号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第131号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第132号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第133号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第134号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第135号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第136号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第137号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第138号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第139号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第140号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第141号	令和5年度菊池市一般会計補正予算（第11号）	原案可決
議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市四季の里旭志）	原案可決
議案第143号	令和5年度菊池市一般会計補正予算（第12号）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議員提出議案		
議員提出 議案第 2号	菊池市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定 について	原案可決
陳情		
陳情第 3号	防災無線戸別受信機（デジタル）の設置に関する陳情書	採 択
報 告		
報告第 2 3号	専決処分の報告について （道路管理瑕疵）	原案報告
報告第 2 4号	専決処分の報告について （道路管理瑕疵）	原案報告
報告第 2 5号	専決処分の報告について （道路管理瑕疵）	原案報告